

第 4 編

震災時の応急対策

国及び被災自治体の対応

阪神・淡路大震災の発生に対して政府は、直ちに非常災害対策本部を設置するとともに、非常災害対策本部会議を開催し、また政府調査団を派遣するなどして、その対応に当たった。1月19日には緊急に政府として一体的かつ総合的な対策を講ずるため緊急対策本部を設置、さらに翌20日には災害対策を政府一体となって推進するため行政各部の所管する事務の調整を担当する兵庫県南部地震対策担当大臣を任命するなどして、災害対策に当たった。

また、兵庫県をはじめ神戸市等の被災自治体においては、震災直後の交通途絶と情報通信手段の断絶等の大混乱のなか、被害情報の収集に努めるとともに、地域防災計画に定める災害応急計画を基本としながら、消防や警察、自衛隊と緊密な連携のもと、人命救助、生活必需物資の確保、緊急輸送ルートの確保などの緊急対策に全力を挙げた。

日本消防協会においても、兵庫県南部地震災害対策本部を設置するとともに、現地への応援隊の派遣、消防活動に必要な物資及び義援金の交付等を行い、組織を挙げて対応した。

第1 応急対策措置

1 初動期の対応

国及び被災自治体における初動期の対応は、次のとおりである。

(1) 国の初動体制

気象庁においては、1月17日5時46分に地震が発生した後、大阪管区气象台が5時55分に関係行政機関等に地震情報を送付し、気象庁が6時4分に国土庁など関係省庁へ気象情報同報装置（一斉FAX）により地震情報を送付した。

警察庁においては、6時すぎに全国の機動隊等に対し出動準備を指令するとともに、被災府県警察に対する被害状況の早期把握を指示し、情報収集に当たった。

8時すぎには大阪府警察、以後、徳島、兵庫など各府県警察のヘリコプターが順次離陸し、状況把握に努めた。

防衛庁においては、地震発生直後の6時から各部隊において逐次非常態勢をとるとともに情報収集を始め、7時すぎには航空偵察を開始、7時30分ごろには兵庫県庁等へ連絡調整要員を派遣、8時前には近傍災害派遣を実施、10時には貝原兵庫県知事からの災害派遣要請を受けて順次神戸市、淡路島などへ自衛隊の派遣を行った。

海上保安庁においては、地震発生直後より行動中の巡視船艇により被害状況調査を始めた。また、7時ごろにはその他の巡視船艇、航空機を順次状況調査に投入した。

国土庁においては、6時8分に一斉情報連絡装置により地震情報を大臣秘書官はじめ国土庁災害対策要員に連絡し、非常招集を行った。その後、6時50分から警察庁、消防庁への被害情報収集を開始、7時には総理大臣秘書官と情報連絡を開始、7時30分に非常災害対策本部の設置手続きを開始、8時21分には災害対策関係省庁連絡会議の開催を各省庁に通知した。

(2) 自治省消防庁の初動体制

自治省消防庁においては、6時5分に気象庁から地震情報を受信し、直ちに関係府県に対し、適切な対応と被害報告を行うように連絡し、情報収集を開始した。以降、継続して被害状況の把握に努めるとともに、消防組織法第24条の3に基づく応援の要否について兵庫県に打診した。また並行して、他の都道府県及び消防本部に対して、出動の可否について確認し、消防広域応援の準備を連絡した。

表1のとおり8時には消防庁兵庫県南部地震災害対策連絡室（室長・消防庁次長）を設置し、9時には消防庁兵庫県南部地震災害対策本部（本部長・消防庁長官）を設置して対処した。（その後、2月14日の閣議の口頭了解を受けて、本震災を「阪神・淡路大震災」としたことから「消防庁阪神・淡路大震災災害対策本部」と名称を変更した。）

10時には、兵庫県知事から消防庁長官への要請を受け、直ちに都道府県を通じて、兵庫県以外の消防本部に対して応援出動の要請をした。

発災当日午後からは近隣府県に対し緊急に必要な生活関連物資で応援可能なものについて照会し、毛布、乾パン等の搬送、給水車の派遣を要請した。

また、安定した通信回線の確保のため、香川県



各消防本部から続々と被災地へ向かった
（写真は奈良県大和郡山市消防本部）

に衛星通信車載局の淡路島への出動を要請し、発災から2日間、情報の収集を行った。

その後、被災者保護のための生活関係物資の支援調整、人的応援の調整等を行うための窓口の設置等、各種の対策（「2 災害対策本部の設置」の項参照）を講じた。

表1 本部等の設置、応援部隊の開始、解散月日一覧

	名称	本部長	開始月日	解散月日
消防庁	消防庁兵庫県南部地震災害対策連絡室	消防庁次長	1月17日 8:00	災害対策本部へ移行
	消防庁阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）災害対策本部	消防庁長官	1月17日 9:00	継続中
	消防広域応援（陸上部隊）広域航空消防応援（ヘリ）		1月17日 10:00	3月31日 全て引揚
	消防庁現地連絡調整本部	消防大学 校副校長	1月17日	3月31日
	消防庁兵庫県南部地震災害対策本部「各都道府県の協力に関する窓口」		1月18日	3月31日
自治省	自治省兵庫県南部地震災害連絡会議	議長 自治大臣	1月17日 10:30	対策本部へ移行
	自治省阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）災害対策本部	自治大臣	1月22日 10:30	継続中

出典：「消防白書」平成7年版 消防庁
〔編注〕「継続中」は、平成8年2月現在である。

(3) 兵庫県の初動体制

神戸海洋気象台から、1月17日6時50分に「5時46分ごろ、淡路島北部の北緯34.6度、東経135.0度、深さ20kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生した。この地震により、神戸と洲本で震度6を観測したほか、広い範囲で有感地震となった」との地震情報を受信した（後日、気象庁より一部の地域が震度7と報告され、震度が修正された）。

兵庫県警察本部警備課から、6時55分に消防交通安全課（その後「消防防災課」と名称を変更）職員へ「神戸、阪神間を中心に大きな被害が発生している模様、目下状況把握中」との被害発生情報の第一報が入った。

1月17日未明の地震発生以降、翌18日にかけての兵庫県の初動活動は、甚大な被害の全容が思うように把握できないなか、限られた情報と人員、極限状態の非常に困難な条件下で進められた。想定を超えた災害のため、地域防災計画を基本としつつも、マニュアルを推進する条件すら整わない状況で、臨機応変の対応を迫られることの連続であった。

何よりもまず、人命の救助を最優先に、同時多発した火災の消火、被災者の救援、非常用食料などの生活物資の確保等について、消防並びに警察、自衛隊そして市町がそれぞれ現場部隊として第一線で取り組んだ。

また、兵庫県は、いわば後方支援部隊として、県民への情報提供を含めて広域的な支援活動を24時間体制で進めたが、兵庫県の初動活動は次の3つの段階に大きく分けることができる。

i 災害対策本部の設置及び初動活動

（地震発生から当日の正午ごろまで）

組織中枢の被災下で甚大な被害が想定されるなか、限られた情報と人員で災害状況の把握に奔走した。まず人命の救助・救出を最優先として関係機関へ要請するとともに、緊急対策を始

動した。

ii 態勢の整備と緊急最優先対策の実施

（当日の正午ごろから夕方まで）

被災地域、規模が明らかになるなかで、人命の救助・救出に加え、食料、飲料水、毛布の確保等、避難住民を中心とした緊急の最優先対策を実施した。

iii 緊急最優先対策の第2ステップへの取り組み

（当日の夕方から翌18日にかけて）

被災市町全域の住民を対象とし、余震対策を含めた緊急最優先対策の第2ステップに取り組むとともに、本部長（知事）から県民への緊急呼びかけを行った。

〈緊急最優先対策への取り組み〉

緊急最優先対策の取り組み等については、次のとおりである。

淡路・明石から神戸・阪神間を中心に建物倒壊や火災の多発など被害の拡大や甚大さが明らかになるにつれ、避難者が17万人を超える規模になることが予想され、厳冬期であることを勘案した広域的な緊急救援対策の必要性が認識された。

このため、人命救助とともに兵庫県災害対策本部は、緊急最優先対策の第1ステップとして次のことを最優先に実施することとした。

- 食料、飲料水、毛布の確保
- 生活物資の確保及び輸送の確保
- 余震対策

上記の救援活動に全力を挙げるなか、水道・電気・ガス等ライフライン施設及び鉄道等の交通網の復旧が長期化することなどから、緊急救援対策を必要とする在宅者を含めた被災者は200万人前後になるものと予測された。

こうしたことにより、夕方ごろからは最優先対策の第2ステップとして、次のことを重点目標とし、取り組みを進めた。

- 食料1日500万食と1人1日当たり飲料水1ℓの当面の必要量の確保

- 医療体制の確保（医師の確保、救護班の要請等）
- 物資等輸送ルートの充実とベースキャンプの設置
- 建築物の安全チェック等余震対策の実施
- ライフライン施設等の復旧体制の確立
- 避難所への仮設トイレの確保
- 仮設住宅の検討、公営住宅等の確保

〈緊急最優先対策実施体制の整備〉

兵庫県では、被災地域に対し災害救助法を順次適用するとともに、緊急対策について、市町を全面的にバックアップしながら被災地域全域を対象に広域的に推進するため、職制を超えて緊急物資、緊急輸送、余震対策の3つの班編成を行った。

また、災害対策本部に常駐する本部長（知事）からは、新たに出勤する本部員に対して個々の指示が行われ、国、自治体、関係機関等の応援を得ながら、限られた人員で翌18日朝にかけて24時間体制で取組みを進めた。

(4) 災害救助法の適用

被害状況が判明するにつれ、1月17日12時神戸を皮切りに、淡路島5町、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚の各市に災害救助法が適用された。その後順次その指定が拡大し、災害救助法の適用市町は、最終的に兵庫県内で10市10町、大阪府内で5市になった。

また、兵庫県において市町委任事項であった災害救助法に基づく救助の実施について、今回の地震災害に限り、広域にわたるものについては1月17日付で災害救助法第30条に基づく「市町長に権限を委任する規則」の一部改正を行った。

[災害救助法の適用]

1月17日 神戸市（12：00）、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町（17：00）、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市（23：00）

1月18日 川西市、豊中市
 1月19日 明石市、五色町
 1月22日 三木市、洲本市、西淡町
 1月25日 大阪市、池田市、吹田市、箕面市
 1月31日 三原町
 2月1日 緑町、南淡町
 （1月17日に遡及適用）

(5) 激甚災害の指定

政府においては、阪神・淡路大震災をいち早く「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定して、同法に基づく被災地方公共団体に対する特別の財政援助や被災者に対する特別の助成措置を講じることとした。

このため、1月25日付け「平成7年の兵庫県南部地震についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第11号）」をもって「平成7年の兵庫県南部地震による災害」を激甚災害に指定し、適用区域を「大阪府及び兵庫県の区域」とした。

このなかで、同法第22条の適用を受けた区域は次のとおりである。

兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、 西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、 津名郡津名町、北淡町、一宮町、 五色町、東浦町
大阪府	豊中市

2 災害対策本部の設置

今回の震災では、政府及び自治省消防庁において本部体制を確立するとともに、被災自治体においても、兵庫県及び県下の22市町、京都府及び府

下の14市町、大阪府及び府下の9市町、奈良県において、災害対策本部等を設置し災害対策を講じた。

(1) 政府の非常災害対策本部の設置

〈非常災害対策本部〉

政府においては、被災地の情報・ライフライン施設の損壊により、被災地からの生の被害情報が入手できないなか、マスコミを含めて関係機関からの情報収集に努める一方、1月17日10時すぎ、災害対策基本法に基づいて、国土庁長官を本部長とする「平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部」を閣議決定により設置した。

11時、災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害状況及び各省庁の対応について情報交換を行った。

その後、11時30分からは第1回非常災害対策本部会議を開催した。同会議では、余震に対する嚴重な警戒、被害状況の的確な把握、行方不明者の捜索・救出、被災者に対する適切な救済措置、火災に対する早期消火、道路・鉄道・ライフライン施設など、被災施設の早期応急復旧を当面重点的に実施することを決定した。

また、第1回非常災害対策本部会議では、応急対策に万全を期するため、速やかに政府調査団を派遣することを決定し、1月17日の午後から翌18日にかけて、国土庁長官を団長とする15省庁20名からなる調査団を現地に派遣し、神戸・阪神間及び淡路島にかけての被害状況の把握に努めた。なお、派遣省庁は、国土庁、警察庁、科学技術庁、防衛庁、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、気象庁、郵政省、建設省、労働省、自治省、消防庁である。

1月18日に第2回非常災害対策本部会議、さらに1月23日に第3回非常災害対策本部会議をそれぞれ開催した。第3回非常災害対策本部会議においては、余震の状況、被害状況、各省庁の対策、現地対策本部の設置について情報交換を行い、また、すでに各省庁で行っている交通の確保・緊急



現地を訪れた村山総理大臣（当時）

輸送活動、救助活動、救急医療活動、食料・飲料水・生活必需品の調達・供給、応急救容、ライフライン施設等の課題について、分野別に関係省庁により適時適切に連絡調整のうえ、措置を講じていくことを確認した。

1月19日には、村山富市内閣総理大臣（当時）がヘリコプターで神戸市入りしての被災現場を視察し、被災地住民らを励ました。

〈現地対策本部〉

1月21日、政府は、災害対策をさらに強力に推進するため、非常災害対策本部の現地対策本部を神戸市に置くことを閣議決定し、翌22日から事務所を開設（4月4日廃止）した。

現地対策本部は、政府一体となって推進する対策を被災地方公共団体との連絡調整を図りつつ、被災地において機動的かつ迅速に進めるとともに、被災地方公共団体の災害対策本部が行っている災

害対策に対して最大限の支援、協力を行い、復旧、復興対策に関しても地方公共団体の求めに応じて、迅速かつ適切な助言を行うために設置された。

(2) 緊急対策本部の設置

1月19日の閣議決定により、緊急に政府として一体的かつ総合的な対策を講ずるため、内閣総理大臣を本部長とし、すべての閣僚を本部員とする「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置し、延べ10回の本部会議を開催し、食料、医療、緊急輸送、住宅など緊急の問題について閣僚が一致協力して対策を推進することとした。

なお、地震発生から100日を経過し、復旧も順調に進捗していることから、4月28日、閣議決定により同本部を廃止することとした。

(3) 兵庫県南部地震対策担当大臣の任命

1月20日、内閣総理大臣は、阪神・淡路大震災の災害対策を政府一体となって推進するため、行政各部の所管する事務の調整を担当する国務大臣（通称「兵庫県南部地震対策担当大臣」）を任命した。また、同日の閣議決定において、小里貞利同大臣は「平成7年（1995年）兵庫県南部地震非常災害対策本部」の本部長に任命された。

なお、1月23日には国土庁内に兵庫県南部地震対策担当大臣の特命室を設置し、11省庁の担当者が各省庁の施策を調整しつつ同大臣の特命事項を処理した。

(4) 緊急救援活動のための連絡所等の設置

自治省消防庁をはじめ、自衛隊、海上保安庁など救援活動に携わる国の機関は、兵庫県災害対策本部が設置されている兵庫県庁本庁舎2号館に連絡所等を設置し、災害対策本部との緊密な連携のもとに、人命救助をはじめとする緊急救援活動を展開した。

1月17日に震災対処自衛隊調整室（陸上自衛

隊）、海上自衛隊連絡所、海上保安庁県庁連絡調整事務所、1月18日に航空自衛隊中空調整室、1月17日には消防庁現地連絡調整本部をそれぞれ設置した。

(5) 自治省消防庁災害対策本部の設置

自治省消防庁においては、前述のとおり、17日9時に消防庁兵庫県南部地震災害対策本部（本部長・消防庁長官）を設置した（その後、「消防庁阪神・淡路大震災災害対策本部」と名称を変更）。

〈各都道府県の協力に関する窓口の設置〉

1月18日の全国都道府県総務部長会議において、自治事務次官が各分野における職員の応援、物資の救援について、各都道府県、市町村の積極的な協力を要請するとともに、消防庁の災害対策本部内に「各都道府県の協力に関する窓口」を開設した。この窓口は、被災地の地方公共団体と応援側都道府県との連絡調整を行うことを目的としたものである。

窓口には、消防庁と全国の都道府県消防防災主管課との連絡用に消防防災無線専用電話機、NTT回線を増設した。

また、地域衛星通信ネットワークにより情報収集伝達を行い、無線網が大きな力を発揮した。

〈応援調整〉

窓口では、被災地で不足している物資の品目や量、応援が必要な職員の分野や人員についての情報を収集し、各都道府県に連絡した。発災当初は、具体的な要請内容を把握することは困難であったが、被災地のニーズを推定し、物資等の搬送を行った。また、各都道府県に対し、日持ちのする食料、日用品等のなかで、即座に対応できるものから被害の大きい兵庫県内の9市町への搬送を依頼した。

団体・個人からの申出については、被災地における仕分作業の労力を考慮し、各都道府県の搬送計画に組み込み、円滑な輸送体制が実施できるように配慮した。

さらに、1月19日に開かれた全国都道府県消防防災主管課長会議において、消防庁長官から、積極的な人的・物的支援を強く要請するとともに、今後対応可能な物資の搬送や被災地のニーズの把握に努めることを約束した（なお、消防庁による物資等の搬送については、「9 食料等の確保」の項参照）。

(6) 兵庫県災害対策本部の設置

発災後、兵庫県は通信途絶等により関係機関との十分な連絡がとれず、具体的な状況は分からないものの、地震の規模からして被害が甚大かつ広範囲に及ぶとの判断から、7時に災害対策基本法第23条に基づく「平成7年兵庫県南部地震災害対策本部」を県庁本庁舎2号館5階に設置した。

〈第1回災害対策本部会議〉

被災地域の阪神、東播磨、淡路については、各県民局に災害対策阪神地方本部、災害対策東播磨地方本部、災害対策淡路地方本部を7時に設置した。そして、貝原俊民兵庫県知事を中心に8時20分ごろ、本部では「第1回災害対策本部会議」が開催された。この時点では、被害状況は不明であったが、会議参集者の見聞及び消防並びに警察、市町からの情報だけでも相当の被害が想定され、以下の取組みに全力を挙げることにした。

- 被災状況等災害情報の全体的な掌握に全力を挙げる。
- 人命救助に全力を尽くすことを関係諸機関に要請する。
- 地域防災計画に従って、各部において迅速に必要な対策を行う。

とりわけ情報の掌握については、人命救助はもとより緊急にとるべき措置を、関係機関との連携のもとに総合的・効果的に推進するため、また、自衛隊への災害派遣要請を行うためにも、緊急かつ不可欠に行うべきとの認識であった。

このときの出席者は貝原知事(本部長)、芦尾副

知事(副本部長)をはじめとするメンバー21名中5名であり、ほとんどの本部員が出席できない状況であった。しかし、以降翌朝未明まで本部会議を断続的に開催し、情報の収集と取組み状況についての協議を行い、本部長の方針決定に基づき、本部員・職員一丸となって全庁挙げて災害対策に取り組んだ。

なお、この段階で、被害状況がつかめないものの、地震の規模からして自衛隊の災害派遣を求め必要があるとの認識のもと、自衛隊との連絡に努めたが、通信回線の輻輳等のため、まったく連絡がとれない状況であった。

第1回災害対策本部会議後、災害対策本部を構成する各部において、直ちに地域防災計画に従って、緊急対策を実施するための取組みや体制整備を開始した。その取組み内容は、次のとおりである。

- 避難住民等の食料及び毛布の必要量調査及び調達への取組み
- 浄水場調査及び給水車の確保への取組み
- 医療機関の情報調査及び救護班派遣等への取組み
- 道路交通障害箇所、ヘリポート等の状況調査及びトラック輸送等の確保への取組み
- 被災地域の交通整理及び損壊道路の立ち入り制限



災害対策本部長の方針決定に基づき、全庁を挙げて取り組んだ

● ライフライン施設の被災状況の把握と復旧への
取り組みなど

〈18日午前中ごろまでの対策の内容〉

地域防災計画の想定をはるかに超える災害、災害対策を推進する組織中枢の被災などにより、震災直後の立ち上がりにおいて総合的機能が十分に発揮できなかったことが一時的にはあったものの、地震発生から災害対策本部の設置を経ておおよそ24時間の活動の結果、18日午前中ごろまでの状況をまとめると、次のとおりとなった。

(1) 飲料水、食料、毛布の確保

① 食料供給

[確保対策]

- ・ 県内学校給食センター及び給食業者に非常食の製造を要請
- ・ 食糧庁に災害救助用米穀1,500万食（170万人×3食×3日）を要請
- ・ 食糧事務所（大阪、広島、愛知）に災害対策用乾パンを要請
- ・ 陸上自衛隊に非常食4万4,000食（めし缶詰）、炊飯車40台（1万食）を要請など

[供給]

- ・ おにぎり14万食、乾パン10万5,000食、炊飯車（1万食）、パン20万9,000食などを被災市町の必要量に応じて配送

② 飲料水

[確保対策]

- ・ 海上自衛隊、海上保安庁等の船舶による給水支援を要請
- ・ 陸上自衛隊、近隣府県（大阪府、京都府、奈良県、大阪市）及び県内市町に給水車を要請

[供給]

- ・ 浄水場等の給水点及び海上自衛隊の艦艇等（補給艦等配置）を拠点に、給水車（1t）148台等により神戸・阪神間で供給開始

③ 毛布

[確保対策]

- ・ 県の備蓄、近隣府県（大阪府等）からの搬送

[供給]

- ・ 7万1,500枚を被災市町の必要量に応じて配送

(2) 生活物資の確保

① 百貨店、チェーンストア等量販店の営業状況を調査し、安定供給、価格安定及び緊急臨時店舗の開設等を要請

② ガソリンスタンドの営業状況を調査し、ガソリン、灯油等の緊急手配を要請

(3) 輸送の確保

① 緊急輸送

- ・ 県防災ヘリコプターの活用
- ・ 陸上自衛隊及び海上自衛隊から車両・輸送艦やヘリコプター等の派遣
- ・ 海上からの輸送のため、海上保安庁の巡視船艇・航空機に対し輸送要請
- ・ 県トラック協会が緊急物資輸送トラック部隊を編成
- ・ 県警察により交通整理、緊急輸送車両の誘導を開始するとともに、道路交通法に基づく交通規制による緊急輸送ルートを設定

② 備蓄基地

県消防学校を備蓄基地とし全国からの物資備蓄開始

(4) 医療体制の確保（医師の確保、救護班の要請等）

① すべての県立病院に24時間救急体制確保

② 日本赤十字社、県医師会等に救援要請

③ 厚生省を通じ、各都道府県等の協力要請及び業者に医薬品等支援を依頼

④ 自衛隊に緊急医療、防疫、患者輸送等の支援を要請

- ⑤ 大阪府及び日本赤十字社の救護班を神戸市へ派遣
- ⑥ 医療機関及び薬局・薬店の状況を調査するとともに、神戸近郊の受入病院・病床を確保
- (5) 建築物の安全チェック等余震対策の実施
 - ① 建築物の安全チェック

公共的施設をはじめ建築物について、県・市と他府県・建設省の応援を得て安全チェックを開始
 - ② 農地・森林等の危険箇所及び港湾等公共土木施設等のパトロールを実施
 - ③ 高圧ガス事業所への指導
 - ④ 県民への呼びかけ
 - ・ 正確な情報の把握に努め、沈着な行動をとること
 - ・ 危険と思われる建物には立ち入らず、半壊建物からの壁やガラス等落下物に注意すること
 - ・ 自動車での移動は極力控えること
 - ・ 緊急の避難場所と安全な道順を確認すること
 - ・ お年寄りや身体の不自由な方を助け、地域ぐるみで協力すること
- (6) ライフラインの復旧体制の確立

関西電力、大阪ガス、NTT等に早急な復旧作業を要請
- (7) 避難所の仮設トイレの確保

仮設トイレ1,000基、バキュームカー32台を確保
- (8) 仮設住宅の検討、公営住宅等の確保
 - ① 空家県営住宅550戸を被災市町に配分
他府県の公営住宅1,300戸を確保
 - ② 応急仮設住宅建設の検討



「応急危険度判定」が本格的に適用された

〈兵庫県災害対策総合本部へ改組〉

兵庫県では、災害対策本部設置前後より、被災状況等災害情報の把握に努めたが、通信回線の途絶や電気設備の故障等により、災害情報の全体把握は極めて困難であった。また、県庁本庁舎では、停電、断水、その他庁舎設備が損壊し、十分な活動環境が整わなかった。

また、県職員は、勤務時間外に県内に大規模な地震が発生し、通信の途絶等により配備体制や職員動員等の伝達が困難になった場合には、第3号配備態勢が出されたものと判断し、全員出勤となっている。しかし、職員自身の被災及び道路・鉄道等交通網の途絶のため、当日の14時ごろまでの本庁への出勤率は職員全体の2割程度であった。

その後、被害が甚大であることが判明したことから、緊急災害応急対策をさらに柔軟かつ総合的に推進するため、1月18日に災害対策本部を「平成7年兵庫県南部地震災害対策総合本部」(本部長知事)に改組した。

図1に示すとおり総合本部には、緊急対策本部及び災害復旧対策本部を設置し、緊急対策本部に情報対策部、緊急渉外対策部、緊急救援活動部、緊急物資対策部、緊急建築物対策部、緊急医療福祉対策部、緊急輸送対策部などを置き、災害復旧対策本部にライフライン部、生活救援部、廃棄物対策部、商工業対策部、生活物資対策部、施設応

図1 対策初期の本部組織（1月20日改正の組織）



出典：「阪神・淡路大震災一兵庫県の1カ月の記録」 阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部

急対策部などの18部を置いた。以後、状況の変化、対策の進展など必要に応じて、部の新設、改廃を行った。

〈災害応急・復旧のための組織の充実〉

1月22日には「政府兵庫県南部地震非常災害対策本部」(本部長国土庁政務次官、職員数32名)が県公館に設置され、国の対策を地元と一体となって現地即決型で実施していく体制が整備された。

これを受けて、翌23日より国の現地対策本部長及び地元の県、市町の本部長で構成する連絡会議が開催されることとなり、国、県、市町が緊密に

連携しながら一体となった活動を展開していくこととなった。

さらに、震災後2週間が経過し、緊急応急対策も軌道に乗り、避難住民は半月にわたる避難生活から疲労の色濃く、将来への不安も増しつつあった。これらに対応し、応急対策を前進させるとともに、復興に本格的に取り組む必要が生じたため、1月30日に災害対策総合本部の組織として図2のとおり「兵庫県南部震災復興本部」を設置し、住宅の再生、瓦礫の処理、復興のための特別措置法の検討等、復興を目指す各般の事業を推進するこ

図2 震災後2週間経過以降の本部組織（1月30日改正の組織）



出典：「阪神・淡路大震災一兵庫県の1カ月の記録」阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部

ととした。

〈職員の動員〉

兵庫県の職員の出勤状況は、当初自らの被災及び公共交通機関の途絶等により困難を極めた。しかし、1月20日には本庁職員のうち7割が出勤し、翌週以降9割以上の出勤が確保された。

こうした震災発生当初の混乱状態を経て、災害

応急対策が本格化するなか、翌21日にその要となる緊急救援及び緊急物資対策にそれぞれ消防交通安全課長経験者を責任者として配置し、職員も防災業務の経験者を配置するとともに、対策本部事務局である消防交通安全課に同課勤務経験者等6名を投入した。

また、緊急救援活動については、その後も避難

第4編 震災時の応急対策

所緊急パトロール隊（1月20日発足）に当初50名を、翌21日には100名、22日以降は1人3日勤務のローテーションで毎日200名を派遣するとともに、救護対策現地本部（同22日設置）に役付職員を7拠点に3名ずつ計21名派遣、24日以降は1人1週間のローテーションで42名配置した。

また、物資備蓄基地については、県消防学校基地において1月20日以降仕分け業務に20人を継続的に配置するとともに、23日からは最大2名の常駐職員を配置した。また、グリーンピア三木基地では23日以降最大11名の常駐職員、三木山森林公園基地では2月2日以降最大4名の常駐職員、大阪空港基地では同14日以降最大4名の常駐職員を配置した。

さらに、緊急住宅対策部において、1月25日以降ホームステイ・公的宿泊施設斡旋の受付窓口要員として、11カ所に各1～5名程度計35名の職員を派遣するとともに、避難住民の住居に関する意向調査のために27日から10名を配置し、28日から29日にかけて200名が調査実施に従事した。また、1月25日には公的宿泊施設への避難住民のバス移送のために18名を派遣した。

そのほか、臨時災害FM局「復興通信FM 796フェニックス」（2月15日開設）に2月6日以降4名を配置するなど、平常時の部制を超え、適材適所、全職員挙げて応急復旧対策を実施していく体制で臨み、その後も業務の変化に応じて増員等逐次充実・強化を図った。

地域防災計画では、職員の動員は対策本部総括班（消防交通安全課）が各部総務課を通じて行うことにしていた。しかしながら、被害が甚大で大規模な職員の動員が必要であることから、これらの業務については、1月22日に職員長統括の下に人事課に人員確保対策班を設け、庁内の職員動員を一元的に処理することとした。平常時の組織や職員の職務を超え、適材適所、臨機応変に全職員挙げての応急復旧対策の実施を目指した。

(7) 神戸市災害対策本部の設置

〈神戸市災害対策本部の位置づけと機構〉

神戸市災害対策本部の設置は、災害対策基本法第23条第6項の規定に基づき、神戸市災害対策本部条例により、本部長、部の役割や指揮統制等について定められている。

神戸市地域防災計画では、市長は、次の場合、災害対策本部を設置することとなっている。

- 暴風警報又は大雨警報が発表され、かつ本市域内において重大な災害が予測されるとき。
- 防災指令第3号が発令されたとき。
- その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

なお、神戸市災害対策本部の組織は、図3のとおりである。

〈神戸市災害対策本部の動き〉

地震発生後の神戸市災害対策本部の主な動きは次のとおり（消防部並びに災害対策本部員会議の動きについては、後述）。

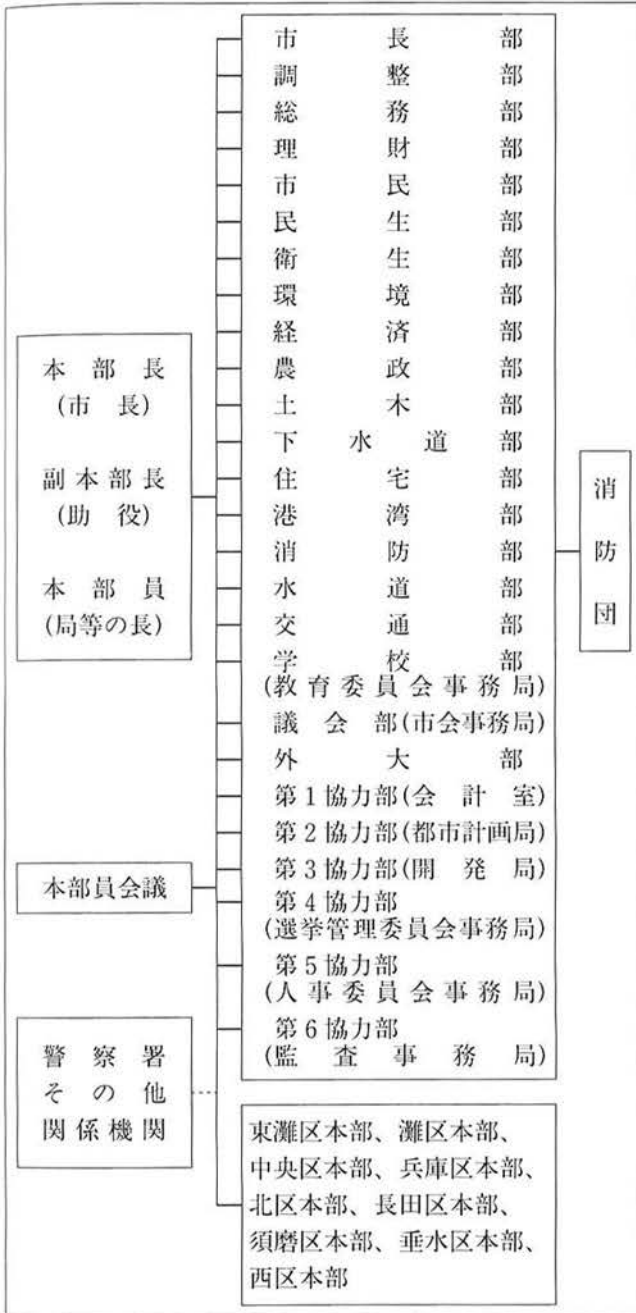
1月17日5時46分、全市防災指令第3号を発令。6時に全市に災害救助法発令（1月22日通知・遡及適用）

7時、災害対策本部を1号館1階ロビーに設置。その後、8時に災害対策本部を1号館8階に移設。



17日7時、神戸市災害対策本部が設置された

図3 神戸市災害対策本部の組織図



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

9時に救援物資（主食・毛布等）の調達に取り組み、13時には大都市に対して応急給水支援を要請。

15時、市災害対策会議を開催。

16時、市内量販店に食料品等生活関連物資の安定供給・価格安定を要請。

1月18日6時に東灘区においてLPG漏洩事故が発生したため、避難勧告を発令。

1月19日12時40分、中央区において家屋倒壊の恐れがある地区があるため、避難勧告を発令。以降、避難勧告2件発令。

14時に市会代表者会議を開催。

1月20日10時、市内量販店に食料品など生活関連物資の安定供給・価格安定を要請。

11時、垂水区において擁壁倒壊の恐れがある地区があるため、避難勧告を発令。以降、避難勧告9件発令。

1月21日10時40分、灘区において家屋倒壊の恐れがある地区があるため、避難勧告を発令。以降、避難勧告8件発令。

1月22日10時30分、北区において石垣擁壁の一部落下のある地区があるため、避難勧告を発令。以降、避難勧告12件発令。

〈神戸市災害対策本部員会議〉

神戸市災害対策本部では、応急対策に万全を期するため、1月17日15時に災害対策本部員会議を開催した。

その後も、頻繁に会議を開催し、被害状況の把握に努めるとともに、適切な対策の推進に全力を傾注した。

1月17日15時

第1回災害対策本部員会議

1月18日9時

第2回災害対策本部員会議

- ・被災市民の救助に全力（応援隊等）

- ・避難者の生活支援

- ・生活物資の確保と供給

- ・拠点給水、医療救護班の増強

- ・仮設トイレの設置

- ・仮設住宅の建設、空家（市営住宅）の斡旋

- ・道路、鉄道、バス等の早期復旧

- ・日本水道協会に復旧支援要請

1月18日17時

第3回災害対策本部員会議

- ・被害状況の報告等

1月19日 9時

第4回災害対策本部員会議

- ・被害状況の報告
- ・避難所への救援物資配布状況
- ・救護ボランティアの受付状況等

1月19日18時

第5回災害対策本部員会議

- ・被害状況及び復旧状況・計画等

1月20日 7時

第6回災害対策本部員会議

- ・避難所への救援物資配布状況
- ・被害状況及び復旧状況・計画等

1月20日18時

第7回災害対策本部員会議

- ・被害状況及び復旧状況・計画等
- ・明石市等周辺市町に火葬業務の支援要請

1月21日 7時

第8回災害対策本部員会議

- ・避難所への救援物資配布状況
- ・2次災害防止（建築物）措置
- ・被害状況及び復旧状況・計画等

1月21日18時

第9回災害対策本部員会議

- ・被災市民への降雨対策
- ・救護対策現地本部の設置
- ・海上輸送ルートの設置
- ・被害状況及び復旧状況・計画等

1月22日 7時

第9回災害対策本部員会議

- ・避難所への救援物資配布状況
- ・救護ボランティアの申込状況等

1月22日18時

第10回災害対策本部員会議

- ・生活物資の価格監視・物価 110番開始
- ・建築物応急危険度判定の実施
- ・ボランティアの活動状況
- ・被害状況及び復旧状況・計画等

3 国及び他都市への応援要請の状況

兵庫県は、自治省消防庁並びに他都市消防本部のほか、自衛隊、海上保安庁、他府県警察などに対して、次のとおり応援要請を行った。

(1) 自治省消防庁への応援要請

地震後に発生した大火災に対し、被災市町では消防職員・団員を総動員した。同時に、広域消防相互応援協定に基づき、兵庫県内の他の市町の消防本部に応援を要請して、救助・救出、消火活動を実施するとともに、兵庫県では消防組織法に基づき、自治省消防庁を通じて、他府県に応援を依頼するなど、広域的な体制の整備を図った。

1月17日10時、兵庫県では、テレビやラジオの被害状況の報道、被災市町からの断片的な情報等を基に協議を行い、兵庫県知事から消防組織法第24条の3に基づき他府県消防の応援を消防庁に要請した。

消防庁では、これを受けて大都市消防本部、兵庫県以外の府県下の消防本部に対し出動を要請し、順次その対象を拡大していった。

(2) 他都市消防への応援要請と広域応援活動

今回の震災では広範囲にわたる建物の倒壊や同時多発の火災のため、消防団職員の懸命の消火活動及び救助活動にもかかわらず十分に対応しきれないため、被災市町は「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき、近隣消防本部へ応援要請を行った。1月17日には18消防本部、33隊154名の応援隊が消火・救助活動に当たった。

兵庫県は消防庁を通じて応援を要請し、1月17日11時10分、兵庫県三田市消防本部の消防隊が長田区の火災現場に到着したのを皮切りに、19都府県、147消防本部258隊1,180名の応援隊が、神戸市、西宮市、芦屋市に到着し消火・救助活動を展

開した。

翌1月18日にも約1,000名が到着し、1月25日まで2,000名以上の応援体制を維持した。その後、徐々に体制を縮小しながら3月末まで応援を実施した結果、41都道府県、451消防本部から延べ3万2,400名の消防職員が応援活動を実施した。

また、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの出動要請を行い、1月17日には東京消防庁をはじめ9団体の合計9機77名搭乗可能なヘリコプターが神戸市民防災総合センターを基地として、県内だけでなく県外の病院に救急患者を搬送するとともに医薬品及び救援物資等を搬送した。

兵庫県内の消防団は、被災市町への消火・救助活動の応援のほか、県消防学校、グリーンピア三木、県立三木山森林公園に開設した救援備蓄基地において、連日150人が物資の仕分けや搬出入の応援に当たった。

(3) 自衛隊への応援要請

自衛隊と兵庫県では、相互に災害派遣にかかる情報交換等のため懸命に通信を試みていた。

1月17日10時、姫路駐屯地（陸上自衛隊第3特科連隊）とようやく2回目の連絡がとれ、県から自衛隊への災害派遣を要請した。

そして、陸上自衛隊第3特科連隊副連隊長が、1月17日10時20分、県庁ヘリポートに到着し、災害対策本部会議に出席、以後常駐することとなった。

〔派遣要請文書〕

陸上自衛隊 中部方面総監及び第3師団長あて
(17日10時付)

海上自衛隊 呉地方総監あて(17日19時50分付)

航空自衛隊 中部航空方面隊司令官あて
(18日21時付)

(4) 海上保安庁への応援要請

海上保安庁では、1月17日7時に第五管区海上保安本部に災害対策本部を設置し、当日中に巡視船艇36隻、航空機13機を配備した。同庁は兵庫県との連絡調整を行い、海難発生の有無、臨海コンビナート、神戸港など港湾臨海部の被害状況調査及び船舶の航行安全の確保を行うとともに、救急患者の輸送、緊急物資輸送、給水等の業務を行った。

(5) 他府県警察への応援要請

兵庫県警察本部は、1月17日6時15分に「兵庫県警察災害警備本部」を設置し、県内各警察署の署長等を招集するとともに、ヘリコプターによる状況把握や道路損壊状況調査などの活動を開始した。

1月17日11時、兵庫県知事（災害対策本部長）は、自衛隊に対し10時に出動を要請したことを警察本部長に伝え、消防、自衛隊と連携し救助に全力を尽くすよう要請した。

近畿管区内各府県の機動隊が8時30分から出動を開始、徳島県警察機動隊が10時より淡路島で救助活動を開始するとともに、14時55分には警視庁レスキュー隊が到着した。また、大阪府警察では、派遣部隊に対する補給等の支援体制を確立した。

なお、ヘリコプター7機の応援も受けた。

当日中に、他府県警察への応援要請による3,000名が出動し、被災者の救出・救助活動、行方不明者の捜索活動、遺体の収容・検視活動を行った。

(6) 他府県等への職員派遣の要請

兵庫県災害対策本部では、1月20日、北海道から地震災害救助の経験を有する職員の派遣を受けたほか、相当数の地方公共団体あるいは建築士会等の団体から応援の申し出を受けて順次受け入れてきた。

こうした他府県等からの職員の受け入れについては地域防災計画、所管の定めがなく関係部局

で対応していたが、緊急の災害応急対策に追われるなかで、所管の業務に係る他府県等の応援の申し出を辞退するという事例もみられた。

このため、的確な派遣要請と申し出の関係部局への斡旋、派遣職員の適正な配置に向けて、人事課人員確保対策班で一括して行うとともに、また、地方課との連携により、被災市町の要請を取りまとめ、派遣に応ずる他府県及び県内その他市町の職員を割り当てる調整も行った。

そして、対策本部の各部局の要請に基づき、災害救助法担当として雲仙普賢岳噴火で被災した長崎県から災害対策の実務経験者2名の派遣を受けたほか、1日数百名規模で行われた建築物チェックのために延べ5,000名を超える専門職員の派遣を受ける等、適宜、他府県等に職員の派遣要請を行い、その数は最大1日4,000名、2月17日現在、累計10万1,500名に達した。

また、この間、救援物資の供給業務で大規模かつ継続的な人員確保が必要となったため、自治省消防庁を通じて県消防学校の備蓄基地などに全国から最大100名の派遣を受けるとともに、2月2日には、一層本格化する災害対策・復興事業に対応するため、全国知事会に全国レベルでの他府県からの応援を要請した。さらに2月20日には自治省に対して新年度の災害対策・復興事業のため、他府県からの中・長期的な職員派遣を要請するなど、継続的な応援体制を整備するために国等の協力を要請した。

(7) 建設業者等への要請

倒壊家屋等の下敷きになっている行方不明者の捜索、救出活動に当たっては、重機配備の作業部



全国からの救援物資が兵庫県消防学校に集められた

隊の応援が必要になることから、1月17日兵庫県建設業協会に対し、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市の7市の地域において、自衛隊等より出動・協力依頼があれば、パワーショベル、クレーン車等を保持して直に出動できる、実動可能な業者名、機械名、連絡先を記載した名簿の提出を依頼した。

しかし、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市の5市においては、交通事情から対応が困難であるとの回答だったので、大阪府を通じて、大阪府建設業協会に対して同様の依頼を行った。

1月18日及び20日に兵庫県建設業協会から28社、大阪府建設業協会から102社、合計130社の重機配備の作業部隊の準備について報告を受け、そのリスト及び趣旨を自衛隊に通知した。

このほか、県内・県外の建設業者等から復興作業に当たる建設機械・機材類、輸送車両、オペレーター等の派遣や提供などの応援申し出41件を受け、被災地域のニーズに対応した活用を図るため、その都度、リストを整理して各市町等へ提供した。

18日未明、被災者の救助・行方不明者捜索のための物資として、警察本部からテント35張、乾電池2万個、懐中電灯1万個、スコップ1万個、軍



建設業協会から積極的な協力が得られた

手2万双、長靴8,000足、ガソリン30万ℓ、レンタカー50台の要請があり、真夜中にもかかわらず、関係業者の積極的な協力が得られ、早朝には確保の目途がついた。

4 災害通信活動

兵庫県災害対策本部では、災害対策本部設置前後より、通信回線の輻輳、通信設備の故障等のため、関係機関との災害通信活動が困難を極め、次のような状況となった。

一般加入電話は回線輻輳のため、発信がほとんどできなくなり、また、県庁大代表番号での着信がきわめて困難となった。(NTTでは、17日は終日、全国から神戸方面への通話がピーク時の50倍ほど集中する著しい輻輳状態となっていた。)

消防庁行政無線は19時まで、また、兵庫衛星通信ネットワークシステムは12時5分まで(衛星通信ネットワークを監視する管制局の記録)、それぞれ停止した。これらの装置は、停電とともに非常電源が作動し、電源の問題はなかったが、停止した理由は内部の冷却装置が破損したためである。

なお、他の通信装置についても、事務室の機器等散乱のなかで、使用を試みることのできる状態

ではなかった。

また、消防交通安全課に全国から問い合わせの電話が殺到し、その対応に追われ、関係機関との情報交換が困難を極めた。

5 災害情報収集・伝達

1月17日の震災後は、兵庫衛星通信ネットワーク県庁局の一時不通に加え、通信・事務機器の多くが使用不能となった。また、交通網寸断による対応職員の不足、

NTT網の混乱等から、収集できる情報は断片的であり、災害の情報収集・伝達は困難であった。

そのようななかで、10時に消防庁に県外消防機関の応援を要請するとともに、自衛隊に対しても災害派遣を要請するなど広域的な活動体制を整えていった。

兵庫県災害対策本部では、神戸市消防局との1月17日7時5分の情報交換により、「市災害対策本部を7時に設置し、目下消火及び救助活動を展開しているが、被害の全容は不明である」旨の情報を入手した。

また、8時20分の照会において、「市東部に被害、長田区に火災発生」との情報を得たものの、以降連絡が取れなくなる。

7時10分から同15分にかけて尼崎市、西宮市、淡路広域消防本部との連絡により、「相当の被害が出ている模様だが、全容は不明である」旨の情報を入手した。

6時55分及び8時に、兵庫県警察本部警備課から「神戸、阪神間を中心に大きな被害が発生しており、さらに拡大が予想されるが詳細は不明で、目下状況把握中」との被害発生状況を入手。11時、警察本部長から知事に「被害拡大中でどの程度になるか不明」との状況報告があった。

12時ごろから、停電が回復しテレビが受信できるようになり、また兵庫県警察本部の確認死者数等の定期的な情報収集が可能となった。

この後、情報入手のたびに火災が多発し、ますます拡大していることが明らかになったが、大きな被害が生じている被災地域は、淡路島から神戸市、阪神間及び明石市等を中心にした地帯に限定されていることが判明した。

その後、発表された兵庫県警察の被害情報（時刻は調査時点）は、次のとおりである。

11時	現在	死者96人、行方不明者163人
11時30分	現在	死者178人、行方不明者331人以上、負傷者390人以上、家屋倒壊880戸以上
12時	現在	死者200人、行方不明者331人以上、負傷者390人以上、家屋倒壊1,089戸以上
(以降定期的な報告となったが、うち13時30分、16時45分、23時45分の状況は次のとおり)		
13時30分	現在	死者436人、行方不明者583人、負傷者884人、家屋倒壊1,971戸
16時45分	現在	死者863人、行方不明者569人、負傷者1,839人、家屋倒壊2,333戸
23時45分	現在	死者1,584人、行方不明者1,017人、負傷者4,314人、家屋倒壊7,146戸

6 住民への避難勧告

地震発生で東灘区御影浜町にある低温液化石油ガス貯槽3基のうち1基（最大容量2万t）で元バルブ付近のフランジ部分に隙間ができ、-44℃で貯蔵されている液化プロパンが漏洩気化し、ガスが防液堤を越え付近一帯に拡散する危険な状態となった。このため、1月18日6時、約2万8,000世

帯、7万2,000人を対象にした避難勧告が発令された。

東灘区災害対策本部、消防、警察、海上保安部の各関係機関では、連絡調整のうえ任務分担に基づき、安全、迅速かつ確実に避難できるよう努力した。

その後も余震が続き、倒壊の恐れのある家屋、地滑りや土砂崩れの恐れがある箇所が次々と判明したため、1月19日以降も表2、表3のとおり38地区、約5,000人に対して各区の災害対策本部から避難勧告が相次いで発令された。

避難勧告発令時には、各消防署で広報車によるマイク広報で直接市民に避難を促すとともに、災

表2 神戸市避難勧告発令状況（署別）

署別	地区数	世帯数	人員
東灘	5	816	2,721
灘	1	3	5
葦合	9	346	557
生田	—	—	—
兵庫	—	—	—
北	17	352	891
長田	—	—	—
須磨	—	—	—
垂水	5	164	488
西	1	11	39
合計	38	1,692	4,701

注）東灘区御影浜町の液化プロパン漏洩による避難勧告を除く。

出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

表3 神戸市避難勧告発令状況（日別）

	地区数	世帯数	人員
1月19日	3	382	970
1月20日	10	435	1,174
1月21日	9	332	1,049
1月22日	13	474	1,303
1月23日	2	61	189
1月26日	1	8	16
合計	38	1,692	4,701

出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

害対策本部を通じて報道機関に広報を行った。

7 交通規制の実施

今回の震災により、道路等の交通関係施設は大きな被害を受けた。特に、阪神高速道路や国道2号、43号の被害により、道路交通の機能は大きく損なわれた。

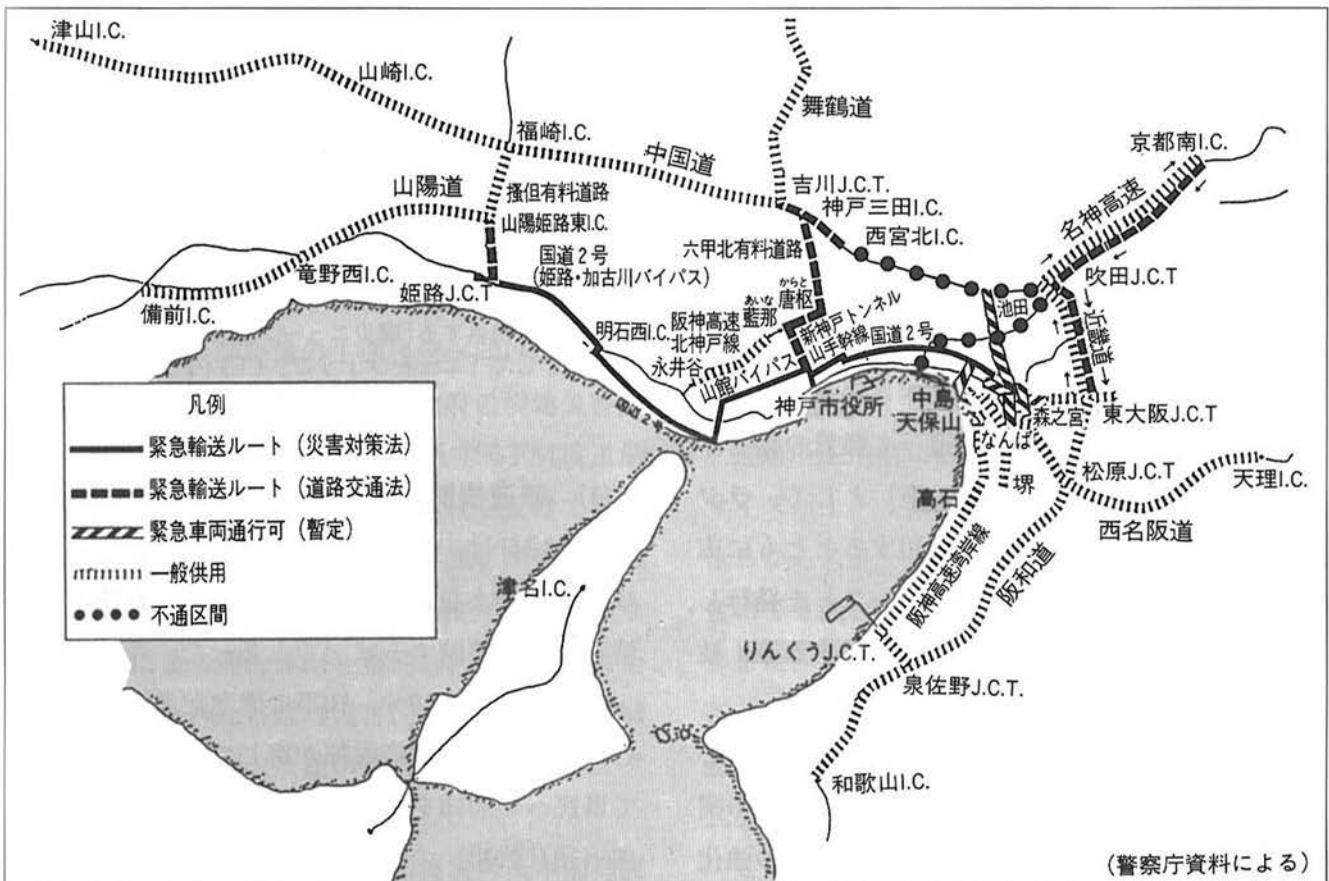
このため、震災直後から、兵庫県警察本部、兵庫県土木事務所等により、道路通行不能箇所、信号機の故障、幹線道路の損壊状況の調査を開始し、神戸・阪神間を中心に、火災や交通渋滞に対応するため、道路交通法による通行禁止措置や交通整理、被災地域への一般車両流入を防ぐ迂回誘導等の対策を実施するとともに、夕方ごろからは、幹線道路を中心に緊急輸送ルート of 検討を開始した。

交通規制については、地元警察において、発災

直後、道路被害状況の把握に努め、通行が不可能な道路、危険な道路への通行制限を行った。また、隣接府県警察では、交通情報板等を通じた被災地域への車両の乗り入れ抑制のための広報等を行った。

緊急輸送車両の通行可能路線が確認できた翌18日6時には、道路交通法に基づき兵庫県内の国道2号をはじめとする道路について、緊急輸送車両以外の通行を禁止した。さらに、緊急輸送ルートの入口において緊急輸送車両の通行証を交付するとともに、パトカーの先導、警察官による誘導等を行った。19日20時には、被災地への救援物資等の輸送を円滑に行うため、交通規制を災害対策基本法第76条に基づくものに切り替え、図4のとおり兵庫県内の国道2号をはじめとする総距離約83kmの区間について交通規制を実施した。また、緊急輸送車両に対する標章等については、全国の警

図4 緊急輸送ルートマップ（1月21日現在）



出典：「防災白書」平成7年版 国土庁



交通渋滞は緊急車両の通行に大きな障害となった

警察署等において交付を開始した。

緊急輸送ルートについては、1月22日、28日、2月1日にそれぞれ高速道路の一部復旧に伴い、ルートの変更及び追加を行った。また、1月28日には、バスの円滑な通行に資するため、一部の区間で代替バス運行確保路線を設定した。

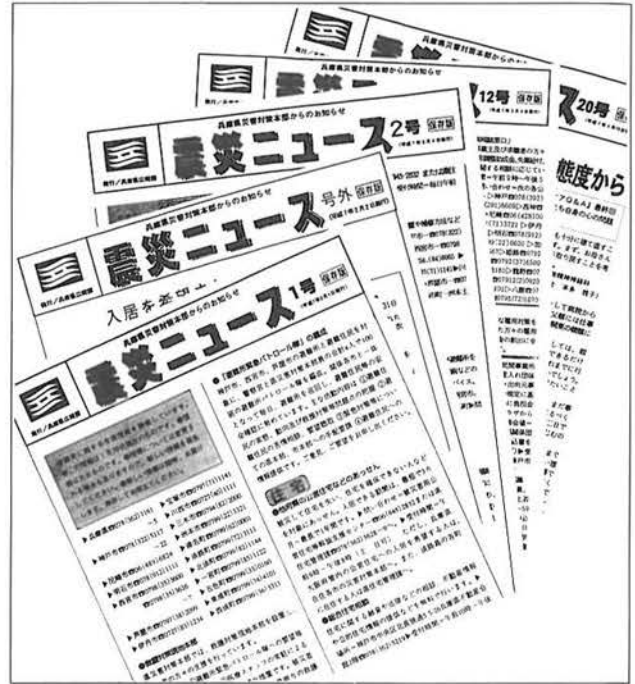
8 災害広報活動

大災害の発生に際し、何よりも求められることは、正確な情報の入手と、その情報を迅速に被災地域の住民に伝え、人心の安定を図ることである。

このたびの大震災に際しては、発生直後からの停電、電話回線の不通・輻輳という事態に加え、被災地の交通手段がことごとく寸断された。

兵庫県では情報対策に当たるべき要員の確保さえ容易ではなかったが、日を追って職員の勤務体制が整い、情報対策部（知事公室）として、ラジオ、テレビ、新聞等の媒体を活用するとともに広報課の自主媒体として「震災ニュース」を発行し、また、「ニューひょうご」臨時号を発行する等、被災者に向けての定期的な情報提供に努めた。

さらに、2月15日からは、新たに被災者を中心とした県民向け臨時災害FM局を開局し、県や関係市町的生活関連情報を発信し、情報体制の強化を図った。



生活情報を提供する「震災ニュース」(上)、避難所生活の情報誌として「ニューひょうご」(下)などが発行された

(1) 報道機関との連携

1月17日は、兵庫県災害対策本部として情報の収集さえまなならず、県政記者に報道機関からの情報提供を要請する状況でもあった。

1月18日6時20分、知事の緊急記者会見を開催し、兵庫県災害対策本部が講じている措置について県民への周知を図った。以後、災害対策総合本部（18日改組）の会議終了の都度、定例的に被害状況、避難者の状況、緊急物資対策、住宅対策、

ライフラインの状況等について、1月22日までの間は1日に2回ないし3回の発表を行った。

また、県民向けの定時放送としては、地域防災計画による放送協定に基づき、1月19日中にNHK、サンテレビ、AM-KOBE、Kiss-FMとの協議を整え、20日15時45分のNHKラジオ第1放送を皮切りに、順次放送を開始した。スタートはやや遅れたものの、以後、各局とも午前、午後、夕刻の各3回（各回5分間）にわたり、被災者への地域別の生活情報を発信することとなった。

震災後2週目に入り、電気、ガス、水道などのライフライン対策等の定例的な発表に加え、政府の現地対策本部の設置、諸外国からの援助、ボランティア活動の概要など多種多様に及んだ。

県民向け定時放送では、県の広報専門員が直接、放送局のスタジオに出向き、あるいは電話インタビューを受ける形でテレビやラジオに出演し、県災害対策総合本部をはじめ、各市町災害対策本部からの情報等を発信した。

震災発生後、約半月を経過した1月31日からは、10時と19時の1日2回の定例記者発表と必要の都度行う随時発表を実施した。

(2) 臨時災害FM局の開局

避難所生活を余儀なくされている被災者を中心に、生活救援及び今後の生活再建へ向けた情報提供が強く求められているなか、政府の現地災害対策本部から災害情報を専門に放送するFM放送局の開設について提案があった。これを受けて兵庫県は2月1日に具体的な検討・協議を開始、県職員4名の専任者と、NHK等の技術的な支援、ボランティアによる運営体制を整備し、2月15日に全国的にも例をみない臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」（放送事業者＝兵庫県）をスタートさせた。

放送内容は、国、県、市町の災害対策本部発表等の情報をはじめ、緊急パトロール隊とも連携し

た取材情報、避難所からのレポート、弁護士、司法書士、医師等の専門家の協力による各種相談など生活に密着した情報となっており、土・日曜日を含む毎日、12時から20時までの8時間にわたって放送している（3月末まで放送）。

親局を県庁内に置き、放送エリアとしては、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、明石市、津名郡3町の8市3町をカバーしている。

なお、番組の企画制作、放送運営には、大学生やプロのアナウンサーなど、総数では約70人のボランティアが登録・参画しており、自らの被災体験をもとにした企画等も取り入れ、毎日平均で約20人が番組制作に参加している。

また、この放送の趣旨に賛同した明石市から尼崎までの6つのCATV局と2つの有線放送事業者が再送信に参加している。

(3) 広報誌等の発行

被災地や避難所の状況が明らかになるにつれ、紙面を活用したきめ細かな生活情報の提供が必要との考えから、兵庫県では「震災ニュース」（県災害対策本部からのお知らせ）発行の検討に入った。

情報を必要とする人にタイムリーに届けられるかどうかは課題であったが、避難所緊急パトロール隊や救護対策現地本部との連携により対応することとした。

避難所生活者に必要な情報等を盛り込んだA4サイズ（1～4頁建て）のミニ情報誌として2月1日からスタートし、2月17日までの間に号外を含めて8回（各回10万部）発行した。

また、2月5日には月刊広報誌「ニューひょうご」の臨時号を発行したが、すべての避難所生活世帯に行き渡るよう、従来より8万部を増やして12万部とした。

この間、国の各省庁、都道府県に対しても、震災の実情報告と支援の要請のため、A1サイズカラ

第4編 震災時の応急対策

一の写真ニュース（災害特報）を作成（28日150部）、東京事務所を通じて各省庁に配布し、都道府県会館にも掲示した。

神戸市災害対策本部では、被災住民に対して紙面を活用したきめ細かな生活情報を提供するため、「こうべ地震災害対策広報」を発行した。

避難所生活者に必要な情報等を盛り込んだA4サイズ（1頁建て）のミニ情報紙（随時発行）として1月25日からスタートし、8月15日現在で33号を数えている。



きめ細かな生活情報提供がなされた

(4) 情報センターの設置

震災直後から兵庫県では県民等の問い合わせ等に対する窓口として、総合本部室(庁議室)、同事務局(消防交通安全課)、情報対策部(広報課)等が当たったが、各部の情報・相談事業との連携と効果的な情報提供のため窓口を一元化し、1月24日に図5のとおり「情報センター」を設置した。

昼間（9時～17時）には、生活文化部職員9名と他府県応援職員4名の計13名、夜間（17時～21時）には、生活文化部職員5名を配置し、日々最新の情報・資料の収集、データ更新を図りながら、8回線の電話を設置し、土・日曜日を含め24時間体制で対応することとした。

設置当初は、県の窓口が明確でない問い合わせや、市町業務についての問い合わせ等も多く、膨大な件数の対応が連日深夜にまで及びフル稼働した。

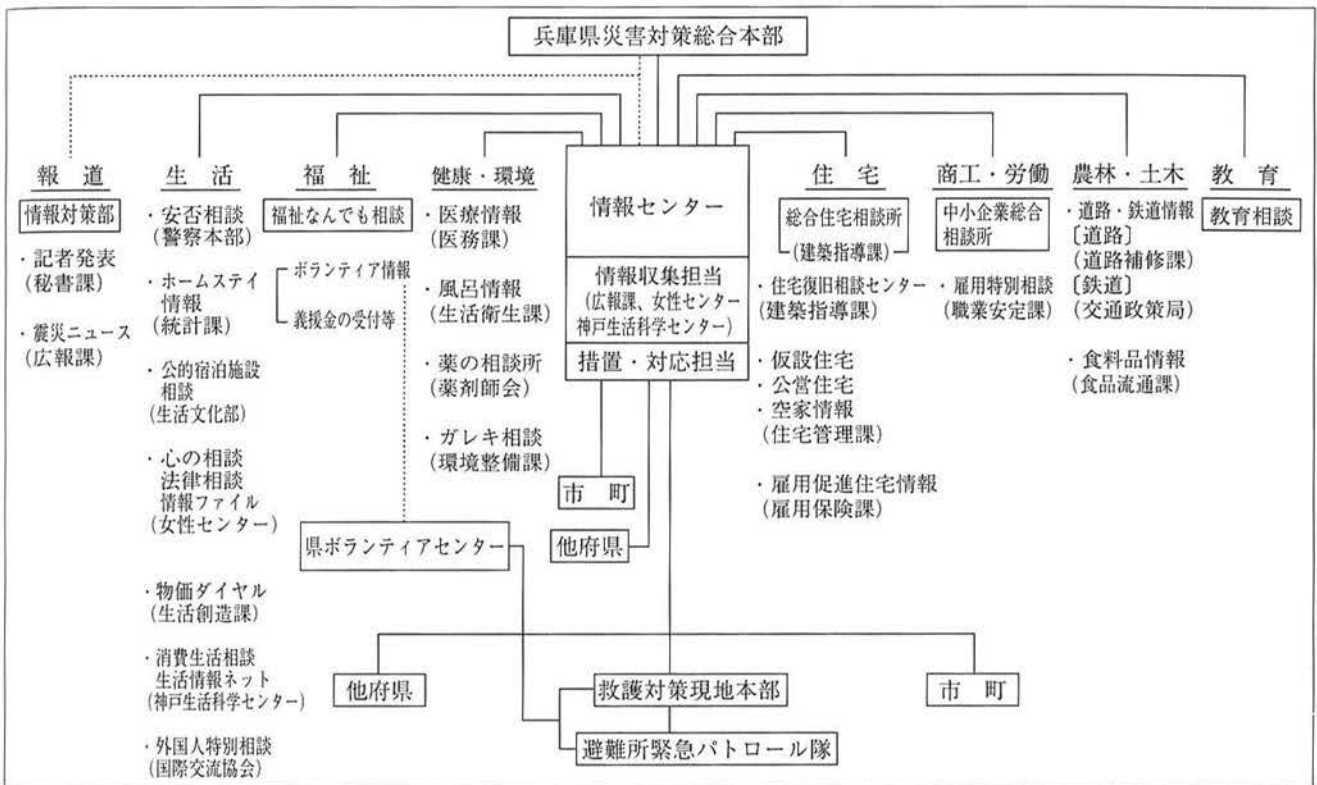
スタートの週（1月24日～1月29日）の問い合わせ等の件数は1日平均770件あったが、救援物資、義援金、ホームステイ、ボランティアの申し出等とともに、住宅診断、仮設住宅、仮設トイレ、風呂、交通、ライフライン等に関する問い合わせが増加していった。

震災から第3週（1月30日～2月5日）に入ると、問い合わせ件数は1日平均360件程度となり、救援物資等の申し出が大幅に減少し、仮設住宅、交通、ライフラインの問い合わせも減少するなか、状況が少しずつ落ち着きつつあることがうかがえた。

第4週（2月6日～2月12日）の問い合わせは、平日で1日平均200件、土・日曜日はその半数程度となったが、り災証明、融資の具体的な手続きに関する相談が増加した。また、マスコミ等からの被害状況、被害総額の問い合わせも依然として目立った。

第5週以降も、1日平均150件と件数は減少したが、義援金等の支給や交通規制等、そのときどきの緊急対策に関する問い合わせが増加した（2月17日までの問い合わせ件数は1万1,384件となった）。

図5 兵庫県災害対策総合本部 情報機能



出典：「阪神・淡路大震災——兵庫県の1カ月の記録」阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部

9 避難場所・仮設住宅の確保

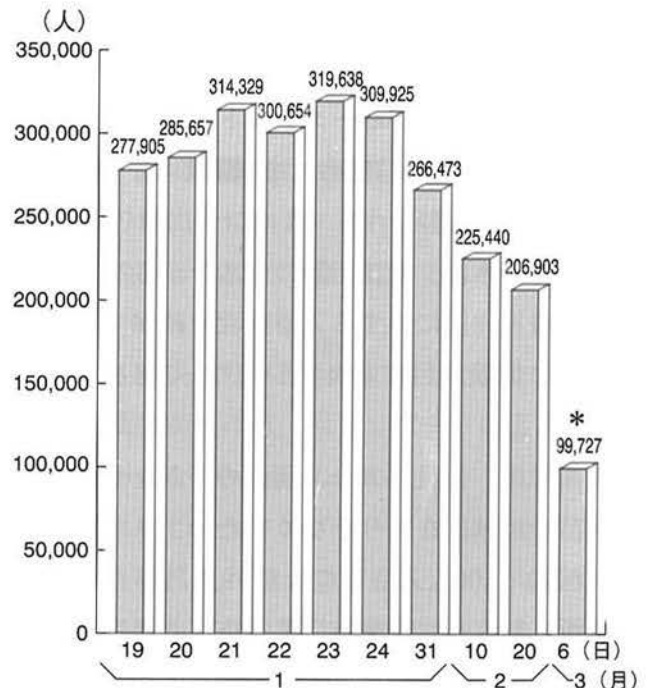
震災による家屋の倒壊や焼失、ライフライン施設の断絶、余震や二次災害の不安などから、避難住民が増加し、ピーク時には避難者数は31万人を超えた。これら避難住民に対して展開された生活支援対策は、次のとおりである。

(1) 避難所の設置等

震災のあった1月17日から多くの被災者が小中高等学校、市役所、公園等の公共施設に避難した。これらの避難所は、兵庫県と大阪府をあわせてピーク時に1,138カ所にもものぼり、図6のように31万9,638人の被災住民が収容された。仮設住宅の建設や被災地域外への避難等により、避難所及び避難者の数は5月25日現在3万1,000人に減少した。なお、避難所は8月20日に閉鎖された。

避難所における被災者に対する食事の供与は、

図6 避難者数の推移



注) 1 兵庫県と大阪府の合計。

2 *は神戸市は2月26日までは、提供した食事数を発表し、27日からは宿泊者数に切り替えたため、避難者の数は激減した。

厚生省調べ



避難者は約32万人に及び、不自由な生活を余儀なくされた

4月24日までに約4,600万食に及んだ。避難所では炊き出しも行われ、婦人防火クラブや日本赤十字奉仕団をはじめとする民間ボランティアにより実施されたほか、自衛隊でも、炊事車等で炊き出しを実施した。

〈仮設トイレの設置〉

被災自治体は、避難所等における仮設トイレを確保するため、全国の地方公共団体や日本赤十字社、民間企業等の協力により、ピーク時で3,900基を設置した。

障害者に対する援護措置としては、現地からの要請及び企業等の協力を得ながら、身体障害者用仮設トイレ25基及びポータブルトイレ500台(うち背もたれ、膝掛け付150台)を設置した。

〈仮設風呂の設置〉

被災自治体は、避難所等の生活を余儀なくされている被災住民に対する入浴施設を確保するため、最大時に仮設風呂72基及びシャワー206基を設置した。

自衛隊は、被災地方公共団体の要請を受け、仮設風呂の地域的な偏りをなくすため、1基1日8時間稼働で400人入浴可能な野外風呂等を神戸市16カ所、西宮市、芦屋市、宝塚市、北淡町に各1カ所に最大23基設置し、延べ約52万人が利用した。

また、旅館、サウナ、ゴルフ場等の多数の施設が浴場を被災者に対して開放した。

〈避難所救護センターの設置〉

1月24日に被災自治体は、厚生省の指導もあり、避難者が心身ともに不安定な避難所生活の長期化等により、体調を崩しやすいことなどから、避難所において医師・看護婦が常駐して初期医療を展開できる避難所救護センターを設置した(最大時165カ所)。

また、避難所救護センターの設置されていない避難所における被災住民の医療等を確保するため、医師・看護婦による巡回診療体制を整備したほか、兵庫県下の20保健所を拠点に、医療活動と併せ、保健婦による母子・老人等に対する巡回健康相談の体制を整備した。

(2) 応急仮設住宅対策

家屋の倒壊や焼失により住宅を失った被災者に対する大量の応急住宅対策が急務であるとの認識のもと、兵庫県では都市住宅部を中心に県住宅供給公社各事務所と連絡をとり県営住宅の空家状況を把握し、空家550戸を神戸市ほか被災各市に配分することとした。

また、建設省と連絡を取りながら、大阪府をはじめ近隣府県等に府県営空家住宅の提供を要請するとともに、仮設住宅についての検討を進めた。

応急仮設住宅については、震災により住宅を失った被災者全員の希望にそうため、約4万1,000戸の建設計画に基づき供給を図ってきており、5月23日現在で兵庫県、大阪府内で約4万戸が完成し、このうち約3万戸が入居済みとなっている。

さらに、5月25日、7月末までに避難所を解消する方針の下に、応急仮設住宅8,300戸の追加を決定した。また、健康上配慮が必要な高齢者や心身障害者世帯など約3万5,000戸へのエアコンの設置も併せて決定した。

応急仮設住宅の建設は、建設資材の生産能力等からして、従来1カ月に1万戸の建設が限度であると言われていたが、今回の震災に伴う家屋倒壊や火災による焼失の状況に対処するため、輸入住

宅の導入を含め、かつてない取組みを進めた。

また、応急仮設住宅の建設用地として利用可能な国有地等について、国土庁において各省庁の協力を得て調査を行った。この結果、大蔵省が管理する未利用地、病院や保養施設の敷地（グラウンド等）を含め14の省庁等から合計243カ所、約321ha（うち兵庫県内110カ所、約180ha）について土地の提供の申し出があり、地元の地方公共団体に対して情報提供を行った。

公有地等についても、自治省において地方公共団体の協力を得て調査を行った。この結果、兵庫県周辺の2府7県及び2政令指定都市から約137ha、周辺2府1県の管下市町村（政令指定都市を除く）から約70haについて土地の提供の申し出があった。

さらに、地元経済団体の協力により、45カ所、約59ha（うち兵庫県内は39カ所、約33ha）について土地の提供の申し出があり、同様に情報提供を行った。

(3) 船舶のチャーター

民間船舶会社の協力により、神戸港において救援、復旧要員用に延べ8隻が提供されるとともに、津名港において被災者用に1隻、尼崎・西宮・芦屋港において被災者用に1隻、大阪港において被災者用に1隻が提供された。

また、海上保安庁の巡視船及び科学技術庁海洋科学技術センターの船舶を地方自治体から派遣された医師、看護婦等の宿泊施設等として提供した。

10 食料等の確保

被災地では、発災当日から水、食料等の物資が不足したため、被災自治体をはじめ、自治省消防庁など各機関において、次のとおり生活必需物資の確保が行われた。

(1) 自治省消防庁による物資等の輸送

消防庁が各都道府県を通じて調整し、搬送された生活関連物資は、3月31日までの数量として、表4のとおり毛布約60万枚、乾パン約125万食、飲料水約157万本（1.5ℓ ペットボトル換算）となった。

表4 生活関連物資等の搬送状況
（都道府県調整取りまとめ分）
（平成7年3月末までの累計）

品 目	数 量
肌着（枚）	524,110
タオル（本）	995,040
カンパン（食）	1,253,642
おにぎり（食）	2,180,961
カップ麺等（食）	876,442
飲料水（本） （ペットボトル）	1,573,132
水缶（缶）	1,475,803
粉ミルク（kg）	33,959
ジュース（缶）	4,309,735
簡易トイレ（台）	9,008
米（t）	378
食品（食） （レトルト、缶詰、アルファーマイ）	2,857,507
防水シート（枚）	74,346
毛布（枚）	600,662

出典：「消防白書」平成7年版 消防庁

なお、この数量には、応援側都道府県及び市町村からの供出分に加え、これらの地方公共団体に申し出のあった民間の協力によるものも含まれている。

また、被災地及び厚生省の協力要請により、1月19日及び20日には、ヘリコプターによる緊急空輸が行われた。医薬品については、1月21日以降も要請に応じ、ヘリコプターによる空輸が行える体制がとられた。

1月21日からは、緊急非常用物資の輸送から被災地ニーズ対応型の応援に移行することとし、各都道府県に対しこの旨を連絡した。被災市町も機能が回復し、不足する物資の把握及び問い合わせも可能となってきたことから、これらの情報を収

集し、各都道府県への情報提供を行った。

なお、各都道府県から自主的な物資の提供の申し出も多く、この場合は、品名、数量、輸送方法及び輸送可能日に関する情報を随時被災市町に提供した。

1月30日、今後の物的支援協力や個人等からの支援物資などに関する問い合わせに対する調整を全国の市町村に依頼した。

全国・地方新聞など74紙（1月29～31日）においても、留意事項（“被災者の必要なものを必要とする場所へ・詳しくは各都道府県、市町村に問い合わせを”）を広報した。

これは、個人等からの支援物資の集中による被災地の混乱を避けるため、極力各地方公共団体において、適切な調整が行われることを期待したものである。

(2) 緊急用食料の確保

避難者をはじめ被災住民のための食料の緊急確保・供給対策については、兵庫県農林水産部を中心に震災のあった1月17日午前中から検討を開始した。衛星通信電話回線が利用可能になった午後、被災市町災害対策本部との連絡により、各市町と

もガス・水道の寸断などで食料確保に手がつけられない状態のため数万食が必要であることが判明した。

したがって、おにぎり・パン・乾パン等を緊急用食料とし、おにぎりについては、被災市町が主食の確保体制を整えられるまでの4日分を緊急確保の目途として、限られた人員ではあったが懸命の確保活動を始めた。

おにぎりの確保については、大量の炊飯機能を持つ学校給食センター、民間給食業者に依頼することとしたが、阪神間では供給不可能な状況と判断し、東播磨及び西播磨地域を中心に、県民局・教育事務所を通じて学校給食センターに、また、加古川・姫路・柏原農林事務所を通じて民間給食業者に、可能な限りのおにぎり作りを要請した。また、丹有教育事務所管内からはパンを中心に調達することとした。

おにぎり用の米については、農林水産省兵庫食糧事務所加古川支所及び兵庫県経済農業協同組合連合会と調整し、同連合会加西精米工場を補給基地とした。

おにぎりの供給基地として兵庫県本庁舎1号館を設定し、17日午後から夜にかけて地域ごとのおにぎり製造や搬送方法・ルート・時間を確認しながら、神戸・西宮・芦屋各市ほかに供給が可能になったことを連絡した。

東播磨地域からの搬送や阪神間からの受け取りは自動車を用いたが、道路の遮断、車の渋滞等により深夜まで混乱が続いた。このため、西播磨地域からは自動車輸送を断念し、自衛隊ヘリコプターの協力を得て、姫路競馬場の臨時ヘリポートから千僧駐屯地（伊丹市）への空輸を18日早朝行うこととした。



ヘリコプターによる搬送で緊急用食料が確保された

なお、丹有地区からは、芦屋市におにぎりとパン、神戸市にパンを直接輸送し、この日中に確保した主食については、おにぎり3万4,537食、パン2万4,900食という状況であった。

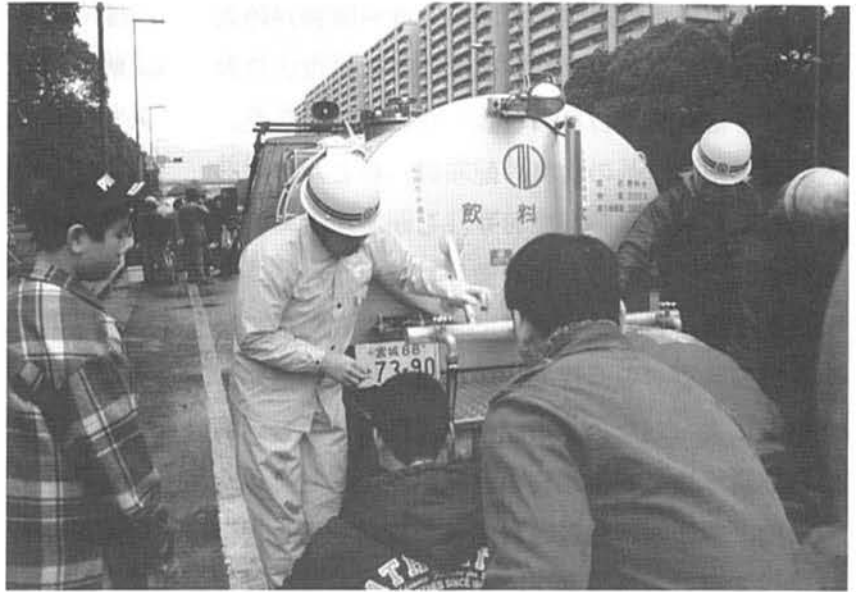
1月17日23時過ぎの災害対策本部会議において、災害救助法の指定市町が神戸市をはじめ阪神・淡路地域の11市町となり、その人口が300万人を超え、被災者は200万人前後になるとの推定が報告されたことから、当面170万人を対象とした緊急食料確保対策を立てることとした。

このため、170万人を対象とした今後3日分1,500万食の緊急炊き出しのための災害用米穀の調達や、近隣府県への出荷要請を兵庫食糧事務所を通じて食糧庁に依頼すること、大阪食糧事務所から4万5,000食の乾パンの援助申し出を受けたが、さらに広島、愛知の食糧事務所へ要請すること、また、自衛隊に非常食（めし缶詰）の提供と炊飯車派遣の要請を行うこと等を決め、翌朝にかけて関係機関との協議、調整にかかった。

一方、地域防災計画に定める味噌、醤油、漬物、梅干し、即席めん、ハム・ソーセージ類等の災害対策用副食品については、荷扱機関（製造工場、販売業者）の多くが神戸市内であったため、倉庫等の被災により出荷できない状況であり、また、淡路地域からの野菜、牛乳、乳製品の輸送については、フェリー利用の出荷体制が取られたものの、神戸中央卸売市場（本場、東部市場）の被災等により流通経路が麻痺状態となった。

(3) 緊急給水の実施

震災当日には、水道施設の被害状況は、各市でほぼ全域とか、市内3分の1といった概況しか把



各都市の給水車が被災地で活動した

握できなかった。しかし、兵庫県では甚大な被害を予測し、厚生省に水道復旧のための全国からの支援を要請、厚生省では直ちに調整のため県への職員派遣を決定するとともに、全国各水道事業者に対して、出勤可能な人員・資材・工事業者について照会を行い応援リストの作成に着手した。

企業庁を中心にこうした水道施設応急復旧の体制づくりを整えつつ、被災者の飲料水の確保など緊急給水の支援については、自衛隊の災害派遣とともに、県内各市町、近隣の大阪、京都、奈良の府県営水道事業者及び大阪市水道局等に対し神戸・阪神間への給水車等の出動要請を行い、当日中に給水を開始した。また、淡路島内の被災市町へは島内及び徳島県からの給水支援体制が整った。

給水に当たっては、各地の浄水場と併せて、海上自衛隊、海上保安庁等へ要請して船舶を基地とすることとした。

(4) 神戸市消防局の対応

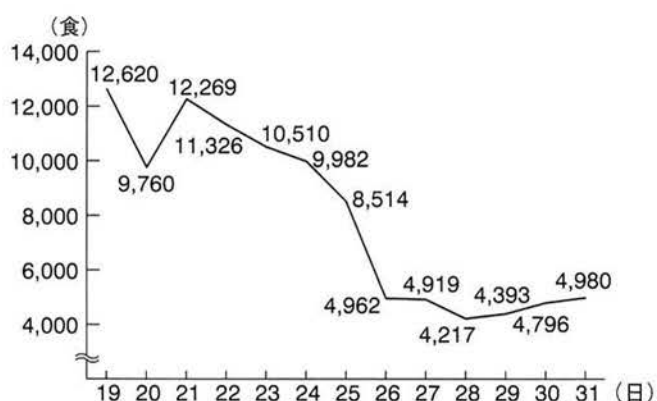
神戸市消防局庶務班では、地震による災害対応が長期化することを予測し、消防隊等への食料等の物資確保のため、市内の主要店舗に連絡をとったが、市内の主要な店舗のほとんどが壊滅的な打

撃を受けていた。老舗の弁当屋とコープ神戸の六甲アイランド食品工場及び北区にある料理店におにぎりを依頼し、17日の昼食・夜食を確保した。

現場の消防隊への食料の配布は、ほとんどすべての車両が現場出動しており、しかも多数の現場に分散していたため、夜を徹して行った。

近隣都市からの支援物資は、1月17日午後には第1便が到着、その後も続々と支援物資の連絡が庶務班に入ったため、市郊外の道路事情の良い神戸市消防学校を支援物資の受入拠点とした。以降、空・海・陸路から搬送されてきた支援物資を、消防学校で受け入れ、図7のとおり各消防隊へと配送を行った。

図7 食料配送数



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

配送は、東部・中部・西部方面制をとり、消防局の外郭団体である「神戸市防災安全公社」の広報車4台と神戸市消防音楽隊の搬送車1台を活用した。しかし、交通渋滞等の影響で目的地へ予定どおり配送することができず、さらに神戸市西消防団等の積載車を出動させ、配送の効率化を図り、各消防隊へと配送を行った。

その後、各消防署で調達物資の要望調査を実施したところ、職員の要望は、最初は食事と水であったが、次第に衣類と毛布へ、そしてカセットコンロや薬品、生野菜へと変化していった。

(5) 毛布の確保

厳しい寒さのなかでの避難所、また、避難所に入りきれなかったり、余震等により屋内生活に恐怖を感じた住民が公園など屋外に避難している状況において、毛布の確保は、最も急を要する対策の1つであった。

兵庫県では、17日の第1回災害対策本部会議直後から夜にかけて、生活文化部を中心に取り組みを進め、兵庫県の備蓄毛布(本庁保管分)1万1,000枚に加え、大阪府、愛知県、泉大津市をはじめ近隣府県や百貨店等からの提供申し出を受けて約7万1,500枚を確保し、神戸市、阪神地域、明石市、淡路地域からの要請に応じて、数量や方法を調整し搬送を開始した。

このほか、県の各地域での備蓄分1万枚及び日本赤十字兵庫県支部等の備蓄の活用、消防庁の調整による自治体間直接搬送、自衛隊や兵庫県トラック協会等の搬送協力などにより毛布の確保が進められた。

緊急救援物資については、毛布のほかにもさまざまな物資提供の申し出あるいは搬送中との連絡を受け、要請があった市町への直送の調整を行うとともに、県消防学校を備蓄基地とすることとし取り組みを進めた。

(6) 生活必需物資の流通確保対策

生活必需物資の流通確保対策は兵庫県商工部を中心に当日午後からスタートした。被災地内の百貨店、スーパー及びコンビニエンスストア、消費生活協同組合等の店舗営業状況を把握するため、出勤職員に加えて、交通途絶による自宅待機職員を動員して現地調査、電話調査を行い、1月17日20時には調査対象625店のうちスーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合など計217店舗(34.7%)の営業を確認した。

しかし、各店舗とも買物客が殺到し、店頭で長い行列ができたり入場制限が行われたりしており、

特に飲料水や食料品は在庫切れや品薄状態が生じていた。このため、チェーンストア協会等に対して、営業可能な店舗への生活必需物資の供給や建物内が使えないところは、駐車場等での臨時営業に最大限の努力を行うよう要請する一方、物資輸送に対する支援として交通情報の提供等を行った。また、このような営業状況等については、報道機関を通じて被災住民に情報提供する体制を整えた。

また、ガソリン、軽油、灯油の流通を図るため、兵庫県石油商業組合と連絡をとりガソリンスタンドの被害状況把握と休業店舗に対する早期営業再開努力を要請した。また、近畿通産局を通じて石油元売業者に対して、ガソリン、軽油、灯油の安定供給を要請した。

11 医療施設・医薬品等の確保

被災地における医療施設並びに医薬品等の確保等、応急医療活動については、次のとおり展開された。

(1) 救護班の編成等

被災住民治療のための医療体制の確保について、兵庫県では保健環境部を中心に進めた。当初、医療機関への職員派遣等により被災状況把握に努めたが、通信の混乱等により被災地の医療機関の状況把握が困難であった。従って、早い段階から日本赤十字社や他府県から救護班派遣の申し出を受けたものの、直ちに救護班を編成することができなかった。

被害状況の把握と併せて、その後、大阪府、岡山県、日本赤十字社等との連絡が取れ、神戸市への第1次救護班17班の派遣を行ったのをはじめ、順次救護班の編成に取り組んだ。

また、医療機関の全焼・全壊等の状況が明らかになってきたので、入院患者の搬送先確保のため近隣の県立病院等の空床状況の確認を進めるとと

もに、全国からの医療・看護ボランティアの受け入れ、市町への派遣体制について検討を始めた。

なお、被災者の救急活動は、救護班による医療救護とともに、地域防災計画に基づき負傷者等を適切な医療機関に収容できる体制の確保が重要なことから、1月17日9時には、24時間体制で医療機関の診療の可否、空床の有無等の情報を提供する兵庫県救急医療情報センターの体制を強化し、搬送機関等への情報提供を始めた。

このほか、民間企業から人工透析の透析液提供の申し出を受け、この旨被災地医療機関への周知を図るとともに、必要な水の供給については水道事業者へ依頼した。

(2) 救護所における医療の提供

兵庫県における避難所及び避難者数は、最大時で1,153カ所31万6,678人（1月23日）にのぼり、心身ともに不安定な避難所生活により、体調を崩しやすいため、避難所における医療の確保が急務であった。

このため被災自治体は、避難所において医師・看護婦が常駐して初期医療活動を展開できる「避難所救護センター」を1月24日に設置し、最大時165カ所（2月3日）の救護センターにおいて医療の提供を実施した。

また、震災により身体・財産等の損害を受け、不安定な精神状態にある被災者の精神的な不安を取り除くこと、また、精神障害者の投薬等の受療の確保を図るため、神戸市等の10保健所に「精神科救護所」を設置するとともに、尼崎市の保健所など5地区においては、必要な精神科加療を行う「協力診療所」を地域医師会の協力により確保した。

(3) 日本赤十字社との連携

兵庫県では、地域防災計画で指定公共機関として位置づけられている日本赤十字社を支援し、被

災住民の緊急救護に必要な生活救援対策が確保されるよう努めた。

1月20日における生活救援部の設置時から、日本赤十字社を支援する班を設け、生活救援物資の調整・配分、義援金の募集・配分事務及び赤十字奉仕団による炊き出し支援を実施することとした。

生活救援物資については、震災直後から日本赤十字社兵庫県支部をはじめ全国的に備蓄している物資（毛布、日用品セット、お見舞品セット）や水、食料品、衣類、医薬品などの物資が、各市町や避難所からの要請に応じて提供された。また、応急仮設住宅建設（4万戸）に伴い、入居世帯に対して毛布、日用品セット、電気ポットの生活用品を提供することとし、2月2日の五色町での入居から、順次提供された。

炊き出し支援については、淡路島では震災直後の1月18日から21日にかけて北淡町において、三



救護班の笑顔が避難住民の心の支えとなった

原郡各町の赤十字奉仕団による緊急の炊き出しが実施されていた。

神戸・阪神間においても避難所生活の長期化が予測されたことから、当初、自衛隊、市町と連携を図りながら、兵庫県救護対策現地本部を中心に炊き出しの実施を検討したが、現地本部の開設がまもなくであり十分機能していないこと、地元赤十字奉仕団も多数の団員が被災し、団として機能しない状況にあったことなどから、早期実施が困難となった。

このため、緊急パトロール隊に対して温かい食事の提供や食事面での改善を要望する避難所を選定して、各郡地区単位の赤十字奉仕団により「赤十字まごころサービス」事業として1月25日からスタートさせた。2月17日までに24避難所で延べ47回、2万1,250食の食事を提供し、被災住民から大変喜ばれた。

そのほか、要援護者の状況、兵庫県が備蓄する物資、避難所の要望事項等の各種の情報提供を行い赤十字活動の支援を行った。

(4) 医薬品等の確保

兵庫県災害対策本部では、震災の被害の甚大さから医薬品の不足が予測されたので、兵庫県医薬品卸協同組合及び県医理化機器協会に医薬品等の確保と供給について要請するとともに、厚生省を通じて近隣府県からの支援を要請した。その結果、日本医薬品卸業連合会により供給支援体制がとられた。

援助された医薬品等については、各市町を通じ、避難所、救護センター等へ配付した。また、保健所、救護センター等における医薬品の適正管理、被災者からの医薬品相談に応じるため、日本薬剤師会より薬剤師ボランティアを保健所、救護センター等へ派遣した。

損傷を受けた検査用、治療用機器の修理は、メーカー等を通じて、順次実施した（点検率はレン

トゲン98%、CT99%、人工透析装置100%、うち点検・修理後の稼働率は、レントゲン95%、CT99%、人工透析装置99%)。

薬局等の被害状況を見ると、全壊又は半壊した薬局・薬店は2月26日判明分で344件、医薬品企業の工場は同235社372施設であった。このため、厚生省では、薬局・薬店及び医薬品企業等の復旧を図るため、社会福祉・医療事業団等による低利融資等貸付条件の緩和措置を実施した。

また、兵庫県における輸血用血液製剤の不足分に対しては、近県等の血液センターから、3月8日までに4万1,225単位を空路及び陸路で供給した。一方、必要な血液を確保するための献血を全国に呼びかけるとともに、兵庫県内の献血ルーム、移動採血車による献血業務を実施した。

第2 各地域からの救援物資及び義援金等

1 救援物資

被災地では、発災当日から、食料などの物資が不足し、生活必需物資を大量に供給する必要が生じた。このため、関係省庁をはじめ各機関において、生活必需物資の確保が行われた。主なものは、以下のとおりである。

農林水産省では、食料等供給現地対策本部を設置し、炊き出しに必要な精米3,000t、乾パン10万食の供給のほか、食品産業、農協系統組織等の協力によりパン2,732万個、弁当1,379万食、育児用粉ミルク6万7,000t、牛乳51万ℓ、即席めん93万食、缶詰46万食、果物164t、飲料水1,000t、清涼飲料等854万本等の供給に努めた。

厚生省では、関係業界団体等に医薬品等の調達を依頼し、風邪薬41万人分、胃薬19万人分、医療用の抗生物質14万人分をはじめとする医薬品等の



自衛隊は炊事車で炊き出しを行った

大量の救援物資の提供を行った。

また、水道事業者等は応急給水のため、給水車等757台、ポリタンク約10万個、水運搬用ポリ袋約21万枚、パック水約39万個等を被災地に提供した。

通商産業省では、各業界団体に物資の調達を依頼し、水、缶詰、自転車、ラジオ、テレビ、カセットコンロ、毛布、医療品、下着類、トイレットペーパー、ウェットティッシュなど様々な物資を提供した。

自衛隊では、炊事車等で炊き出しを実施し、被災者の方々に約58万食の食事を提供した。また、給水所を設置し、約5万4,000tの給水支援を実施した。

このほか、各省庁や関連機関において、保有する物資の提供等が行われた。

全国の都道府県、市町村等でも、被災地に対して生活関連物資の供給を実施した。消防庁が取りまとめた分だけでも、毛布約60万枚、日用品セット(タオル、コップ、歯みがき等)約3万個、食料品約30万食、防塵マスク約40万枚等の物資が供給された。

郵政省では、阪神・淡路大震災の被災者救援用寄贈品(衣料、寝具、保存に耐える食料品、医薬品、日用品、学用品、新聞雑誌類等)を内容とする小包郵便物の料金免除を1月20日から3月2日まで実施した。取扱量は神戸市災害対策本部あて

トゲン98%、CT99%、人工透析装置100%、うち点検・修理後の稼働率は、レントゲン95%、CT99%、人工透析装置99%)。

薬局等の被害状況を見ると、全壊又は半壊した薬局・薬店は2月26日判明分で344件、医薬品企業の工場は同235社372施設であった。このため、厚生省では、薬局・薬店及び医薬品企業等の復旧を図るため、社会福祉・医療事業団等による低利融資等貸付条件の緩和措置を実施した。

また、兵庫県における輸血用血液製剤の不足分に対しては、近県等の血液センターから、3月8日までに4万1,225単位を空路及び陸路で供給した。一方、必要な血液を確保するための献血を全国に呼びかけるとともに、兵庫県内の献血ルーム、移動採血車による献血業務を実施した。



自衛隊は炊事車で炊き出しを行った

大量の救援物資の提供を行った。

また、水道事業者等は応急給水のため、給水車等757台、ポリタンク約10万個、水運搬用ポリ袋約21万枚、パック水約39万個等を被災地に提供した。

通商産業省では、各業界団体に物資の調達を依頼し、水、缶詰、自転車、ラジオ、テレビ、カセットコンロ、毛布、医療品、下着類、トイレットペーパー、ウェットティッシュなど様々な物資を提供した。

自衛隊では、炊事車等で炊き出しを実施し、被災者の方々に約58万食の食事を提供した。また、給水所を設置し、約5万4,000tの給水支援を実施した。

このほか、各省庁や関連機関において、保有する物資の提供等が行われた。

全国の都道府県、市町村等でも、被災地に対して生活関連物資の供給を実施した。消防庁が取りまとめた分だけでも、毛布約60万枚、日用品セット（タオル、コップ、歯みがき等）約3万個、食料品約30万食、防塵マスク約40万枚等の物資が供給された。

郵政省では、阪神・淡路大震災の被災者救援用寄贈品（衣料、寝具、保存に耐える食料品、医薬品、日用品、学用品、新聞雑誌類等）を内容とする小包郵便物の料金免除を1月20日から3月2日まで実施した。取扱量は神戸市災害対策本部あて

第2 各地域からの救援物資及び義援金等

1 救援物資

被災地では、発災当日から、食料などの物資が不足し、生活必需物資を大量に供給する必要が生じた。このため、関係省庁をはじめ各機関において、生活必需物資の確保が行われた。主なものは、以下のとおりである。

農林水産省では、食料等供給現地対策本部を設置し、炊き出しに必要な精米3,000t、乾パン10万食の供給のほか、食品産業、農協系統組織等の協力によりパン2,732万個、弁当1,379万食、育児用粉ミルク6万7,000t、牛乳51万ℓ、即席めん93万食、缶詰46万食、果物164t、飲料水1,000t、清涼飲料等854万本等の供給に努めた。

厚生省では、関係業界団体等に医薬品等の調達を依頼し、風邪薬41万人分、胃薬19万人分、医療用の抗生物質14万人分をはじめとする医薬品等の

が約37万個、西宮市災害対策本部あてが約16万個、その他約8万個に及んだ。

さらに、国内の各企業や団体、個人からの救援物資、諸外国からの救援物資等、様々な方面から被災者に対する物資の支援が行われた。

2 義援金

多くの国民や企業、団体等から寄せられる災害義援金は、被災者にとって大きな支えとなった。災害義援金はどのように募集し、公正かつ適正な配分を行うかが課題であるが、兵庫県では「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」を設置し、災害義援金の募集及び配分を実施した。

(1) 募集委員会の設置

1月17日に早くも、兵庫県あてに災害義援金の申し出があったので、とりあえず兵庫県としての取扱い方針を検討した。

その結果、18日兵庫県として銀行口座を開設して災害義援金を受けるとし、相前後して、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関、被災市町等においても、災害義援金の募集が始められた。

その後、「災害義援金品募集配布計画」に基づく関係機関と協議を進め、1月25日、被災者等に対する義援金の募集及び公正かつ適正な配分を行うことを目的として、同計画に基づく12機関に兵庫県共同募金会を加えた13機関により「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」が設置された。委員会は共同募金会をはじめ、兵庫県、関係自治体、報道機関、日本赤十字社兵庫県支部等の団体で構成された。

義援金の配分は、統一的な基準により配分していくことが望まれるので、募集委員会では同委員会の各構成団体及び各市町において募集している災害義援金についても、同委員会に集約し統一基

準を設けたうえで配分することとし、1月30日、同委員会の構成団体に大阪府、大阪府共同募金会を加えることにした。

また、募集委員会では、新たに新聞社9社、民間放送会社4社に対して2月11日、同委員会の構成団体に加わるよう依頼したほか、被災市町の意見も反映させるため、津名郡津名町にも募集委員会の構成団体に加わるよう依頼した。

(2) 義援金の受付・配分状況

全国から寄せられてきた義援金の総額は、6月30日現在、1,662億円にものぼった。その内訳は、日本赤十字社兵庫県支部85億円、日本赤十字社(本社と他都道府県支部)892億円、中央共同募金会156億円、兵庫県407億円、その他自治体等122億円である。

震災当初は、救援物資と合わせて災害義援金が届けられるケースもあり、昼夜を問わず災害義援金を受け付けることが多かった。

震災1カ月後の災害義援金の受付状況をみると、兵庫県が受け付けたものは3,174件、約136億円。また、日本赤十字社、中央共同募金会、兵庫県、被災市町、募集委員会が受け付けた総額は2月17日現在、886億円となった。

報道機関や災害義援金の寄託者、被災者等から第1次配分はいつから始まり、どのような基準で配分するのかといった問い合わせが多く寄せられるようになった。こうしたなか、募集委員会においては、1月29日、表5のとおり死亡者及び行方不明者に対し1人当たり10万円、住家の全壊・全焼・半壊・半焼の世帯に対し1世帯当たり10万円を、それぞれ一律に見舞金として配分することを決定した。

そして、募集委員会では、1月31日までに関係市町へ所要額を送金し、支給体制が整った市町では2月1日から被災者への支給が始まった。しかし、被災件数があまりにも多く、り災証明書の発

表5 義援金配分計画

区 分		内 容	配分額 (千円)
死亡者・行方不明者見舞金		死亡者・行方不明者に見舞金を支給する。	100
住宅損壊見舞金	全壊・全焼	住宅の損傷（全壊・全焼）した世帯に見舞金を支給する。	100
	半壊・半焼	住宅の損傷（半壊・半焼）した世帯に見舞金を支給する。	100
重 傷 者 見 舞 金		1か月以上の治療を要する負傷者に見舞金を支給する。	50
要 援 護 家 庭 激 励 金		住宅が全壊（焼）・半壊（焼）した要援護家庭における生活基盤の回復と自立助長を促すため、援助金を支給する。	300
	ひとり暮らし老人	80歳以上のひとり暮らし老人	
	要 介 護 老 人	65歳以上の介護が必要な老人のいる世帯	
	母 子	配偶者のない女子が児童を扶養している世帯	
	父 子	配偶者のない男子が児童を扶養している世帯	
	両親のいない児童	父母の両方がいない児童が同居している世帯	
	重 度 障 害 者	○1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（児）及びこれらの者が同居している世帯 ○A判定の療育手帳の交付を受けている精神薄弱者（児）及びこれらの者が同居している世帯 ○1級の特別障害者証明書等の交付を受けている精神障害者及びこれらの者が同居している世帯	
	生 活 保 護	生活保護法による保護を受けている世帯	
	特 定 疾 患 患 者	特定疾患患者及びこれらの者が同居している世帯	
	公 害 認 定 患 者	特級～2級の公害認定患者及びこれらの者が同居している世帯	
	原 爆 被 爆 者	認定書等の交付を受けている原爆被爆者及びこれらの者が同居している世帯	
被 災 児 童 ・ 生 徒 教 育 助 成 金		被災を受けた児童及び生徒の教育を支援するため、教育助成金を支給する。 〔 高校生の教科書助成 高校生の新入生助成 保育所、幼稚園、小学生、中学生の新入生助成	20 50 保幼10 小20 中50
被 災 児 童 特 別 教 育 資 金		両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を著しく低下させないため、特別教育資金を支給する。	1,000
住 宅 助 成	持 ち 家 修 繕 助 成	全壊（焼）・半壊（焼）した持ち家（住宅）の早期復旧を支援するため、住宅を修繕する者に助成する。	300
	賃 貸 住 宅 入 居 助 成	住宅が全壊（焼）・半壊（焼）した世帯の住宅の確保を容易にするため、民間賃貸住宅の入居する者に家賃及び敷金等を助成する。	300

出典：「防災白書」平成7年版 国土庁

行に相当の時間を要し、最も被害の大きかった神戸市では2月6日から被災者への支給申請の受付が始まるなど、各市町によって開始時期が異なるを得なかった。

また、り災の状況を認定する基準が明確でないため、災害義援金の支給が始まると、支給の根拠となるり災証明書の認定基準をめぐって市町と被災者の間で混乱が生じ、り災状況の再調査が相当

数行われることとなった。

配分対象件数については、兵庫県災害対策総合本部が把握した被害状況に基づき当初約8万件と積算したが、被害状況の把握が進むにつれ大幅に増え、2月13日現在で17万件と見込まれ、さらに2月17日現在、市町からの報告によると、29万件に達すると修正され、最終的な配分対象件数の把握が極めて困難な状況にある。

このように、第1次配分では、当面の生活に支障を来す被災者への緊急的な対応が必要との考えの下に見舞金として配分したが、第2次配分としては、重傷者に対し5万円の見舞金と、全壊・全壊・半壊・半壊世帯のなかで特に生活基盤の弱い要援護世帯に対し生活基盤の回復と自立助長を促すため激励金30万円が、それぞれ配られることになった。

さらに、被災児童及び生徒の就学を支援するための「被災児童・生徒育成助成金」、両親又は父母のいずれかを失った児童の教育環境を著しく低下させないための「被災児童特別教育資金」、持ち家の早期復旧を支援するための「持ち家修繕助成」及び住宅の確保を容易にするための「賃貸住宅入居助成」が行われることになった。

6月30日現在の配分状況は、第1次分488億円、第2次配分199億円、教育助成4億円、計691億円となっている。

3 外国からの援助

外国からの救援活動等の人的・物的支援については、76の国・地域、国連、WHO、欧州連合からの申し入れ支援があり、被災自治体の意向を確認した上で、44の国・地域の支援の受け入れを決定した。

受け入れた国・地域及びその内容は、表6のとおりである。

また、政府間の支援に加えて、民間ベースでも

表6 支援を受け入れた国・地域とその内容

国・地域	支援の内容
米国	在日米軍を通じ毛布、飲料水、簡易ベッド等地震専門家の来日、救援物資の輸送、テント設営人員
スイス、フランス	救助隊員及び捜査犬
メキシコ、タイ、韓国、豪州、ブルネイ、中国、モンゴル、英国、ジョルダン、カナダ、ドイツ、ニュージーランド、ロシア、スリランカ、エジプト、インド、インドネシア、ルーマニア、テュニジア、スロヴェニア、パキスタン、バングラディシュ、ネパール、アルジェリア	食料品、飲料水、衣料、毛布、テント、その他各種救護物資
中国、オランダ、カンボディア、イタリア、ヴァヌアツ、ジブティ、アイルランド、北朝鮮、台湾、トンガ、ベルギー、トゥヴァル、西サモア、クウェイト、パラオ、フィジー	義援金
フィンランド	携帯電話
スウェーデン	国家救難庁関係者の来日

出典：「防災白書」平成7年版 国土庁



スイスから捜査犬12頭、フランスから捜査犬4頭が被災地に派遣された

多くの物資、救援活動、義援金等の支援申し入れがあった。

兵庫県では、海外からの支援の受け入れについて、国際対策部（知事公室）が担当した。

なお、外国の救助隊については、被災自治体の意向を踏まえて、政府としてはスイスとフランスの救助隊を受け入れた。

スイスの救助隊は隊員26名及び搜索犬12頭が派遣され、1月19日入国して搜索活動を開始し同月23日に出国しており、その間9遺体を発見した。搜索犬の入国に当たっては搜索活動に支障がないよう、動物検疫について特例措置が講じられた。

フランスの災害救助特別隊は隊員60名及び搜索犬4頭であり、1月21日に入国して搜索活動を開始し同月25日に出国しており、その間2遺体を発見した。

なお、イギリスの救助隊のように民間レベルで我が国に派遣されたものもある。

また、救援物資についても、大蔵省による通関手続きの簡素化、関税の非課税扱いをはじめ航空・通関業者等の協力による費用の無料化、自衛隊、海上保安庁による輸送、外務省及び在外公館による連絡調整等の協力体制がとられた。

国際的な協力体制について、今回できあがった仕組み等を整理し、システム化しておく必要がある。

救援物資等の物的支援などについては、世界の37カ国(地域)、6姉妹州省(地方)の政府、民間団体、個人から寄せられた。水、食料、防寒用衣類などの必需品をはじめとして、防水シート、テントや乳児の粉ミルク、応急用医療品等の救援物資及び日系人団体の募集活動等による義援金等が2月17日までに112件にのぼった。

また、姉妹州省の代表、各国の

首脳や在日大使からお見舞い状(104件)が届けられた。

第3 日本消防協会及び府県消防協会の対応措置

1 日本消防協会の対応

日本消防協会では、地震発生直後から被災地において活動する消防団職員等に対して、消防救援活動を行うため、全組織力を挙げて対応したが、予想をはるかに超えた未曾有の被害により、初期段階での情報不足による被害状況の把握、救援物資輸送手段の確保、受入れ側への連絡など多くの困難を伴った。よって、早期に職員を派遣するとともに、被災地との通信手段の確保に努めながら、現地対策本部との調整を行い、消防団職員への物資を迅速かつ確実に到達できるよう救援活動を行った。

(1) 救援活動

日本消防協会の主な活動状況は、次のとおりで



日本消防協会では、早朝より地震災害に対応する協議がなされた

多くの物資、救援活動、義援金等の支援申し入れがあった。

兵庫県では、海外からの支援の受け入れについて、国際対策部（知事公室）が担当した。

なお、外国の救助隊については、被災自治体の意向を踏まえて、政府としてはスイスとフランスの救助隊を受け入れた。

スイスの救助隊は隊員26名及び搜索犬12頭が派遣され、1月19日入国して搜索活動を開始し同月23日に出国しており、その間9遺体を発見した。搜索犬の入国に当たっては搜索活動に支障がないよう、動物検疫について特例措置が講じられた。

フランスの災害救助特別隊は隊員60名及び搜索犬4頭であり、1月21日に入国して搜索活動を開始し同月25日に出国しており、その間2遺体を発見した。

なお、イギリスの救助隊のように民間レベルで我が国に派遣されたものもある。

また、救援物資についても、大蔵省による通関手続きの簡素化、関税の非課税扱いをはじめ航空・通関業者等の協力による費用の無料化、自衛隊、海上保安庁による輸送、外務省及び在外公館による連絡調整等の協力体制がとられた。

国際的な協力体制について、今回できあがった仕組み等を整理し、システム化しておく必要がある。

救援物資等の物的支援などについては、世界の37カ国(地域)、6姉妹州省(地方)の政府、民間団体、個人から寄せられた。水、食料、防寒用衣類などの必需品をはじめとして、防水シート、テントや乳児の粉ミルク、応急用医療品等の救援物資及び日系人団体の募集活動等による義援金等が2月17日までに112件にのぼった。

また、姉妹州省の代表、各国の

首脳や在日大使からお見舞い状(104件)が届けられた。

第3 日本消防協会及び府県消防協会の対応措置

1 日本消防協会の対応

日本消防協会では、地震発生直後から被災地において活動する消防団職員等に対して、消防救援活動を行うため、全組織力を挙げて対応したが、予想をはるかに超えた未曾有の被害により、初期段階での情報不足による被害状況の把握、救援物資輸送手段の確保、受入れ側への連絡など多くの困難を伴った。よって、早期に職員を派遣するとともに、被災地との通信手段の確保に努めながら、現地対策本部との調整を行い、消防団職員への物資を迅速かつ確実に到達できるよう救援活動を行った。

(1) 救援活動

日本消防協会の主な活動状況は、次のとおりで



日本消防協会では、早朝より地震災害に対応する協議がなされた



代議員会で緊急特別決議がなされた

ある。

地震災害に対する対応を協議するため、1月17日8時30分に徳田正明常任副会長（現会長）を中心に緊急幹部役員会議を開催した。

同会議では、

- 日本消防協会地震対策本部の設置（宿直体制）
- 日本消防協会現地対策本部の設置
- 日本消防協会役職員の現地派遣
- 非常用食糧、毛布など救援物資の輸送等について決定した。

9時20分、日本消防会館内に「兵庫県南部地震日本消防協会災害対策本部」を設置し、情報収集、非常用食料等の交付、派遣職員の準備に入るとともに、11時には非常用食料6,000食、浄水装置2台の交付を決定した。

13時40分、日本消防協会役職員12名が現地派遣のため協会を出発し、14時30分、日本消防協会救援車両（2名）も陸路にて兵庫県を目指した。

1月18日1時40分、現地派遣隊が兵庫県災害対策本部（県庁）に到着。2時45分、毛布3,000枚の交付を決定するとともに、3時17分には兵庫県副知事に対して特殊災害援助金を交付した。

10時、非常用食料2万食、浄水装置3台を追加

交付決定した。

17時、兵庫県消防学校内に日本消防協会現地対策本部を設置した。

1月19日9時20分、徳田常任副会長以下4名が、日本消防協会を出発し、ヘリコプターにて15時5分、兵庫県消防学校に到着した。17時に県庁で徳田常任副会長から直接、兵庫県消防協会総裁貝原知事へ災害義援金を交付した。また、18時には北淡町、芦屋市にウオーターパッカー各1台を交付することを決定した。

1月20日10時、第2次応援隊10名を現地派遣した。

1月23日10時、防寒衣500着を北淡町へ交付することを決定するとともに、第3次応援隊7名を現地派遣した。

次いで、1月26日10時に第4次応援隊2名、翌27日10時にも第5次応援隊2名をそれぞれ現地派遣した。

1月28日17時、兵庫県消防学校に設置した日本消防協会現地対策本部を撤収し、翌29日19時15分に日本消防協会現地派遣隊全員が帰任した。

このように、日本消防協会現地対策本部は1月17日から29日の13日間兵庫県消防学校に設置され、延べ137名の人員をもって被災地における消防団

職員の消防活動の支援、情報収集、支援物資の調達、配付、活動状況の調査を実施した。

なお、日本消防協会地震対策本部及び現地対策本部名簿は表7のとおりである。

表7 兵庫県南部地震日本消防協会災害対策本部

日本消防協会地震対策本部 (日本消防会館)	日本消防協会現地対策本部 (兵庫県消防学校)
徳田常任副会長 (本部長) 田中常務理事 (副本部長) 大山消防互助年金事業団 事業管理者 熊谷事務局長 加藤総務部長 今福経理部長 武田福祉部長 能勢総務課長 木野内経理課長 徳留業務課長 小池会館主幹 村田専門調査員 杉本総務課長補佐 小山秘書課長補佐 影山女性消防団課長補佐 黒江女性消防団課長補佐	第1次現地派遣隊 (12名) ◎ 小林常務理事 (現地対策本部長) 小西事務局次長 水野業務部長 葛籠貫教育訓練課長 平井補償課長 昼岡管理課長 相田総務主幹 山口(裕)業務課長補佐 中村国際業務課長補佐 糸井川年金課長補佐 中野教育訓練課長補佐 福島福祉課長補佐 第2次現地派遣隊 (10名) ◎ 岩佐防災監 井上会館副支配人 阿部企画課長 渡邊国際業務課長 工藤福祉課長補佐 福沢補償課長補佐 穂垣管理課長補佐 河本国際協力課長補佐 山口(隆)業務課長補佐 栗城国際業務課長補佐 第3次現地派遣隊 (7名) ◎ 鈴木管理部長 武藤年金課長 武藤福祉課長 池田国際協力課長 山本補償課長補佐 奈良岡国際業務課長補佐 松尾教育訓練課長補佐 第4次現地派遣隊 (2名) ◎ 福島国際部長 中村国際業務課長補佐 第5次現地派遣隊 (2名) ◎ 岡崎会館支配人 中野教育訓練課長補佐

注) ◎は責任者。なお、役職名は当時のものである。

(2) 大規模非常災害対策に関する緊急特別決議

日本消防協会では2月10日に開催された代議員会において、日本消防協会並びに全国100万人の消防団員の総意として「大規模非常災害対策」に関し、次のとおり緊急特別決議をした。

「大規模非常災害対策に関する緊急特別決議」
 日本消防協会代議員会、都道府県消防協会長の総意に基づき、大規模非常災害対策に関し、次のとおり緊急に決議する。

去る1月17日に発生した「阪神大震災」は、関東大震災以来の未曾有の被害を発生させ、戦後最大の犠牲者と莫大な経済的損失をもたらし、今だに20数万人の被災者が不自由な生活を余儀なくされている。

日夜水火災等の災害から身を挺して国民の生命、身体、財産を守る消防団員及び消防職員は、自らの家庭でも多大の被害が生じたにもかかわらず、文字どおり不眠不休で消火活動、人命検索、救助活動、住民の避難誘導、緊急物資の配布等幅広い救援活動に従事し、大きな成果を上げ、被災者にとって力強い心の支えになっている。

しかしながら、今回の甚大な被害は、国民の安全を守るべき任にある防災関係機関並びに国民一人ひとりに対しても、多くの教訓を残したことに鑑み、この際将来に向けた大規模非常災害に対する取組の見直しが直ちに行われるべきものとする。

よって、日本消防協会並びに全国100万の消防団員は、この震災での多くの国民の犠牲を無駄にせず、将来予想される地震等大規模非常災害時における消防機関及び防災関係機関の連携、充実、強化並びに諸体制の見直しを含めて、国民が安心して暮らせる防災体制の確立を目標として、特段の努力を傾注することを決議するとともに、政府、地方公共団体その他関係機関にお

かれても、下記項目の実現について積極的に取り組まれるよう強く要望するものである。

記

- 1 大規模非常災害時における地域防災の中核を担う消防団の抜本的な充実・強化（消防団の最小単位である部、班等ごとの適切な人員、資機材等の配置）
- 2 都道府県単位の消防団の広域的な即時応援体制の確立
- 3 大規模非常災害時における国の防災体制の見直し並びに防災関係機関の合同訓練の推進
- 4 消防活動能力向上及び国民の防災行動能力育成のための教育訓練施設の整備
- 5 婦人防火クラブ等自主防災組織並びに事業所の自衛消防組織等の育成推進
- 6 国及び地方公共団体に係る消防関係予算の倍増（防災組織の拡充並びに震災対策施設・防災用資機材等の充実）
- 7 被災地の早期復興並びに災害に強い街づくりの推進

平成7年2月10日

さらに、日本消防協会では2月14日、日本消防協会代議員会において緊急特別決議した「大規模非常災害対策に関する緊急要望（笹川良一日本消防協会会長名）」を自治大臣等の政府関係者、国会及び地方6団体等の関係機関に対し要望活動を行った。要望は、日本消防協会の徳田常任副会長、鹿熊安正富山県消防協会会長（参議院議員）らが野中広務自治大臣、小澤潔国土庁長官、滝実消防庁長官に直接面会してなされた。

(3) 救援物資の交付

日本消防協会が、交付した救援物資は、表8のとおりである。

表8 日本消防協会救援物資一覧表

品名	数量	配付先	備考
非常食	68,000食	神戸市消防局他1市 6消防本部	缶詰 弁当等
毛布	10,000枚	兵庫県及び大阪府豊中市	
緊急時用 浄水装置	8台	神戸市他2市2町	
ウォーター パッカー	2台	芦屋市、北淡町	
防寒衣	600着	兵庫県及び北淡町他1町	雨具等 を含む
野営テント	1セット	兵庫県	

注) 上記の救援物資については、勸日本船舶振興会の助成によるものである。



徳田常任副会長（現会長）が緊急特別決議を野中自治大臣に手渡した

〈ウォーター・パッカーを芦屋市と北淡町に寄贈〉

日本消防協会が、芦屋市と淡路島の北淡町が特に水に困っていると聞いて1台ずつ寄贈した。浄水機から引いた水を、ポリエチレンとナイロンを合わせたシートで、包むようにして張り合わせ、1時間に2,000袋を製造できる。高さ1.8m、縦1.1m、横90cmで、重さ300kg。家庭用の100V電源で使える。水を詰めた袋は100kgの圧力まで耐えられるため、めったには破れないという。同市消防局が管理、市内を巡回して、避難者たちに水パックを配る。

芦屋市立精進小学校の避難所では、業者が消防団員らに使い方を説明しながら、プール用の井戸水で試運転した。ボタンひとつで、次々に作られる水のパックを見て、芦屋市消防団の川合友一団長は「かさばるタンクを用意しなくても、いつでも新鮮な水を飲める。どんどん活用していきたい」と話している。

1月25日付朝日新聞より抜粋



芦屋市と北淡町にウォーターパッカーが寄贈された

(4) 義援金の交付

1月19日17時、兵庫県庁知事室において、日本消防協会徳田常任副会長から、兵庫県消防協会総裁貝原兵庫県知事に対して、被災地で活動する消防団職員を支援するための災害義援金1億3,800万円（内訳は日本消防協会1億円、都道府県消防協会3,800万円）を交付した。

交付に際して、地元を代表して溝口信次兵庫県消防協会会長、立会者として森田正博徳島県消防協会会長が同席した。

2 兵庫県消防協会の活動状況

兵庫県消防協会は、日本消防協会の救援物資の配付について協議調整を図る一方、被災地の被害状況等を各消防団長から情報収集に努めるとともに、兵庫県救援物資集積基地における物資搬出入、整理活動へ応援のため、県下消防団員に出動を要請するなどの活動を行った。

活動状況は、次のとおりである。

1月17日6時30分、溝口信次兵庫県消防協会会長（尼崎市消防団長）は、尼崎市消防団対策本部にて、神戸・阪神間の各消防団長に電話連絡し、情報収集に努める。

16時30分、伊丹空港に日本消防協会第1次応援隊を出迎え県庁へ移動。

18日1時40分、日本消防協会第1次応援隊、県庁到着。

3時17分に副総裁芦尾兵庫県副知事は、日本消防協会から特殊災害対策援助金を受領。また、日本消防協会救援物資等の配付についても、日本消防協会現地本部員と協議。

19日15時、日本消防協会徳田常任副会長が来県し、総裁貝原兵庫県知事が義援金を受領。

20日11時5分、日本消防協会よりの救援物資等（追加分）の配付について、日本消防協会現地本部と再協議。

21日、救援物資集積基地における物資の搬入、整理活動に、県下消防団員による応援出動を開始（以後、3月10日までに76団延べ約7,000人が従事）。

30日、正副会長会議を開催し、今後の対応等を協議。

2月1日、県消防協会長が、救援物資集積基地を（グリーンピア三木、三木山森林公園）激励視察

2日、県協会長、北淡町を激励視察。

4日、県災害対策総合本部事務局長から被災地以外の市町に対し、救援物資集積基地への応援要請が文書により発せられる。

12日、県消防協会長、救援物資基地（グリーンピア三木、三木山森林公園、消防学校）を激励視察。

19日、県消防協会長、救援物資基地（グリーンピア三木、消防学校）を激励視察。

21日、正副会長会議を開催。また、兵庫県災害対策総合本部事務局長から、救援物資集積基地への消防団員の応援について継続の要請を受け、各消防団長あてに県消防協会長名をもって依頼。

23日、県消防協会長、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、伊丹市の各消防本部等を激励するために訪問。

25日、県消防協会長、救援物資集積基地（グリーンピア三木、三木山森林公園、消防学校）の激励視察。

27日、県消防協会長、猪名川町、三田市の各消防本部を激励するために訪問。

3月10日、正副会長会議を開催。県下消防団員による救援物資集積基地における応援出動を終了する。

3 大阪府消防協会の活動状況

大阪府消防協会は、今回の震災に対して消防団を兵庫県に派遣し、救援物資の搬入、仕分け、搬出などの救援活動を行った。

活動状況は次のとおりである。

1月18日、大阪府は大阪府救援対策本部を設置した。大阪府消防協会は、大阪府生活文化部長と消防団の派遣について協議するとともに、消防協会緊急役員会議において消防団の派遣について協議のうえ、消防団派遣を決定した旨、府下消防団長に連絡した。

大阪府は1月19日、救援対策本部会議を開き、府職員80名、府内の消防団員20名で救援隊を編成、兵庫県に派遣する等の今後の救援策を決めた。

これを受けて、大阪府消防協会としては、災害救助法を適用された、豊中市、池田市、吹田市、箕面市を除く府下の消防団より派遣することを決めた。まず、先発隊は消防協会役員（副会長）所属の消防団より派遣することにした。

1月20日、大阪府知事より各市町村長へ、「兵庫県南部地震」の被害地に対する救援実施について文書で依頼し、これを受けて各市町村長は消防団の派遣を決めた。

この結果、1月21日から2月20日にかけて38消防団（延べ41消防団）160名が兵庫県に派遣され、救援活動に当たった。

府下消防団の派遣状況は、次のとおりである。

- | | |
|--------|---------------------|
| ① 派遣先 | 兵庫県消防学校 |
| ② 作業内容 | 各地からの救援物資の搬入・仕分け、搬出 |
| ③ 派遣日数 | 2日間 |
| ④ 派遣状況 | |
| | 1月21日（土） |
| | 東大阪市消防団 5名 |

四條畷消防団	5名		
吹田市消防団	5名		
忠岡町消防団	2名		
和泉市消防団	3名	計5消防団	20名
1月22日(日)			
高槻市消防団	5名		
八尾市消防団	5名		
門真市消防団	5名	計3消防団	15名
1月28日(土)			
大阪狭山市消防団	1名		
富田林市消防団	3名		
河内長野市消防団	3名		
太子町消防団	3名		
河南町消防団	3名		
千早赤阪村消防団	3名	計6消防団	16名
1月29日(日)			
貝塚市消防団	5名		
泉南市消防団	5名		
岬町消防団	5名		
田尻町消防団	2名	計4消防団	17名
2月4日(土)			
茨木市消防団	5名		
寝屋川市消防団	5名		
枚方市消防団	5名	計3消防団	15名
2月5日(日)			
摂津市消防団	5名		
交野市消防団	5名		
大東市消防団	5名	計3消防団	15名
2月11日(土)			
大阪狭山市消防団	4名		
松原市消防団	3名		
羽曳野市消防団	3名		
藤井寺市消防団	3名		
美原町消防団	3名	計5消防団	16名
2月12日(日)			
守口市消防団	5名		
島本町消防団	5名		

柏原市消防団	6名	計3消防団	16名
2月18日(土)			
泉佐野市消防団	5名		
阪南市消防団	5名		
熊取町消防団	5名	計3消防団	15名
2月19日(日)			
池田市消防団	2名		
箕面市消防団	4名		
豊能町消防団	2名		
能勢町消防団	2名		
忠岡町消防団	2名		
和泉市消防団	3名	計6消防団	15名
合計38消防団(延べ41消防団)			160名

4 徳島県消防協会の活動状況

徳島県消防協会は、今回の震災に対して応援部隊を兵庫県に派遣するなど、救援活動を行った。活動状況は次のとおりである。

1月17日7時30分、東條事務局長が同協会事務所及び建物を点検した。事務所内電話は不通であったが、10時20分に復旧したため、徳島県消防防災課へ状況報告を行った。

各消防団より事務局に対して応援体制について協議の電話が寄せられた。

12時30分、県消防協会正副会長会議を開催し、応援体制について協議した結果、

- 応援部隊は1団12名2泊3日で編成する
 - 指揮者は分団長が務める
 - 応援隊員の出動用車両(28名乗り)3台を確保すること
- などを決めた。

16時30分、6団75名の応援体制を確立したため、徳島県消防防災課へその旨報告した。

16時40分、日本消防協会より北淡町、一宮町への浄水装置搬送について輸送経路の問い合わせが

あったため、各方面の交通状況を調査し報告した。

17時20分、日本消防協会より18日12時25分徳島空港着の全日空便で浄水装置2台を発送するとの連絡があった。これを受けて、北淡町災害対策本部に日本消防協会より浄水装置を送付されることを連絡、同時に一宮町にも連絡、時間等の打合せをする。

18日12時30分、徳島空港で浄水装置を受け取り、軽トラックで淡路島へ出発。

14時50分、一宮町災害対策本部に到着、浄水装置の受け渡し完了。災害対策本部長に徳島県の応援体制の現状を報告し、要請の受入れについて説明して北淡町へ向かった。

16時10分、北淡町に到着、浄水装置の受け渡し完了。災害対策本部長に徳島県の応援体制の現状を報告し、要請の受入れについて説明し北淡町を出発。

18時30分、協会へ帰着。日本消防協会から、義援金受渡し立合人として森田会長が依頼されたことから、神戸市へのルートを検討。

20時30分、情報を収集するにつれて、四国より各国道、高速道路は緊急車両でも集合時間に到着することができず、大阪・和歌山経由についても同様であった。残された交通路は淡路島のみとなったが、各フェリー会社とも欠航。ただ1社、淡路甲子園フェリーが不定期に運航中とのことで、直ちに乗船交渉に入り乗船許可を得る。

通行許可証について各方面に働きかけるも発行することができないとのこと。協議の結果、兵庫県災害対策本部へ直接依頼するが回答は得られなかった。

21時45分、兵庫県災害対策本部より「徳島県災害緊急特別車」と明示した車両として通行されたしと連絡があり、その旨、日本消防協会に報告し、出発準備の協議する。

19日5時、森田会長、山田神山町団長らが同町消防団の指令広報車にて本県を出発し、6時甲子

園フェリーに乗船、8時30分西宮甲子園港着。11時15分兵庫県庁に到着した。

第4 日本防火協会の対応措置

日本防火協会の阪神・淡路大震災に対する主な活動は、次のとおりであった。

被災地への支援措置として、被災地に対する義援金を募ることとし、地震発生の翌日1月18日には、全国の都道府県及び市町村の各幼少年婦人防火委員会の会長宛に協力依頼の文書を送付した。

さらにその翌19日には、兵庫県庁知事室において、日本防火協会徳田理事長（現会長）から、兵庫県貝原知事に対して、災害見舞金として500万円を交付した。

また、2月27日には、集まった義援金1,000万円を日本防火協会居相常務理事から兵庫県少年婦人防火委員会会長（兵庫県栗原生活文化部長）に対して交付した。

救援物資についても被災団体の要望に沿うよう、輸送することとしたが、各被災地方公共団体の災害対策本部との連絡が通信網の寸断のため、困難をきたした。1月18日、被災者が必要な救援物資（毛布、ビニールシート、風邪薬、おむつ、カセットコンロ等）を、4tトラック2台で被災地の災害対策本部に輸送した。また、飲料水については、東京での調達が困難であるため、富山県及び山梨県からそれぞれトラック1台により輸送した。

また、近隣府県の婦人防火クラブ員による現地での直接支援も行うことが検討され、直ちに実施された。

支援活動の概要は表9のとおりである。

まず、1月20日、21日には、尼崎市防災センターにおいて、近隣の婦人防火クラブ員（11名）により、給食配布活動が開始され、さらに1月24日には全国各地から輸送された救援物資を、西宮市

表9 阪神・淡路大震災支援活動概要（尼崎市・西宮市・神戸市）

市・区名	実施月日	実施内容	実施場所	対象避難者数	支援婦人防火クラブ員数 (各府県婦防連別)	県・消防局 職員数	防火 広報車 等数	
尼崎市	1/20,21	給食配布	尼崎市防災センター	500	大阪府6、兵庫県2、 和歌山県3 計11	2	1	
西宮市	1/24	救援物資配布	小学校3	1,700	大阪府10、兵庫県5、 和歌山県10 計25	4	1	
	1/25	炊き出し	小学校6、中学校1、 公民館2 計9	6,490	和歌山県10、愛知県10、 滋賀県18、大阪府11、 兵庫県20、群馬県1、 精華町8、福知山市9 計87	12	6	
	1/26	炊き出し	小学校7、中学校1、 高校1、公民館3 計12	5,611	和歌山県11、愛知県10、 滋賀県17、大阪府19、 兵庫県10、群馬県1、 精華町3、福知山市13 計84	14	7	
神戸市	長田区 須磨区	2/2	炊き出し	小学校3、中学校1、 高校2 計6	8,550	岡山県13、山口県10、 兵庫県57 計80	19	8
	長田区 兵庫区	2/3	炊き出し	小学校2、中学校2、 高校1 計5	8,700	岡山県13、広島県11、 山口県10、兵庫県52 計86	20	8
	中央区 灘区	2/4	炊き出し	小学校3、公園2 計5	8,740	岡山県12、広島県10、 山口県10、兵庫県40 計72	23	8

注) 1 上記の救援物資等については、財団法人船舶振興会の助成によるものである。

2 支援婦人防火クラブ員中婦防連のない府県については、市町婦人防火クラブ員数を記載した。
財団法人防火協会資料より

内の3カ所の小学校において、婦人防火クラブ員(25名)により配付した。

また、兵庫県及び近隣府県の婦人防火クラブ連絡協議会会長を交え、今後の支援の方法について話し合いが行われ、「厳寒期で、しかもおにぎりやパン等が主な食事の状況から、温かい豚汁が一番喜ばれるのでは」との意見で一致し、炊き出しが実施されることとなった。

しかし、このような大規模な支援活動に協会として取り組むのは初めてのことであり、種々検討を重ね、関西方面からの交通事情等が比較的良く、要望等のある西宮市でまず実施することとされた。

実施日は、24日から26日までの3日間であり、まず、炊き出しのための機材・食材等を確保するために、機材(炊き出し用プロパンコンロ20基、移動式炊飯器等)を、東京で手配し、食材は、大

阪から毎日6,000食分が搬送されることになった。

また、炊き出しの支援として関西地区の各府県及び愛知県等の婦人防火クラブ員の協力を得た。この際、婦人防火クラブ員の支援箇所までの送迎について、近隣の消防機関から防火広報車等の提供などの協力を受けた。

24日早朝、阪急西宮北口駅で支援のための各地域の婦人防火クラブ員等29名が合流。西宮市災害対策本部へ徒歩で移動し、災害対策本部と打ち合わせ後、市内の3カ所の避難所で昼食の配付、清掃などを実施し、実質的な支援活動を開始した。また、翌日から炊き出しを実施する避難所について、西宮市と協議した結果、25日は、西宮市内の小・中学校、公民館等9カ所及び26日は、12カ所で実施することが決まった。

25日、26日は、それぞれ早朝から資機材の仕分



婦人防火クラブを中心に炊き出しが行われた

けと搬送用のトラックに積み込む作業で、多忙を極めた。避難所では、10時30分ごろから炊き出し用の釜、ガスコンロ等でお湯を沸かし、その間に婦人防火クラブ員は食材を調理した。仕込みにかなりの時間がかかり、昼までの限られた時間のなかで、極めて慌ただしい状況であった。できあがるころには、被災者の行列ができたため、婦人防火クラブ員は、何班かに分かれて活動した。

西宮市の支援活動を終えた後、今度は、最も被害の大きかった神戸市内の一部から、炊き出し支援の依頼が入り、直ちに検討が行われた。この結果、2月2日から4日までの3日間、神戸市において、西宮市と同様に被災者に毎日8,700食分の炊き出しを行うことになった。神戸市の現地支援については、東側からの移動の確保が困難なため、中国地区の瀬戸内海側の各県及び兵庫県内の婦人防火クラブ員が支援した。

神戸市の支援については、西宮市での経験と反省を踏まえた活動がなされた。しかし、役職員の宿泊場所も遠く、神戸から鉄道で1時間20分以上かかり、さらに、バスで20分程の所に宿舍がとられ、ここから被災地の支援場所まで毎日往復することになった。資機材・食材などは、毎日7時ま

でにJR兵庫駅から車で20分ほど離れた神戸市北区に集結し、仕分けを行った後、10時ごろまでにはそれぞれ支援場所ごとに配送された。地震発生から、2週間を経過していたが、幹線道路は大渋滞で途中通行止めの箇所もあり、地図をたよりに配送する状況であった。

3日間で5区16カ所の避難所において炊き出しを行った。支援した避難所のうち避難者が4,000人にも達するところもあった。

この阪神・淡路大震災支援活動に参加した婦人防火クラブ員は延べ445人、消防関係協力者等を含めると延べ約600人にもものぼった。また、その支援活動が行われた各避難所41カ所を合計すると対象者数は4万人を超えるという大規模なものであった。

消防機関等の対応

地震発生直後から、各地域において同時多発的に火災が発生し、神戸市内においては119番通報が殺到して回線すべてが受信状態となった。この状況は隣接する西宮市及び芦屋市でも同様であり、さらに淡路島全域を管轄する淡路広域消防事務組合消防本部においても同じ状況であった。

この地震による火災発生件数は294件にもものぼるが、断水により消防水利を十分確保できなかったこと、倒壊した家屋の瓦礫等で道路が寸断され消防車の通行に支障が生じたことなどにより、消火活動は困難を極めた。

一方、地震によって一瞬のうちに倒壊した木造家屋等の下に閉じ込められた人々の救急・救助活動も、神戸市をはじめ西宮市、芦屋市、宝塚市、尼崎市、淡路島北淡町など広域にわたった。地元消防団及び消防本部は、警察及び自衛隊と連携を保ちつつ、余震による建物倒壊の恐れがあるなか、スコップ、ハンマー、のこぎり、ジャッキなど携行資機材を最大限に利用し、生き埋めになった者の救助・救出並びに救急活動に当たった。

ちなみに救出活動に従事した消防職員は1日当たり約6,000名、消火・救助活動等に従事した消防団員は推計で延べ約7万1,000名にのぼった。

第1 地元消防本部の活動

1 初動時の対応

地震発生後、被災地各消防本部が実施した初動時の対応は次のとおりである。

(1) 神戸市消防局

神戸市消防局では、地震発生時、神戸市消防局消防管制室には監督者1名、管制係員4名が勤務中であった。係長は事務室に、7名の職員は仮眠をとっていた。

地鳴りとともに、下から突き上げるような縦揺れと大きな横揺れが、約20秒間続いた。職員は立つことすらできない状態で、ファクシミリは転倒し、OA機器は転落した。瞬く間に118回線ある119番の着信盤が一斉に点灯した。新しい防災情報システムへ移行後、初めての緊急事態である。

5時53分、「長田管内建物火災、長田区川西通付近炎上中。第2出動を要請する」と隊長の緊迫した声が無線で管制室に入った。地震発生後、1件目の火災覚知である。

管制室で、長田管内の建物火災への第2出動を指令操作中に、他の地域から119番通報が数件入ってきた。地震による同時多発災害を予測した司令

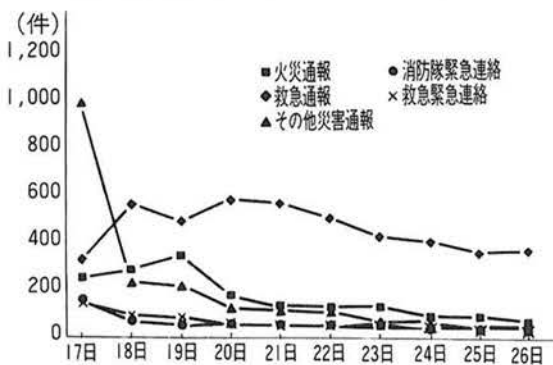
課では、第1出動を指令するとともに、それぞれの所轄で対応せざるを得ないと判断した。また、各消防署別の被害状況をホワイトボード2枚で掲示する準備を行った。

災害対応を各所属で行うことを、各消防署に連絡するため電話（内線）をかけたが、つながりにくかったため、指令電話で連絡した。

それ以降も、119番通報は止むことなく鳴り続いた。受信件数は6時までに36件、7時までに414件に及び、17日だけでも6,000件を超え、平成6年度の1日平均受信件数の10倍を軽く上回った。

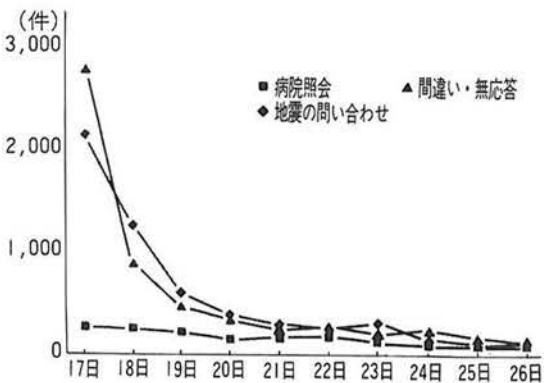
1月17～26日の通報件数の推移は、図8（緊急通報）、図9（非緊急通報）のとおりである。

図8 神戸市消防局における119番受信件数（緊急通報）



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

図9 神戸市消防局における119番受信件数（非緊急通報）



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

主な通報内容は、次の順である。

- 家屋倒壊による生き埋め
- ガス漏れ
- 火災

初期の段階では火災通報はほとんど受信しなかった。また、受信した119番通報の半数近くが無音という現象もあった。これは、後に119番通報の伝送装置の障害であることがNTTの調査で判明した。

監視テレビが地震の影響で使用不能になったため、2名の職員が市域の被災状況の把握のため市役所1号館24階へと走った。職員は、24階から「灘方面に炎、煙が5カ所、中央区に1カ所、長田方面は火災による黒煙で雲が発生したような状況であり、無数の炎を確認」と管制室に無線を入れた。

〈本部指揮所の設置〉

6時50分、本部指揮所が管制室に設置された。

7時、神戸市災害対策本部が市役所1号館1階に設置された。

7時10分、消防局長に「火災24件発生、うち炎上中が19件、その他の災害108件」の災害状況と、「火災の早期鎮圧に全力を注ぐ部隊運用と同時多発災害のため管轄区域の災害は、基本的に各消防署で対応する基本方針」が報告され承認を受けた。

〈初動時の部隊運用〉

7時20分、本部指揮所では、24階からの情報を



神戸市消防局の本部指揮所は6時50分、管制室に設置された

もとに市内の炎上火災状況を把握するとともに、それまでに入手していた通報と情報で同時多発火災を確認した。

7時27分、監視カメラの機能が復旧し、市街地の炎上火災25件を確認した。

7時30分、消防局長は、災害状況・災害活動の状況について市長へ報告を行った後、災害活動について「参集職員の状況に応じて、臨時部隊編成を行い現場出動すること」「災害の少ない北、垂水、西、水上消防署及び特別消防隊（音楽隊等）は現場出動すること」を指示した。

さらに、空からの情報収集のため、消防機動隊に出動命令を出そうとしたが、参集職員の到着が、ポートアイランドの液状化現象等のために遅れ、消防機動隊は直ちに離陸体制をとることができなかった。

9時20分、消防局長は離陸準備が整った消防機動隊に対し、ヘリコプターによる被害状況の情報収集を指示した。これにより、火災状況や家屋倒壊など、市街地の被害状況が続々と本部指揮所に入った。

9時30分、京都市、大阪市の消防局長から、応援出動可能の申し出があった。

9時50分、消防局長は、市長に消防広域応援及び自衛隊の応援要請を進言。

10時、神戸市長は兵庫県知事に対して、自衛隊



神戸市炎上

の応援要請を行った。

消防庁長官が、消防広域応援要請を受諾し、関係知事に応援を指示した旨の連絡を兵庫県知事を通じて受けた。

(2) 神戸市消防局各消防署

ここでは、神戸市消防局11消防署のうち、長田、兵庫、東灘、灘、須磨の各消防署における初動時の対応を中心に紹介する。

<長田消防署>

長田消防署の情報通信室から、大道通の飲食店の北側や工場南側付近の炎上現場のほか、西側に黒煙多数、北側に黒煙2カ所が視認でき、未曾有の大災害であると推察された。

情報通信勤務員は、非常順次通報装置により地震発生直後から非常招集を連絡しようとしたが、電話使用不能のため連絡はできなかった。

電話、駆け込み通報による救助、火災の通報が殺到し、消防署は騒然となった。6時過ぎに署長が到着し、消防署に現場指揮所を開設した。情報通信室には、この時点で御蔵通、菅原通方面、東尻池町方面等の火災発生の駆け込み通報が相次いだ。

倒壊した住宅内で生き埋めになった人に対する救出要請も多数寄せられるが、全隊出動しているため、消防だけでは対応できない。付近住民で助けるように説明するが、被災した住民は冷静に判断できる状態ではなかった。

火災出動部隊からは応援要請の無線が入るが、本部からは「長田管内の火災は長田消防署の部隊のみで対応せよ」との応答しかなかった。情報通信勤務員は、相次ぐ災害通報を受理しながら、ただ非常招集の職員が参集するのを待つほかなかった。

<兵庫消防署>

6時から情報通信勤務員は甲号非常招集の連絡を開始したが、電話は不通となり、職員全員への

連絡はとれなかった。

管内各所で炎上火災の発生している状況が無線が入ってくるが、すべての部隊が出動していたため出動できる部隊は残っていなかった。長田区へ応援出動していた屈折はしご車が、倒壊家屋で道路が閉鎖され現場到着できず、ポンプ車に乗り換えるため帰署した。情報通信勤務員はすぐに湊川町の現場へ向かうよう指示した。

〈東灘消防署〉

5時46分、地震発生後、職員は待機室から飛び出した。ガス臭が漂い、停電で暗闇となった消防署1階の車庫は、消防用ホースが一面に散乱し、消防車両が移動しており、柱に接触した状態であった。

屋外に出ると、国道2号線を隔てた向かいの2階建住宅は、完全に倒壊の状態であった。他方から家屋の下敷きになった家族の救助を求めて市民が駆け付けてきた。1件目の出動である。

情報通信勤務員は、非常順次通報装置により6時に非常招集を実施した。地震後すぐに駆け付けた署長は、現場指揮所を開設した。以降、東灘管内の災害出動は、すべて東灘消防署の情報通信室から無線で行われることになった。

火災現場に出動した小隊から、応援隊を求める悲鳴に近い声が情報通信室にある無線機に入った。現状では、応援隊の出動が不可能であり、ただ「頑張ってくれ」としか答えられない。

救助を求める市民が殺到したため、数人の職員だけではすぐに対応できないことを説明するが、なかなか理解してもらえなかった。

〈灘消防署〉

5時46分、地震の発生により、情報通信室では機材がすべて倒れ、係員が下敷きになってしまうような状況であった。情報通信勤務員は全職員に地震発生と車庫に集合する旨を放送した。職員が待機室から脱出し、外に出て付近の状況を見ると、家屋倒壊などがみられた。

車庫では、器具庫が車両に倒れかかっている状況であったが、全員で車両を車庫外へ出した。消防署の望火台は倒壊寸前であり、危険な状況であった。

地震発生直後から、家屋倒壊による救助要請や避難場所の問い合わせが相次ぎ、係員はその対応に追われた。

情報通信勤務員は、非常順次通報装置が地震の揺れで転倒したため、職員に電話で招集を連絡した。署長公舎付近で救助活動を行った後、消防署に駆け付けた署長は、現場指揮所を開設した。以降、灘管内の災害出動は、すべて灘消防署の情報通信室から無線で行われることになった。

〈須磨消防署〉

地震発生前の3時33分、消防隊は須磨区古川町で発生した建物火災に出動していた。その消火活動を終え、須磨3小隊（本署・ポンプ車）1隊のみを残して出動隊は帰署し、次の災害への出動態勢を整えたところ、地震が発生した。

火災現場に残った須磨3小隊は、12階建のり災した建物2階で地震に遭遇した。建物は大きく揺れ、立つことすらままならない状態であった。屋外に出ると、周辺の家屋は倒壊し、助けを求める市民の声があちこちから聞こえてきた。

地震後すぐに駆け付けた署長は、現場指揮所を開設した。情報通信勤務員は、電話による非常招集を実施した。救助を求める市民が殺到したが、ほとんどの職員が現場出動したため、情報通信勤務員も対応に追われた。現場出動した消防隊から応援要請の無線が情報通信室にある無線機に入ったが、出動させる応援隊はなかった。また、無線は輻輳し、情報収集活動は混乱した。

〈そのほかの消防署〉

水上消防署の消防活動は、1月18日の高層マンション火災と19日の倉庫火災のほかは、長田管内、兵庫管内への応援活動が主体となった。

垂水区では、地震後の火災は6件発生したが、

すべて部分焼に止まったため、垂水消防署の部隊の主力は長田管内、須磨管内へ応援出動した。

北区の災害は火災2件、救助3件、その他の災害（崖崩れ、ガス漏れ等）26件と被害は少なかった。このため、北消防署及び北消防団は北管内に最低限の消防力を残し、ほかはすべて市街地の火災現場などに応援出動した。被害の多発した東灘、長田消防署へは延べ33個小隊が増強部隊として出動した。そのほか、資機材搬送、飲料水の補給搬送に4隊が出動した。

西消防署管内の火災は2件と少なかったため、西消防署及び西消防団は西管内に最低限の消防力を残し、ほかはすべて市街地の火災現場等への応援出動が中心となった。

(3) 尼崎市消防局

尼崎市消防局では、地震発生当時、当務員118名で初動措置を実施した。初動措置の結果、消防庁舎の損害は軽微であり、消防無線施設及び119番回線についても確保できた。

1月17日5時46分の地震発生から24時00分までの119番通報は1,995件であり、通常時の16倍の通報回数であった。指令室勤務員9名でこれらに対応したが、発生直後、救急要請が殺到した。勤務員の判断で重症者と思われる事案の救急出動を優先し、軽症と思われる救急事案については、近くの病院を紹介し自力対応させた。

6時10分、第1号防災指令を発令した。地域防災計画（地震災害対策編）の動員計画に基づき、非番職員等は自発的に参集し、災害活動に当たった。

6時20分、地域防災計画（地震災害対策編）の災害対応マニュアルに基づき、防災センター3階会議室に消防本部を開設、消防局長（地域防災計画による消防部長）指揮のもと情報収集、災害対策本部との連絡、活動部隊等への指示等を行った。

消防本部開設と同時に、各消防署（4署）に消

防署長を長とする方面警防本部を設置、災害活動の指揮、地区消防団への出動要請などを行った。

(4) 西宮市消防局

西宮市消防局では、地震の大きな揺れが終わると同時に、管制室の119番受信専用の31回線が一斉に鳴り出した。通報内容のほとんどが家屋倒壊による人命救助要請とガス漏れであった。また、市内各消防署の受付には付近住民が救助を求めて駆け付け、特に被害の甚大な地域を管轄する西宮、瓦木両消防署に住民が殺到した。

地震直後に市内各消防署に対し「火災の鎮圧及び人命救助を最優先し最善の行動をとること」と指令し、いち早く駆け付けた消防局長を中心に管制室内に指揮本部を設置した。

救助を求め殺到する住民及び現場情報から、被害が甚大であると判断、各署の活動を本部の直轄指揮下に置き、管轄を外した部隊編成を実施し、現場活動の空白地域をなくすよう可能な限り効率的に運用した。

1月17日中の119番受信件数は、4,420件にも達した。

(5) 芦屋市消防本部

芦屋市消防本部では、当務員22名で初動措置を実施した。

17日の119番受信件数は397件に達した。平成6年度中の119番受信平均は1日約20件であるから、17日は約20倍の119番通報を受信したことになる。119番受信状況は表10のとおりである。

また、17日6時30分に設置された芦屋市災害対策本部は、消防本部前に建設班の受付を特設して続々と来庁する被災者の救出依頼の受付を行った。

(6) 伊丹市消防局

伊丹市消防局では、当務員47名で初動措置を行った。

表10 芦屋市における119番等受信状況 (単位：件)

	119番	加入	警電	駆け込み	合計
17日	397	153	43	200	793
18日	263	115	32	25	435
19日	174	75	15	15	279
20日	110	50	13	5	178
21日	94	43	10	4	151
計	1,038	436	113	249	1,836

注) 平成6年度中の119番受信平均は1日約20件であり、17日は約20倍の397件を受信した。
芦屋市消防本部調べ

17日5時46分地震発生から24時までの119番受信回数は500件であり、通常の14倍の受信回数であった。地震による停電とともに非常電源が作動するなか、パソコンディスプレイ1基が床上に落下、書架などが転倒したものの、10回線ある119番受信回線は無事で、地震の揺れがおさまると同時に一斉に119番が受信状態となった。

NTT回線と衛星無線回線は共に不通となったが、消防無線は使用可能であった。

(7) 宝塚市消防本部

宝塚市消防本部では、当務員59名で初動措置を実施した。

初動措置の結果、消防庁舎の損傷は軽微であり、特に消防活動に重大な支障をきたす障害はなかった。

地震発生直後、指令室内は停電となった。自動火災報知設備の関連施設の表示ランプが一斉に点灯し、警報ブザーが鳴動した。電灯が非常電源に切り替わり、事務所が薄暗くなっていた。

5時46分の地震発生直後、21回線ある119番回線のすべての表示灯が点灯し一斉にベルが鳴り、通信員4名で対応した。

地震発生から9時までの119番受信回数は約500件で、12時までに約900件、17時までに約1,200件になり、さらに24時までに1,400件を数え、これは通常の20倍の受信回数であった。

5時58分、消防本部4階防災対策室に消防本部災害対策本部を開設、消防長の指揮のもとに情報収集、災害対策本部との連絡、活動部隊等への指示等を行った。

6時、市役所に市災害対策本部が設置され、消防長が出向した。

(8) 川西市消防本部

川西市消防本部通信室では、地震による停電とともに書架等が転倒したが、指令台及び指令装置には損傷はなく、また、12回線ある119番回線は無事で、一斉に受信状態となった。

地震発生後の通報は、「ガス漏れ通報」と「救急要請」が大半であった。また、119番回線が輻輳したため、南消防署への駆け込み通報が数件あった。

同時多発の火災、救助、救急、ガス漏れ警戒等に対応するため、消防活動を最優先に通報内容から優先順位を判断して、火災以外は救助工作車、救急車などを要請現場1件につき1台として車両選別を行うとともに、消防団には無線受令機より出動場所の指令を行った。

家屋倒壊からの救出、倒壊危険家屋の警戒、避難勧告に伴う避難誘導などには、消防職員、消防団員が連携して行った。

(9) 明石市消防本部

明石市消防本部では、地震発生と同時に119番の専用電話は鳴り続け、市内全域にわたる出動要請で通信指令室はパニック状態に陥った。

警防規程第86条により、6時に非常招集が発令され、通信係から規定による連絡体制をとった。

当務通信係長の指示のもとに、当務員と非番招集した職員とで、119番通報から被害状況の把握、火災、救急、救助の出動指令と車両動態管理並びに家屋倒壊と負傷者数の状況把握等を行った。

一方、市内東部の全域でガス漏れが相次ぎ、ガス漏れ調査と火気使用禁止広報の出動指令と車両

動態管理並びにガス漏れ地域の把握を行おうとしたが、電信電話網並びに無線通信網が輻輳していたため、状況を把握するのに非常に困難であった。

この地震による119番受信回数は表11のとおり、932件にのぼった。

表11 明石市消防本部の119番受信回数

火災	25件
救急	70件
救助	30件
ガス漏れ	540件
問合せ	267件
119番受信回数	932件

明石市消防本部調べ

(10) 淡路広域消防事務組合消防本部

地震発生時、淡路広域消防事務組合消防本部の通信指令室には4名が勤務しており、発生直後消防隊より4名が応援に駆け付け計8名で対応した。

地震発生直後一瞬の間に25回線ある119番の北淡路方面が集中的に受信状態となった。平成6年中の1日当たりの平均119番通報受信件数は約30件であるが、地震発生直後には数倍にも及び、保有の受信施設4台並びに配置人員では処理しきれなかった。119番通報受信件数は、17日が255件、18日が92件、19日が77件と、発災後3日間で424件に達した。

119番通報の内容は、家屋が倒壊したというものが多く、これは直ちに関係市町に連絡し対応を依頼した。次いで家屋倒壊による救急・救助要請等であった。

なお、淡路島の中でも死者38人、全半壊1,850棟と、とりわけ被害の大きかった北淡町においては、地震発生後、当務員と自主及び非常招集で参集した北淡出張所員12名を5班に編成し、加入電話、駆け込み及び救出現場で覚知した多数の倒壊家屋現場へ出動し、数百名の地元消防団等と連携し、消火・救助活動等に当たった。

また、北淡町役場内に設置された地震災害対策本部に岩屋分署長と北淡出張所長のうち1名が常駐し、消防職員等を指揮し、不明者の検索活動及び役場職員と協力の下に倒壊建物、ため池、道路その他の被害調査、住民への水等の供給、救援物資の受入れ、配付等に当たった。

(11) 豊中市消防本部

大阪府豊中市は、119番専用電話32回線を消防本部指令管制室に引き込み、非常用を含め5台の指令台で受信してコンピュータ指令するシステムを構築し、運用している。

通常1日当たりの119番通報件数は約100件程度であるが、地震発生日の17日にはその10倍以上に当たる1,000件以上の通報があった。119番32回線には異状はなかったが、市民からの通報や問い合わせが殺到し輻輳した。

そのピークは6時台と7時台であり、この時間帯に消防が対応した災害が集中したため、災害を除く事案の優先度判断や出動隊の選択に混乱が生じた。

2 非常招集の状況

被災地各消防本部における非常招集の状況は、次のとおりである。

(1) 神戸市消防局

地震発生時、神戸市消防局各署の部隊編成は、表12の初動時の体制に示すとおり80小隊、警備人員292名である。

1月17日5時46分の地震発生と同時に消防局では、事前規定(警防規程第119条、震度5以上の発生時には、非常招集する。)により、全職員が参集・配備される甲号非常招集が発令された。

震度5以上では、全職員が参集することとなっているが、地域によっては揺れを感じられない場

表12 神戸市消防局の初動時の体制

所 属	人 員	小 隊 数	ポンプ車群				救助 工作車	救 急 車	はしご車群			スク ア ー ト	電 源 車 等	原 液 車	支 援 車	消 防 艇
			ポン プ	タン ク	化学 車	署 救 助			15 m 級	30 m 級	50 m 級					
総 数	292	80	23		6	7	4	27	8	1	1		1		1	1
東 灘	29	8	2		1	1		3	1							
灘	26	7	2		1		1	2	1							
葺 合	18	4	1		1	1		1								
生 田	28	8	2		1		1	2			1				1	
兵 庫	22	6	2				1	2	1							
北	37	11	4				1	5	1							
長 田	24	7	2				1	2	1			1				
須 磨	33	9	3		1		1	3	1							
垂 水	29	8	3				1	3	1							
西	29	8	2		1		1	3	1							
水 上	17	4				1		1		1						1

出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」神戸市消防局

合も考えられた。このため、神戸市消防局では、6時、確認のため消防局全職員に非常招集の伝達を行った。消防本部各課へは非常順次通報装置で、また市内11消防署へは司令課から直接伝達した。

地震発生時、全職員の23%に当たる305名の職員が消防局、消防署等で勤務しており、地震発生2時間後の参集状況は図10のとおり全職員の約50%であった。5時間後には90%以上の職員が参集した。

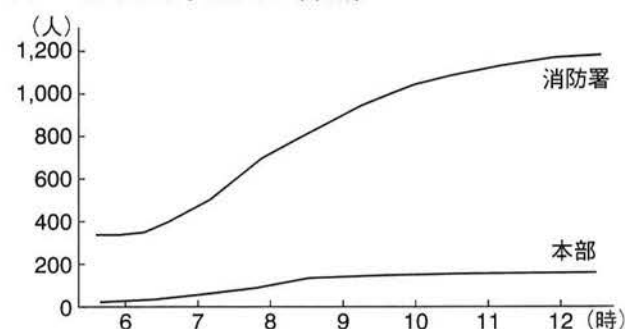
地震発生時刻が早朝であったため、ほとんどの職員は図11のように自宅で就寝中であった。電話が不通の地域も多かったため、勤務以外の職員の65%に当たる670名は自発的に参集し、また、33%に当たる336名が非常招集の電話連絡を受けたのちに参集した。

非常招集の電話連絡を受けた職員336名について、連絡を受けた時間帯は図12のとおりである。

地震発生後、1時間以内に70%以上の職員（自発的に参集した者を除く。）が非常招集の電話連絡を受けている。

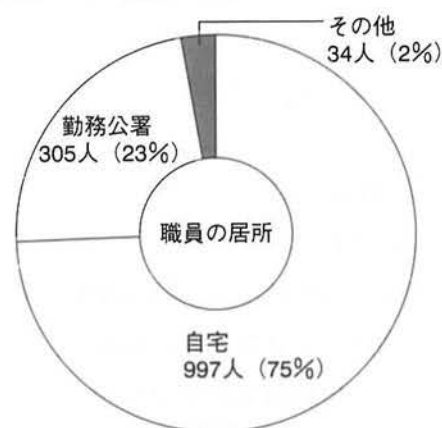
非常招集の参集方法については、図13のとおり自動車又は単車を利用した職員の合計が811名で、

図10 非常招集参集状況（累計）



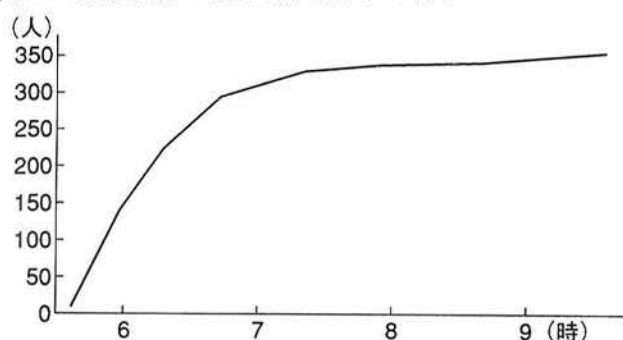
出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」神戸市消防局

図11 地震発生時の職員の居所



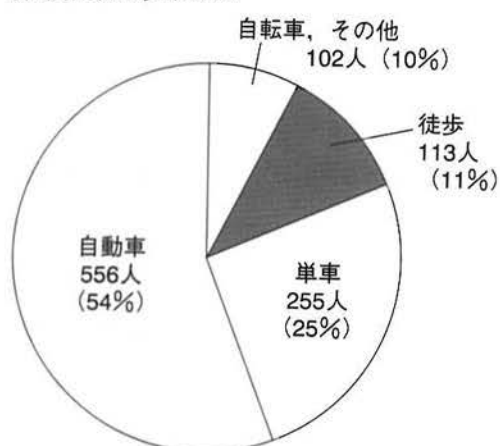
出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」神戸市消防局

図12 非常招集の電話連絡を受けた時間



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

図13 非常招集の参集方法



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

全体の79%を占めた。地震発生後、神戸市内のほとんどの公共交通機関が途絶したため、電車、バスを利用した職員はほとんどいなかった。

非常招集参集職員1,026名のうち876名(85%)の職員は、所属する消防署又は消防局へ参集しており、それ以外の150名(15%)の職員は交通途絶のため、最寄りの消防署等へ参集した。

なお、非常招集の参集途上に、58名(6%)の職員が、消防活動(消火、救助、救急)を行っている。

(2) 尼崎市消防局

尼崎市消防局では、地震発生直後の6時10分、第1号防災指令を発令した。地域防災計画(地震災害対策編)の動員計画に基づき、非番職員等は自発的に参集し、発災後の10時には対象職員の84

%に当たる243名が参集し、約90%の稼働人員により災害活動に当たった。

(3) 西宮市消防局

西宮市消防局では、職員の参集は「警防規程第82条第2項(中略)相当規模の災害が、市内で発生したことを覚知したとき」により、地震の発生と同時に自発的に行われた。

地震発生時には消防職員90名が勤務していた。勤務以外の職員は各々の勤務場所又は最寄りの消防署(参集途上に消火、救出活動に従事した者を含む。)に参集し、1時間以内には40名、2時間以内に90名となり、3時間以内に160名が参集した。この結果、当務員と合わせて78%の職員が確保できた。

(4) 芦屋市消防本部

芦屋市消防本部では、緊急連絡網にて非常招集を行ったが、電話回線の不通、交通網の寸断、家屋の倒壊、道路の隆起・陥没等で、発生後1時間以内で12名、正午までに46名(招集率81.0%)の招集状況であった。

なお、職員の居住地は、市内16名、神戸市28名、尼崎市9名、宝塚市7名、その他9名(入校中・療養休暇3名を除く。)となっている。

(5) 伊丹市消防局

発災時から自発的参集、所属からの連絡により参集した状況は、

- 1時間以内の参集者 44名
- 2時間以内の参集者 23名
- 3時間以内の参集者 22名

計89名であり、消防職員179名(3名が入校中)中、当務員47名と合わせて136名、77.3%の職員が確保できた。

また、3時間以内に参集できなかった40名は、家族の死亡、負傷又は近隣住民、参集道中での救

助活動、負傷者の手当て等で遅れた者である。

(6) 宝塚市消防本部

非番職員は自主参集により、発災後の10時には対象職員156名中の113名(72%)、12時には138名(89%)の職員が参集し、総勢197名の隊員により地域防災計画に基づく災害発生時の消防部隊を編成、各大隊長指揮のもと、災害活動に当たった。

(7) 川西市消防本部

地震発生時は消防職員34名が勤務していた。各々の勤務場所又は最寄りの消防署に自発的に参集し、1時間以内に20名、2時間以内に延べ52名、3時間以内に延べ80名が参集した。この結果、3時間以内での消防職員の確保率は85%であった。

(8) 明石市消防本部

明石市消防本部では、6時に警防規程第86条により非常招集を発令した。発災後、2時間以内の参集率は35%、4時間以内の参集率は90%であった。

(9) 淡路広域消防事務組合消防本部

消防本部(署)当直係長は、地震の揺れの程度や直後の119番の通報状況から非常災害と判断し、上司と連絡をとり6時2分に消防対策本部を設置、6時20分本部指揮所を消防本部事務所に開設した。

また、職員の非常招集規程では、管内に非常災害の発生を確認したときは自主参集することになっているが、119番の入電状況から地域によっては、災害を認知できない場合も考えられた。したがって、6時20分職員全員に対し1号非常召集が発令された。

参集状況(90名中)をみると、発生後1時間の参集率は21.1%、発生後2時間の参集率は77.8%、発生後3時間の参集率は92.2%であった。

(10) 豊中市消防本部

地震発生後、直ちに豊中市消防計画に基づき非常招集配備が行われた。消防吏員招集発令の経過は次のとおりである。

5時49分・第1号配備発令(吏員の3分の1)

6時20分・第2号配備発令(吏員の3分の2)

6時40分・第3号配備発令(吏員全員)

なお、豊中市では震度5以上の地震が発生した場合は自動的に3号非常招集配備が発令される。

非常招集対象者は、当務勤務者及び療養休暇・研修派遣等の者を除く267名であった。対象者が、在宅時間帯であったにもかかわらず、参集結果は次の状況であった。

招集発令後1時間以内 42名(16%)

招集発令後2時間以内 111名(42%)

招集発令後3時間以内 176名(66%)

招集発令後5時間以内 212名(79%)

招集発令後5時間以上 267名(100%)

この参集状況は必ずしも良好とはいえない結果であるが、その要因としてはおおむね次のことが挙げられ、今後の計画見直しに反映しなければならないものとなった。

- 当市消防吏員の1月17日現在の実員は396名であったが、このうち市内居住者は134名で約34%にとどまっている。
- 豊中市地域防災計画の地震発生時消防吏員招集(参集)基準は、「震度5」と定めていた。今回の地震は、大阪管区气象台発表では「震度4」であった。
- 地震発生直後から広域で停電と電話回線の不通及び混雑による通話不能が生じ、消防吏員が被害実態を早期に把握できなかった。
- 通勤(参集)手段である軌道も各地で寸断、豊中市内へのアクセスである阪急宝塚線及び北大阪急行(大阪市営地下鉄延長)も運行が停止され、参集手段も限定されたことに加えて道路も大渋滞が生じた。

3 消火活動の概要

神戸市内では、地震に伴い同時多発火災が発生した。しかし、倒壊した建物の瓦礫等で道路が寸断した箇所が多く、これらの地区では、火災現場に向かう消防車の通行に支障が生じた。また、地震による断水等により、消火栓はほとんどが使用できない状態であり、消防水利の確保に困難を極めた。このため、防火水槽、プール、河川等を利用しており、長田区を中心とする火災に対しては、長田港から神戸市消防局の消防艇を用い、数台の消防ポンプ自動車で中継送水し、海水による消火活動を実施した。

また、芦屋市、西宮市、尼崎市においても同時多発火災が発生し、極めて困難な状況のなかで、消防団等との協力により消火活動が行われた。

地震発生に伴う火災の発生と被災地域消防機関の消火活動の概要は次のとおりである。

(1) 神戸市消防局

火災は、地震発生直後に少なくとも市内58カ所で同時多発的に発生した。

本部指揮所長（警防部長）は、

- 災害の比較的小さい北、垂水、西、水上消防署の部隊は現場出動すること
 - 各消防署及び特別消防隊（音楽隊等）は、参集職員の状況に応じて、予備消防車等で臨時部隊編成を行い現場出動すること
- を指示した。

7時ごろから、参集職員による臨時部隊で順次現場出動、9時50分に行った消防広域応援要請に基づく他都市消防本部からの応援消防隊が続々と到着した（第1先着は、11時10分の三田市消防本部）。このため、消防水利の不足、建物倒壊、道路状況の悪化等により消火活動は困難を極めたものの、17時には火災は5カ所に収束された。

長田地区の火災は、ケミカルシューズ関連工場が密集していたため延焼拡大し、西部の火災は石油コンビナート地区への延焼も危惧された。このため、応援消防隊を長田地区へ重点的に投入して消火活動を行った結果、石油コンビナート地区への影響もなく、延焼拡大中だった火勢も1月18日3時ごろには鎮圧することができた。

消防水利は、消火栓が使用不能となったため、防火水槽及び学校等のプール、海水のほか、水の流れの少ない川を土のうでせき止め、可搬式動力ポンプで揚水するなど、自然水利を有効に活用した。また、最も火勢の強かった長田区の火災現場では、消防艇によって海水を取水し、最大7台の消防車の中継により、約2,000mもの長距離送水によって消火活動を行った。

なお、ヘリコプターによる消火活動については検討されたが、次の理由から実施されなかった。

- 市街地の大火災で消火効果を高めるには、多数のヘリコプターを集中して導入する必要がある、落水の衝撃で家屋倒壊を助長する危険性や要救助者に危険が生じること。
- 屋根等の構造物の影響で有効注水が得にくいこと。
- 消火効果を高めるため低空飛行を行った場合、ヘリコプターの吹き下げ気流の影響で、火勢を拡大する危険性が高いこと。
- 市街地での火災エネルギーは非常に強いため、低空飛行はヘリコプター自体が危険であること。
- 上空での酸欠によるエンジンの停止
- 上昇気流による操縦困難性

(2) 神戸市消防局各消防署

神戸市の主な消防署（長田、兵庫、東灘、灘、須磨）の消火活動は次のとおりである。

<長田消防署>

長田1小隊（本署・ポンプ車）は、大道通2丁目へ出動し、消火栓へ部署したが、断水のため防

火水槽に部署替えし、3線放水した。その後も順次、現場付近の防火水槽へ部署替えし、必死の消火活動に当たった。

一方、川西通の現場に出動した長田3小隊（本署・ポンプ車付救助車）、長田27小隊（本署・はしご車）も消火栓使用不能となり放水ができなかった。中隊長はこの時点で、新湊川をせき止め水源とすることを決断した。

御蔵通の火災を覚知後、長田27小隊は川西通の現場から消防署西側の防火水槽に部署替えし、御蔵通の現場へホース延長した。火災は既に約1,000㎡が炎上中であり、火は瞬く間に拡大、消防隊は撤退を余儀なくされた。その後、この現場の水源を確保するため可搬式動力ポンプを使用し、新湊川をせき止め水利確保し、消火活動に当たった。

菅原市場付近の火災には、垂水80小隊（本署・ポンプ車）が火点南側に先着していた。火災は約5,000㎡に拡大しており、アーケードを越えて西の菅原市場へも延焼しかけていた。既に防火水槽も使い果たしてしまったため、大隊長命令により、火点北側の御蔵小学校プールへ部署替え、長田5小隊とともに、付近の避難場所である御蔵小学校への延焼を死守した。

11時、大隊長命令により、長田消防署中隊長及び他署からの応援中隊長を集め、各火災現場の方面指揮者を指名した。鷹取市場一帯、大正筋商店街一帯、JR新長田駅北側のケミカル工場の密集地区等、どの現場も大火であった。

そのなかでも水笠通の火災は、最も大きく延焼拡大した大規模火災となった。消防隊が到着したとき、水笠通6丁目及び松野通3、4丁目一帯から隣接する須磨区へ延焼中であり、飛び火により常盤町3、4丁目炎上していた。大隊長は、長



炎上する長田区大道通

田港へ消防艇の出動を要請し、消防艇を元ポンプとするホース延長を指示した。しかし、火勢はさらに西へと拡大していった。

午後になって、大阪市、京都市をはじめ近隣各都市の応援隊が到着し、懸命な消火活動が開始された。消防隊の必死の活動により、1月18日早朝には、すべての火災がおおむね鎮圧状態となった。

〈兵庫消防署〉

兵庫消防署管内では、炎上火災が同時に多発したため、救急隊もポンプ車に乗り換え、消火活動に当たった。

その内訳は、長田管内に兵庫2小隊（本署・ポンプ車）、上沢・松本地区に兵庫3小隊（本署・ポンプ付救助車）と兵庫1小隊（本署・ポンプ車）、湊川町に兵庫5小隊（本署・ポンプ車）、笠松通に兵庫13小隊（運南・化学車）と兵庫4小隊（運南・ポンプ車）であった。

上沢・松本地区の火災に対応したのは、兵庫1小隊と兵庫3小隊の2隊6名であった。無線で本部に応援を求めたが応答がなく、消火栓は断水のために使用できなかった。防火水槽や学校のプールに水利を求め、消防団員の協力を得て懸命に4線放水を行った。しかし、火勢が消防力を上回っていたことに加え、飛び火により火面を包囲でき



炎上する兵庫区会下山町

なかった。

病院に火勢が迫ったため、中隊長と隊員2名が重症患者を背負うなどして、入院患者約20人を避難させた。地区内は木造密集地で、地震のため家屋の瓦や壁が落ち、木ずりが見えている状態のため、火災は次々と飛火して延焼し、消防隊は転戦しながら懸命な消防活動を続けた。重機を使っての破壊消防により、防火帯を確保しようと試みたが、火勢が強く、ほとんど効果は得られなかった。

延焼阻止線に集中させたホースも避難者の乗用車が踏んでいくために、度々ホースが破裂し、その度ごとに交換等の処置をしなければならなかった。

河川をせき止めて長時間取水を可能にしたが、いずれも火面の東側にあった。西へ延焼している火勢に対して延焼阻止線を設けるため、会下山公園を迂回してホースを集中させる作戦を立てた。

1月18日0時ごろ、他都市の応援隊が到着した。他都市の応援隊については、ポンプ車群は河川に部署しての取水及び中継送水にあて、タンク車群は河川と現場の間を往復してタンク水を放水した。懸命の消火活動により消防力と火勢が均衡状態となり、18日3時ごろ火災はようやく鎮圧状態とな

った。

湊川町の火災に対応したのは、兵庫5小隊の隊員2名だけであった。現場は住宅約500㎡が炎上中であったが、消火栓からは取水できず、防火水槽に部署し、住民の協力も求めて2線放水した。防火水槽の水がなくなると火勢は急速に周囲へ延焼していった。

兵庫5小隊は駆け付けた消防団員に消防団員の招集を要請するとともに、ちょうど長田区の

現場から中部土木事務所に出勤してきた兵庫2小隊と車両を交換し、河川に部署した。

消防団員に1線を任せ、住民の協力を得て2線延長し、3線で消火活動に当たった。さらに、消防団員が菊水小学校のプールに部署し2線放水を行った。

しかしながら、この5線放水でも延焼を完全に阻止することはできなかった。その後、非常招集で参集してきた職員が現場到着して消火活動に当たり、18日5時ごろに火災はおおむね鎮圧状態となった。

笠松通の現場は兵庫13小隊が西側、兵庫4小隊が南側及び北側の消火活動に当たった。消火栓は断水していたため、兵庫13小隊は防火水槽に部署した。兵庫4小隊は100tの防火水槽に部署したが吸水できなかったため、JR和田岬線の貯水槽に部署替えしたところ、水源が井戸であったためか、長時間放水が可能であった。両隊とも2線で消火活動に当たり、非常招集の職員も随時駆けつけ放水した結果、火災は17日12時ごろに鎮圧状態となった。

〈東灘消防署〉

ホース干し台から区内を見渡すと、火災らしき煙が、東に5本、南に1本、北に多数の白煙と黒

煙が4本、西に1本確認された。同時多発火災である。

消防隊は指令を待たずに現場に出動、魚崎南町地区、御影地区、青木地区、本山南町地区の4地区の火災現場へと向かった。

東灘2小隊（深田池・ポンプ車）は、御影町郡家の火災現場へ出動した。直ちに消火栓に部署し放水するが、約20分後に使用不能になった。防火水槽に部署替えし、放水を再開した。

東灘3小隊（青木・ポンプ車）及び東灘14小隊（青木・化学車）

は、北青木2丁目の火災現場へ出動した。消火栓使用不能のため、タンク水で鎮火させ、本山南町4丁目の火災現場へ転戦。福池小学校のプールに部署し、鎮圧させ、さらに青木6丁目の火災現場へ転戦。プールの水が減水したため、東灘14小隊を青木フェリーセンターへ移動させ、海水を放水した。

東灘13小隊（本署・化学車）は青木6丁目の火災現場へ出動した。消火栓を使用し、4線放水を行った。

東灘17小隊（本署・はしご車）は東灘1小隊（本署・ポンプ車）に乗り換え、魚崎南町8丁目の火災現場へ出動した。消火栓に部署し放水するが、約2時間後に断水したため、魚崎小学校プールに部署替えし2線放水を行った。

いずれの火災現場も、道路は沿道構造物の倒壊によって遮断され、消火栓はすぐに断水し使用不能の状態であった。しかも、火災現場から応援隊を要請したが、返事はなかった。無線が輻輳し、情報連絡は取れない。消火栓が使用不能のため防火水槽、プール等を水利として、燃えたぎる炎上火災の消火活動に、1カ所当たり1隊の消防隊で対応せざるを得なかった。



炎上する東灘区魚崎北町

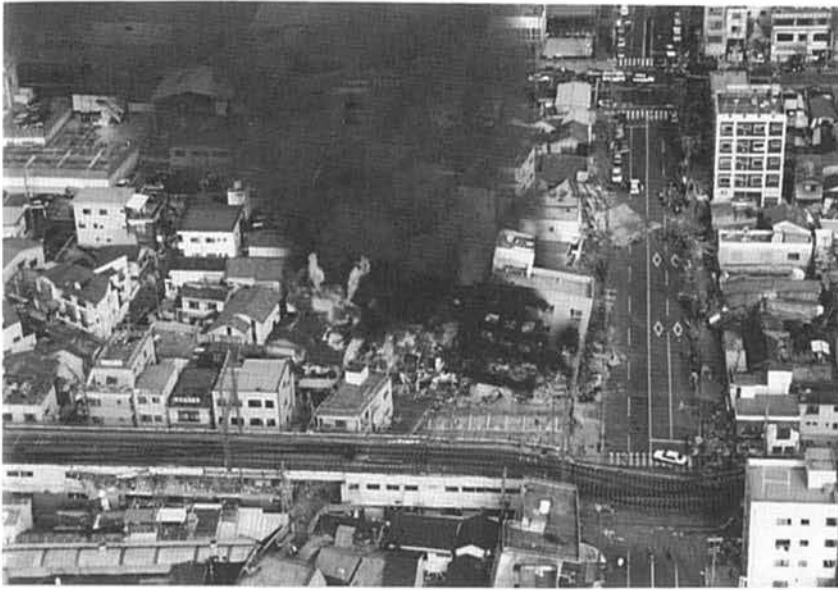
非番の参集職員は、当直職員の応援には向かえず、消防が未対応の御影石町地区の消火活動に向かった。これで、東灘消防署の消防車両はすべて出動してしまった。

午後になっても火災の鎮圧の見込みは立たなかった。職員が、魚崎北町地区の新たな炎上火災を発見した。消防車両もないため、消防署から走って現場へ向かうが、消火活動はできなかった。消防団や市民も消火協力を行うなど、誰もが懸命の消火活動を行った結果、ようやく1月18日未明、火災はおおむね鎮圧状態となった。

〈灘消防署〉

灘消防署では、地震発生直後に上河原通、六甲町、灘北通方面に黒煙を確認したため、消防隊は指令を待たずに現場に出動した。

灘3小隊（本署・ポンプ車）は六甲町2丁目付近の火災現場へ出動した。宮前商店街が倒壊のため、迂回して現場到着したが、消火栓は水が出ず、防火水槽に部署した。2線放水を実施するが、火勢が強く消防力は劣勢であるため、筒先を大きく西へ移動した。さらに防火水槽の水がなくなったため、西側の防火水槽へ部署替えし、西側の延焼を阻止した。



炎上する灘区鹿ノ下通

灘13小隊（本署・化学車）は、上河原町通4丁目付近の火災現場へ出動した。防火水槽に部署、2線放水し、延焼を阻止した。残火整理は付近住民のバケツリレーに任せ、琵琶町の火災に転戦し、北側、西側の延焼を阻止した。

灘30小隊（本署・救助工作車）と灘1小隊（青谷橋・ポンプ車）は、灘北通の火災現場へそれぞれ出動した。道路亀裂等により現場到着までに時間を要した。灘1小隊は消火活動、灘30小隊は生き埋め者の救助に当たった。

灘27小隊（本署・はしご車）は、六甲町2丁目付近の火災現場状況が無線で傍受し、灘4（本署・ポンプ車）に乗り換えて出動した。消防団と連携し防火水槽に部署、2線放水を行い、北及び西側の延焼を阻止した。防火水槽の水がなくなったため、六甲小学校のプールに部署、六甲町2丁目の延焼を阻止した。その後、篠原南町に転戦し、北、東側の延焼を阻止した。

非常招集により駆け付けた職員は、当直職員の応援には向かえず、消防が未対応の鹿ノ下通3丁目付近の消火活動に灘2（青谷橋・ポンプ車）で向かった。防火水槽に部署し、南北から消火活動を実施するが、約5分で防火水槽の水がなくなっ

てしまった。このため、都賀川から吸水を実施して、延焼を阻止した。

地震発生と同時に灘消防署管内で発生した火災17件に対して、初動時から消火活動を行ったのは4件の火災にすぎない。そして、消防隊は、沿道建物の倒壊によって通行路を遮断され、消火栓は断水で使用不能の状態であったため、幾つもの防火水槽や河川を水利として、燃えたぎる炎上火災の消火活動に対応せざるを得なかった。

消防隊の懸命な活動により、火災は1月18日未明にはおおむね鎮圧状態となった。

〈須磨消防署〉

1月17日未明の火災から帰署し、出動体制を整えていた本署の須磨13小隊（本署・化学車）は、地震発生により消防署の北側から発炎する中島町の火災を発見し、直ちに現場へ出動した。

倒壊した家屋が燃え上がり、隣接する西・南側の住宅にも延焼する勢いであった。防火水槽を水利に、延焼阻止に成功し、鎮圧状態になったころ、権現町方面に新たな火災を発見した。複数箇所から黒煙が上昇しており、火災最盛期の様相を呈していた。

隊長は、4人編成の小隊を2分し、予備車を運用した消火活動をせざるを得ないと判断し、須磨5（本署・ポンプ車）を取りに隊員2名を走らせた。無線で応援隊を要請したが、輻輳し返事はなかった。

火災は、2小隊4名の消火活動能力をはるかに超えていた。消火栓は断水のために使用することができず、機関員は防火水槽を水利にとった。荒れ狂う火炎に、隊員1人が筒先1本で立ち向かう懸命の消火活動が続いた。消防用ホース延長の補

助や放水支援等には市民協力があった。防火水槽の水がなくなったが、妙法寺川をせき止めて水利を確保し、消火活動を続けた。現場近くの大田町、戎町にも火災が確認された。

大田町・戎町では、須磨4小隊（板宿出張所・ポンプ車）が、プール・河川を水利に消火活動を行っていた。非番の参集職員が応援に駆け付けた。水圧不足の状態のまま、懸命の消火活動が続いた。

妙法寺地区の火災は、須磨消防団第8分団が消火活動を始めていた。駆け付けた須磨1小隊（北須磨出張所・ポンプ車）は、消防団と任務分担を行い、連携しながら消火栓を水利に消火活動を続けた。

常盤町・千歳町の火災には、須磨2小隊（板宿出張所・ポンプ車）が向かった。防火水槽と小学校のプールを水利に必死の消火活動が続けられたが、最盛期となった火災の勢力は衰えることはなかった。避難所となっていた千歳小学校が延焼する危険が生じてきたため、避難者を延焼危険のない大田中学校まで避難誘導した。

午後になっても火災は衰えず、大池町・寺田町方面に延焼拡大を続けた。次々と防火水槽の水がなくなっていった。長田港から何台もの応援隊（他都市・消防団）を通じて海水が中継送水された。応援隊とともに、懸命の消火活動が続いた。

〈そのほかの消防署〉

葺合消防署管内では、地震直後に住宅密集地域で炎上火災が同時に2件発生した。その後も火災が続発し、結果的に日暮通、宮本通、二宮町、大日通の4地区では焼損面積が1,000㎡を超える被害となった。結局、管内では1月17日だけで12件の火災が発生、翌18日になっても大日通、磯部通



須磨区の延焼しつつある炎上火災

と火災が続発した。職員は不眠不休の活動を続け、管内の火災がおおむね鎮火したのは18日の10時ごろであった。

生田消防署では、地震直後から現場指揮所を開設してすぐに各消防隊を3名編成とし、予備ポンプ隊を1隊増強した。火災出動の際、続発災害に備え、まず1隊を出動させ、火災の状況に応じて、応援隊を出動させるという活動体制をとった。他署への応援出動については、生田3小隊が12時30分ごろから長田区梅ヶ香通へ出動し、兵庫管内、葺合管内、水上管内にもそれぞれ応援出動した。生田2小隊（栄町・ポンプ車）は、長田管内、灘管内、兵庫管内、水上管内の火災に出動した。

水上消防署では、8時ごろに水上1小隊（本署・ポンプ付救助車）が兵庫管内の火災へ応援出動し、途中の救出活動で6名を救助した。17日8時20分、港島中町3丁目で建物火災が発生したが、まもなく鎮火させた。また、18日未明、ポートアイランド内の高層建物の13階の住宅から出火、当該建物保有の消火用水を使用し、消火活動を行った。19日にはポートアイランド内の倉庫で火災が発生し、他都市応援隊及び海上保安庁の応援を得て、約15時間にわたる消火活動の末、鎮火させた。このほ

か管制室からの指令により、長田管内、兵庫管内への応援活動が主体となった。

垂水消防署管内では、地震後17日に6件の火災が発生し、そのうち5件が9時25分から11時30分の間に集中したが、消防団と協力し防火水槽や河川も活用して消火活動に当たった結果、すべて部分焼にとどめた。その後、部隊の主力は長田管内、須磨管内へ応援出動した。

北消防署管内では、火災2件であった。被害も抑えられたため、北消防署及び北消防団は北管内に最低限の消防力を残し、ほかはすべて市街地の火災現場等に応援出動した。被害の多発した東灘、長田消防署へは延べ33小隊が増強部隊として出動した。そのほか、資機材搬送、飲料水の補給搬送に4隊が出動した。

西消防署では、7時18分、学校の実験室から出火した火災に出動したが、様々な薬品の化学反応による濃煙と禁水性物質の影響で、消火活動は困難を極めた。消防隊は、空気呼吸器を背負い、懸命の消火活動を続けた。このほか、管内の火災は2件と少なかったため、西消防署及び西消防団は西管内に最低限の消防力を残し、ほかはすべて市街地の火災現場等へ応援出動した。

(3) 尼崎市消防局

地震に伴い、尼崎市内では1月17日6時から6時39分までの間に8件の火災が発生、16棟り災し焼損面積は2,572㎡に達した。り災世帯84世帯、り災人員は133人、このうち死者11人、負傷者2人であった。

出動車両は42台、出動人員は218名で、8件の火災のうち、炎上したのは2件であった。火災はすべて同時刻ごろに発生し、消防隊の効率的な出動指令に基づき消火活動を展開したが、地震による断水のため消火栓が使用不能となったため、遠距離の防火水槽及びプールを使用し、中継送水により消火活動を実施した。

火災出動のほか、地震発生から24時までのその他の災害出動などは次のとおりであった。

i ガス漏れによる警戒出動

地震によりガス管が破損し、市内の各地でガス漏れが発生、消防機関に119番通報が418件あり、104件に出動し、警戒・広報を実施した。(3月1日現在：通報件数505件、出動件数188件)

ii 危険物施設からの油流出による警戒出動

屋内貯蔵所のラックが地震により転倒、収容していた塗料缶が落下、破損し危険物が流出、回収作業の警戒に化学車1台が出動した。

iii その他警戒出動

- 自動火災報知設備等警報設備の作動によるもの 3件 (3月1日現在：22件)
- 倒壊家屋等の措置及び調査 2件 (3月1日現在：24件)
- 油漏れ・誤報等の調査、警戒 10件 (3月1日現在：44件)

(4) 西宮市消防局

西宮市消防局が地震後火災を最初に覚知したのは、管制室からの発見(5時52分)であった。その後、7時までの間に119番通報、出動隊による発見等で22件の火災を覚知した。

発災時は当務員90名、消防車両19台の火災対応体制であった。指揮本部では、市街地全域に及ぶ倒壊家屋からの救出要請と同時多発火災の双方に対応するため、消火隊と救助隊の部隊統制を実施した。

火災の発生した地域は、商店街等の老朽木造家屋が密集しており延焼拡大が危惧されたため、すべての火災現場に消火隊を投入する「1つの火災現場1台のポンプ」を基本戦術として、被害の少ない北消防署のポンプ車2台を消防局に集結させた。

非常招集者が参集し1分隊に達するごとに査察広報車、資機材搬送車、軽自動車等のあらゆる車

両に可搬式動力ポンプ、ホース等を積載させて現場に投入するとともに、市内消防団（南部地域の26台）及び他市応援隊と連携を図った。

発災と同時に市内の消火栓のほとんどは断水し使用不能の状態となったが、平成6年の渇水による教訓から「河川等の自然水利の確保等特別対策」を平素より各消防署に徹底していたため、後述の「4 消防水利の確保と消防戦術」（191ページ参照）に示すとおり、大規模な延焼拡大は阻止することができた。

（5）芦屋市消防本部

芦屋市では、被災は市街地全域において、特に旧市街地の老朽木造家屋の密集した地域の延焼拡大が危惧された。同時多発の火煙が確認されたため、消防団との連携を図り、すべての火災現場に消防隊を投入することを重点とした部隊統制を図った。消火栓は水道管破断のため使用不能であり、防火水槽やプール、芦屋川及び宮川の自然水利で対応した。

1月17日に9件の火災が発生し、焼損棟数は14棟（全焼7棟、半焼1棟、部分焼3棟、小火^{ほくさ}3棟）、焼損面積は2,869㎡に達した。9件の火災の内訳は、木造家屋3件及びマンション火災の6件である。このうち事後聞知は2件であった。消防本部で単独対処した火災は2件、消防団単独での消火活動は1件、応援を得たもの1件、ほかの3件は署団行動による消火活動を行った。

18日には2件の火災が発生し、焼損棟数は6棟（全焼3棟、部分焼3棟）、焼損面積は283㎡、さらに19日にも2件の火災が発生し、焼損棟数は3棟（全焼1棟、部分焼1棟、小火1棟）、焼損面積は410㎡であった。

これら17日から19日までに発生した13件の火災に対して、消防本部では、出動車両22台、出動人員88名により消火活動に当たった。

なお、消防団も出動車両8台、出動人員75名で

消火活動に従事した。

（6）伊丹市消防局

伊丹市では、発災時の5時46分から17時23分までの間に7件の火災が発生し、り災棟数は5棟、焼損面積は57㎡であった。これらの火災に対して延べ車両26台、109名が出動した。

消防隊には効率的な出動を指令し消火活動に当たったが、地震に伴う断水により消火栓が使用不能のため、防火水槽、ABC粉末消火器で消火活動を実施した。

1月17日の火災出動とその出火原因等については、表13のとおりである。

（7）宝塚市消防本部

宝塚市では、地震に伴い5時59分から13時17分までの間に4件の火災が発生して4棟り災し、焼損面積は173㎡、り災世帯3世帯、り災人員は6人であったが、死傷者はなかった。

これら4件の火災のうち、炎上したのは2件で、消防隊の効率的な出動指令をかけ消火活動を展開したが、地震による断水のため消火栓が使用不能となり遠距離の防火水槽及びため池を使用し、中継送水を行い消火活動を実施した。火災出動・出火原因等は、表14のとおりである。

また、火災出動以外の災害応急対策のための出動は、表15のとおりである。

（8）川西市消防本部

川西市では、地震に伴い1月17日に3件の火災が発生し、焼損棟数は3棟、焼損面積は23㎡であった。り災人員は2世帯4人で、負傷者は1人であった。火災出動・出火原因等の状況は表16のとおりである。

（9）明石市消防本部

明石市では、8時58分西明石町5丁目で発生し

表13 伊丹市の火災出動・出火原因等

覚知時刻	発生場所等	火災概要	車両	人員	死傷者
7:11	東有岡5丁目 (建物火災)	・部分焼 ・1階食堂の電気コンロの過熱 ・炊事台・内壁一部焼損	1	2	なし
7:22	西台1丁目 (建物火災)	・全焼 ・不明火 ・共同住宅4階建て1棟のうち1戸27㎡焼損	7	28	なし
7:22	池尻6丁目 (建物火災)	・部分焼 ・熱帯魚用水槽ヒーターの過熱 ・共同住宅10階建ての1戸62㎡のうち10㎡焼損	1	5	なし
7:22	中野東1丁目 (建物火災)	・部分焼 ・転倒したテレビ内配線のショート ・共同住宅4階建ての1戸43㎡のうち10㎡焼損	2	9	なし
8:28	鋳物師1丁目 (その他火災)	・倒壊建物の1階部分より出火 ・電気火花が漏洩していた都市ガスに着火	5	24	なし
10:30	瑞原3丁目 (建物火災)	・部分焼 ・電気配線のショート ・共同住宅2階建ての1戸10㎡焼損	1	4	なし
17:23	千僧1丁目 (建物火災)	・部分焼 ・転倒したバッテリーの電気ショート ・電気室の一部焼損	9	37	なし

注) 7件の火災で、焼損面積合計が57㎡で鎮圧消火できたのは、7件のうち5件が鉄筋コンクリート造りの1室であったこと、第1報火災通報が7時11分で、消防機関が十分な体制がとれたことなどが特筆される。

伊丹市消防局調べ

表14 宝塚市の火災出動・出火原因等

覚知時刻	発生場所	火災概要	車両	人員
5:59 鎮火 6:15	高司5丁目	倒壊家屋の下敷きになった車両から出火、車両と廃材を焼損した車両火災	3	13
5:59 鎮火 6:40	中山寺1丁目	蓄電設備若しくは、配線が地震により短絡し、10㎡焼損	1	3
11:33 鎮火 11:36	南ひばりガ丘2丁目	地震により観賞魚の水槽が破損し温水ヒーターがベッド上に落ちて3㎡焼損	4 団2	16 団8
13:17 鎮火 14:36	清荒神2丁目	専用住宅2棟計170㎡を全焼、原因は屋内配線のスパーク	8 団3	38 団20
計	全焼2棟、部分焼2棟 計4棟 火災件数4件、焼損面積183㎡		16 団5	70 団28

宝塚市消防本部調べ

表15 宝塚市消防本部におけるその他の災害出動状況

種類	件数	車両	人員
ガス漏れによる警戒出動	16件	17台	67名
自動火災報知設備等警報設備の作動によるもの	5件	4台	52名
倒壊家屋等の措置及び調査	41件	13台	186名
事後聞知火災等の調査、警戒	13件	24台	99名
独居老人の安否、その他水利施設等調査	13件	13台	52名
合計	88件	71台	456名

注) 平成7年1月17日5時46分から平成7年1月30日まで
宝塚市消防本部調べ

表16 川西市の火災出動・出火原因等

出火月日	1月17日	1月17日	1月17日
発生場所	川西市中央町	川西市火打1丁目	川西市花屋敷1丁目
出火時刻	5:46	6:33	6:35
覚知時刻	5:48	6:38	6:39
火勢鎮圧	5:55	6:50	
鎮火時刻	6:00	7:00	6:41
焼損棟数	1	1	1
焼損面積	13m ² (部分焼)	10m ² (部分焼)	0m ² (小火)
建物構造	木造 (店舗・住居)	木造 (作業場)	木造 (共同住宅)
死傷者	死傷		
		1	
出火原因	洩れたガスに着火	調査中	ローソク
出場台数	2	1 団1	1 団2
出場人員	8	4 団5	2 団12

川西市消防本部調べ

た火災をはじめ、6件の火災（部分焼4件、小火2件）が発生し、焼損床面積は30m²、焼損表面積は32m²で、り災人員は10人であった。これらの火災に対して延べ車両57台、175名が出動した。

道路交通網の寸断により、市内の道路は渋滞し混乱のなか、消防隊の必死の出動道路選定により、火災拡大防止と延焼防止を行い、火災はいずれも部分焼に食い止めた。

地震発生後、停電、水道本管の破損等により、市内の水圧が低下したため、消防署は二次出動体制をとり緊急時の即応態勢をとった。

6件の火災のうち4件は、タンク水、消火栓を使用して消火できたので、防火水槽やプール等を使用するには至らなかった。しかし、プロパンガスボンベより出火した火災は、ボンベ冷却のため多量の水を必要としたので、河川より取水して消火に当たった。

火災出動のほか、発災日におけるその他の災害出動の大半は、ガス漏れ現場の警戒で、道路上か

ら火炎が吹き出している箇所も見られ、ガス会社に出動要請をしたが通信網の途絶が長時間続いた。その他の災害出動件数は240件で、延べ車両243台、消防隊員1,013名が出動した。

(10) 淡路広域消防事務組合消防本部

北淡町管内において、北淡町出張所から10km離れた場所で倒壊家屋の火災が1件発生したが、同出張所員及び消防団員により消火された。なお、同町における木造家屋の密集地では、家屋の多くの倒壊があったにもかかわらず、火災は1件も発生しなかった。

同地域では平素機会あるごとに消防団との連携強化や、学校、保育所、事業所及び各町内会等に避難、初期消火、通報の訓練指導等の講習が行われていた。今回の震災直後も、住民や消防団によりプロパンガスボンベの元栓を締めて回るなど各種の二次災害防止活動が実施された。

(11) 豊中市消防本部

大阪府豊中市では、表17のとおり地震による火災は5件発生した。そのうち、関係者等が消火器などにより初期消火したのは2件で、消防隊が消火活動を行ったものが4件でいずれも部分焼であった。

この5件の火災において消防車両（消防団含む）43台と消防職・団員174名が出動した。幸い火災は同時多発を免れるとともに、人的被害も共同住宅火災において74歳の女性が軽度の顔面火傷を負った程度にとどまった。

火災で特異な事例は、鉄筋コンクリート造3階複合用途建物の1階書店の火災で、地震によって本棚が電気ストーブ上に倒れたはずみに、ピアノスイッチがON状態となって加熱、翌早朝に出火に至った事案及び校舎3階実験室から出火した火災を水成泡膜で消火した活動が挙げられる。

表17 豊中市の主な火災概要

日 時	1月17日 5:50	1月17日 6:00	1月17日 6:25	1月17日 8:15	1月18日 6:00	合 計	
覚知種別	その他火災 119番通報	建物火災 119番通報	建物火災 自己覚知	建物火災 自己覚知	建物火災 119番通報	5件	
焼損状況	電柱の架線 約70m焼損	2階建共同住宅 の1階1戸の天 井裏3㎡焼損及 び23㎡水損	耐火造5階建の 国立大学理学部 の3階研究室78 ㎡焼損及び82㎡ 水損並びに21㎡ 煙損	2階建の工場内 でパッキング用 木型及び裁断機 並びにコンプレ ッサー焼損	耐火造の複合用 途建物の1階店 舗(書籍店)30 ㎡焼損	建物火災 4件 その他火災 1件	
活動状況	消防隊による放 水なし 初期消火なし	消防隊放水 初期消火あり (消火器)	消防隊放水 初期消火なし	消防隊放水 初期消火あり (消火器)	消防隊放水 初期消火なし		
常備	台数	2	7	12	4	13	38
	人員	6	23	45	12	46	132
非常備	台数	0	1	0	1	3	5
	人員	0	5	0	4	33	42

注) 自己覚知はすべて地震発生後消防隊による警戒パトロール中に発見したもの。
豊中市消防本部調べ

うに紹介している。

4 消防水利の確保と消防戦術

(1) 長距離中継送水戦術

地震による被災地の消防水利の被害は著しく、消火栓は一部を除きすべて使用不能となり、防火水槽も一部躯体又は採水管が損傷を受け、減水や吸水不能となった。

このため、消火活動は困難を極め、タンク車の活用、防火水槽や学校等のプールを使用したり、川を土のうによってせき止め可搬式動力ポンプによる揚水や消防艇による海水の取水等自然水利を活用し、多数の筒先を確保することに努めた。

こうした状況のなかで、火災現場の消防隊がとった消防戦術として、神戸市消防局長田消防署の活動事例を挙げる。神戸市消防局警防部警防課は、「長田地区大規模火災に対する消防戦術」(『消防研修』第57号)のなかで、放水するべき水のない消防隊のとった長距離中継送水について、次のよ

<長距離中継送水体制>

現在、神戸市消防局での「長距離中継送水体制」としては、林野火災時の中継送水マニュアルを採用しておりその一部を次に紹介する。

(1) ホース延長要領

- 予備ホースは、高圧部分についてはおおむね8本ごとに1本の割合で備えつける。
- 分岐器はホース15～16本毎に使用し、ノズル側根元にも結合する。
- ホースは側溝内を延長しない(水圧がかかると折れ曲がり、送水が止まることがある)

(2) ポンプ運用

- 送水所要時間の短縮を図るため、結合の終わった分岐器毎に逐次送水していく。
- 筒先移動等で放水停止するときは、ノズル直近の分岐器を切り換え、ほかへ水を逃がした状態で行う。

●放水中は各種計器の指針の変動及びポンプの異音、振動等に注意する。

(3) ポンプ圧力の決定

●送水に当たっては、ホース延長数、背圧を考慮してポンプ圧力を決定する。

以上のようにマニュアル化されており、この度は、元ポンプを可搬式動力ポンプ及びポンプ車等のほか消防艇を使用したものである。理由としては、消防艇の放水能力が消防ポンプ(A2級・放水量2,000ℓ/分)の11台分(2万2,000ℓ/分)であり、放口14口の装備がなされており少人数での取扱いも可能であるためである。

〈長距離中継送水戦術〉

震災当日に行った長距離中継送水は、図14のように行った。

以上は、基本的な中継大系である。

時間の経過とともに、ある場合は延焼を支えきれずに転戦を余儀なくされたり、延焼スピードが速く炎を追いかけたり、風向きにより部署変更を行ったり等、ホースラインの先端等では目まぐるしく変化している。

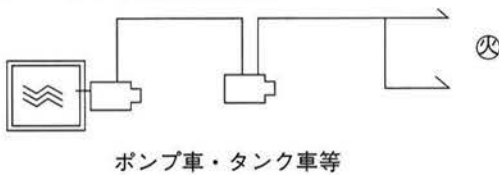
〈現場活動時の留意事項〉

現場では、あまりに広範囲の延焼状況であり、かつ、長距離のため次について留意するように各隊に指示した。

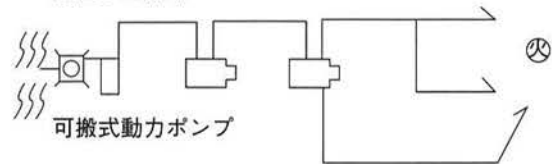
- (1) 超長距離延長となる隊は、消防本署の対策室において、各隊代表者が集まり道順、中継ポンプ、ホースの確認、連絡の方法等打合せを行う。
- (2) 使用ホースは65mmとする。
- (3) 注意すべきは、元ポンプの送水圧力で長時間となるため10kg/cm²を基本とする。
- (4) 中継ポンプ隊の中継を受ける側の圧力は2kg/cm²を下らないこと、また送水圧力は6kg/cm²以上で送水のこと。
- (5) 持ち受け延長法は、期待できないため元ポンプから順次延長し無駄のないよう延長する。
- (6) 交通渋滞場所では、隊員の迂回すべきは迂回する。
- (7) 損失圧力が大なる場所で中継する場合は、ホース本数のいかににかかわらず現場でポンプ中継など指示する。

図14 神戸市長田区等の火災による長距離中継送水体制

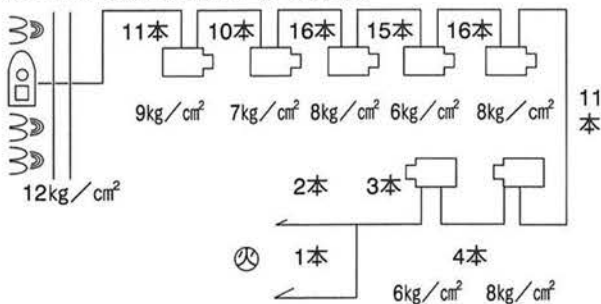
プールからの中継送水体制



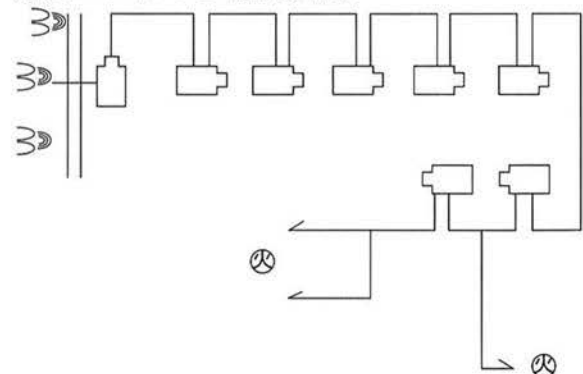
河川せき止めを行い、河川敷へ可搬式動力ポンプを設置した体系



海岸部から海水を送水する中継体系



消防ポンプ車による中継送水体系



出典：「消防研修」1995年 第57号 消防大学校

- (8) 救助隊についても、ホース延長支援を実施。
- (9) 主要幹線道路は、通行禁止処置をとるが(国道2号線等)バイパスとなる道路は通行量があるのでホース保護は念入りに行う。
- (10) 連絡の無線は、全国共通波で行えない場合、伝令等あらゆる手段を考える。
- (11) 陸橋のある付近は陸橋の上を延長する。このようにして、とりあえず1線の延長を確保した。
- さらに、全国から駆けつけてくる後続隊のため、
- (12) 後続隊は、取水拠点となる長田港へできるだけ集結し、指揮者へ主要事項を伝える。
- (13) 延長ルートは先着の同一ルートを通らず、第2、第3現場への直近ルートを選定すること。
- (14) 中継ポンプ隊まで延長されれば順次送水を開始すること(テストの余裕はない)。
- (15) 最先端の隊は筒先担当のため圧力の低下、水の確保など進入後も責任をもち放水し安全等に配慮すること。

等々確実に、そして着々と長距離中継送水体制を確保してゆくが、応援隊は道路陥没、亀裂、また、市民の避難のための交通渋滞、あるいは他府県からの見舞いや見物のための渋滞等、想像を絶する交通渋滞となった状況のなかであらゆる手段を使って現場到着を急ぐ。(中略)

その結果、17日22時には、各都市からのタンク隊、ポンプ隊65台が延々とホースを中継し並んだ。

初顔合せの混成部隊がつないだホースは千本以上、消防史上例のない放水リレーが行われ、体制の整った隊のノズルからは勢いよく海水が送り始めた。(図15参照)

(中略)

<今後の教訓>

この度の長距離中継送水体制について、さらに効果的に行うため次の点につき注意すべきと考える。

- (1) 応援隊は交通渋滞等でまとまって到着することが困難なため、分かりやすい集合場所を決め集合してから目的地へ向かう。
- (2) 長距離中継送水体制を組む場合、各1線に1名指揮者を付け放水完了まで指揮をする。
- (3) ホース保護器は極端に少なく、倒壊家屋の柱、板切れ、畳、シート、毛布等考えられる限りの物を集め主要道路でホース保護を行っていたが、ホース保護器は軽量の物を開発し、しかも多量に必要である。
- (4) 主要道路については、警察官へ申し入れ通行禁止としたが、バイパスとなる道路も合わせて警察と協議しホースの保護に当たる。
- (5) 送水開始の時期、転戦の場合、圧力のアップダウン等連絡が全国共通波の1波のため、送信は輻輳し使用できなかった。活動隊は別波を考慮し、また伝令を活用する。
- (6) 応援隊は指示がなくとも予備ホースは多量に積載する。
- (7) ホース延長時、救助活動の要請がありしばしば中断した。このため、ホース延長方向に救助隊を先行させ救助活動を行いつつ延長する方策も考慮する。
- (8) 長時間の活動のため燃料切れも続出したが、燃料補給、また多量のホースの資材搬送等の補給隊も別に編成する必要がある。
- (9) ホースは65mm、結合金具も町野式等に統一する。
- (10) ホース延長のためホースカー、背負器等だけでは足りず、搬送する台車も考慮に入れる必要がある。

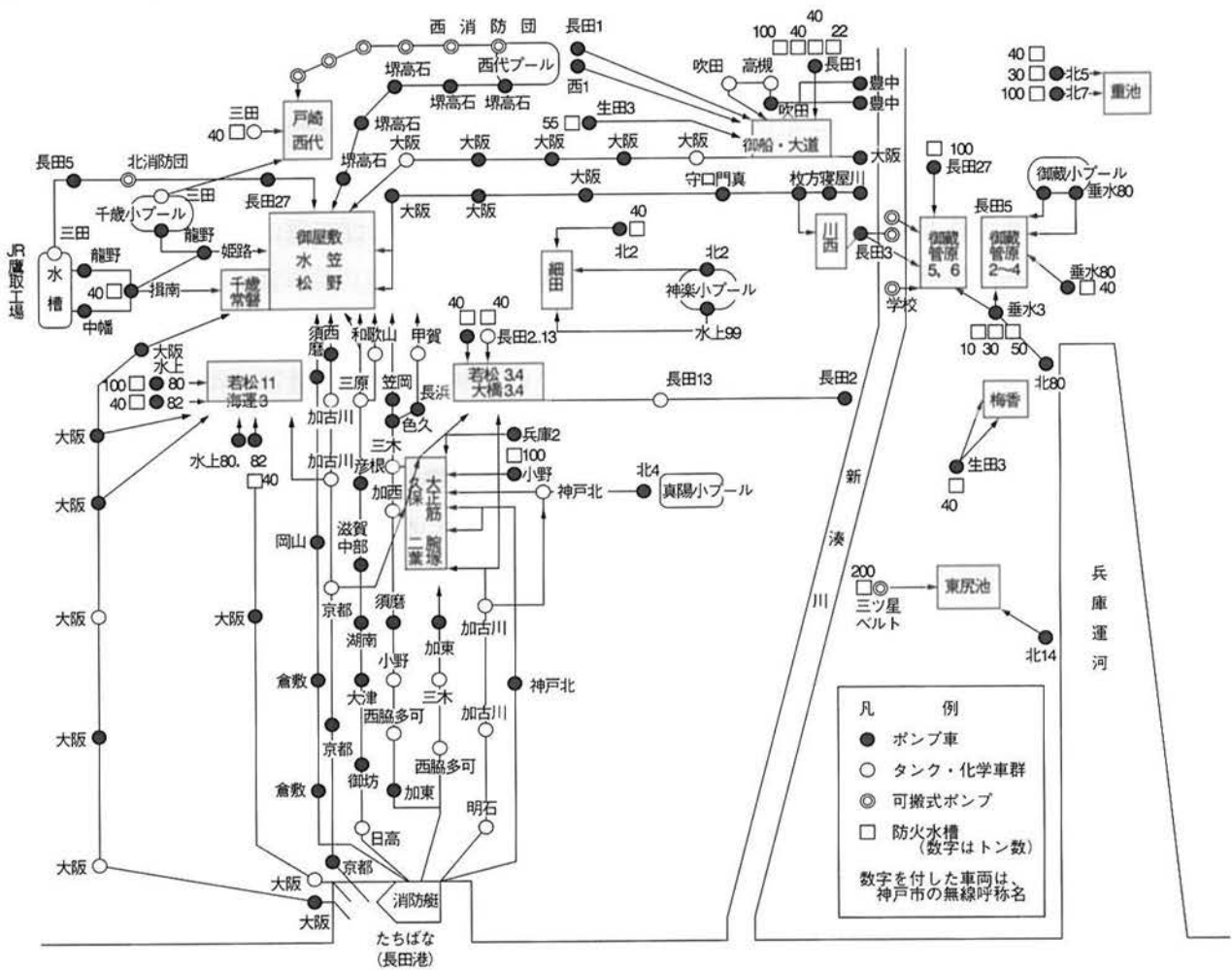
<実例の紹介>

最後に、応援隊として派遣され中継送水体制をとり消火活動した方の活動について紹介しておく。

・13時40分、第1第2派遣隊同時に到着。

神戸市災害対策本部の指示により長田消防署

図15 長田区内の主な火災防衛図



出典：「消防研修」1995年 第57号 消防大学校

へ集結。ここで我々の消火担当地域、部署水利、中継送水要領を各小隊長に徹底、消火活動を指示された長田区海運町へ。

長田港に2台を水利部署させ、火元まで約1,400mの距離を中継また中継で近づき、火元2台のポンプ車からようやく3口の筒先を確保した。

長田区日吉町、若松町、海運町の木造家屋はすべて倒壊。いわゆる火事場風にあおられ、とてつもなく広い範囲にわたり燃え広がっていた。

3本の筒先で必死に頑張る消防隊をあざ笑うかのように容赦なく荒れ狂う炎がみるみるうちになめつくしていく。

ここでも、母親らしい人が走ってきて「家族が家の下敷きになっています。早く助けてください。」と悲痛な叫び。しかし、狂気の炎が母親

の目の前でその「場所」を包みこんでしまうのに時間はかからなかったのである。

この時ほど自分達の無力さ、非力さを無残なまでに思い知らされたことはなかった。

最後の手段として、幅4mの道路を延焼阻止線とし、全隊員決死の活動により、海運町の西側に位置する本庄町への延焼だけは食い止めることができた。

延焼阻止に成功。それは、1月18日の11時、放水開始から実に20時間後のことであった。

食料補給もなく、空腹と疲労の極限状態にありながらただ一つ、“消防”という使命感のみが過酷な長時間作業に耐え得たものと確信している。



長田港に水利部署。長距離中継送水体制が整った

(2) 渇水対策の運用による戦術

今回の大震災による消火活動において西宮市消防局では、過去の渇水対策を運用して水利を確保し被害を抑えた。その概要は以下のとおりである。

西宮市は平成6年夏、琵琶湖からの取水制限を受け、深刻な水不足に見舞われた。これに対応するため西宮市消防局では、平成6年9月、次の事項に基づく「異常渇水に伴う特別消防体制」を各消防署に示した。

- 自然水利の確保と有効利用を図るための部隊運用
- 公共建物、危険地域、危険物製造所等の人命危険対象物の異常時火災警備計画の事前策定
- 積載ホースの増加、土のうによる河川せき止め等の資機材の増強
- 消防団との連携強化等の徹底

各署においては、渇水による断水を想定し、消火栓に頼らず、河川やプールの水を利用するよう消火マニュアルに基づいて訓練を繰り返していた。

これらの訓練が功を奏し、震災により市内の消火栓、防火水槽、井戸等の消防水利は軒並み被害を被ったものの、それらに頼らず、ため池をはじめ水量の少ない河川、溝水等から土のうやビニールシート、倒壊家屋の瓦礫等を使用して水をせき

止め取水し、消火活動に当たった。

地震発生当日、市内で34件の火災が発生、このように河川の水などを利用した消防戦術で、このうちの8件の火災を消し止めた。兵庫県警察によると、震災犠牲者の約1割が焼死とみられているが、同市の焼死者は13人で、市内の死者数の1.3%に食い止められたのも、訓練により自然水利を有効に活用できたからであるといえる。

そのほか、同市広田町では住宅密集地の木造住宅から出火したが、訓練どおり水深約5cmの御手洗川をポンプ車に積んでいた土のうでせき止め、川の水を放水して延焼を食い止めた。

また、高木町の木造住宅密集地でも民家から出火、隣家に延焼した。高木消防団が近くの溝川を土のうでせき止め、放水した。

なお、西宮市の断水時における水利使用状況は表18のとおりである。

表18 西宮市の断水時における水利使用状況

防火水槽	29台	側溝	4台
河川	20台	屋外消火栓	1台
プール	6台	受水槽	1台
井戸	4台	配水池	1台

西宮市消防局調べ

5 消防活動障害要因の発生

消防活動の障害要因としては前述の消火栓の使用不能をはじめ多岐にわたったが、ここでは次の2項目を挙げる。

(1) 消防無線通信の輻輳

消防無線は全国共通波が1波しかないため、被災地消防局と応援隊、応援隊相互の無線交信が輻輳し情報伝達、連絡に支障をきたしてしまった。こうした無線交信の問題点について、自治省消防庁の長尾一郎・震災対策指導室課長補佐兼震災対策専門官は、レポート「阪神・淡路大震災について」のなかで、「全国からの応援部隊が、阪神地区に集結し活動したが、海水を送水した際に筒先と水利部署したポンプ車との間に十数台異なる消防本部の中継ポンプ車が入った混成部隊となったため、1波しかない全国共通波は輻輳してしまった。」と言及している。これについて同専門官は、全国共通波の増波を提案したほか、車積無線器の選局方法の一部を固定プリセット方式から、同調チューニング方式にして、異なる消防本部間での送受信を可能にできないか等の意見を挙げている。

(2) 交通渋滞の発生

地震発生と同時に高速道路は倒壊などにより寸断され、一般道路についても、路面の陥没による亀裂、電柱、家屋の倒壊、交通信号機の停電等により随所で寸断された。そのうえ避難者のマイカーが殺到して主要幹線道路はもとより、あらゆる道路において交通渋滞が発生し、消防車及び救急車等の緊急車両は災害現場へ到着するまで長時間を要した。

これに対処するために、兵庫県警察では、道路の被害状況を確認し、通行が不可能な道路、危険な道路の通行制限を実施し、隣接府県警察におい

ては、被災地への車両の乗り入れを制限するなどの規制を行った。

通行可能な道路の確認後、1月18日早朝には、救助・救援活動の車両の通行を確保するため、緊急輸送車両以外の車両の通行制限を行い、広域的な緊急輸送ルートを設定した。全国からの消防応援隊はパトロールカーによる先導や警察官の誘導等を受け、被災地へ到着した。

6 救助活動の概要

消防隊が現場に到着すると、住民から生き埋めの情報等が次々に寄せられ、消火活動と並行して救助活動を行うこととなった。消防団員との連携や付近住民の協力を得るとともに、自衛隊など関係機関との緊密な連絡を取りながら救助活動を行った。

耐火造建物の床の破壊が必要で時間を要する救助活動が多かったこと、損傷した建物の倒壊の危険性に留意する必要性があったことなどもあり、救助活動は非常に困難なものとなった。そのような状況のなかで、削岩機等の救助用資機材による消防の救助活動が大きく期待されたため、発災当日から多くの隊員が救助活動に従事した。

地震発生に伴う被災地域各消防本部の救助活動の概要は、次のとおりである。

(1) 神戸市消防局

神戸市消防局では、出火場所が多数のため消防隊は消火活動に主力を置くとともに、各方面専任救助隊及び各署救助隊は各担当地区の多数生き埋め現場（西市民病院など）へ出動し、他都市消防応援隊、警察、自衛隊とともに表19のとおり救出活動を行った。

建物の倒壊が激しく、従来の救助資機材（エンジンカッター、チェーンソー等）での活動は困難を極めた。そのうえ、ビル倒壊現場の救出には、ク

表19 神戸市消防局救助活動状況

		17日	18日	19日	20日	21日
被救助人員	合計	604	452	408	238	121
	うち生存	486	129	89	14	7

注) 数値は地震による生き埋め者の救出人員である。
神戸市消防局調べ

レーン車など重機が必要であった。しかし、建設業者等も被害を受けていたことに加え、交通渋滞により、現場到着が非常に遅れた。

また、初期段階では、現有消防力では手がまわらず、後述の地元消防団並びに市民らの手で、家族、近隣住民の救出活動が行われ多数の人々が救出された。その後、救助方針がポイント作戦からローラー作戦へと変更する決定をし、その旨が各消防署に指示され、救助活動が進められた。

(2) 神戸市消防局各消防署

神戸市消防局の各消防署の救助活動状況は表20

表20 神戸市消防局の消防署別救助活動状況

所 属	救助出動件数	被救助人員
東 灘	308件	428人 (うち生存者148人)
灘	297件	417人 (うち生存者104人)
葺 合	36件	35人 (うち生存者 16人)
生 田	126件	162人 (うち生存者103人)
水 上	2件	3人 (うち生存者 3人)
兵 庫	154件	252人 (うち生存者124人)
北	3件	6人 (うち生存者 6人)
長 田	230件	390人 (うち生存者122人)
須 磨	189件	189人 (うち生存者104人)
垂 水	2件	2人 (うち生存者 2人)
西	2件	2人 (うち生存者 1人)
合 計	1,349件	1,886人 (うち生存者733人)

神戸市消防局調べ



救出。この時のために全力を尽くした

のとおりで、主な消防署の救助活動は、次のとおりである。

〈東灘消防署〉

東灘消防署管内における救助出動件数は308件で、被救助人員は428人（うち生存者148人）であった。

住民の救助を求める声は悲壮であった。火災現場に向かう消防車の通行を阻止し、救助の要請を求めてきた。消火活動中の職員にも、「2人が埋まっている」「声がかかっている」等の救助要請があり、市民に救助方法を告げるのが精一杯であった。市民と職員1人で生き埋め者の救出を行った事例もあった。隊員の手が上がらない、声が出ないなど、体力の限界を超えた不眠不休の活動が、家族の安否も確認できないまま続けられた。

1月17日夕方に、東京消防庁の指揮隊らが応援に駆け付けてきた。続々と到着する他都市応援隊には、倒壊家屋からの人命救助を依頼した。

〈灘消防署〉

灘消防署管内における救助出動件数は297件で、被救助人員は417人（うち生存者104人）であった。

地震発生後、明るくなるころから、生き埋め救助要請が駆け込みで通報されたが、あまりに件数が多いため、灘消防署では対応しきれない状況であった。

灘30小隊は、地震発生直後から灘北通の火災現場で救助活動を行い、その後、泉通、城内通、六甲町、篠原南町、弓木町ほかで救助活動を実施し、多数の市民を救出した。

非常招集で駆け付けた職員も、予備車あるいは徒歩で神ノ木通、琵琶町、下河原ほかの救助現場へ出動した。

倒壊家屋を除去する重機等が不足していたため、思うようには救助活動は、はかどらない。余震による家屋倒壊の恐れがあるなか、スコップ、ハンマー、のこぎり、ジャッキなどの資機材を使用し、生き埋め者の救助活動を実施した。

地震直後の2日間は非常に多い救助要請に対して即応できなかったが、他都市の応援を得て要請のあった救助現場へ次々と対応していくことができたようになった。

特に1月21日以降については、地域ごとにローラー作戦を展開し、倒壊家屋内の検索及び付近住民からの情報提供を受けて救助活動を実施していった。

〈葦合消防署〉

葦合消防署管内における救助出動件数は36件で、被救助人員は35人（うち生存者16人）であった。

消防署に、地震直後から救助を求めて住民が駆け込んで来たが、件数が多すぎて対応に困難を極めた。

火災現場でも住民から救助を求められ、少ない人数で必死に消火・救助活動に当たった。また、同署車庫天井のコンクリート塊の落下によって損傷したはしご車を用いて、倒壊したビルから無事1人を救出した。

本署救助隊及び消防隊は、1月17日中に5件の家屋倒壊現場等に出動し、7人の生存者の救出に成功した。また、1月18日以降、他都市応援隊と合同で1月21日までに29件の救助活動を行った。一部のビル倒壊現場は、解体時でなければ到底救出不可能と思われたが、応援救助隊等の深夜に及ぶ長時間の苦闘の末に、無事救出に成功した。

さらに、生存者の早期救出のため、1月22日、23日には消防署から警察、自衛隊に要請し、三者合同で住民からの情報を基にローラー作戦による救助活動も実施した。

〈生田消防署〉

生田消防署管内における救助出動件数は126件で、被救助人員は162人（うち生存者103人）であった。

現場指揮所の開設とともに、市民から助けを求めてたくさんの駆け込みがあった。まず消防署前の建物から救助活動を開始した。その間も数多く

の駆け込みがあり、1件目の駆け込み通報から約30分間で12件の生き埋め通報を受信した。

通報のすべてに直ちに対応することはできなかったが、順次救助隊が出動した。また、人手が不足していたため、予備資機材（バール、ハンマー等）を貸し出し、市民に救助活動の協力を求め、職員と協力し救出活動を行った。

生田30小隊（本署・救助工作車）は、現場では、救助隊員を2～3班に分け消防隊員とともに救助活動チームを編成し、活動に当たった。また、救助工作車を県の消防学校から借り受け、救助工作車の2台編成で救助活動を展開した。さらに、ビル倒壊現場用に大阪から重機を調達し活用した。

1月18日以降、全国の応援部隊が到着し、合計16部隊、80名の救助体制をとった。地理誘導のため、職員が1隊に1人乗車し、他都市の応援消防隊とともに活動した。中山手通3丁目付近の救助現場では、1月17日から同21日の5日間で34人（うち、生存者13人）を救出した。

現場指揮所に、警察、自衛隊が合流し、情報交換を行い、1月20日、21日には三者合同のローラー作戦による救助活動を行った。また、フランスの救助隊、イギリスの救助隊といった海外の派遣隊も救助活動を行った。

〈兵庫消防署〉

兵庫消防署管内における救助出動件数は154件で、被救助人員は252人（うち生存者124人）であった。

地震直後から救助を求める住民の駆け込み通報等が相次いだ。会下山町、荒田町、吉田町の生き埋め現場へそれぞれ1隊ずつ出動し計5人を救出したが、直後に区内数カ所で炎上火災が発生し、消防隊はもちろん救急隊も消防車に乗り換えて火災現場へ急行した。

火災現場でも「生き埋めがいる」「声が聞こえる」と住民から救出を求められ、限られた隊員で延焼防止の放水と救出作業の援護注水を同時に行いな



倒壊の恐れがあるなか、救助活動は進められた

がら救助活動に当たった。火が迫るなか、防火水槽の水が底をつくのと、救出に成功するのが同時という間一髪の活動もあった。

1月18日には他都市応援隊6隊、翌19日には他都市応援隊26隊と建築協力隊のクレーン3台により次々と救助活動を展開していった。

1月21日、22日には、他都市応援隊も含む救助隊122名と警察・自衛隊合同で上沢・松本・市沢地区の救助活動を実施した。

〈長田消防署〉

長田消防署管内における救助出動件数は230件で、被救助人員は390人（うち生存者122人）であった。

地震発生直後、駆け込みで生き埋め者の救助要請があったが、あまりに件数が多いため、長田消防署ではほとんど対応できない状況であった。

長田90小隊と長田25小隊は、長田5に乗り換え、

大橋3丁目の火災に出動し、消火栓に部署するが、断水のため水が出ず、付近住民からの要請で救助活動を開始した。ちょうどそのとき通りかかった民間のクレーン車を利用して、大橋町1丁目から3丁目にかけて、倒壊家屋の下敷きになっていた5名を救出し、現場処理を行った。

川西通の火災に出動した長田3小隊、長田27小隊は、消火活動と併行して救助活動を行い、倒壊家屋内から7人を救出した。

ほかの火災現場でも消防隊は付近住民から「壊れた家の中に人がいるから助けてほしい」と救出要請を多数受けた。しかし、「このまま放水を止めれば火災は確実に延焼し、倒壊家屋の下敷きになっている多くの人を犠牲にしてしまう」との判断から、消防隊員は消火活動を優先せざるを得ず、付近住民に説明して救出作業に当たらせるほかなかった。

その後、非常招集職員で救助隊を編成し、救助活動を続けた。

火災鎮圧後の1月18日からは、他都市の応援を含めた救助隊が、警察、自衛隊と合同で区内全域を対象とした救助活動を開始した。

〈須磨消防署〉

須磨消防署管内における救助出動件数は189件で、被救助人員は189人（うち生存者104人）であった。

古川町の火災現場で地震に遭遇した須磨3小隊は、あちこちの倒壊家屋の住人から助けを求められ、直ぐさま救助活動を開始した。小寺町、青葉町、行平町と、救助を求める地区があまりにも広範囲であったため、小隊行動をとることができず、隊員一人で広範囲の救助を行わなければならなかった。

家屋の下敷きになった市民を救出するための資機材は、スコップ、バールが1本ずつあるだけであった。消防署にある救助資機材を取りに隊員2名をポンプ車で戻らせた。しかし、ポンプ車は新

たに確認された南町の火災現場に出動せざるを得ず、再び救助現場に戻ることはできなかった。残った隊員3名で救助活動が続けられた。

専任救助隊は、地震後すぐに避難や救助を求めて駆け付けた市民の対応に追われた。避難者を、臨時的に須磨区民センターに誘導するなどの措置をとるとともに、倒壊家屋の生き埋め者の救助を開始した。

しかし、救助を要する地域があまりにも広範囲であるため、小隊としての行動を行うことができず、隊員が各現場へ分散し、消防団や市民の協力を得ながらの活動となった。特に須磨消防署付近に生き埋め現場が多数あり、各隊員とも、現場から現場への転戦を強いられ、十分な資機材も使えず、人力のみが唯一頼りの現場活動であった。

翌18日から、さらに救助体制を強化するため、警察・自衛隊と合同で、管内一円の生き埋め者の救出のためローラー作戦を実施した。なかでも、大田町1丁目の、4階建てのマンションでは、1、2階部分が完全に崩れ、3、4階部分は倒壊寸前という状況であった。二次災害の恐れがあるなか、重機を活用しての救助作業を行ったが、建物が鉄筋コンクリート造であったため難航し、1月21日までの4日間でようやく6人を救出した。

一方、1月24日10時ごろ、イギリスから緊急救助隊5人が関係者とともに須磨消防署に到着した。被害状況の説明を行った後、一行とともに救助現場（稲葉町）へ出向き、救助活動を実施した。12時ごろ、イギリス緊急救助隊は、ほかの救援隊と合流するために須磨消防署を後にした。

(3) 尼崎市消防局

尼崎市では、地震による倒壊家屋が全壊7,044棟、半壊1万3,792棟に達した。このうち、消防機関に救助要請があったのは表21のとおり32件であり、救出人員は38人（うち生存者30人）、延べ出動車両98台、出動人員は351名であった。

表21 尼崎市消防局の建物構造別救出状況

構造別	件数	救出人員	負傷者	死亡	出動台数	出動人員
木造	22	30	22	7	79	277
鉄筋コンクリート	9	7	1		17	67
その他	1	1		1	2	7
計	32	38	23	8	98	351

注) 1 鉄筋コンクリートの9件のうち、エレベーター内に閉じ込められた件数は5件。

2 その他の1件は、外壁、看板の下敷きになったもの
尼崎市消防局調べ

(4) 西宮市消防局

西宮市消防局では、同時多発の倒壊現場から要救助者（特にクラッシュ症候群の負傷者）を生存救出するためには、発災から72時間（3日間）がタイムリミットであるとの危機感を強く持ち、文字どおり不眠不休の体制で救助活動に当たった。

部隊編成については、119番通報、駆け付け要請の内容から優先度を判断し、救助工作車、ポンプ車、救急車、広報車を中心として救助要請現場1件につき1台を基本的な編成とした。

出動隊の現場指揮者は、輻輳する無線交信のな



火災現場では援護注水を行いながら救助作業が進められた

か、指揮本部からの指令を受けながら自隊の人員と保有資機材を最大限に活用するとともに、消防団員、警察官、自衛隊、市職員をはじめ、特に付近住民の支援を得ながら活動を展開した。

救出現場が市内全域にわたるため各出動隊は転戦に転戦を重ね、昼夜に及ぶ活動となった。チェーンソー、エンジンカッター等の資機材は長時間使用による故障及び燃料切れのため使用できなくなることが多く、万能斧、バール、のこぎり等の器具を使用して、救助活動は人力のみの手作業となり難航した。

瓦礫の山と化した耐火造建物の大規模倒壊現場は、数隊の人員と保有資機材の使用だけでは救出までに長時間を要するため、人員の大量投入による人海戦術とパワーショベルやクレーン等の重機が不可欠であった。人員の投入については、警察、自衛隊と協議し対応するとともに、重機は西宮市災害対策本部に緊急要請し、救助活動を展開した。

一方、発災直後から西宮市内の西宮、甲子園両警察署は、倒壊家屋からの救出等について、消防局と連携しながら活動を続けた。甲子園口北町のビル倒壊現場や仁川百合野町での崖崩れなど大規模な現場に多数の人員を投入した。また、行方不明者の捜索活動（ローラー作戦）を消防局、警察と合同で展開した。

表22のとおり発災日（17日）の救出人員は518人（うち生存救出330人）で、全救出人員658人（うち生存救出348人）の78.7%（生存救出者の94.8%）を占めた。

(5) 芦屋市消防本部

芦屋市では、地震による倒壊家屋は全壊4,722棟、半壊4,060棟に達し、表23のとおり17日から5日間で130人（うち生存者65人）を救出した。

活動隊は、芦屋市消防本部の延べ49隊283名と、応援隊11市町の延べ74隊420名であった。なお、倒壊家屋からの救出には多くの市民が協力した。

表22 西宮市消防局管内の救助活動状況

月 日	出動件数	救 出 人 員	出動台数	出動人員
1月17日	404件	(生) 330人 518人 (死) 188人	414台	3,243人
18日	120件	(生) 16人 97人 (死) 81人	166台	1,299人
19日	57件	(生) 2人 38人 (死) 36人	135台	1,082人
20日	4件	4人 (死) 4人	4台	20人
21日	7件	0人	10台	43人
22日	3件	1人 (死) 1人	4台	20人
23日 ↓ 2月7日	15件	0人	23台	307人
合 計	610件	(生) 348人 658人 (死) 310人	756台	6,014人

注) (生)～生存救出 (死)～死亡収容
西宮市消防局調べ

表23 芦屋市消防本部の救助活動状況

	救出人員	程 度	性 別	救助隊数と人員数
17 (火)	81	生存59 死亡22	男24 女35 男 5 女17	芦屋：37隊 151人 応援： 5隊 23人
18 (水)	23	生存 5 死亡18	男 1 女 4 男 9 女 9	芦屋： 3隊 65人 応援： 6隊 28人
19 (木)	16	生存 死亡16	男 女 男 8 女 8	芦屋： 5隊 27人 応援：21隊 133人
20 (金)	9	生存 1 死亡 8	男 女 1 男 2 女 6	芦屋： 2隊 32人 応援：23隊 136人
21 (土)	1	生存 死亡 1	男 女 男 1 女	芦屋： 2隊 8人 応援：19隊 100人
合計	130	生存65 死亡65	男25 女40 男25 女40	芦屋：49隊 283人 応援：74隊 420人

芦屋市消防本部調べ

(6) 伊丹市消防局

伊丹市消防局の救助活動状況をみると、発災日における救助出動件数は17件、救出人員は27人(うち生存者19人)であり、出動隊数34隊、出動人員116名が救助活動に当たった。

(7) 宝塚市消防本部

宝塚市では、地震による倒壊家屋は全壊1,339棟、半壊3,718棟に達し、88人の死者の発生をみたが、このうち消防機関に救助要請があったのは表24のとおり51件であり、救出人員は63人(うち生存者34人)、延べ出動車両82台、出動人員は354名であった。

表24 宝塚市消防本部の建物構造別救出状況

構 造 別	木 造		鉄 筋 コンクリート		計		
	件 数						
件 数	西署	20	44	6	7	26	51
	東署	24		1		25	
救出者	西署	22	58	4	4	26	62
	東署	36		0		36	
無 傷	西署	5	10	4	4	9	14
	東署	5		0		5	
負傷者	西署	8	20	0	0	8	20
	東署	12		0		12	
死 亡	西署	10	29	0	0	10	29
	東署	19		0		19	
車 両	西署	39	74	7	8	46	82
	東署	35		1		36	
人 員	西署	169	323	28	31	197	354
	東署	154		3		157	

注) 鉄筋コンクリートの7件のうち、エレベータ内に閉じ込められた件数は4件。

宝塚市消防本部調べ

(8) 川西市消防本部

川西市消防本部では、同時多発の火災、救助、救急、ガス漏れ警戒等に対応するため、消火活動

を最優先に通報内容から優先順位を判断して、火災以外は救助工作車、救急車等を要請現場1件につき1台として車両選別を行うとともに、消防団には無線受令機により出場場所の指令を行った。

倒壊家屋からの救出、倒壊危険家屋の警戒、ガス漏れ危険区域の警戒、避難勧告に伴う避難誘導等は、消防団員、消防職員が連携して行った。川西市消防本部の救助等の活動状況は表25のとおりである。

表25 川西市消防本部の救助等の活動状況

		救 助	ガ ス 漏 れ	避 難 勧 告	事 故 出 動	そ の 他
17日	件 数	12	31	5	2	3
	出場台数	33	31	10	5	2
	出場人員	117	127	38	32	6
18日	件 数	2	3		3	2
	出場台数	6	3		3	4
	出場人員	21	8		12	7
19日	件 数	1	2	1	1	5
	出場台数	1	2	3	1	6
	出場人員	4	8	6	4	17
20日 ～ 31日	件 数	5	2		18	7
	出場台数	21	2		29	5
	出場人員	78	6		116	65
合計	件 数	20	38	6	24	17
	出場台数	61	38	13	38	17
	出場人員	220	149	44	164	95

川西市消防本部調べ

(9) 明石市消防本部

明石市消防本部には、地震直後、家屋倒壊や家具の下敷きによる救助要請が相次いだ。救助出動件数は8件（火災出動除く）で、延べ車両17台、救助隊員60名が出動した。

その内訳は、家具の下敷き2件、家屋倒壊3件、

エレベーター内閉じ込め3件で、家具の下敷きで2人、家屋倒壊で4人（うち2人死亡）、エレベーター内閉じ込めで3人をそれぞれ救出した。

(10) 淡路広域消防事務組合消防本部

淡路島では、倒壊家屋（全・半壊）は8,901棟に及んだ。淡路広域消防事務組合消防本部の活動内容は表26のとおり管内で37件の救助事例があり、震災当日の17日に集中している。主として倒壊家屋等の閉じ込め事故からの救出であり、近隣者の通報が的確で地元消防団等との連携のもと、早期に救出が行われた。

表26 淡路広域消防事務組合消防本部の救助人員状況

	17日			18日			計		
	死亡	生存	計	死亡	生存	計	死亡	生存	計
男性	4	10	14	1		1	5	10	15
女性	5	13	18	3	1	4	8	14	22
計	9	23	32	4	1	5	13	24	37

注) 1 18日の救助人員は、洲本市において都市ガス漏れによる事故。

2 死者が多数でた理由は震度7（激震）であり、古い木造家屋が多かったため。

淡路広域消防事務組合消防本部調べ

北淡町では、このうち住宅の全壊834棟、半壊711棟、一部破損1,850棟、非住宅・公共建物25棟、崖崩れ15カ所、道路陥没など580カ所、橋梁被害10カ所に達するなど、大きな被害を被った。このような状況下、地元消防団が中心となり住民の協力者を得て、早期の救出が行われた。

例えば余震が連続して発生するなか、瓦礫等をかき分け、柱をチェーンソーで切断してテコ突っ張りにして、家の倒壊、瓦、壁の落下等による二次災害に配慮しながら、要救助者がいる多数の現場に出動し、検索・救助活動等を行った。

(11) 豊中市消防本部

大阪府豊中市では12件の救助事案が発生した。

耐火造5階建（55人入寮中）の社員寮で1階部分の食堂、風呂場、寮室が座屈し、1階に5人が閉じ込められ、うち1人が自力脱出に成功。他の4人が取り残されている状況下で、1階からの進入が困難なため2階の床面を余震が続くなか破壊して進入し、手搬送で瓦礫を除去しながら次のように4人全員（軽傷）を救出した。

8時50分 30歳男性 1人救出

9時2分 28歳男性 1人救出

9時13分 48歳男性 1人救出

9時58分 26歳男性 1人救出

また、平屋建の屋根が崩壊し下敷きになった78歳の女性を、地元消防団員6名の手作業により救出した。

その他の救助事例としては、エレベーター内に閉じ込められた人の救出などがあった。今回の救助活動で要救助者11人を救出し、その内訳は死者1人、軽傷者4人、負傷程度なしが6人であった。

7 救急活動の概要

今回の震災では、何万人もの負傷者が同時に発生し、救急要請の通報や多数の負傷者の駆け込みなどが殺到した。このため、急速、応急救護所を開設し応急処置を行った。しかも被災の状況からクラッシュ症候群等を伴う重症者も多数にのぼり、このような状況下、トリアージ（Triage：患者の振り分け）と救命のための時間との厳しい競争にさらされながら、神戸市消防局をはじめ西宮市、尼崎市、芦屋市など被災地域の各消防機関の救急隊は、発災直後より不眠不休で懸命の救急活動に従事した。

震災により被災地内のライフライン施設が崩壊し、医療機関の機能が低下したため長距離搬送を余儀なくされたうえに、高速道路の損壊等により、道路網は寸断され、利用可能な道路も交通渋滞で救急自動車の緊急車両としての優先通行が確保さ

れず患者の搬送は困難を極めた。しかし、被災地内の消防機関をはじめとするあらゆる機関の救急車及びヘリコプター等、できる限りの方法で転院等の搬送に努めた。

また、厚生省は、被災自治体に対してヘリコプター利用可能な医療機関リストを送付し、搬送体制を整備した。

地震発生に伴う被災地域各消防本部の救急活動の概要は、次のとおりである。



周辺都市医療機関へ遠距離搬送が行われた

(1) 神戸市消防局

地震発生直後から、多数の負傷者が消防署に駆け込んできたため、消防署では応急救護所を開設し、救急隊員のトリアージにより応急手当がなされた。また、重症者については、救急隊により、医療機関へ搬送した。

神戸市内の医療機関のうち、市立西市民病院、宮地病院が倒壊し、中山病院、高梁病院が焼損するなどの被害を受けた。

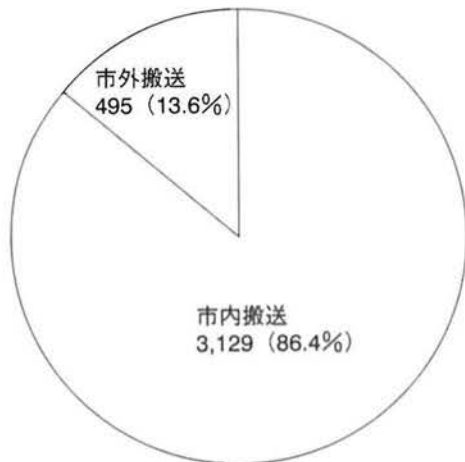
そのほかの病院においても、建物損壊、停電、断水等で手術などの医療処置が不能となった病院が多数あった。そのため、各救急隊において、受入病院の情報収集に努めた。

また、高度医療が必要な患者の転院搬送や救急搬送が集中した病院からの転院搬送が多数発生した。

図16のように転院搬送等に関しては、市内の医

療機関だけでは対応が困難であったため、周辺都市への遠距離搬送を行わなければならなかった。この遠距離搬送には、ヘリコプターによる救急搬送も行われた。

図16 神戸市消防局の救急搬送先



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

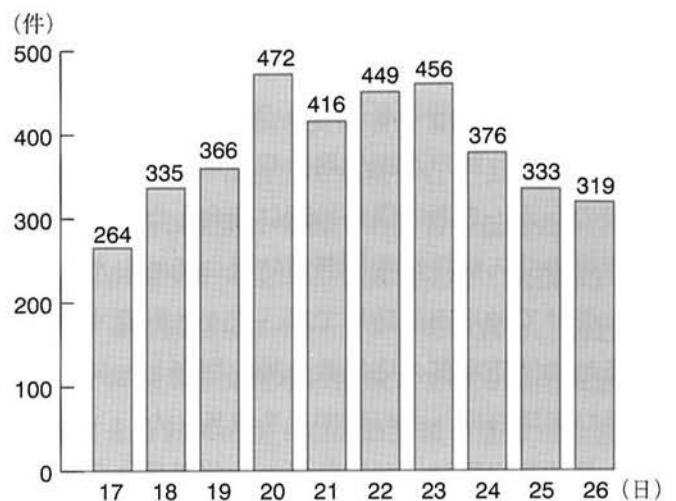
さらに、20数万人に及ぶ被災者を収容している避難所からの救急要請件数も多数あり、救急出動件数は図17のように20日の472件をピークに通常時の3～4倍となる日が続いた。また、事故種別では、図18、図19のとおり地震発生当日は自然災害が多く、日が経つにつれて、急病が増加し、転院搬送も多数みられた。

地震発生後、参集してきた救急班は、負傷者の発生状況の把握に努めるとともに、医療関係団体と連絡を取り、医療情報を収集した。しかし、初期の時点では、救急活動に必要な情報はほとんど得られなかった。直接、市内の主要病院に電話連絡して、救急患者の受け入れ情報を収集し、各消防署に通知した。

救急班長は、被害の大きかった長田区に出動し、神戸協同病院等に集中している負傷者の移転先について情報収集を行いながら、患者の受け入れを要請した。

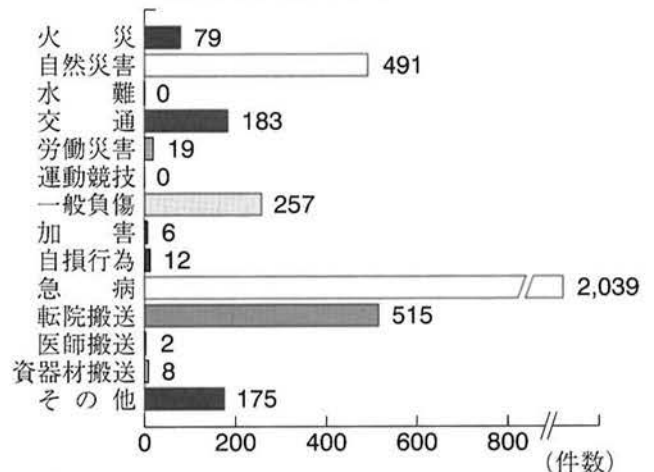
一方、病院関係者と連絡調整し、神戸協同病院のマイクロバス等の車両による、三木市民病院、

図17 神戸市消防局日別救急件数



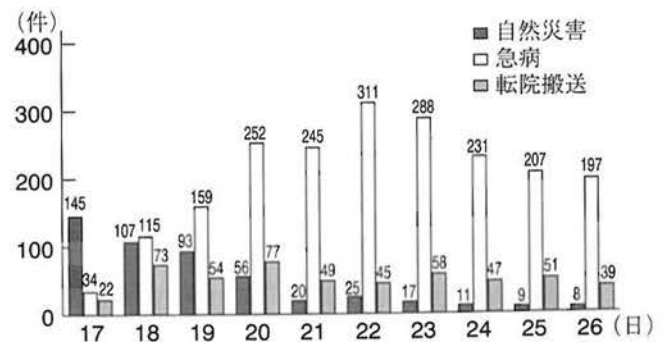
出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

図18 神戸市消防局事故種別救急出動件数



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

図19 神戸市消防局事故種別救急出動件数



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

小野市民病院、西脇市民病院及び国立明石病院等への負傷者の転院搬送の指揮をとった。

1月18日には、病院等の損傷及び断水により多くの人工透析患者等を遠隔地の病院へ搬送する依頼があった。神戸市衛生局、兵庫県医務課と連絡調整のうえ、患者の傷病治療に適合した市外や近隣府県の受入病院情報を各消防署に通知した。これを受けて神戸市消防局では、次々と到着する全国各地の消防本部の応援救急隊を指揮し、神戸市外及び近隣府県への転院搬送を実施した。

1月19日以降は、各消防署の救急要請に応じ、応援救急隊を派遣し、各消防署で派遣救急隊の部隊統制を行った。

(2) 神戸市消防局各消防署

神戸市消防局の各消防署の救急活動状況は表27のとおりで、主な消防署の救急活動は、次のとおりである。

表27 神戸市消防局の消防署別救急活動状況

所 属	救急出動件数	搬 送 人 員
東 灘	566件	756人
灘	475件	402人
葺 合	215件	210人
生 田	311件	281人
水 上	43件	47人
兵 庫	373件	325人
北	264件	240人
長 田	538件	431人
須 磨	522件	484人
垂 水	251件	233人
西	191件	172人
合 計	3,749件	3,581人

神戸市消防局調べ

〈東灘消防署〉

東灘消防署では、地震直後からけが人、救助を求める市民、避難者等が多数駆け付け騒然となった。救急隊員は、職員用の毛布を車庫に運び、地震直後から応急救護所を開設した。

しかし、すぐに救助や火災の駆け込み通報で東灘消防署だけでは対応しきれない状態になった。救急隊員は、午前中だけで300人以上の負傷者の処置を実施した。

重症患者は、病院まで搬送した。医療機関は、倒壊などで受入れ不能の状態であり、搬送可能な病院は3カ所だけであった。死者も運ばれてきた。車庫は血を流した負傷者でいっぱいになり、少ない救急隊員だけでは、応急処置はとても追いつかなかった。

隣接の住吉川病院から、医師2名が応急救護所に駆け付け手当てを行った。1月19日には、「医師が不足している」ことを知った大阪府の医師が駆け付けてきた。このボランティア医師は救急車に同乗し、多くの市民の生命を救った。

多くの人工透析患者が入院する病院では、震災により人工透析を受けることが不可能になった。約40人の患者を転院搬送するため、救急隊は自衛隊とともに大阪府下の病院まで搬送した。

道路が渋滞していたため、1回の救急出動に3時間近くかかった。現場到着も遅れた。「到着が遅い」といった住民の声に耐えながら救急業務を遂行する状況が続いた。

〈灘消防署〉

灘消防署においても、地震直後から救助を求める市民、避難者等が駆け付けた。

多数の駆け込み通報に対応するため、8時に救急係長及び予防査察係員2名で消防署車庫で救急の受付を開始した。その後、9時に応急救護所を設営し、応援の医師1名、区役所職員2名、非常招集の救急隊員で応急手当を実施し、救急救命士養成所で研修中の他都市消防職員も加わった。重症者については、近隣の金沢病院へ搬送した。

消防署へ加入電話での救急要請が相次いだ、応じられるようになったのは他都市応援隊が到着してから後であった。

他都市の応援救急隊を含めて、現場指揮所で無

線の全国共通波を利用して、救急隊の部隊運用を行った。救急車は消防署向かいにある民間レストランの駐車場で集中管理し、応援隊には誘導要員を1名乗車させた。

搬送医療機関は金沢病院、中井病院、吉田アーテント病院、海星病院で、救急要請があった時点で、現場指揮所において病院交渉を行い、搬送先を決定した。

〈葺合消防署〉

葺合消防署へは、地震発生の直後から駆け込みや加入電話による救急要請が多数あった。多数の駆け込みに対応するため、6時に車両をすべて外に出し、車庫内に防水シートを敷いて応急救護所を開設した。

以後、救急車の運用は一時中止し、救急隊員3名と非常招集の救急隊員が、負傷者に対して応急手当のみを行い、負傷者の家族には病院交渉及び搬送はそれぞれで対応するよう説明した。

このように、15時までは応急救護所での応急手当に専念し、どうしてもほかに搬送手段のない重症者を広報車、救急車で病院搬送した。15時に応急救護所を閉鎖するまでの間に応急手当を実施した負傷者数は約150人に及んだ。

1月18日深夜以降は、借り上げた移転庁舎で救急受付を設け、加入電話、駆け込み、本部指令台からの救急要請を受けた。

1月19日から他都市の応援救急隊も加わり、救急受付で部隊運用を行い、他都市救急隊が出動する際は、誘導要員として職員が1名同乗する体制をとった。

〈生田消防署〉

地震発生の直後から、多数の負傷者が応急処置を求めて駆け込んできたため、生田消防署前歩道上において、消防署待機室の布団、毛布を敷き詰め、応急救護所を開設した。負傷者は瞬く間にいっぱいになり、これら負傷者に対して、集団救急用資機材等を使用し、トリアージ、応急処置を行

った。なかには足を切断している重症者もあり、生田90小隊（本署・救急車）で早急に病院へ搬送した。また、搬送先の病院として、神戸赤十字病院を確保した。多数の負傷者が来署してきたため、軽傷者に対しては自力で病院へ行くよう指示し、また避難所は北野小学校である旨を伝えた。

栄町出張所から生田29小隊（栄町・支援車）が到着すると同時にエアータントを設営し、応急救護所を移設し、支援車に積載している集団救急用資機材を有効に活用した。救急隊の懸命の救護は夕方まで続いた。

また、避難所や人工透析用の水の確保等、区役所や関係機関との連絡調整も行った。

〈兵庫消防署〉

兵庫消防署へは、地震直後から多数の負傷者が助けを求めてきたため、署前に応急救護所を設置し、応急処置を行った。消防署の直近で炎上火災が発生したため、救急隊員2名がポンプ車に乗り換えて出動した。残った救急隊員1名と非常招集により参集した救急隊員とで応急手当に当たった。

午前中は駆け込みの負傷者約50人に応急手当と病院紹介を行い、午後になってから救急隊を編成して救助された人の搬送に当たった。

1月18日以降は、本署に救急受付を設けて救急要請を受理した。その際、軽症者には応急手当を行い、病院紹介したうえで自力で行くよう説明し、救急出動は重症者を優先した。

また、救急隊は他都市救急隊も含めて全隊を本署に集結させて、絶え間ない救急要請に対処した。

〈長田消防署〉

長田消防署では、地震直後から負傷者や救助を求める市民が駆け付け、混乱した。

当初、消防署車庫に応急救護所を開設し、応急処置を実施していたが、区役所内に救護所が設置されたことにより、救急搬送中心の活動に切り替えた。また、駆け込み救急要請に対しては、重症者を最優先した。軽症者に対しては応急手当を実

施後、病院を紹介した。

1月18日以降は、本署に応援隊を含めて救急隊を集結、最大14隊まで救急隊を増隊し、1日平均約50件の救急出動の部隊運用を行った。

〈須磨消防署〉

多数の負傷者が助けを求めて駆け付けてきた須磨消防署では、1階車庫に応急救護所を設け、救急隊員等4名が応急手当を行った。

救急受付を本署に設け、電話や駆け込みでの救急の要請を受理し、本署前に集結させておいた救急隊を順次現場出動する部隊運用を行った。また、軽症者については、その場で応急手当を行った。

倒壊危険のあった病院については、他都市の救急隊に職員を同乗させて転院搬送を行った。参集してきた非番の救急隊員は、消火活動や救助活動を実施した。

地震による医療機関の被害が甚大であるため、病院収容等の情報連絡については、救急隊が個々に、病院との折衝を行った。道路は、家屋倒壊による通行不能や自動車交通量の増大のため、病院搬送に長時間を要した。

〈垂水消防署〉

垂水消防署では地震直後から付近住民が消防署へ避難を求めてきたので、緊急に消防署2階の研究室を開放した。また、応急救護所を設置し、負傷者の応急処置の態勢を整えた。

救急隊は通常どおり署所に待機し、救急要請を本署で集中管理して、本署からの連絡で出動する態勢を取った。

(3) 尼崎市消防局

震災直後、尼崎市消防局には救急要請が殺到したが、指令室勤務員の判断で重症者と思われる事案の救急出動を優先し、軽症と思われる救急事案については、近くの病院を紹介し自力対応させた。

さらに、代替車による救急隊2隊を臨時編成し、8台の車両で対応した。

地震発生当日の時間別救急出動状況は、次のとおりである。

5時46分～12時	84件	} 合計	142件
12時～18時	37件		
18時～24時	21件		

また、地震災害による負傷の原因は、「家具等の転倒によるもの」が69件で最も多く、次いで「家屋の倒壊によるもの」21件、「転倒（避難中など）」16件、「落下物によるもの」9件の順となっている。

(4) 西宮市消防局

西宮市消防局では、発災日は特に重症者の搬送を最優先し、軽症者については近くの病院での受診を勧めるなどの自力での対応を求めた。また、被災の状況からクラッシュ症候群等の重症者が多かったため、収容した医療機関では処置が追いつかない場合や、地震によって器具等が故障し手術及び治療が不可能になった患者を治療可能なほかの医療機関へ転院搬送する事案が多く発生した。これについては、消防局と各医療機関の連携のもと収容先を確定した後に患者搬送を行った。

発災日から22日までの救急活動状況は、表28のとおりである。

表28 西宮市消防局の救急活動状況

日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	合計
出動件数	70件	130件	92件	76件	79件	60件	507件
搬送人員	90人	117人	91人	76人	75人	57人	506人
転院搬送	16人	15人	21人	21人	15人	11人	99人

西宮市消防局調べ

なお、ヘリコプターによる搬送は、重症者が多発している状況から、要請ルートを確認し対応した。発災当日は医療機関からの要請で血液搬送からスタートしたが、各医療機関が相互に連携をとった結果、搬送先が確保された。

ヘリコプターの要請は、表29のとおり1月17日から1月31日までの間に17件あり、17人の患者を搬送した。

表29 西宮市消防局管内のヘリコプター搬送状況

日	17日	18日	19日	21日	22日	24日	25日	26日	27日	28日	31日	計
件数	1	1	2	1	1	2	3	2	2	1	1	17
応援機関	大阪消防	大阪消防	大阪消防自衛隊	海上保安庁	中日本航空	横浜消防 名古屋消防	埼玉県2 大阪消防	札幌消防 神戸消防	横浜消防 札幌消防	名古屋消防	横浜消防	9機関

西宮市消防局調べ

(5) 芦屋市消防本部

発災直後、救急要請が殺到し、軽傷者については消防本部内で応急手当てを実施した。その後、消防本部東側の小学校に救護所が設置され、連携をとった。重篤傷病者については、3台の救急車をフル回転させ、市内2カ所の病院へ搬送した。

さらに、代替車により救急隊を1隊編成すると

ともに、近隣6市町から応援を受け、転院搬送等の救急業務を10台の車両で対応した。

発災から22日までの救急搬送状況は表30のとおりである。

また、ヘリコプターによる救急搬送状況は表31のとおりである。

表30 芦屋市消防本部における救急搬送状況

出場隊		日		17日(火)		18日(水)		19日(木)		20日(金)		21日(土)		22日(日)		小計	
		出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員	出場 件数	搬送 人員
芦屋市 消防本部	芦消91	12	17	16	15	9	10	11	11	9	6	9	9	66	68		
	芦消92	11	17	28	32	13	13	6	5	9	7	4	4	71	78		
	芦消93	11	18	15	25	8	13	10	8	5	6	7	7	56	77		
	芦消1			1	1	1	1							2	2		
応援	大阪市消防局	13	14	16	17	5	5	4	4	3	4	4	4	45	48		
	尼崎市消防局																
	伊丹市消防局					8	10	4	4	3	3			15	17		
	宝塚市消防本部																
	川西市消防本部																
	三田市消防本部	6	8	4	6	2	3							12	17		
	多紀郡広域消防	11	10					4	4	3	3			18	17		
氷上郡広域消防									5	9			5	9			
猪名川町消防							4	4	3	3			7	7			
合計		64	84	80	96	46	55	43	40	40	41	24	24	297	340		

芦屋市消防本部調べ

表31 芦屋市消防本部のヘリコプターによる救急搬送状況

	1	2
年月日	1月21日	1月26日
出場先	芦屋病院	芦屋病院
収容医療機関	大阪大学病院	大阪大学病院
使用ヘリの所属	海上保安庁	島根県
傷病者	女性 58歳	女性 73歳
病名	肺炎・呼吸不全	呼吸困難(癌患者)
程度	重症	重症

芦屋市消防本部調べ



兵庫から大阪へ。転院は一刻を争う

(6) 伊丹市消防局

伊丹市消防局の救急活動状況をみると、出動件数は63件で、搬送人員49名、不搬送14件であった。その内訳は、以下のとおりである。

家屋倒壊によるもの	5件	} 合計63件
タンス等の倒れによるもの	27件	
落下物によるもの	7件	
急病	12件	
一般	5件	
交通	3件	
転院	2件	
医師搬送	1件	
その他	1件	

発災直後、救急要請が殺到したが、救急車4台で対応した。

また、情報管理隊員の判断で、重症者と思われる事案を優先し、軽症とみられる事案は病院紹介し、自己対応させた。

(7) 宝塚市消防本部

発災直後、救急要請が殺到し、また電話回線の不通・混乱により消防署近辺の駆け込み通報が目立ったが、指令勤務員の判断で重症者と思われる事案の救急出動を優先し、軽症と思われる救急事案については、近くの病院を紹介し自力対応させた。さらに、予備の救急車による救急隊1隊を臨時編成し、5台の車両で対応した。

発災当日の負傷原因・程度別搬送人数は、表32のとおりである。

なお、発災から1月22日24時までの地震による救急件数は表33のとおりで累計72件、搬送人数73人を数えた。

表32 宝塚市消防本部の負傷原因・程度別搬送人数
(17日 5:46~24:00)

負傷原因		件数	軽症	中等	重症	死亡	不搬送
地震に係るもの	家具等の転倒によるもの	2	2				
	家屋の倒壊によるもの	33	3	21	8	5	6
	落下物によるもの	15	5	5			5
	その他(地震によるショック等)	0	1				
小計		50	11	26	8	5	11
その他の救急	急病	9	5	4			
	交通	1	1				
	転院	3	1	1	1		
	その他	1	1				
小計		14	8	5	1	0	0
合計		64	19	31	9	5	11

宝塚市消防本部調べ

表33 宝塚市消防本部の救急出動件数等
(発災から1月22日24時まで)

		1月17日	18日	19日	20日	21日	22日
西消防署	地震出動(搬送人員)	38(34)	7(7)	5(6)	1(1)	2(2)	1(1)
	死亡	2					
	重症	6					
	中等症	21	1	3	1	2	1
東消防署	地震出動(搬送人員)	12(16)	4(4)	2(2)	()	()	()
	死亡	3	1				
	重症	2					
	中等症	5					
合計	地震出動(搬送人員)	50(50)	11(11)	7(8)	1(1)	2(2)	1(1)
	死亡	5	1				
	重症	8					
	中等症	26	1	3	1	2	1
累計	地震出動(搬送人員)	50(50)	61(61)	68(69)	69(70)	71(72)	72(73)
	死亡	5	6	6	6	6	6
	重症	8	8	8	8	8	8
	中等症	26	27	30	31	33	34
軽症	11	20	25	25	25	25	

宝塚市消防本部調べ

(8) 川西市消防本部

川西市消防本部の救急活動状況は表34のとおりである。

発災当日の救急件数は31件（地震に係るもの）で、29人を市内の病院へ搬送している。また、3月6日現在で、避難所から31人を搬送し、うち6人が65歳以上であった。

表34 川西市消防本部の救急活動状況

	救急件数	搬送人員	死亡	重傷症	中等症	軽症
17日	31 (43)	29	1	2	12	14
18～31日	26(267)	28		2	6	20
合計	57(310)	57	1	4	18	34

注) ()内は、地震以外の原因による救急も含めた全救急数を表す。

川西市消防本部調べ

(9) 明石市消防本部

地震直後から負傷者が続出し、救急要請が相次いだ。渋滞道路のなか、4隊の救急隊では対応できないため、急遽、緊急作業車（ワゴン車）などを代替出動させ、救急需要に対応した。

通信網が途絶し、収容可否に伴う医療機関との連絡が不通となったため、救急隊は独自で医療機関に駆け込み搬送を行った。医療機関は地震に伴う負傷者並びに神戸市からの転院患者で溢れるなか、医師に懇願して引き継いだ。また、出動途上において、指令場所以外の患者搬送要請が多く、臨機応変に対応せざるを得なかった。

発災日の救急搬送状況は表35のとおりであり、救急出動件数は57件、延べ出動車両57台、救急隊員171名が出動した。

救急件数57件の事故種別状況をみると、地震25件、急病18件、火災4件、交通事故4件、転院搬送3件、一般負傷3件となっている。また傷病程度状況をみると、死亡4人、重症5人、中等症24人、軽症24人であった。

表35 明石市消防本部の救急搬送状況

(平成7年1月17日)

救急件数		57 件
事故種別状況	地震 急病 火災 交通事故 転院搬送 一般負傷	25 件 18 件 4 件 4 件 3 件 3 件
地域別出動状況	明石 大久保 魚住 二見	40 件 7 件 6 件 4 件
傷病程度状況	死亡 重症 中等症 軽症	4 人 5 人 24 人 24 人
性別	男 女	29 人 28 人

明石市消防本部調べ

(10) 淡路広域消防事務組合消防本部

地震発生直後1月31日までの救急活動状況は表36のとおりであり、管内すべての救急車7台をもって対応した。

表36 淡路広域消防事務組合消防本部の救急活動状況

	17日	18日	19日	20日	21日	22日	合計
出場件数	42	21	16	10	22	22	133
搬送人員	52	23	18	8	21	22	144
出場台数	7	7	7	4	6	4	35

淡路広域消防事務組合消防本部調べ

受入病院では地元の診療所、また大半が洲本市の兵庫県立淡路病院に集中し、震災の翌日から地元役場の町民センターが応急救護所となり多数の患者の診療に当たった。

震災から数日間は、地元の診療所に収容されている患者の転院搬送が数多くあり、また島外への転院搬送も2件あった。避難所からの救急要請も多数あった。

(11) 豊中市消防本部

地震発生直後から119番及び駆け込み通報等により救急出動依頼が殺到し、表37のとおり地震発生から5日間に377件出動し、334人を搬送した。豊中市の平成6年中の1日平均出動件数は約31.5件であるが、今回の地震では1日平均66.9件を数え、通常の2倍以上の救急出動があった。

表37 豊中市消防本部の救急出動件数・搬送人員

	18日	19日	20日	21日	22日	計
出場件数	140	49	74	55	59	377
搬送人員	115	43	68	53	55	334

注) 9時00分～翌9時00分を示す。18日のみ発災から。豊中市消防本部調べ

特に発災日は、140件の救急出動があり、1日の出動件数としては市消防本部開設以来最多となった。また、1月27日までの集計では計667件の救急出動のうち、地震による出動件数が92件、地震に起因すると思われる出動件数は47件で合わせて139件、搬送人員120人であった。

豊中市の救急体制は、9台を常時運用、2台の代替車を保有しながら救急業務を遂行している。地震発生直後から9台の救急車が出動、その後代替車と消防車両を含めた活動の末、発災日当日の出動件数は85件、出動人員255名、搬送人員68人、現場処置1件及び不搬送21件を数えた。

出動状況を時間経過で見ると、地震発生直後から6時までに8件、6時台14件、7時台18件、8時台10件、9時台8件と、3時間余りで58件のほり、その後は1時間当たり3～4件の範囲で終息した。

8 消防ヘリコプターの活動状況

消防・防災ヘリコプターによる広域航空消防応援活動は、東京消防庁など15関係機関・団体から延べ379機、人員2,471名が出動し、96人の負傷者を搬送したほか、表38のように情報収集や救助・

表38 広域航空消防応援（ヘリコプター）の活動

	応援団体数	応援機数	応援派遣人員 (内救助隊員)	主な活動	救急搬送人員
累計	372団体	379機	2,471名 (1,065)	救急搬送 救助隊員搬送 医薬品・物資搬送	96人

注) 上記の他に神戸市消防局のヘリコプターも20人を救急搬送している。

出典：「消防研修」1995年 第57号 消防大学校

救急、物資・人員搬送等の多岐にわたる活動を行い、その機動性により重要な役割を果たした。

神戸市内には、中央区ポートアイランドにある神戸ヘリポート（港湾局管理）と北区ひよどり台にある防災センターの消防ヘリポート（消防局管理）の2カ所のヘリポートがある。

神戸市消防機動隊は、通常、ポートアイランドのヘリポートを基地とし、2機のヘリコプターによる昼間飛行体制をとっている。

地震後、非常招集によりポートアイランドへと向かった職員は、公共交通の途絶や、人工島の液化現象により自動車も進入不能となったため、徒歩で参集しなければならず到着が遅れた。

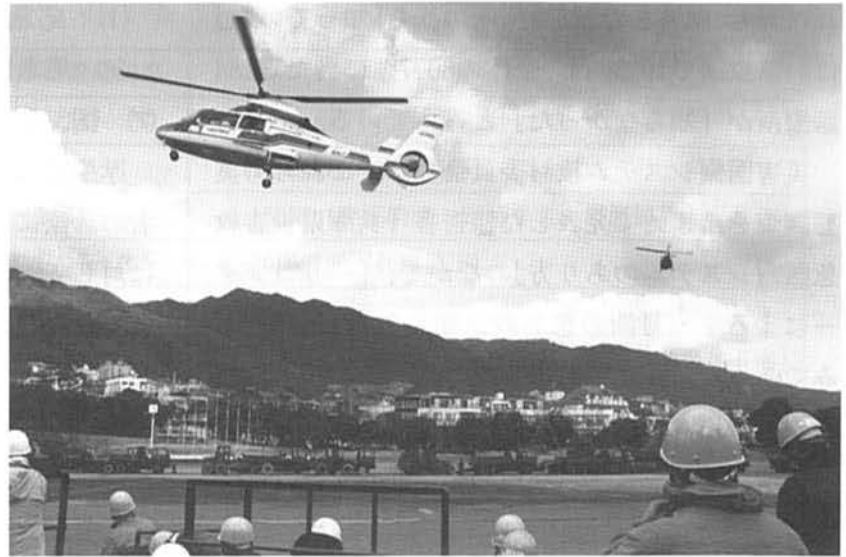
9時20分、離陸準備が整い、消防局長の指示により、市内の被害状況把握のため飛行し、全市の被害状況を無線で送り込んだ。

ポートアイランドの陸路が途絶していたことや応援隊の今後の活動を考慮し、午後から北区ひよどり台の消防ヘリポートへ拠点を移した。

1月17日、8都市（東京、千葉、横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪、京都）から、9機のヘリコプターが応援に駆け付けた。その後、札幌、仙台、宮城、埼玉、島根、香川、九州等、各地域から消防隊員・資機材を搬送してヘリコプターが次々に集まった。

さらに、海上保安庁ほか、民間の協力ヘリコプターなども加わり、これらのヘリコプターの航空管制は消防機動隊が行った。

自衛隊、民間協力ヘリコプターなどは、消防ヘリポートのほか付近にある兵庫県消防学校、しあわせの村スポーツグラウンドに支援物資の搬送のために着陸した。自衛隊、民間協力ヘリコプターと消防との連絡調整が困難であったことや、特に民間協力ヘリコプターの動きが把握できなかつたため、消防ヘリポートでの着陸及び空域の統制は困難を極めた。



ヘリコプターの活動は多岐にわたり、その機動性は大きな戦力となった

1月18日8時30分、応援隊と調整を行い、救援物資の搬送、救急・救助活動、情報収集活動等を主体として行うこととした。

物資搬送の着陸場として灘区・陸上競技場、中央区・東遊園地、長田区・西代市民グラウンド、垂水区・平磯公園の4カ所を設定した（後に、西代市民グラウンドは使用できなくなったため、兵庫区・みさき中央競技場に移した）。

神戸市内の医療機関が震災により甚大な被害を被ったため、ヘリコプターによる救急活動はすべてが転院搬送であった。また、被害が大きな隣接市からの要請や医師搬送の要請もあり休む間もなくヘリコプター搬送が続いた。

このようにヘリコプターによる諸活動は、情報収集や救急搬送、救助隊員搬送、医薬品・物資搬送等多岐にわたり、震災時にはその機動性が重要な役割を果たした。

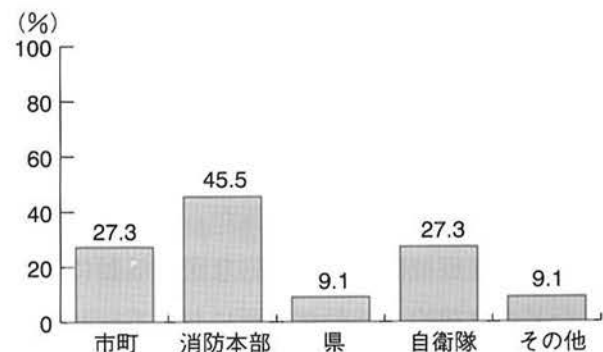
ヘリコプターによる地震発生後1週間の転送患者数は、兵庫県災害医療システム検討委員会が被災10市10町内の病院、診療所を対象に実施した「災害医療についての実態調査」結果によると、病院で22病院46人、診療所で1診療所1人となった。

搬送手段として自家用自動車や医療機関の車を使用したのは、病院で72.6%、診療所で84.4%を占めたのに対し、救急車を使用したのは、病院で

23.9%、診療所で14.5%、ヘリコプター、船舶の使用は、病院でそれぞれ2.2%、1.3%、診療所でそれぞれ0.1%、0.9%であった。

また、ヘリコプターの要請先は、回答した11病院のうち図20のとおり「消防本部」が5病院（45.5%）で最も多く、以下「市町」、「自衛隊」が3病院（27.3%）、「県」、「その他」が1病院（9.1%）であった。

図20 被災地（兵庫県内）病院におけるヘリコプターの要請先



出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

「患者搬送にヘリコプターを利用できることを知っていたか」については、回答した65病院のうち「知っていた」が32病院で49.2%を占めた。こ

れに対し、回答した228診療所のうち「知っていた」は44診療所で19.3%と、全体の80.7%に当たる184診療所が「知らなかった」と答えている。

災害医療システム検討委員会では、これらの実態調査を踏まえて発表した報告書「兵庫県災害救急医療システムのあり方」のなかで、「ヘリコプターによる1カ月間の患者救急搬送件数は129件のみであった。搬送件数は少なく、ヘリポートの整備や、平生から搬送機関、医療機関がヘリコプターを使用するシステム整備の必要性」を提言している。

9 医療活動の概要

災害時における応急医療は、困難な状況のなかで、救命のための時間との厳しい競争が要求されるものであり、被災初期における医療対応が適切に機能するためには、円滑な患者搬送、必要な医薬品の確保、トリアージ等が重要とされている。

初期の医療対応については、被災地の医療機関の多くが被災したが、特に水道、電気、ガスのライフライン施設が損壊したことに伴い、建物被害が軽微又は全半壊を免れた医療機関においても診療機能の低下したものが少なくなかった。また、交通路の損壊などにより、患者の搬送、医師など医療関係者、医療品、医療資機材等の搬送に困難を極めた。

このような厳しい状況下であったが、近隣住民相互による救助活動、被災直後から被災地内の医療従事者が医療機関に集まり応急医療活動に従事するなどの自律的な活動が各所において行われた。また、被災地外からの被災地に対する応急医療活動については、被災当日から表39のように全国的規模による応急医療活動が展開された。

また、精神科医療や透析医療などの医療確保のほか、被災被保険者等の対策が講じられた。

(1) 応急医療活動

ア 応急医療実施体制

(ア) 国、日本赤十字社等による応急医療実施体制
厚生省は、1月17日未明の地震発生以降、負傷者の診療に当たった国立明石病院、国立神戸病院に対して、同日、国立岡山病院の医師、看護婦などを急派したのをはじめ、被災地周辺の国立病院での患者の受け入れを行った。また、医療救援班を派遣し、救護所における医療救護活動、巡回診療等の医療救護活動体制を整備した。

1月23日には、被災自治体の活動を支援するとともに厚生省の対策の的確な実施を図るため、国立神戸病院内に「兵庫県南部地震厚生省現地対策本部」を設置した。これにより、応急医療対策として、ニーズに応じた医療の供給体制、医療従事者の派遣体制及び医薬品、衛生材料等の供給確保のための支援体制を強化した。

防衛庁は、被災初期の医療対応として、応急治療と患者搬送を中心とした支援を実施するため、被災日より自衛隊阪神病院における患者の受け入れを行うとともに、衛生職種隊員を、阪神地域に派遣・増強し、救護所の設営、巡回診療等の被災地における応急医療体制を整備した。

文部省においても、被災日より神戸大学医学部附属病院などにおいて患者の受入れを行うとともに、周辺大学医学部附属病院に対して、医療チームの派遣、食料、医薬品等の搬入を要請し、救急医療体制などを整備した。

日本赤十字社は、被災日より医療救護班を派遣するとともに、1月18日には避難所への救護班の派遣などの調整を行うための「現地災害対策本部」を兵庫県支部に設置し、被災地内にある神戸及び須磨赤十字病院に対する医師・看護婦・薬剤師等の応援を行うなどの医療救護活動体制を整備した。

(イ) 医薬品、血液等の供給確保

厚生省は、被災地における医薬品などの供給の

表39 応急医療活動に係る実施体制

実施主体	種類	設置期間等	設置数等
災害自治体	避難所救護センター	1/24～	最大165カ所
	精神科救護所	1/22～	〃 10保健所（神戸市等）
	巡回診療班	1/17～ 3/	〃 155班（標準構成：医師1名、看護婦等4名）
	巡回健康相談	1/17～ 3/	〃 20保健所（兵庫県下）
自衛隊	患者受入	1/17～ 4/29	自衛隊阪神病院
	救護所	1/18～ 3/31	最大15カ所（基本構成：医官1名、看護官2名他5名）
	野外手術システム	1/23～ 3/16	2救護所に配置（1カ所は手術車、手術準備車のみ）
	巡回診療班	1/24～ 3/17	〃 16班（基本構成：医官1名、看護官2名他2名）
	患者搬送：救急車		16輛
	〃：ヘリコプター	1/19～ 2/13	—
消防機関	患者搬送：救急車		最大111車両（応援含む）〔兵庫県内〕
	〃：ヘリコプター	1/17～ 3/31	—
日本赤十字社	患者受入	1/17～	神戸病院、須磨病院（両病院に対し、他の日赤病院より応援実施）
	巡回医療救護班	1/17～ 1/20	24班（構成：医師、看護婦等6名）
	拠点常設救護所	1/21～ 2/20	12カ所（神戸市、西宮市等）
	赤十字救護ステーション	2/21～	3カ所（拠点常設救護所を東部・中央・西部に統合）
			延932班 (3/12現在)
地域医師会	精神科協力診療所	1/22～	尼崎市 保健所等7地区
厚生省	患者受入	1/17～	国立明石病院、国立神戸病院及び周辺の国立病院
	避難所救護センターへの派遣	1/19～	最大5カ所 一般医療（基本構成：医師3名、看護婦6名、薬剤師1名、他2名） 精神科（基本構成：医師1名、看護婦2名、他1名）
	巡回診療班	1/24～	最大4カ所 （基本構成：医師1名、看護婦等3名）
都道府県等	医師、看護婦等の派遣		44都道府県、12指定都市における医師等の派遣
大学病院	患者受入	1/17～	神戸大学医学部附属病院 外11大学附属病院
	医療救護班の派遣		国公私立大学68大学における231医療チームの派遣

注) ヘリコプターにおける患者の搬送機数については、医療支援以外の支援活動も平行実施していることから把握が困難なため計上していない。

出典：「防災白書」平成7年版 国土庁

確保について、被災当日より、日本製薬団体連合会など関係団体に対し、必要な医薬品などの供給確保に関する協力要請を行った。また、1月19日からは警察庁、消防庁、防衛庁の協力を得て、被災地への医薬品、衛生材料等の供給体制の整備を図った。

さらに、日本医療機器関係団体協議会などに対し、医療機関の被災状況に関する情報を提供し、医療用具の修理、代替に関する協力要請を行った。

また、地元医薬品卸売業者は、被災地内の医療機関に対する医療用医薬品の供給確保を行った。

日本赤十字社は、被災当日より近隣の血液セン



家屋倒壊による通行不能、大渋滞など病院搬送は困難を極めた

ターに輸血用血液製剤の確保及び供給の協力要請をするとともに、報道を通じ献血を呼びかけるなど、全国的な支援活動体制の確立を図り、医療機関に対する輸血用血液製剤の供給体制を整備した。

震災に遭った兵庫県赤十字血液センター（神戸市中央区）は、兵庫県南東部の約400万人の輸血用血液を担当する血液センターであり、この地域には約800の医療機関があり、1カ月間におよそ4万5,000単位の血液製剤を届けていた。

日本赤十字社本社（東京都港区）では、直接に電話連絡が取れたものの、刻々と入ってくる被害状況を憂慮し、また近隣血液センターの被害も考慮し、岡山県赤十字血液センターに、西日本の輸血用血液製剤を集め、神戸に向かうよう指示した。一方では淡路島でも大きな被害が出たため、徳島県赤十字血液センターに救援を依頼した。当初危惧されていた近隣血液センターの姫路、大阪もほとんど被害はなく、当日の午後には、兵庫県赤十字血液センターに輸血用血液を持って駆けつけた。これらにより、輸血用血液の供給は、全般を通じ全く支障なく行われた。

(ウ) 被災地内医療機関における応急医療活動

被災直後より、被災地の医療機関では、医療従事者が高い職業モラルの下に、医療機関へ自主的に集まり、また、系列病院、国公私立大附属病院等による応援医療が、困難な状況下において積極

的に実施された。

兵庫県立西宮病院では地震発生直後から次々と搬送されてくる多くの被災患者に対処するため、病院総力を挙げての特別診療体制を組み、昼夜を分かたず懸命の救命救急医療活動を続けた。

一方、ほかの兵庫県立病院においては、被災患者の受け入れ態勢を早急に整えるとともに、医療救護班を編成して被災地の保健所、避難所救護センター等に派遣した。県立病院からは、震災発生当日から1カ月間で延べ医師314名、看護婦565名、理学療法士4名、計883名にのぼる医療救護スタッフを派遣し、避難所で生活を送る被災患者に対してきめ細かな救急医療活動を展開した。

イ 救護所における医療の提供

自衛隊は、1月18日から、医官1名、看護官2名、衛生要員5名の計8名を基本とした救護所の設置を行い、最大時15カ所の救護所において医療救護活動を実施した。なお、一部の救護所には、手術車、手術準備車等で構成される野外手術システムを配置し、診療機能の向上を図った。

1月19日から、国立病院においても、医師3名、看護婦6名、薬剤師1名、事務官2名の計12名を基本編成とする精神科医療チームによる医療救護班を派遣し、最大時5カ所の救護所において医療救護活動を実施した。

日本赤十字社は、被災日より医師、看護婦など6名程度で構成する医療救護班24班を被災地に派遣し、1月20日までの間、各避難所を巡回して負傷者などに対する医療救護活動を実施した。1月20日からは、神戸市、西宮市などに12カ所の拠点常設救護所を設置し、2月21日からは、拠点常設救護所を被災地の3地域（東部・中央・西部）に統合し、赤十字救護ステーションとして被災地における医療救護活動を実施した。

科学技術庁放射線医学総合研究所においては、日本赤十字社の要請を受け、勸結核予防会千葉県支部などとともに、ラセンCT搭載検診車を日本赤

十字社神戸病院に派遣し、1月22日から29日までに、脳挫傷、脳梗塞、呼吸困難、骨折等の患者の診断を実施した。

兵庫県における避難所及び避難者数は、最大時で1,153カ所約32万人（1月23日）にのぼった。心身ともに不安定な避難所生活を余儀なくされた避難者は、体調を崩しやすいため、避難所における医療の確保が緊急かつ重大な課題となった。

このため、被災自治体は1月24日、避難所において医師、看護婦が常駐して初期医療活動を展開できる「避難所救護センター」を設置した。救護センターは、おおむね1,000人以上の避難所から優先的に設置し、一部のセンターでは24時間対応とし、最大時165カ所（2月3日）の救護センターにおいて医療の提供を実施した。また、救護センターが設置されていない避難所については、巡回診療を実施して医療の確保を行った。

ウ 巡回診療・巡回健康相談の実施

1月24日、被災自治体により、避難所において医師・看護婦が常駐して初期医療活動を展開できる「避難所救護センター」が設置された。同救護センターでは、避難所における被災者住民に対する医療を確保するため、避難所救護センターの設置されていない救護所に対して、医師1名、看護婦等4名の計5名を標準構成とし、最大時155班による巡回診療を実施した。

兵庫県下の20保健所を拠点に、近隣の府県の協力を得て避難所における医療活動と併せ、医師、保健婦による母子、老人等を対象とした巡回健康相談及び精神保健医療に関する相談も実施した。

自衛隊では、1月24日から、医官1名、看護官2名、救急車運転手2名の計5名を基本編成とし、最大時16班による巡回診療を実施した。

また、国立病院でも、医師1名、看護婦等3名の計4名を基本編成とする巡回診療体制により、最大時4カ所で巡回診療を行った。

エ 医療スタッフの派遣体制の整備

1月24日、厚生省現地対策本部は、傷病者の受入医療機関、避難所救護センター、巡回診療等における診療・保健相談については、限られた医療スタッフにより実施されており、特に、民間医療機関においては、その医療スタッフが疲労困憊しているとの情報から、その代替医療スタッフの相談窓口を同現地本部内に設置した。なお、医師の派遣についての要請はなかったが、代替医療スタッフの派遣調整については、主に、看護協会に登録されているボランティア看護婦の交替要員の派遣を行った。

また、これとは別に避難所救護センターへ医師、看護婦等の派遣を行った。

(2) 保健医療活動

ア 精神科医療等の確保

精神科医療の確保として、精神障害者の受療の確保を図るとともに、不安定な精神状態にある被災者の不安を取り除くため、国立病院及び近隣府県からの精神科医師、日本赤十字社などのNGOボランティアの精神科医療チームなどの協力を得て、神戸市などの7カ所の保健所及び1カ所の小学校に精神科救護所などを設置し、精神科救護所スタッフによる避難所の被災者住民に対する巡回診療及び往診を実施した。

また、兵庫県下の20カ所の保健所を拠点に、保健婦による母子、老人等に対する巡回健康相談のなかにおいても精神保健に係る相談を実施した。

このほか、尼崎保健所などの7地区において、必要な治療を行う協力診療所を地域医師会の協力により確保した。

イ 透析医療の確保

人工透析を必要とする患者については、日本透析医師会など関係機関の協力を得ながら、被災後直ちに透析可能な医療機関のリストが兵庫県に提供され、さらに被災地の透析医療機関に対する薬

剤や水の確保が行われた。

1月28日現在、被災地域の透析医療施設42カ所のうち、透析に支障をきたしている施設が、神戸市内3カ所、西宮市、芦屋市、川西市、宝塚市の各市1カ所の計7カ所あったが、短期間に機能を回復した。

ウ 避難所における被災者の健康の保護

厚生省では、被災者住民が、心身ともに不安定な避難所等の生活を余儀なくされ、体調を崩しやすいことなどから、被災者の健康を保護するため、兵庫県に対して、避難所に初期医療を展開できる避難所救護センターの設置及び避難者に対する避難所生活における日常的な注意喚起、生活指導の実施等の指導を行うとともに、関係業界、各都道府県等の協力を得て、消毒薬、うがい薬、解熱鎮痛剤、総合感冒薬等の一般医療品及びマスク、ガーゼ、包帯等の衛生材料の供給に努めた。

この結果、避難住民の健康管理を中心とした医療の確保ができ、特に大流行が懸念されていたインフルエンザに対する予防措置ができた。

(3) 被災被保険者等の対策

兵庫県では、1月18日、健康保険等の被保険者証等を提示できない場合の保険診療の取扱いについて、厚生省と連絡、調整し、「被災のため、被保険者証、医療券等を医療機関等に提示できない場合でも、氏名、生年月日、事業所名（健康保険）又は住所（国民健康保険、老人保健、生活保護等）、福祉事務所名（生活保護）等を申告することにより受診できる取扱いとする」との方針を確立した。

また、1月18日、健康保険（健康保険、国民健康保険、老人保健等）の一部負担金などの支払猶予について、厚生省と協議の結果、1月20日に厚生省から取扱い通知がなされ、災害救助法適用市町に住所を有する被保険者などであって、住家が全半壊（焼）した者などについては、当面、2月

末日（後日3月末日までに延長）一部負担金、入院時の食事療養に係る標準負担額の支払いを猶予することとした。

さらに、被保険者証などの再交付の取扱い（健康保険、国民健康保険）について、1月18日に社会保険庁に対し認知要請を行った結果、社会保険については1月27日に、社会保険庁から連絡、通知があり、被災者から被保険者証の再交付申請があった場合、免許証などにより本人であることを確認の上、即時に交付することとした。

国民健康保険についても、1月31日に厚生省から同様の通知があった。この結果、2月1日に兵庫県医師会など関係団体に協力依頼するとともに、2月3日には各市町に通知した。

以上のほか、特例的な取扱いを行ったのは、次のような点である。

- 健康保険任意継続被保険者の取扱い（健康保険）
- 一部負担金等の免除（健康保険、船員保険、国民健康保険）
- 船員失業保険金の支給の特例措置（船員保険）
- 健康保険等給付費の早期支払い（健康保険、船員保険）
- 保険料の減免（国民健康保険）

(4) 災害医療についての実態調査結果

兵庫県阪神・淡路大震災復興本部保健環境部が実施した「災害医療についての実態調査」の結果より、病院と診療所別に調査した震災から7日間の取扱い患者及び搬送手段、震災当日からのライフライン施設の確保状況などについて、以下に紹介する。

〈取扱い患者等〉

病院においては107病院から回答があり、7日間で軽症4万7,280人、重症2,658人、重篤717人、延べ5万655人の患者があり、このうち入院患者は8,167人であった。震災から7日間の取扱い患者数及び治療内容の内訳は表40のとおりである。取扱

い患者の主な疾病は表41のとおりであり、死亡者の合計は749人であった。

診療所においては814診療所から回答があり、7日間で軽症10万1,325人、重症1,894人、重篤221人、延べ10万3,440人で、このうち入院患者は1,719

人であった。7日間の内訳は表42のとおりである。また、手術を行った患者数は、外来手術2,112人、手術室での手術24人であった。主な疾病別の患者数は表43のとおりで、そのうち死亡者は合計439人であった。

表40 病院における取扱い患者数と治療内容

	取扱患者			入院患者	手術	
	軽症	重症	重篤		外来	手術室
震災日	9,213	1,004	304	1,750	1,838	30
2日目	7,411	477	68	1,251	684	23
3日目	6,926	346	43	1,148	474	10
4日目	7,311	261	38	1,051	279	25
5日目	5,536	207	176	995	208	15
6日目	2,559	159	44	942	92	6
7日目	8,324	204	44	1,030	244	32

出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

表42 診療所における取扱い患者数と治療内容

	取扱患者			入院患者	手術	
	軽症	重症	重篤		外来	手術室
震災日	7,303	590	121	334	967	6
2日目	12,713	195	30	236	286	8
3日目	13,107	254	17	221	244	4
4日目	19,566	310	21	223	202	1
5日目	17,713	221	11	241	190	1
6日目	7,191	75	8	183	57	1
7日目	23,732	249	13	280	166	3

出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

表41 病院における取扱い患者の主な疾病

		患者数	うち死亡者数	死亡率	
外傷	単独外傷	頭頸部	5,085	5	0.1
		胸部	1,193	2	0.2
		腹部	864	47	5.4
	四肢	骨折	1,297	14	1.1
		圧挫傷	1,195	13	1.1
		裂(切)創	3,608	1	0.0
		打撲	3,264	4	0.1
	その他	1,025	15	1.5	
	多発外傷	頭頸+胸+腹+四肢	192	27	14.1
		頭頸+胸+腹	181	11	6.1
頭頸+胸+四肢		155	0	0.0	
胸+腹+四肢		189	15	7.9	
腹+四肢+頭頸		47	10	21.3	
来院時心肺停止	CPR実施	170	164	96.5	
	CPR未実施	348	311	89.4	
感冒	6,535	70	1.1		
肺炎	798	40	5.0		

出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

表43 診療所における取扱い患者の主な疾病

		患者数	うち死亡者数	死亡率	
外傷	単独外傷	頭頸部	2,288	19	0.8
		胸部	864	9	1.0
		腹部	268	5	1.9
	四肢	骨折	708	11	1.6
		圧挫傷	753	24	3.2
		裂(切)創	1,623	0	0.0
		打撲	2,063	10	0.5
	その他	681	11	1.6	
	多発外傷	頭頸+胸+腹+四肢	105	6	5.7
		頭頸+胸+腹	73	12	16.4
頭頸+胸+四肢		91	0	0.0	
胸+腹+四肢		99	5	5.1	
腹+四肢+頭頸		24	0	0.0	
来院時心肺停止	CPR実施	43	35	81.4	
	CPR未実施	66	70	106.1	
感冒	51,871	203	0.4		
肺炎	631	19	3.0		

出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

患者調査等からは平時と比較すると外来患者数は必ずしも多いとは推定できなかったが、明らかに入院患者数が多く、特にDOA（心肺機能停止状態）患者が多かったことから、平時の医療マンパワーのみでは対応しきれなかったものと推測された。

一方、医師など医療マンパワー派遣の要請及び受け入れ数について回答した医療機関とその人数は、病院については16病院において302名を要請しており、19病院において503名を受け入れたと回答している。また、診療所については8診療所において23名を要請しており、9診療所において23名を受け入れたと回答している。

〈搬送手段〉

病院における震災当日から7日間の搬送手段別の患者数は、表44のとおりである。それぞれの搬送手段についての7日間の合計は、「消防本部の救急車」延べ105病院で507人、「病院の患者輸送車」76病院で739人、「その他（自家用車等）」102病院で799人、「ヘリコプター」22病院で46人、「船舶」6病院で27人であった。また、搬送手段別の比率は、その他（自家用車）37.7%、病院の患者輸送車34.9%、消防本部の救急車23.9%、ヘリコプター2.2%、船舶1.3%であった。

表44 病院における搬送手段別患者数

	車 両			ヘリコプター	船 舶
	消防本部の救急車	病院の患者輸送車	その他（自家用車等）		
震災日	107	62	211	1	—
2日目	107	217	189	2	7
3日目	109	118	169	12	2
4日目	67	96	107	8	1
5日目	40	112	54	15	16
6日目	36	69	37	5	1
7日目	41	65	32	3	—

出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

診療所における震災当日から7日間の搬送手段別の患者数は、表45のとおりである。

表45 診療所における搬送手段別患者数

	車 両			ヘリコプター	船 舶
	消防本部の救急車	病院の患者輸送車	その他（自家用車等）		
震災日	54	3	183	—	—
2日目	16	10	180	—	—
3日目	16	15	93	—	8
4日目	13	2	86	—	—
5日目	13	1	63	1	—
6日目	3	3	16	—	—
7日目	10	2	69	—	—

出典：「災害医療についての実態調査結果」
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

それぞれの搬送手段の7日間の合計は、「消防本部の救急車」延べ76診療所で125人、「病院の患者輸送車」16診療所で36人、「その他（自家用車等）」201診療所で690人、「ヘリコプター」1診療所で1人、「船舶」1診療所で8人であった。また、搬送手段別の比率は、その他（自家用車）80.2%、消防本部の救急車14.5%、病院の患者輸送車4.2%、ヘリコプター0.1%、船舶0.9%であった。

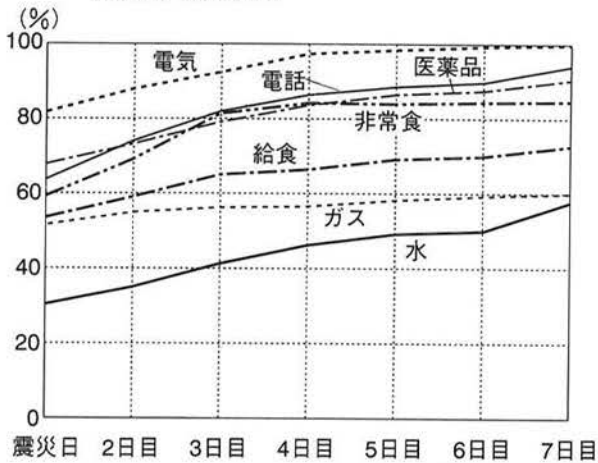
ヘリコプターや船舶による搬送が極端に少なかったことからみて、今後はヘリコプターや船舶の活用について検討する必要があると思われる。

〈ライフライン施設、情報、医薬品の確保状況〉

病院において、震災から7日目までのライフライン施設、情報（電話）の復帰・充足状況は、図21のとおりである。それぞれが回復していくなかで、水、ガスの7日目の充足率は、水57.0%、ガス59.4%と共に60%に達せず、他の施設に比べ復旧が遅れた。

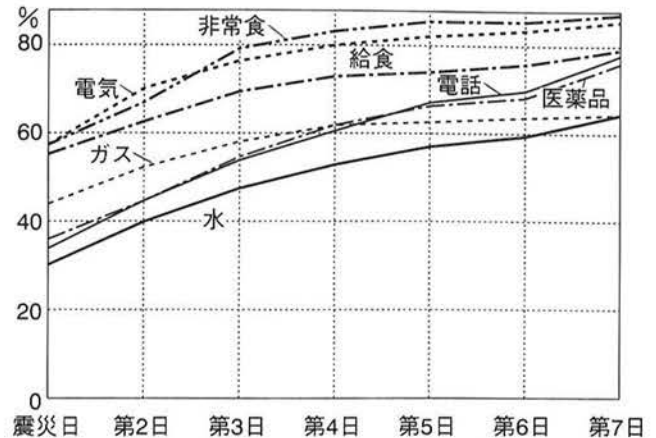
医薬品の確保については、震災後7日目には、回答した163病院のうち145病院（89.0%）が確保できたとしている。医薬品の要請先については、図22のとおりであり、回答した154病院のうち「取引業者」が132病院（85.7%）で最も多く、以下「そ

図21 病院におけるライフライン施設、情報、医薬品の復帰・充足状況



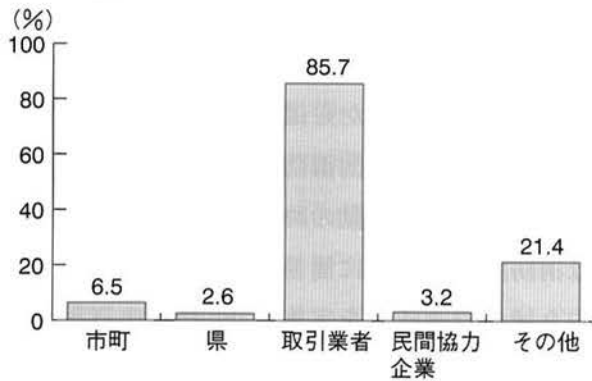
出典：『災害医療についての実態調査結果』
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

図23 診療所におけるライフライン施設、情報、医薬品の復帰・充足状況



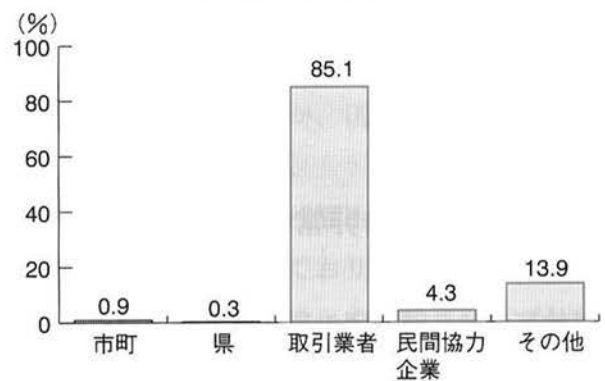
出典：『災害医療についての実態調査結果』
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

図22 病院における医薬品の要請先



出典：『災害医療についての実態調査結果』
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

図24 診療所における医薬品の要請先



出典：『災害医療についての実態調査結果』
兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

他」が33病院 (21.4%)、「市町」が10病院 (6.5%)、「民間協力企業」が5病院 (3.2%)、「県」が4病院 (2.6%) であった。

一方、診療所において震災当日から7日目までのライフライン施設、情報 (電話) などの復帰・充足状況は図23のとおりである。7日目までに水、ガスが回復した診療所は、共に64.2%にとどまり、回復が遅れたことが分かる。医薬品の確保については、回答した1,025診療所のうち776診療所 (75.7%) が確保できたとしている。医薬品の要請先としては、図24のとおり、回答した1,119診療所のうち「取引業者」が952診療所 (85.1%) で最も多く、以下「民間協力企業」が48診療所 (4.3%)、「市町」が10診療所 (0.9%)、「県」が3診療所 (0.3

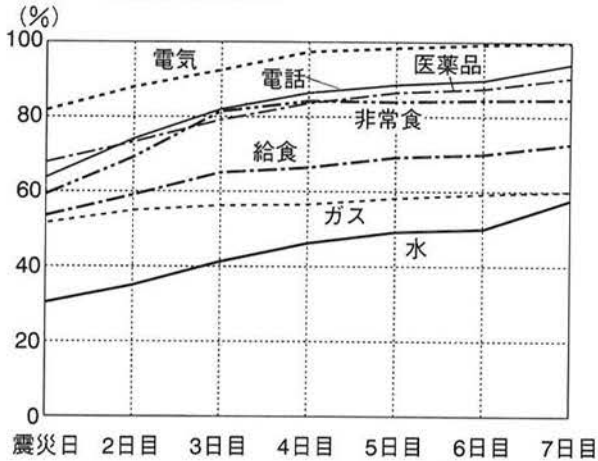
%)、「その他」が156診療所 (13.9%) であった。

第2 地元消防団の活動

今回の阪神・淡路大震災において消火活動や救援活動に従事した消防団員は、被災地周辺からの応援も含め、延べ7万1,000名以上となり、被災者にとって力強い心の支えとなった。

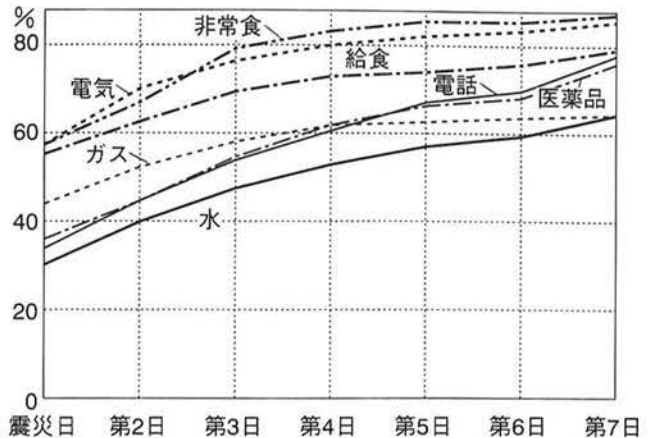
消防団員の多くが自らも被災者であったにもかかわらず、地震直後から、地元消防本部と連携し、消火活動、崩壊家屋の下敷きになった人々の検索・救助活動、住民の避難誘導、被害状況の調査、救援物資の搬送、給水活動、被災地の警戒活動等、

図21 病院におけるライフライン施設、情報、医薬品の復帰・充足状況



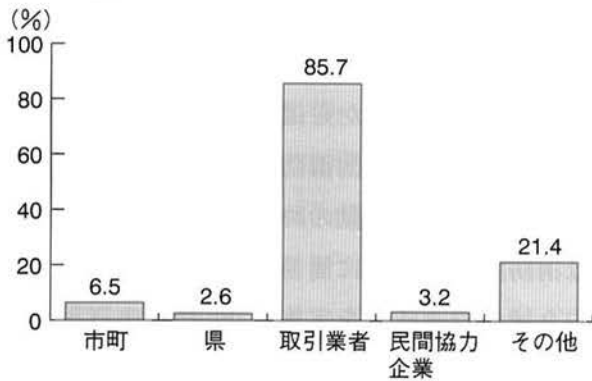
震災日 2日目 3日目 4日目 5日目 6日目 7日目
 出典：『災害医療についての実態調査結果』
 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

図23 診療所におけるライフライン施設、情報、医薬品の復帰・充足状況



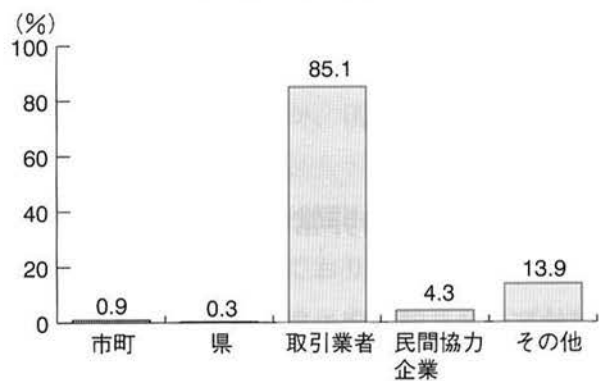
震災日 第2日 第3日 第4日 第5日 第6日 第7日
 出典：『災害医療についての実態調査結果』
 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

図22 病院における医薬品の要請先



出典：『災害医療についての実態調査結果』
 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

図24 診療所における医薬品の要請先



出典：『災害医療についての実態調査結果』
 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

他」が33病院 (21.4%)、「市町」が10病院 (6.5%)、「民間協力企業」が5病院 (3.2%)、「県」が4病院 (2.6%) であった。

一方、診療所において震災当日から7日目までのライフライン施設、情報 (電話) などの復帰・充足状況は図23のとおりである。7日目までに水、ガスが回復した診療所は、共に64.2%にとどまり、回復が遅れたことが分かる。医薬品の確保については、回答した1,025診療所のうち776診療所 (75.7%) が確保できたとしている。医薬品の要請先としては、図24のとおり、回答した1,119診療所のうち「取引業者」が952診療所 (85.1%) で最も多く、以下「民間協力企業」が48診療所 (4.3%)、「市町」が10診療所 (0.9%)、「県」が3診療所 (0.3

%)、「その他」が156診療所 (13.9%) であった。

第2 地元消防団の活動

今回の阪神・淡路大震災において消火活動や救援活動に従事した消防団員は、被災地周辺からの応援も含め、延べ7万1,000名以上となり、被災者にとって力強い心の支えとなった。

消防団員の多くが自らも被災者であったにもかかわらず、地震直後から、地元消防本部と連携し、消火活動、崩壊家屋の下敷きになった人々の検索・救助活動、住民の避難誘導、被害状況の調査、救援物資の搬送、給水活動、被災地の警戒活動等、

表46 神戸市の消防団員の参集状況

団名		東灘	灘	葦合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
1月17日	8時	105	52	50	74	90	505	69	82	55	475	13	1,570
	12時	123	64	79	89	90	768	132	113	98	635	15	2,206
	17時	132	89	79	89	90	768	153	142	99	773	32	2,446
1月18日	8時	108	43	65	89	92	376	122	72	43	287	14	1,311
	12時	128	55	79	89	95	376	153	100	72	393	24	1,564
	17時	131	85	79	89	98	376	153	125	75	485	33	1,729

神戸市消防局調べ

幅広い活動に積極的に従事した。

特に地域住民の生活状況を日ごろから把握している消防団は、倒壊家屋でどの場所にだれが生き埋めとなっているかを察知でき、救出活動に目覚ましい活躍をした。

1 消防団員の非常参集状況

被災地域各消防団の非常参集状況は、次のとおりである。

(1) 神戸市の消防団

神戸市においては、消防署から各消防団への連絡は、加入電話又は市街地消防団緊急連絡自動システムで行われた。消防職員よりも地元に住んでいる割合が高い団員は自らが被災者であるにもかかわらず、ほとんど自発的に参集し、2時間後には1,570名が分団詰所などに参集した。

地震発生直後における神戸市の消防団員の参集状況は、表46のとおりである。

(2) 尼崎市消防団

震災後、尼崎市消防団員は分団器具庫に自主参集し、各方面警防隊長（所轄署長）の指揮のもと、火災出動、倒壊家屋の措置及び警戒、広報活動等に出動した。

(3) 西宮市消防団

西宮市内33消防分団の団員は、地震発生とともに自発的に詰所などに参集するとともに、担当区域内の消火、救助及び負傷者等の搬送に従事した。

1月17日の午後からは、西宮市消防局指揮本部の部隊編成のもと、消防職員と合同で各種活動を展開した。救出活動の終了に伴い、1月20日からは消防団の各車両に簡易タンクを積載し、西宮市内全域の給水活動を実施した。

(4) 芦屋市消防団

震災後、芦屋市消防団員は各分団詰所に自主的に集合した。表47に示すとおり震災当日17日には、実員118名中91名が参集している。そして、直ちに火災出動、人命救出等現場活動に従事した。その

表47 芦屋市消防団の初動体制時消防団員参集一覧 (名)

	(実員)	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
本 団	4	4	4	4	4	4
山手分団	29	18	18	17	14	12
精道分団	30	26	26	25	25	20
打出分団	26	22	23	22	20	19
岩園分団	29	21	21	21	17	15
	(118名中)	91	92	89	80	70
延 人 員		422				

芦屋市消防本部調べ

後、人命検索、警戒の支援活動に車両延べ42台、人員1,121名が活動した。

(5) 伊丹市消防団

発災後、伊丹市の消防団員は、分団器具庫に自主参集し、消火活動、倒壊家屋からの救出、被害状況の収集、ガス漏れ警戒等に当たった。

(6) 宝塚市消防団

発災後、宝塚市消防団員は、管轄区域である北部の被害状況を確認後、8時15分非常招集を発令し活動体制を確立し、消防団車両（ポンプ車）8台を南部へ向かわせた。

(7) 川西市消防団

川西市消防団では、発災後、直ちに団長が団本部に駆け付けるとともに、各団員は格納庫に自発的に参集し、管内の警備パトロールを開始した。

(8) 明石市消防団

明石市消防団員は、発災後直ちに各詰所などに参集し、消火活動をはじめ警戒・応急対策活動等に従事した。

(9) 淡路地域の消防団

淡路地域の津名町、北淡町、一宮町の各消防団員は、発災後、直ちに各分団詰所に自発的に参集し、分団長の指示に従って活動した。

東浦町消防団では、1月17日6時30分、町役場に災害対策本部設置と同時に、本部長（町長）から団長へ全分団の出動要請があったが、既に消防団員は自主的に参集していた。

五色町消防団では、1月17日7時、災害対策本部を設置するとともに、消防団本部役員13名が参集し、消防団員は自宅待機させた。

(10) 豊中市消防団

豊中市消防団では、1月17日5時49分、団本部に警備本部を設置するとともに、5時50分、各分団格納庫に団員を非常招集し、各管轄区域を警戒した。招集した消防団員は236名で、参集率は約45%であった。

2 消防団員による活動状況

被災地域各消防団の活動状況は、次のとおりである。

(1) 神戸市の消防団

市街地の消防団は、可搬式動力ポンプなどの消火活動用の装備がないため、分団ごとに管轄地域の救助活動を展開したほか、消防職員の消火活動、救助活動の支援を行った。

一方、神戸市の郊外に位置する北、西消防団は、消火活動用の装備を有しており、管轄地域の被害も軽微だったため、市街地へ小型動力ポンプ付積載車を出動させて、消火活動及び長距離中継送水のホース延長等、消防職員の活動を支援した。神戸市消防団員の出動状況は、表48のとおりである。

また、神戸市の消防団員は地域住民と協力して、倒壊家屋から多数の住民を救助した。

消防団員は自らが被災者であるにもかかわらず、懸命の救助活動を展開し、1月17日当日に862人を救出（うち生存755人、死亡107人、生存率88%）した。これは17日当日における消防隊等による救出604人（うち生存486人、死亡118人、生存率77%）より人員が多くなおかつ生存率も高い。

被害が集中した市街地にある消防団（9団、63分団、1,200名）は、基本的に消火活動に従事しない体制であったため、付近住民の救助活動に専念し、常備消防の及ばないところを支えた。

また、地域の企業などに消防団員が交渉して重機を借り入れ、消防隊等の救助器具では対応でき

表48 神戸市の消防団員の出動状況

(名)

団名	東灘	灘	葦合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
1/17～31	2,008	1,794	1,233	2,194	1,558	2,721	2,209	1,399	686	3,449	502	19,753
2/1～28	2,385	1,921	849	1,850	397	2,749	1,177	839	140	3,661	625	16,593
合計	4,393	3,715	2,082	4,044	1,955	5,470	3,386	2,238	826	7,110	1,127	36,346

神戸市消防局調べ

表49 神戸市の消防団員による救助者数

(人)

団名	東灘	灘	葦合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
救助人数	219	117	28	73	47	4	391	76	2	—	1	958
うち生存	129	109	22	73	41	4	367	71	2	—	1	819
うち死亡	90	8	6	—	6	—	24	5	—	—	—	139

注) 消防職員と合同で救助。

神戸市消防局調べ

なかった耐火構造倒壊建物からの救助活動も実施した。神戸市の消防団員による救助者は、表49のとおりである。

(2) 神戸市各消防団

消防団員は、地震発生後、直ちに器具庫又は分団詰所に集結した。参集してきた消防団員は、地域住民の協力を得ながら、救助活動、検索活動を開始した。

しかし、多数の家屋が倒壊し、いたるところで炎上火災が発生しているなかでの活動は、これまでに経験したことのない事態であり、困難を極めた。

神戸市各消防団の災害発生から10日間の活動状況は表50のとおりである。

消火・救助活動に追われ全体の状況は把握できず、各団員は独自の判断で行動せざるを得ない状況であった。

1月17日16時30分、神戸市消防局は、詰所で待機していた北、西消防団に対して長田、須磨管内の火災に出動を指令し、61台367名が出動した。

さらに1月20日から比較的被害が少なく、機動力を有している北、西消防団に対して次の指令を

行った。

その指令内容は、「北、西消防署の消防隊が市街地に出動しているので、管内の災害出動に必要な部隊を残し、西消防団には救援物資の搬送を、被災地に近い北消防団については何時でも応援出動できるよう待機すること」であった。

また、自動車交通量の増加に伴う消防隊の現場到着の遅れや消防用ホースの破損を防止するため、消防団は交通整理なども実施し、消防活動を支援した。

表50 神戸市各消防団の活動状況（災害発生から10日間）

団名	出動件数	消防活動人員	支援活動人員
東灘	202件	1,414人	276人
灘	142	1,238	286
葦合	97	467	522
生田	154	1,096	751
兵庫	156	876	409
北	366	497	1,896
長田	125	1,568	110
須磨	102	281	731
垂水	11	112	543
西	353	322	2,773
水上	63	18	331
合計	1,771	7,889	8,628

神戸市消防局調べ

神戸市各消防団では、地震発生の当日から火災予防、余震の警戒のためのパトロールを実施していたが、市街地を中心に防犯体制を充実するため、神戸市消防協会会長と消防局長は、警察と協議し、消防団と警察との合同パトロールを実施することを決めた。これに伴い、1月30日以降、消防団は、地域の実情により所轄警察署と連携して警戒パトロールを実施した。

3月に入り、断水している地域や上水道が復旧していても消火栓の水圧が十分でない地域があるため、消防団員は火災の警戒パトロールに引き続き出動した。

また、仮設住宅の申込みでの混乱を避けるための警備、救援物資の搬送等、さまざまな救援活動を昼夜を問わず実施した。

神戸市の主な消防団の活動状況は、次のとおりである。

〈東灘消防団〉

東灘消防団分団員は、自らが被災者であるにもかかわらず、人命救助活動や消火活動等の災害防除活動や市民の生活支援活動を連日休みなく行った。

災害発生の1月17日から同26日までの10日間で、盗難や不審火を防止するためのパトロール、救援物資の搬送、自治会支援等に出動した消防団員は延べ1,690名に及び、市民の安全確保のための活動がなされた。

〈灘消防団〉

消防団員の自宅も倒壊等の被害を受けているなかで、消火、救助、夜間の警戒パトロール等の活動を実施した。各分団の主な活動内容は次のとおりである。

第1分団は大和公園の耐震防火水槽並びに高羽川からのバケツリレーによって消火活動を実施した。

第2分団は六甲町の火災で耐震防火水槽に部署し、小型動力ポンプで消火活動を実施した。

第3分団は篠原南町の火災で、ホース延長などの消防隊支援を行った。

第4分団は鹿ノ下通の火災で耐震防火水槽に部署し、小型動力ポンプで消火活動を実施した。

第6分団は原田通の火災で、消防団詰所のホース延長し、消防隊支援を行った。

第7分団は付近住民と共に、消火栓の残水及び銭湯の残り湯からのバケツリレーによって消火活動を実施した。

第8分団は篠原南町の火災に積載車で出動し、消火活動を実施した。

このほか、1月17、18の両日、各消防団員は自宅付近で救助活動を数多く実施し、多数の市民を救出した。

〈葦合消防団〉

地震直後の同時多発火災の現場においては、消防署員と協力して消火活動を実施した。

また、家屋倒壊現場では近隣者とも協力して救助活動を行い、生存者22人、死亡者6人の救出を行った。

このほか、消防隊と協力して、避難勧告地区住民の避難誘導を行った。

また、1月18日以降昼夜にわたり警察、自治会等と協力のうえ、火災警戒及び再燃防止のための警戒パトロールを実施した。

〈生田消防団〉

地震発生と同時に、生田消防団各分団においては詰所を開設し、分団長の指揮のもと、消防活動に従事した。

震度7という激震に襲われた中央区では、区を中心部で鉄骨・鉄筋造のビルが数多く崩壊したが、木造家屋はそれ以上に多くの被害を受けた。また、この木造家屋内では多くの人が建物に押しつぶされ、救助を求めている。特に第4、第5、第6分団の管轄区域には、木造家屋の倒壊が多く、就寝中の人の多くが建物の下敷きになっていた。

このような状況のなか、消防団員は地域の防災

リーダーとして地震発生直後から精力的な活動を実施し、65人を救助した。

地震発生直後から1月27日までの間に生田消防署管内では11件の火災が発生している。このうち、17日午前中に発生した山本通3丁目の火災と中山手通4丁目の火災に第3分団が出動し、ホース延長、警戒区域設定等の消火活動に従事した。また、1月19日早朝に発生した三宮本通商店街の火災においては、第1、第2分団が出動し、現場の警戒に当たった。

そのほか、各分団とも毎日管轄区域のパトロールを実施、2月28日まで継続した。また、パトロールの合間をぬって避難所を訪れ、避難者の身の回りの世話や炊き出し、食料調達、給水など献身的な活動を行った。

〈水上消防団〉

水上消防団は、主に地元での巡回パトロールを行った。ポートアイランド内においては、神戸大橋の損傷に伴う交通整理、管轄区域内の避難所の巡回支援を行った。

また、管内で発生した火災にも出動し、懸命の消火支援を行った。

〈兵庫消防団〉

兵庫消防団は上沢・松本地区に第4分団、湊川町に第1分団、笠松通に第6分団が出動、防火水槽に部署し、小型動力ポンプから放水するなど、火災の鎮圧に大きな役割を果たした。

また、地元の利を生かして行方不明者の捜索、交通整理等に当たった。

〈長田消防団〉

長田消防団は地震発生後から消防団長自ら消防団員全員を招集、家屋倒壊による人命救助や人命検索を行い、391人（うち生存者367人）の生き埋め者を救出した。

また、人命検索の情報収集や消火活動をはじめ、被災者の避難場所への誘導、避難場所での支援活動等のさまざまな活動を展開した。

なお、この地震により第3分団及び第6分団の詰所が全壊、第4分団の詰所は全焼した。

京都府弥栄消防団は、1月18日に小型ショベルカー及び給水車等で応援に駆け付け、救助活動を展開した。

〈須磨消防団〉

地震後、須磨消防団の各分団員は、地域の被災状況に応じて人命救助活動や消火活動等を精力的に行った。

また、混乱による盗難や不審火を防止するため、パトロールのほか、交通整理（一般車両の通行制限等）などの市民の安全を確保するための活動を行った。

さらに、炊き出しや救援物資の搬送などの市民生活の支援活動も行われ、消防団員は、自らが被災者であるにもかかわらず、連日、多くの活動を実施した。

〈垂水消防団〉

地震後発生した火災では、いち早く駆けつけ河川などに部署して活動に当たり、また、警護線の設定、交通整理等の活動を行った。

また、垂水消防署の消防隊は他署管内へ応援出動し、残留警備が手薄なことに加え、消火栓が使用できなかったため、垂水消防団は詰所を開設し、災害発生に備えた。

〈北消防団〉

1月17日6時ごろ、北消防団8個支団の消防団員は各支団長の召集により、370名が各分団詰所に参集した。

参集後、管内の警戒パトロールを最優先し、火気使用禁止の広報、被害状況の掌握等を行った。なお、同日8時現在においては、北消防団8個支団67個分団505名の団員が出動体制を整え、待機していた。

17日6時30分、有馬支団4個分団50名が有馬町の有馬簡易保険保養センター従業員寮の倒壊現場へ出動し、生き埋めになった4人を消防隊員と合

同で救出した。

17日13時15分、山田支団が積載車で北消防署の消防隊員10名を灘消防署へ輸送した。

その後の北消防団による消火活動の経緯は次のとおりであった。

17日16時30分、有野支団7個分団40名が須磨区大田町周辺の火災現場へ出動し、消防隊から中継送水を受け、消火活動を実施した。また、道場支団3個分団17名が長田区神楽町周辺の火災現場へ出動し、京都市消防局消防隊から中継送水を受け、消火活動を実施した。さらに、長尾支団4個分団22名が長田区水笠通周辺の火災現場へ出動し、先着の西消防団からホース延長し、消火活動を実施した。

17日17時、八多支団7個分団35名は須磨区大田町周辺の火災現場へ出動し、消防隊から中継送水を受け、消火活動を実施した。

17日18時、大沢支団6個分団28名は長田区大橋町周辺の火災現場へ出動し、三田市消防本部の消防ポンプ車からホース延長し、消火活動を実施した。

17日18時30分、淡河支団6個分団31名は長田区大橋町周辺の火災現場へ出動し、河川に部署している消防隊の中継を支援し、消火活動を実施した。

1月19日9時30分には、有野支団3個分団18名は中央区三宮町センター街の火災現場へ出動し、消火活動の支援を行った。

19日9時30分ごろ、有馬支団2個分団16名、山田支団8個分団40名、淡河支団3個分団15名、八多支団3個分団15名、道場支団3個分団15名は、それぞれ東灘区住吉東町コープ神戸の火災現場へ出動、住吉川に部署し、5線放水を実施した。

さらに、北消防団では、長田区へ出動の各隊の燃料補給のため、燃料搬送を行うとともに、長田港から数百本の消防ホースを延長して活動していた消防隊のホースの破損を防止するため、交通整理を実施した。

これら消火活動のほかにも、北消防団は、北区内の警戒パトロール、市街地にある消防署への人員搬送及び緊急物資搬送、資機材の撤収作業等の活動を行った。

また、道場、八多、大沢、長尾、上淡河、淡河の婦人消防隊は、1月17日から長田消防署をはじめとする消火・救助現場へ、おにぎり、豚汁などの炊き出しを行い、消防隊の後方支援活動を実施した。

〈西消防団〉

西消防団は、地震発生から管内の安全及び被害状況の把握に尽力した。

午後になって長田方面の火災が拡大し、緊急事態になったため、1月17日16時30分、西消防団の玉津、伊川谷、櫛谷、押部谷、平野、神出、岩岡の7支団から9個分団51名が、表51のとおり長田

表51 西消防団における長田管内応援出動支団別一覧表

支 団 名	第 1 出 動		第 2 出 動	
	車 両	人 員	車 両	人 員
玉津支団	今津班	支団長以下 6名	吉田班	副支団長 以下 7名
伊川谷支団	脇班	支団長以下 7名	前開上班 池上班	副支団長 以下 17名
櫛谷支団	菅野班 長谷班	支団長以下 7名	寺谷班 池谷班	副支団長 以下 11名
押部谷支団	木見班	支団長以下 7名	細田班 木幡班	副支団長 以下 15名
平野支団	下福班 西戸田班	支団長以下 8名	芝崎班	副支団長 以下 12名
神出支団	神納班	支団長以下 9名	田井班 山西班 広谷班	副支団長 以下 19名
岩岡支団	秋田班	支団長以下 7名	赤坂班 上新地班	副支団長 以下 18名
合 計	9台	51名	13台	99名
総 計	22台150名			

注) 出動時間帯

第1出動 1/17 16:30—1/18 1:00

第2出動 1/17 22:00—1/18 3:00

出典:『雪』1995年4月号 神戸市消防局

第4編 震災時の応急対策

消防団管内の応援に向かった。消防団担当班の指示のもと、長田区の戸崎通地区の消火を実施した。

さらに、同日22時、玉津、伊川谷、樫谷、押部谷、平野、神出、岩岡の7支団から13個分団99名が、第2応援隊として長田区に向かった。

伊川谷支団が長田区西代プールに部署。平野―神出―玉津―岩岡―押部谷―樫谷と小型動力ポンプを中継し、120本のホースを延長、長田区戸崎通に2線放水を実施した。この消防団の消火活動は、翌18日未明まで続けられた。西消防団活動図は、図25のとおりである。

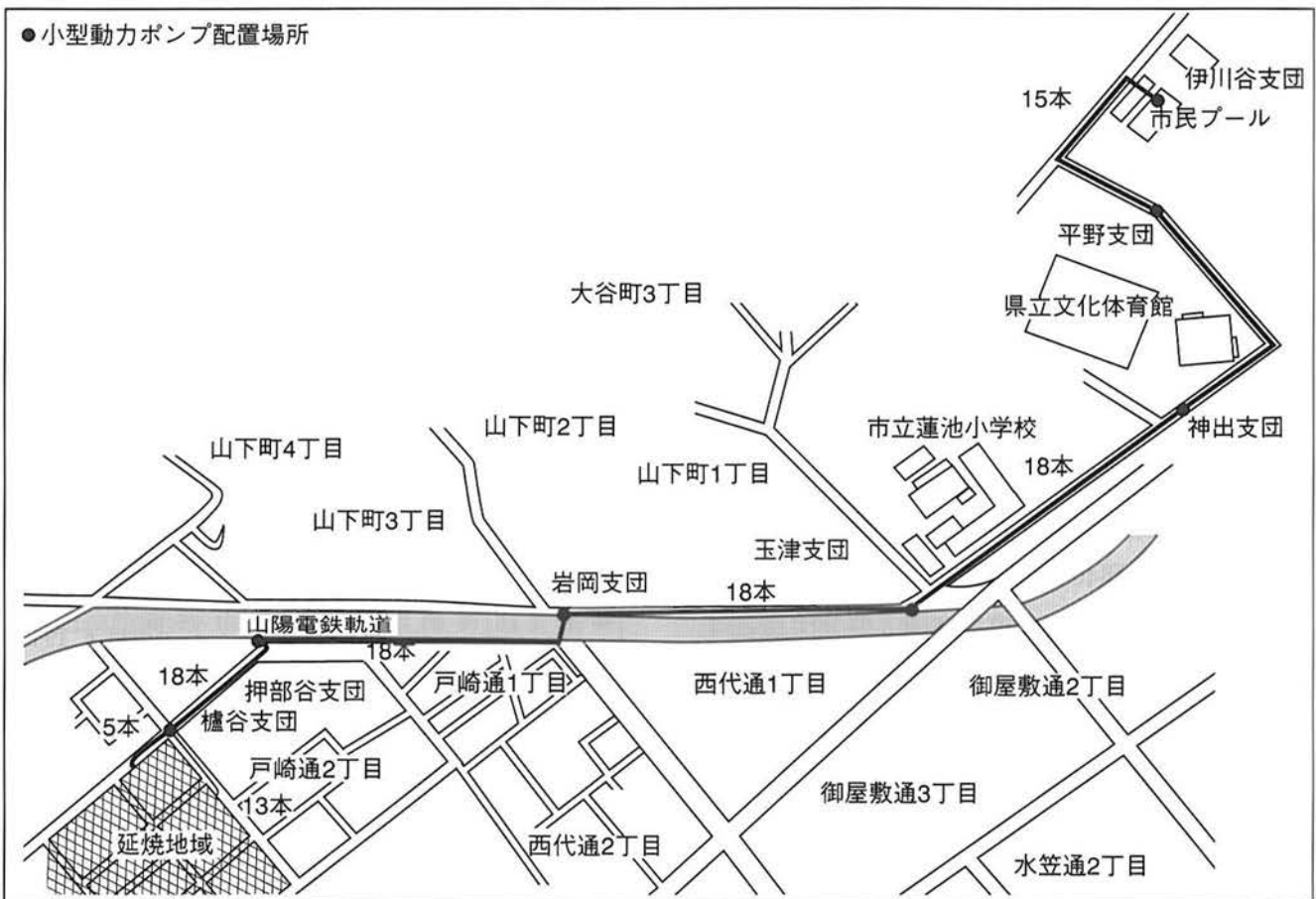
また、1月20日以降、玉津、伊川谷、樫谷、押部谷、平野、神出、岩岡の7支団は、早朝から深夜まで、支援物資の搬送やため池などの危険地域のパトロールを行った。

今回の阪神・淡路大震災による火災では、いたるところで、懸命に消火活動を続ける消防団員の姿が見られたが、ここでは、神戸市の北、西消防団の長田区における具体的な活動内容を紹介する。その概要は次のとおりである。

〈緊急支団長会議〉

大地震が発生した後すぐに各支団長は、分団詰所の開設と管轄区域内のパトロールを指示した。各分団長等はパトロール後、詰所で警戒に入った。木村団長から三宅署長に電話が入り、各支団の被害状況の把握と今後の対応について協議したいとのことで、支団長会議を開催。その結果、西管内の被害が少ないことが分かり、団長から西消防団として火災現場への応援出動

図25 西消防団活動図



出典：『雪』1995年4月号 神戸市消防局

したいとの発言があり、各支団長も了解し、この旨を署長から警防部長へ伝え、長田の火災現場へ応援出動することが決定した。

〈部署位置等〉

各支団長等は出動する班・団員を決定し西消防署に集結、木村団長以下51名が第1陣として出動、長田消防署に到着した。現場指揮本部から西代プールに部署し、戸崎通・西代通の消火活動を命令され現場に向かったが、主要地方道神戸・明石線西行きは阪神高速道路及び国道2号線の不通による車両等大渋滞であり、前進することが困難な状態であった。サイレン・マイク等を使用しても道を開けてくれる車は少なく、かなりの時間を要してやっと西代プールに部署することができた。

〈消火活動等〉

- ① 西消防団各支団の小型動力ポンプ7台を使用し、ホース120本を延長、戸崎通3丁目の火災現場北側及び東側に2線延長し、消火活動に当たったものであるが、道路は多数陥没し、歩行するのも困難な状況下であり、各支団連携のもと中継送水体制が完了するにはかなりの時間を費やした。
- ② 当時の火災の様相は、夜空に阿修羅のごとく炎が高くうずまき、西側及び南側へ我々が今までに経験したことがない速さで延焼している現場であった。民家の隣にあるペンシルビル(5階建)に炎が入ると内部が激しく炎上し、わずかな時間の中に窓からその数倍の炎になって、周囲の民家に次々に延焼していく姿であった。その炎の勢いはまさに我々消防隊を嘲笑うがごとき速さで西へ西へと延焼していった。
- ③ このような困難な状況下であったが、なんとか北側及び東側への延焼阻止をしなければと各団員達は必死で頑張ったにもかかわらず、たびたび水圧が低下し、放水が中断した。こ

れはホースが車に轆かれ破裂し、そのたびに各団員はホースを交換するのに貴重な時間をとられ、口惜しい思いをさせられた。このような状況下にあっても団員の志気は高く、8時間にも及ぶ懸命な消火作業が夜を徹して行われた。そして、さすがの猛火も1月18日未明には収束の方向に向かった(神戸市消防局広報誌『雪』平成7年4月号より抜粋)。

(3) 尼崎市消防団

発災後、分団器具庫に自主参集した消防団員は、各方面警防隊長(所轄署長)の指揮のもと、3月1日現在、火災出動、倒壊家屋の措置及び警戒、広報活動、県・市災害対策本部の支援活動等に車両延べ948台、人員4,879名が出動した。

〈市外応援活動の状況〉

発災後、尼崎市消防団は管内の災害現場に直ちに出勤するとともに相互応援協定に基づき、1月17日から2月10日までの25日間、被害の甚大であった芦屋市等へ車両38台、人員217名が応援出動し、消防隊とともに災害現場での消火及び救助活動並びに兵庫県災害対策本部における救援物資の整理、配送準備等の支援活動に従事した。

〈女性消防団員の活動〉

尼崎市消防団には、平成7年4月1日現在、14名の女性消防団員が所属しており、そのうち本部付は6名、分団付は8名である。

これらの尼崎市消防団女性消防団員は、今回の大震災に対し、避難所の炊き出し、救援物資の仕分け作業等、地域に密着したボランティア活動を実施した。活動の延べ人員は30名、活動期間は平成7年2月から4月末までであった。

(4) 西宮市消防団

西宮市内33消防分団の団員は、地震発生とともに自発的に詰所などに参集し、消火や救助及び負

傷者の搬送に従事した。西宮市消防団の活動状況は表52のとおりである。また、救出活動が一段落した後は、市内全域の給水活動を実施した。

表52 西宮市消防団の活動状況

	出動台数	出動人員
消火活動	104台	647人
救助活動	314台	3,328人
負傷者等搬送	81人	(負傷者 38人) (死亡者 43人)
給水活動 (1/20~2/20)	567台	2,191人

西宮市消防局調べ

〈発災日の各分団の主な活動事例〉

西宮市消防局では、震災後西宮市消防団分団長会議において各分団長から報告のあった当時の活動内容を、「西宮市消防団の1月17日」と題した活動記録にまとめている。この活動記録によると、発災日当日、西宮市消防団の各分団長たちは、かつて経験したことのない事態に直面しながらも消防局及び分団相互の連携をとり、消火・救助それに救護活動に素早く行動しているのが分かる。この活動記録から、発災日当日の各分団長の行動を紹介する。

○浜脇分団・鈴木治男分団長

阪神西宮駅周辺の倒壊家屋現場で救出活動を実施。救出用器材が不足し、消防局にジャッキを借りに行くが、すでに借り出されて何もなく救出に困難を極めたが、11人を救出した。その後、8時半に発生した戸崎町の火災に出動、引き続き上甲子園の消火活動を実施した。

○用海分団・尾山一男分団長

発災後すぐさま、与古道町の倒壊家屋現場に出動し、3人救出。その後、消防隊と合同で市庭町で救出活動し、14時ごろ女性1人を救出した。16時ごろ、戸田町火災を覚知し出

動、鎮圧後の18時ごろに産所町の倒壊家屋現場で男性1人を救出した。

○安井分団・萬國俊治分団長

地震発生直後に発生した神明町の火災現場に出動。消火作業とともに付近の倒壊家屋現場で15人を救出し、焼死体2体を収容した。鎮圧後、青木町の火災に出動、周辺で10人を救出し消防隊と現場交替し、当日は1時過ぎまで残火処理を実施した。

○建石分団・山田茂分団長

車庫前に瓦礫が散在し車両を出動させるのに苦労した。弓場町と郷免町で火災が3件発生していた。弓場町6番の消火活動に当たるとともに、周辺の倒壊家屋現場から18人を救出した。団員がほぼ集まったのは昼ごろ。弓場町の火災鎮圧後、郷免町の火災の残火処理を実施した。

○芦原分団・中田信一分団長

6時過ぎに分団車庫に行くと、既に団員が3名ほど集まっていた。出動しようとしたがエンジンがかからず、近所の人トラックで引っ張ってもらいエンジンをかけた。神明町の火災現場に向かおうとしたが、倒壊家屋からの救出要請者が殺到し各団員の手を引き哀願するため、消防車をそのままにし、西福町ほかで10人を救出した。各現場には参集した団員も加わった。その後、詰所に戻りほかの団員で出動していた青木町の火災現場に向かった。

○大社分団・住田茂一分団長

広田町の火煙発見、参集途上の消防職員と協力し、マンションの水槽から放水した。民家が密集し火勢も強いため、水槽の水だけでは不足すると考え東川からも取水し、ある程度火勢を弱めてから現場西に移動し、積載していたPP土俵20袋で川の水をせき止め放水した。途中、燃料がなくなったため灯油40ℓ

で代用、ガソリンスタンドで軽油の調達を試みたが、開いておらず遠方まで探すなど苦慮した。

○^{しゅくがわ}夙川分団・仲村勝次分団長

すぐに詰所に行くと、全員が集まっていた。車両を車庫から出し火災に備えた。2班に分け、阪急の南北地区で救出活動を実施した。雲井町、殿山町ほかで13人を救出した。倒壊家屋からの救出は困難を極め、付近住民よりチェーンソーを借用し棟木を切り救出した。南越木岩町では消防隊と合同で1人救出した。

○越木岩分団・古田公雄分団長

朝から区域内で救出活動を行った。桜町、樋ノ池、南越木岩、豊楽、菊谷、西平町ほかで付近住民の協力を得て、また民間のパワーショベルを借用し13人を救出した。その後、消防隊と合同で相生町で3人を救出した。

○段上分団・横井正義分団長

農家が密集した地区であり、団員20名中16名の家が全壊した。団員の隣近所の救出活動に忙殺されたため、消防車は出ていない。段上町1丁目から6丁目までの倒壊家屋からの救出は15人を数えた。道路損壊や通行障害が激しく、救出活動はすべて徒歩で実施した。夜は報徳学園の消火活動に従事、段上小学校のプールを使用した。

○門戸分団・小西康廣分団長

7時過ぎに門戸岡田町で発生した火災に16名で出動。参集途上の消防職員と合流し、消火栓が断水のため四十谷川を倒壊家屋の瓦礫でせき止め1棟焼損のみで延焼阻止した。消火活動中、丸橋町で生き埋め救出要請が入り、半数をそちらに向かわせた。昼過ぎに副団長から上大市地区の被害が甚大で転戦するよう連絡が入り、その現場へ出動し5人を救出した。

○上ヶ原分団・山田 實 分団長

団員が各地区に点在しているため、招集後に各地区の被害情報が即座に収集できた。付近住民の応援を求め救出活動を実施した。関西学院の下宿生が多い地域であり、上ヶ原3～10番町一帯で、学生15人、住民6人を救出した。

○下大市分団・高木久之分団長

すぐさま団員を招集し、担当区域内の下大市東・西町、甲武台住宅、門前町一帯で救出活動を実施した。2階建文化住宅の1階部分が軒並みに潰れていたり、くの字に折れており、活動は困難を極めたが、15人を救出した。

○神呪分団・中務直一分団長

分団車庫のシャッターが壊れていた。区域内の生き埋め現場は数多く、倒壊家屋の下から助けを求める声が聞える所から救出活動を実施し、神呪、上甲東園、松籟荘一帯で6人を救出し、5人の生存救出に成功したが、1遺体は家族に確認してもらった。

○上大市分団・松本俊治分団長

新幹線の架橋が落下し、全壊家屋が多く生き埋めは40人ほど発生した。1分団のみで地区内の救出に対応したため、活動は困難を極めたが、上大市2丁目を中心に10人を救出した。救出道具が無く、金テコ、ロープで行った。消防局や団本部に連絡し、応援を求めなかったが、連絡手段が無かった。

○今津分団・江川 駿 分団長

6時過ぎには全員が集合していた。周辺現場の救出活動に団員5名が出動し、ほかは詰所で火災に備えた。今津水波、巽、久寿川、二葉町の4カ所で生き埋め情報があり、出動し、8人の救出に成功した。その後、上甲子園の火災現場に出動した。

○津門分団・浅井克己分団長

団員に連絡し6時30分ごろ集合した。浜田町の生き埋め現場に出動し、曙町の2カ所で

6人救出した。残りの団員は津門周辺のパトロールを実施。その後、津門仁辺町の消火活動に出動、引き続き消防局より上ヶ原方面の救出活動出動要請があったので出動した。救出後、再び津門仁辺町の再燃火災に出動した。

○高木分団・古塚貞雄分団長

分団長自身が生き埋めとなった。すぐに招集のサイレンが鳴った。1時間後に救出され、詰所に赴いたところ団員は全員救出活動のため出動していた。農家の梁は大きいため救出は困難で、詰所に置いていたジャッキを活用した。高木東・西町で14人救出した。7時ごろに詰所西側で火災発生したが、事前にポンプ車は農業用水に部署していたため、慌てなかったが約400mのホース延長に苦勞した。

○瓦木分団・岡本久一分団長

6時ごろ、倒壊家屋の下敷きとなった重症の女兒を消防車で病院搬送。その後、大屋町、瓦林中島町の倒壊家屋から救出活動を実施、困難を極めたが8人を救出した。救出後、甲子園北町の火災に出動し鎮圧後、無線傍受で高木西町の火災を覚知し、再び出動した。

○甲子園口分団・浅井正信分団長

JR西宮駅前のビルが倒壊した。6時ごろに現場に向かったが途中で救助要請があり、なかなか到着できなかった。ビルの北側から出火したため救出活動している者は、その場に残し、団員5人で消火活動に向かった。駅前の防火水槽を使用。

応援部隊要請のため、団員1人を消防署に向かわせたが、応援部隊はすぐには来なかった。その後、消防局より可搬ポンプを積載した軽四輪車が到着し、防火水槽から新堀川に水利を変更し放水を続け、夜中の3時過ぎに鎮火した。救出は甲子園口、二見町一帯で12人救出した。

○上甲子園分団・茂木 清 分団長

近くで文化住宅が倒壊し3人ほどで救出活動を実施、近隣の文化住宅でも要請があり7人を救出した。また倒壊した文化住宅より出火し22時まで消火活動に従事した。断水のため、上甲子園中学校横の川に水利部署したが水がないため、車載のブルーシートで水をせき止めて放水した。夜中に再燃したため再出動した。

○鳴尾中分団・喜田利竹分団長

鳴尾市場南の民家が3軒倒壊したため、半数の団員で救出に当たった。2人は生存救出したが、3人は死亡していた。その後、鳴尾町5丁目の文化住宅等で救出活動を実施した。これらの救出には東、西、小曾根分団から応援してもらい、合計7人を救出した。救出後、消防局の指示により、市民グラウンドにヘリコプターで輸送された血清を取りに出動した。

○鳴尾西分団・石野吉英分団長

すぐに副団長の自宅に行き、鳴尾市場南の救出現場に応援出動。その後、国道43号線南の倒壊現場に出動し、消防隊と合同で救出活動を実施し3人を救出した。その後、消防局に行くよう指示を受けて赴き、午後からは広田町2件の救出現場に出動、2班に分かれ活動し、男性と老人夫婦を救出した。ここでも消防隊と行動を共にし、死亡収容者は病院に搬送し検死を受け、中央体育館の遺体安置所まで搬送した。

○鳴尾北分団・井上義夫分団長

甲子園五番町の火災が発生したため、詰所に行き招集をかけた。車庫のシャッターがなかなか開かなかったため、シャッターを壊して車を出した。現場では消火栓が使えないため、防火水槽に部署し放水した。火勢は屋根を突き抜け最盛期であった。2線放水で消火したが、鎮圧までに時間がかかった。その後、花園町の救出現場で消防隊と共に活動してい

たが、五番町の火災が再燃したため転戦した。

○小松分団・永田文政分団長

鳴尾北の応援要請があり、五番町の火災に出動した。消火活動中に上甲子園3丁目の火災が発生し、消防隊の指示で転戦した。

火災鎮圧後、鳴尾署長の指示で花園町の救出現場に出動し、消防隊と共に活動した。

○小曾根分団・岸 秋廣分団長

6時50分に鳴尾市場南の救出現場に出動し1人救助し、その後、国道43号線南の倒壊現場に出動して引き続き救出活動を実施した。

上甲子園3丁目の火災に出動、次に甲子園口北町のビル現場、そして甲子園口3丁目の救出現場に出動し、1人救出した。救出後、清水町、二見町の倒壊家屋現場に出動した。

○鳴尾東分団・大石恒夫分団長

区域内は液状化が激しいため、道路の損壊状況調査を実施した。終了時に鳴尾市場南の救出要請が入り出動、当現場での救出者を車両で兵庫医大病院まで搬送し、引き続き国道43号線南の倒壊現場の救出活動の応援をした。その後の指示を団長に仰いだところ消防局に集結するよう指示があったため、消防局に到着。そこで甲子園口3丁目へ出動指示を受け出動し、小曾根分団と合同で作業実施した。ここでも、当現場の救出者を兵庫医大病院まで搬送した。

○名来分団・木田佳文分団長

区域内を巡回し被害状況調査を実施した。塀の倒壊や屋根瓦の落下があった。負傷者はいなかったため団員の招集はしなかったが、昼ごろに団長から消防局に集結するよう指示があり出動した。消防局の指示により浜脇方面に出動、消防隊と行動を共にし2人生存救出、3人死亡救出。その後、苦楽園方面の倒壊現場に出動した。

○下山口分団・作田 充 分団長

区域内を巡回し被害状況調査を実施。塀や灯籠の倒壊があった。消防局からの指示により安井町の倒壊家屋現場に出動し、現場付近にいた自衛隊と合同で作業実施、梁の下敷きとなっており困難を極めたが、1人生存救出した。その後、自衛隊とともに投光器を使用し付近の検索活動を実施した。

○上山口分団・上谷良一分団長

すぐさま、幹部に連絡し6時30分に27名の団員招集を完了した。車両で区域内を巡回し、狭い道は3～4人が組となり調査を実施した。通行障害物件を除去し、8時に一旦招集を解き幹部9人が詰所に残り、山口分署と連絡を取り合い、他の団員は自宅待機とした。地域内の民生委員と連絡を取り、独り暮らしの老人宅を訪問し無事を確認した。指示により消防局に集結し救出現場への出動要請を受けたが、地理不案内のため消防職員1人が同乗し、弓場町、郷免町で2人、安井町で2人それぞれ救出した。

○中野分団・北浦 治 分団長

6時10分に詰所に出動した。団員は自主的に16人が参集した。午後に団本部に出動し消防局の指示で江上町、青木町の倒壊家屋現場に出動した。地理不案内のため消防職員1人が同乗し江上町で老女を生存救出、青木町で2人死亡救出した。

○船坂分団・坂口文孝分団長

6時過ぎに団員2名とともに区域内を巡回中、救出要請があり消防隊と合同で活動したが、救出済みであることを確認した。とりあえず給水作業準備にかかり、婦人会に炊き出しを指示した。本部の指示により消防局に行く途上、安井町Nマンションで住民から救出要請を受け、上山口金仙寺班と共に活動実施。建設協会2社の協力を受け2人を生存救出した。あと1人残っていると情報を得るも重



同時多発火災。西宮市消防団では「1現場最低1台」の消火体制で臨まざるを得なかった

機でないと無理であるため、要請するとともに救出活動を継続したが、重機が調達できず0時30分関係者と調整の上、到着した消防隊に引き継いだ。

○生瀬分団・浦入 稔 団長

分団詰所備え付けのサイレンが使用できないため、車両のサイレンで招集した。ガス漏れが発生していたため、火気使用についての広報をしながら区域内を巡回した。生瀬東町で生き埋め発生との報があり出動し、9時過ぎに4人を救出した。その作業中、宝生ヶ丘でも生き埋めがあるとの情報を得たので、団員の半分を回して1人を救出した。その後、消防局に向かい千歳町の倒壊家屋現場に出動し、6カ所の現場で6人を救出した。

○名塩分団・家門一男分団長

神社の灯籠が倒れ下敷きになった人がいるとの情報があり、救出のため出動した。既に死亡していたが、収容後地域内の巡回を実施した。午後から本部の要請により消防局に参集、局員1人が同乗し夙川方面で救出活動を

実施、救出した女性をポンプ車で病院搬送した。

(5) 芦屋市消防団

発災後、各分団詰所に自主的に集合した芦屋市消防団員は、直ちに火災出動、人命救出等現場活動に当たった。その消火活動記録は、表53のとおりである。その後、人命検索、警戒の支援活動に車両延べ42台、人員1,121名が活動した。

(6) 伊丹市消防団

伊丹市消防団は、表54のとおり消火活動、倒壊家屋からの救出、被害状況の調査、ガス漏れ警戒、広報活動、他都市応援等に26隊、260名が出動した。

消火活動については、1月17日発生の火災7件のうち、消防本部からの指示により2件の建物火災に出場し、常備消防と協力して消火した。

救助活動については、17日発災後の17件の救助事案のうち、2件に出場し、救助隊と協力して4

表53 芦屋市消防各分団の消防活動（消火活動）記録

山手分団

月日	火災No	出火場所	火災種別	出動人員	覚知時刻	出場時刻	到着時刻	距離	経由	使用水利	備考
1月17日	4	前田町	建物	18	5:56	5:58	6:13	1,350m	国道2号	井戸(民間)	途中で火災No6へ転進 消火後火災No10へ転進
"	6	清水町	建物	18	6:16	7:00	7:03	500m	国道2号	防火水槽No27	
"	10	川西町	建物	18	7:30	8:30	8:34	350m	国道2号	防火水槽No27	
1月19日	14	六麓荘町	建物	17	11:24	11:26	11:31	2,775m	市道	防火水槽(芦屋短大)	

精道分団

月日	火災No	出火場所	火災種別	出動人員	覚知時刻	出場時刻	到着時刻	距離	経由	使用水利	備考
1月17日	4	前田町	建物	14	5:56	5:58	6:15	1,700m	国道2号	河川(芦屋川)	途中で火災No6へ転進 消火後火災No10へ転進
"	6	清水町	建物	15	6:16	7:00	7:03	500m	国道2号	防火水槽No27	
"	10	川西町	建物	18	7:30	8:30	8:34	350m	国道2号	防火水槽No27	
1月18日	12	大原町	建物	26	5:41	5:42	5:53	3,900m	市道	河川(宮川) 水槽積載水	
1月19日	14	六麓荘町	建物	25	11:24	11:25	11:30	5,100m	市道	防火水槽(芦屋短大) 池(灯籠の池)	

打出分団

月日	火災No	出火場所	火災種別	出動人員	覚知時刻	出場時刻	到着時刻	距離	経由	使用水利	備考
1月17日	7	楠町	建物	21	6:10	10:30	15:30	1,980m	国道2号	防火水槽No25	放水せず
"	8	楠町	建物	14	10:20	10:22	10:30	1,350m	市道	防火水槽No25	
1月18日	警戒13	前田町	建物	3	15:05	15:08	15:18	1,800m	国道2号	部署せず	
1月19日	14	六麓荘町	建物	22	11:24	11:26	11:35	6,650m	市道	防火水槽(芦屋短大)	

岩園分団

月日	火災No	出火場所	火災種別	出動人員	覚知時刻	出場時刻	到着時刻	距離	経由	使用水利	備考
1月17日	5	親王塚町	建物	14	6:05	6:08	6:10	550m	市道	防火水槽No16	
"	3	東山町	建物	7	6:10	6:11	6:12	1,350m	市道	河川(宮川)	
1月18日	12	大原町	建物	21	5:41	5:42	5:53	500m	市道	河川(宮川)	
1月19日	警戒18	親王塚町	建物	10	9:30	9:35	9:38	550m	市道	部署せず	
"	14	六麓荘町	建物	21	11:24	11:26	11:31	2,200m	市道	防火水槽(芦屋短大)	

芦屋市消防本部調べ

表54 伊丹市消防団の活動状況

種 別	日 時	出 動 場 所	活 動 状 況 等	出 動 分 団	人 員	備 考
救 助	1/17 6:30~10:00	池尻6丁目 木造2階建住宅	倒壊家屋からの救出 (2人が生き埋め)	池 尻(12) 東 野(7)	19	活動途中、火災出動
救 助	1/17 7:45~10:15	中野北2丁目 木造2階建住宅	倒壊家屋からの救出 (2人が生き埋め)	中 野	8	
火 災	1/17 7:20~8:00	池尻6丁目 耐火10階の8階	消火活動、情報収集	東 野	7	内壁、天井約10㎡焼損
火 災	1/17 8:30~10:30	鋳物師1丁目	倒壊家屋からの出火 消火活動、ガス漏れ警戒	大 鹿	10	
調 査 警 戒	1/17 6:30~18:30	分団管轄区域	被害状況の収集 ガス漏れ警戒、広報等	各分団	65	
警 戒 待 機	1/18 8:00~18:30	分団管轄区域	ガス漏れ警戒、広報等	各分団	75	ガス漏出区域の分団 他の分団は待機配備
応 援	1/18 15:30~18:10	西宮市段上町 6丁目	倒壊家屋の検索	中 野(3) 下河原(4)	7	消防ポンプ車1台
応 援	1/19 9:45~20:40	芦屋市若宮町	倒壊家屋の検索	本 部(1) 東 野(3) 内 台(3)	7	消防ポンプ車1台
応 援	1/20 9:35~19:30	芦屋市	倒壊家屋の検索	本 部(1) 大 鹿(3) 池 尻(3)	7	消防ポンプ車1台
応 援	1/21 9:10~17:10	芦屋市	倒壊家屋の検索	本 部(1) 中 野(2) 下河原(2) 内 台(2)	7	消防ポンプ車1台
水 防	1/21 23:30~4:20	瑞原1丁目地先 天神川左岸堤防	堤防崩壊による補強 積み土俵、シート張工法	本 部(4) 中 野(11) 大 鹿(13) 東 野(12)	40	常備6隊29名
応 援	1/28 9:05~16:10	芦屋市	倒壊家屋の検索	本 部(3) 池 尻(2) 下河原(2) 内 台(1)	8	指揮車 1台 消防ポンプ車1台
延べ出動人員					260名	

伊丹市消防局調べ

人を救出（うち死亡3人）した。池尻町で木造2階建住宅が倒壊し2人が生き埋めとなった現場では、池尻分団器具庫から100m付近と近かったため池尻分団が出場し、近隣から重機、資機材等を借用して後から到着した救助隊と共に2人を救出（死亡2人）した。また、中野北町で木造2階建

住宅が倒壊し2人が生き埋めとなった現場では、救助隊と協力して2人を救出（うち死亡1人）し、救急隊に引き継いだ。

このほか、17~18日には管内にガス漏れの被害が多発したため、二次災害防止のため団員によるパトロールを実施するとともに、倒壊による落下

物への警戒を住民に広報した。

また、17日に管内の被害状況を調査するため情報収集を実施した。

さらに、西宮市土木事務所の要請により、天神川左岸堤防が地震の被害を受けたため、雨天予報により堤防を積み土俵、シート張工法で補強した。

なお、他市応援については、兵庫県消防協会の要請により西宮市、芦屋市へ応援派遣した。18日に西宮市へ1隊7名、19～21日、28日に芦屋市へ4隊29名、計5隊36名を応援派遣した。

伊丹市消防団池尻分団では、倒壊家屋からの救出活動に当たったが、その模様を克明に記述した次のような手記が日本消防協会に寄せられた。

消防団員の情報を持ち寄ると、(消防分団)ガレージ西100mのT・K宅の家屋が倒壊し、2人が下敷きになっているという情報でした。急いで現場に行ってみると、1階西側が倒壊して2階が、1階を押しつぶした状態である。

1階で寝ていた夫婦が、下敷きになっているとのことで救出しようとするが、どこから手を付けてよいか分からず、とりあえず2階から入って声をかけてみたが返答がない。2階から階下への降りる道を造るため、床をはがす作業を始めるが、思うように作業がはかどらない。建設機材屋でエンジンチェーンソーを借り、ジャッキ、のこぎりなどを持ち寄り作業する。数時間が経ち、やっと御主人の足が見えた。

しかし、体が建物と柱の間にはさまっていてなかなか救出できない。作業中、大きな余震があり驚いて、みんな急いで家の外に飛び出る。余震がおさまって作業を再開し、数時間が経過しやっと救出するが、もう亡くなっていた。

次に、奥さんの救出に着手したが、機械なしではどうにも手の付けようのない状態で、近くの水道工事屋から、バックホーを借り、道を造り救出を再開する。その時、消防局のレスキュー

一隊が到着し、合同で作業をする。数時間後、奥さんを救出するが、同様に亡くなっていた。

たくさんの方の救出作業にもかかわらず、2人の遺体を見ると、非常に残念であった。数十秒間の間に2人の命を奪った地震がこれほど恐ろしいのだと、今さらながら痛感した。

この日は、阪神間に住む人にとって忘れることのできない、忘れてはならない日となった。日本、外国にとっても、震災の恐ろしさを改めて認識し、防災という言葉の意味、重さを考えさせられた日になったと思った。

(7) 宝塚市消防団

1月17日発生の火災4件のうち、消防本部からの指示により2件に出場し、常備消防と協力して消火した。

南ひばりガ丘での火災は、活動の必要なく鎮火した。清荒神町での専用住宅2棟計170㎡を全焼した火災では、団車両(ポンプ車)3台、団員20名が出場した。1台は放水し、2台は消火栓不能により近隣のため池に部署し、消防隊及び団のポンプ車に中継送水したため、延焼は最小限に食い止められた。付近は神社の参道で木造家屋がひしめき合っていたため、それらの損壊で消防車がすぐに近づけない状況であり、一歩間違えば大火になる火災であった。

救助活動については、17日発災後の51件の救助事案のうち9件に出場し、救助隊と協力して17人(うち死亡2人)を救出した。また、遺体の安置場所への搬送にも協力した。

このほか、17日には管内にガス漏れの被害が多発したため、二次災害防止のため団員によるパトロールや広報を実施した。

宝塚市の消防団員は、消防団長の指揮のもと、1月17日18時40分までに、火災出動2件、救助出動9件のほか、警戒出動及び広報活動各1件の災

第4編 震災時の応急対策

害活動のため、車両延べ13台、団員延べ64名が出動した。さらに、1月17日の発災以後、2月12日までの間に、芦屋市と西宮市へ応援活動のため車両延べ21台、団員延べ90名、また市内避難場所への支援物資配付活動のため車両延べ2台、団員延べ10名が出動した。市内出動と合わせて、総出動車両は延べ36台、総出動団員は延べ164名に達した。

なお、相互応援協定に基づく市外応援活動の状況は表55のとおりである。

表55 宝塚市の市外応援活動

市別	隊別	17日	18日	19日	20日	21日	28日	計
		車両 人員	車両 人員	車両 人員	車両 人員	車両 人員	車両 人員	
芦屋市	消防隊	1:4	1:4					2:8
	救急隊			1:3	1:3	1:3		3:9
	救助隊			1:4	1:4	1:4		3:12
	消防団		3:14	7:32	4:16	3:9	3:14	20:85
	小計	1:4	4:18	9:39	6:23	5:16	3:14	28:114
西宮市	消防隊	3:11						3:11
	救急隊	1:3						1:3
	消防団	1:5						1:5
	小計	5:19						5:19
合計	6:23	4:18	9:39	6:23	5:16	3:14	33:133	

注) 平成7年1月17日5時46分から平成7年1月28日まで調べ
宝塚市消防本部調べ

(8) 川西市消防団

1月17日発災直後の同時多発火災3件のうち、消防本部からの指示により2件に出場し、常備消防と協力して消火した。

救助活動については、発災後の12件の救助事案のうち、9件に出場し、救助隊と協力して16人を救出した。

このほか、管内にガス漏れの被害が多発したため、二次災害防止のため団員によるパトロールを実施するとともに、ガス漏れによる避難指示の出

ている地域において団員が住民の避難誘導を実施した。ガス漏れによる警戒は、17日から31日まで実施された。

また、危険箇所の応急処理として倒壊危険家屋の建物にビニールシートを被せるなどの活動及びパトロールを実施した。

女性消防団員(第11分団「チェリーファイアー」)は、各団員ごとに避難所での炊き出しなどの活動に従事した。

出動人員は、表56のとおり、車両66台、人員515名であった。

表56 川西市消防団の活動概要

	車両	人員	活動内容
17日	21台	135名	火災・救助・警戒
18日	5台	21名	警戒・他市応援
19日	3台	18名	警戒
20～31日	37台	341名	警戒・巡視・他市応援・危険箇所応急処置
合計	66台	515名	

川西市消防本部調べ

なお、他市応援については、兵庫県消防協会の要請により、18日に西宮市へ車両1台・人員6名、25日に芦屋市へ車両6台・人員28名、計車両7台、人員34名を応援派遣した。

(9) 明石市消防団

明石市消防団では、発災後、表57のとおり消火活動、警戒、屋根のシート張り及び兵庫県消防学校等における救援物資の仕分け作業などに延べ1,529名が活動を行った。

特に屋根のシート張りに関しては、ボランティア活動隊を編成し、高齢者家庭、障害者並びに母子家庭を対象に1月末まで救援活動を行った。最終的には110件の要請があり、547名の団員が作業に当たった。

表57 明石市消防団の活動状況

月	日	火災・警戒			屋根のシート張り			救援物資整理活動			合計			備考
		出動件数	出動人員	延べ人員	出動件数	出動人員	延べ人員	出動件数	出動人員	延べ人員	出動件数	出動人員	延べ人員	
1	17	103	243	504							103	243	504	県消防学校 県消防学校
	18	21	89	89							21	89	89	
	19	10	44	44							10	44	44	
	20	10	43	43							10	43	43	
	21	12	50	50				1	26	26	13	76	76	
	22	15	55	55				1	36	36	16	91	91	
	23	5	20	20							5	20	20	
	24				5	18	26				5	18	26	
	25				22	25	101				22	25	101	
	26				24	23	133				24	23	133	
	27				13	28	75				13	28	75	
	28				18	19	75				18	19	75	
	29				28	39	137				28	39	137	
2	25						1	115	115	1	115	115	グリーンピア三木	
合計		176	544	805	110	152	547	3	177	177	289	873	1,529	

明石市消防本部調べ



明石市消防団ではボランティア活動隊を編成、活動は1月末まで続いた

(10) 津名町消防団

津名町の消防団員は、地震発生とともにサイレ

ンにより招集され、表58のとおり、人命救助、負傷者搬送、避難誘導等の活動を実施した。

発災日の各分団の主な救助活動事例は、次のとおりである。

- 家屋が全壊し3人が下敷きになっている現場では、他地区からの応援（大町、中田分団員）も来ており、協力して救出に当たった。当初は手作業で倒壊部分を除去し2人を無事救出したが、残りの1人がいると思われる部分は重機が必要であり、機械が到着するのを待って救出を試みたが、救出後死亡した。3名を救出するのに約2時間かかった。
- 2階建て家屋の全壊により1階にいた居住者1人が埋まってしまった。声をかけるが返答がなく、寝ていた部屋を聞き出し、上部の瓦礫をバックホー2台、ショベルカー1台を使って少しずつ取り出した。2階部分を撤去するのに時間がかかり、他地区分団と協力してようやく救助したが、既に死亡していた。
- 壊れた家の梁の間に隙間ができ、その中で

表58 津名町消防団の活動状況

活 動 内 容	活 動 期 間	延べ出動人員(名)	延べ出動車両(台)
人命救助・負傷者搬送・避難誘導 救出者 26カ所 32名	1月17日	346	19
夜間警戒	1月17日～3月21日	570	99
倒壊家屋解体撤去時の交通規制	1月19日～1月24日	30	12
緊急ため池パトロール	1月22日	60	15
被害状況報告(第1報)	1月17日	全分団	
単身者(独居老人)の安否確認	"	"	
生活道路(軽四通行可)の確保	"	生穂中隊他	
住家出入口の確保	"	"	
老人宅等屋根にブルーシート張り	"	塩田中隊他	

津名町調べ

救出を待っていた状態であった。団員4名と近所の5、6人により、すべて手作業で屋根瓦を除け、天井板を破り約2時間で救出できた。暗闇の中での作業であったため投光器と、梁を撤去するため太いロープを使用して救出

した。

- 家屋全壊により1人が、崩れ落ちた瓦礫(梁)の下に埋まってしまった。瓦礫を撤去して無事救出したが、梁が体の上部に当たっていたので救助するのに手間がかかった。体



重機の威力は大きかった

の下の瓦礫を撤去し、大きな梁は10名程度では持ち上がらなかったため、車のジャッキを利用して梁を持ち上げ、足を少しずつ手前に引きながら救出した。

- 6時に分団詰所に集合し、一部は役場へ、残りの団員は地元の被災状況の把握と独居者の安否確認を行う。先発隊は役場到着後、家屋倒壊現場から1人を救出する。被災確認を終えた後続隊と合流し、分団詰所前の生き埋め現場で佐野・大町分団と協力して救出するも、後に死亡した。

(1) 北淡町消防団

北淡町では、常備の消防職員はわずか12名のため、560名余の消防団員が中心となって、多数の倒壊家屋現場へ出動し、住民の救助活動に当たるとともに、行方不明者の検索活動や消火活動及び被

災家屋のプロパンガスの元栓を締めて回るなどの防火活動を行った。

さらに、倒壊家屋の被害調査、避難所住民への飲料水の供給や、救援物資の受入れ及び物資の住民への配付等、幅広く災害防除活動に従事した。

震源地の淡路島北淡町は、消防団員が中心となって予期せぬ大災害に立ち向かい、多くの人命の救助、救出など、住民の安全確保に身を挺して活動したが、その一端を1995年3月7日付けの読売新聞の記事より追ってみることとする。

〈北淡町消防団「どの家にだれがいて、どの部屋に寝ているかまで知り尽くしていた」より〉

震源地の淡路島北淡町では、激震から数分後の、けたたましいサイレンが町中に響きわたった。人口1万1,000人足らずのうち565名の消防団員と、OBたちが一斉に始動する合図だった。団員たちは一件だけ発生した火災現場や、倒壊



淡路島で最大の被害を受けた北淡町

した民家へ走り、家族や近所の住民と協力して消火、救助活動に取りかかった。別の団員はガスの元栓を締めて回る班を編成、ある団員は器具庫にあるスコップでは歯が立たないとみるや、建築業者を探し当て、電動のこぎりを調達して倒壊家屋に立ち向かった。

同町では、1,014軒の家屋が倒壊、38人が死亡した。野島正夫副団長は「団員が何人動き回っても、あの惨状では本当に少なく見えた」と歯がゆさを表明する。淡路島の1市10町で作る淡路広域消防事務組合の北淡出張所の当直員は4人。非常招集で駆けつけた所員を合わせても12人の小世帯だ。洲本市の消防本部は「北淡町に被害が集中しているという認識がなかった」(当時の当直員) …… (中略)

兵庫県庁や出先の淡路県民局(洲本)との連絡もつかず、小久保正雄町長が自衛隊の派遣を県に要請する決断をした午前6時20分から、県に連絡がつくまで2時間半が経過した。「孤立」のなかで奮闘した消防団員。同町職員で消防団担当の宮本係長は「犠牲者も多かったが、地元を守るのが消防団の使命という意識が、一人でも多くの町民の命を救おうとした」と話す。そして「どの家にだれがいて、どの部屋に寝ているかまで知り尽くし、だれの家どんな器具があるかまでわかっている町だからこそできたのでは」と、振り返る。

(12) 一宮町消防団

地震発生後、一宮町の消防団員は自発的に詰所などに参集し、救助活動を実施した。

発災日の各分団の主な救助活動事例は、次のとおりである。

- 1階で就寝中、地震により2階が崩壊し生き埋めとなったが、仏壇を取り除き1人を無事救出した。仏壇が生き埋め者の命を守った。

- 2階建長屋住宅の1階部分で生き埋めになった1人を、車用ジャッキ、ノコギリ、ボール等で瓦礫を少しずつ取り除き無事救出した。団員のワゴン車を待機させ、ふとん、毛布等で包みワゴン車に寝かせて病院へ搬送した。
- 2階建店舗兼住宅の1階部分が押しつぶされ、1階で寝ていた夫婦が閉じ込められたが、主人は自力脱出し、近隣に救出を要請した。近隣の5名が声のする所を捜索し、家屋の西側部分より場所を確認。家具を移動し、2階の畳、床部を取り除き、1階の天井をめくり上げたところ同人を確認できた。だが、まだ天井部分の梁が身体の一部に乗っていて、運び出すことができないためノコギリで木材を切り落とし、ジャッキで空間を作り無事救出した。
- 2階建家屋の1階部分に寝ていた人が下敷きになった。本人は外からは確認できないが、応答できる状態であった。直ちに警察へ応援を求め、駆け付けた警察署員数名とともに約1時間後に無事救出した。
- 班長以下5名で倒壊現場へ救出に向かったが、家屋が全壊しており手間取った。9時過ぎに江井消防団、役場職員などが手助けに来てくれてようやく救出することができたが、夫婦ともに死亡していた。

(13) 東浦町消防団

東浦町消防団では、各分団の幹部団員を中心に3～5名の班を編成して情報収集に当たるとともに、救出活動を開始した。救出事例は1件のみ、火災は0件であった。

このほか、瓦礫の撤去作業、危険物保有施設等に対する巡回警戒、消防車による広報活動、ため池の排水作業等を実施した。

ため池の排水作業は、堤体が陥没したため池で

湧水が生じて増水し危険な状態となっているとの報告があったため、実施されたものである。土を盛り、ビニールシートを掛けて崩壊を防ぎ、パイプ配管をして強制的に排水されるよう工夫したため決壊を免れ、二次災害を防いだ。

〈救出事例〉

倒壊した家屋から自力で脱出できた人、家族や隣人の手を借りながら脱出する人等、次々と住民の無事を確認していくなか、倒壊家屋の側で「お婆さんが生き埋めになっているので助けて」という声が聞こえてきた。

助けを求めているのは52歳の婦人で、「中で86歳のお婆さんがタンスの下敷きになっていて動けない」とのことであった。このため、ほかの団員に連絡をとるとともに、隙間から頭を突っ込み声をかけ励まししながら、屋根瓦を排除し木をめくる作業を開始した。ぞくぞくと集結した団員や近隣の住民らの協力も加わり、迅速な行動により無事救出された。下腿部圧迫と腰部の傷及び精神的ショックから重傷を負ったが、幸い一命にかかわるまでには至らなかった。



二次災害防止のため、ため池の水を排出する消防団員

(14) 五色町消防団

五色町消防団では、表59のとおり、倒壊建物の撤去作業のほか、ため池減水作業、警戒活動等を実施、1月17日から3月11日までの間に延べ605名が出動した。

五色町では、ACT（淡路五色ケーブルテレビ）が3,100世帯（95％）に普及しており、映像・文字放送（2ch）及び家庭用拡声器（電話機と一緒に設置）でACT自主放送番組等による呼びかけなどを行い、ACTケーブル使用の電話で情報収集を行った。

表59 五色町消防団の活動状況

月 日	出 動 内 容	人 員
1月17日	警 戒	13
"	倒壊建物撤去作業（鳥飼）	18
"	一宮町救助応援	20
1月18日	警 戒	13
"	倒壊建物撤去作業（都志）	15
1月19日	警 戒	13
1月20日	"	6
1月21日	"	6
1月22日	ため池減水作業及び警戒	157
1月23日	"	157
1月24～28日	警戒（焼却）（5名×5日）	25
1月29～31日	"（3名×3日）	9
2月1～4日	"（5名×4日）	20
2月5日	"	4
2月6日	"	3
2月7～9日	"（4名×3日）	12
2月10日	"	8
2月11～28日	"（4名×18日）	72
3月1日	"	4
3月2～11日	"（3名×10日）	30
合	計	605

五色町調べ

(15) 豊中市消防団

1月17日に豊中市内で発生した火災4件のうち2件及び18日の建物火災1件の計3件に、車両5台、団員42名が出場し、常備消防と協力の上、配備のポンプ車により放水して消火した。

救助活動については、発災後の12件の救助事案のうち2件に出場、うち1件は救助隊と協力して救出した。また、大池分団がパトロール中に、木造平屋建住居が崩壊し下敷きになった78歳の女性を、団員6名による人海戦術で20～30分前後で救出した。しかし、既にDOA（心肺機能停止状態）のため、団員によるCPR（心肺蘇生法）を救助隊が到着するまでの間実施したが、残念ながら病院において死亡が確認された。

このほか、管内にガス漏れの被害が多発したため、団員によるパトロールを実施するとともに、倒壊の危険性がある建物に避難指示が出されたため、住民の避難誘導を行った。また、管内の被害状況の情報収集のほか、危険箇所の調査など巡回警備も実施した。

出動人員は、17日が236名、以降26日までに32名、計268名が活動した。



危険な現場での活動のため負傷する者も絶えなかった

3 消防団員の公務災害等

今回の大震災は、危険な災害現場での活動が長期化したため、消防団員の負傷も絶えなかった。

1月26日未明、神戸市灘消防団第2分団の団員加久幾康部長（50歳）が、消防団活動の後、心筋こうそくで亡くなった。

1月17日の地震のあと、加久部長はすぐに消防団員として消火活動や救助活動に当たった。自宅が全焼し、経営している米穀店が全壊したにもか

かわらず、25日まで不眠不休で作業を続けていた。26日1時過ぎ、家族が避難していた親類宅で仮眠中、うなり声を上げて意識を失い、病院に運ばれたが、間もなく死亡した。

このほか、消防団活動に伴う公務災害では、6名の負傷者（中等症2名、軽症4名）があった。

なお、地震による神戸市消防団員の死亡、負傷者は表60のとおりである。

また、この激甚の被害のなかで、消防団員は地

表60 地震による神戸市各消防団員の死亡、負傷者

団名	東灘	灘	葦合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
死亡		1(1)					1					2(1)
重症										1		1
中等症		3(1)		1			2(1)	1				7(2)
軽症	4(2)	2(1)	2	1	2	1		1(1)		1		14(4)
合計	4(2)	6(3)	2	2	2	1	3(1)	2(1)		2		24(7)

注) ()内は、消防団活動に伴う公務災害の人数で、内数。
神戸市消防局調べ

表61 神戸市各消防団員の家族（配偶者、一親等）の死亡者

団名	東灘	灘	葦合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
人数	8				2			4				14

神戸市消防局調べ

表62 神戸市各消防団員の住家の被害状況

団名	東灘	灘	葦合	生田	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	水上	合計
全壊・焼	56	46	20	12	32	4	82	36	3	14	10	315
半壊・焼	25	24	21	18	38	47	16	38	20	110	9	366
一部損壊	26	22	34	35	45	107	36	32	55	663	10	1,065
合計	107	92	75	65	115	158	134	106	78	787	29	1,746

注) 一部損壊には、部分焼及び消火による水損を含む。
神戸市消防局調べ

震発生後直ちに自発的に非常参集し、消火・救助活動等に長期間当たったが、消防団員の自らの家族・住家も多大な被害を受けた。神戸市消防局では、この被害状況を表61、表62のようにまとめている。

4 消防団の要望調査

神戸市消防局では、市街地の各消防団63分団を対象に、今回の地震の災害活動を通じての要望調査を実施した。その結果は次のとおりである。

〈消防団施設〉

「市費による消防団詰所等の整備」について35分団、「地元所有の詰所等の修理費、運営費に対する助成制度」については2分団がそれぞれ要望している。

〈組織、権限〉

組織については、25分団が「分団、本団、消防署の連絡体制を整備し、消防団として組織的な活動が実施できる体制づくり」を要望している。また、2分団が「このような大震災時には、消防団員にも道路交通法に定める警察官の権限付与」を要望している。

〈消防団員数等〉

21分団が「分団員の増強」を要望しており、6分団が「現在の分団員数でよい」と答えている。なお、2分団が「青年層の入団促進対策の実施」、1分団が「消防団員の住所要件の廃止」を要望している。

〈資機材〉

各分団が配置を要望している主な資機材は表63のとおりである。

表63 神戸市内消防団が配置を要望している主な資機材

	品名	分団数	品名	分団数	品名	分団数	品名	分団数	
車 両	ポンプ車	6	連絡用車両	5	バイク	2			
	積載車		搬送用車両		自転車				
通 信	携帯電話	12	トランシーバー	11	携帯無線機	10	ファックス	8	
	各種資機材	小型ポンプ	18	強力ライト	16	合図灯	14	発電機	12
		トランジスタメガホン	8	チェンソー	17	バール	14	ジャッキ	8
		スコップ	6	のこぎり	5	ハンマー	4	簡易担架	3
		安全靴	14	革手袋	12	防火衣	5	防塵マスク	2

神戸市消防局調べ

〈研修、訓練〉

今までの研修、訓練の有効性についての問いでは、10分団が「有効」と答えた一方で、9分団が「無効」と答えている。

訓練内容については、「現在の研修内容でよい」と答えたのは3分団にとどまり、16分団が「消火、救助等実践的な訓練の実施」を要望している。

なお、2分団が「怪我に対する応急手当」の訓練への導入を要望している。また「災害時における消防団活動マニュアルの作成」(2分団)、「地域の各種団体との合同訓練」(1分団)といった要望もあった。

〈その他〉

その他の要望は、次のとおりである。

- 耐震性貯水槽の整備 (7分団)
- 河川、海岸に吸管投入設備の配置 (4分団)
- 一般市民でもすぐに使える防火用水の配置 (3分団)
- 団員のマイカーを救援物資の搬送に使用する場合の通行許可証の発行 (1分団)
- 団服が倒壊した家屋から出せないで、消防団員であることが分かる措置〈これについては、市街地の全消防団員に腕章を配付〉 (1分団)
- 活動が長期間となり、停電、断水のため洗濯ができないので、作業服の着替えの配布 (1分団)
- 救助活動中、ヘリコプターの飛行禁止 (1分団)
- 分団に非常食料、飲料水の備蓄 (1分団)
- 災害時、市民に貸し出すのこぎり、バール、スコップ等の資機材及び保管する物置、棚の設置 (1分団)

第3 国及び他都市消防等の活動状況

自治省消防庁においては、地震発生当日の8時50分以降、兵庫県に対して「消防組織法第24条の3」に基づく他県からの応援要請について数次にわたり連絡をとった。また、並行して関係都道府県に応援出動を打診するとともに出動準備を指示したところ、10時に兵庫県から消防庁に対し応援の要請があった。

消防庁ではこれを受けて、大都市消防本部、兵庫県以外の府県下の消防本部に対し出動を要請し、順次その対象を拡大していった。この結果、13時40分、大阪市消防局10隊50名が長田区に到着したのを皮切りに、以降24時まで陸上部隊約170隊約900名が到着した。

翌1月18日にも約1,000名が到着し、25日までに2,000名以上の応援体制を維持した。その後、徐々に体制を縮小しながら3月末まで応援を実施した結果、41都道府県、451消防本部から延べ3万2,400名の消防職員が応援活動を実施した。

また、警察庁及び海上保安庁においては、都道府県警察、各管区海上保安本部等に応援活動を要請又は指示し、防衛庁においては、各方面隊に災害派遣を命じ、全国各地から応援部隊が派遣されてきた。さらに、スイス、フランスの救助隊、捜索犬、イギリスの救助隊といった外国からの救助隊も救出活動の応援のため、現地に入り活発な活動を行った。

このほか、企業自衛消防隊や自主防災組織による消火活動や、多くの団体、企業、個人による物心両面にわたるボランティア活動が実施された。

1 応援消防隊

応援消防隊による活動は、次のとおり実施された。

(1) 他都市応援隊の出動

神戸市では1月17日9時40分、神戸市消防局消防機動隊から、「火災は市街地全域で20数件炎上中。家屋等の破壊は、全市域にわたるも東部方面が広範囲」との被災状況報告が神戸市消防局本部指揮所に入り、消防局長は消防広域応援要請等を決断した。

9時50分、神戸市消防局長は神戸市長に対して消防広域応援及び自衛隊の応援要請を進言。

10時、神戸市長は兵庫県知事に対して消防広域応援の要請を行った。

直ちに、東京消防庁、名古屋市消防局、広島市消防局から応援の連絡が本部指揮所に入った。横浜市消防局、川崎市消防局、京都市消防局からヘリコプター各1機出動した旨連絡が次々入った。

その後、続々と応援消防隊が神戸市に駆け付け、1月17日24時現在で、ポンプ車が182台860名、ヘリコプターが9機52名となった。

また、神戸市以外でも西宮市では1月17日から19日までの3日間、延べ18消防本部、4消防団、車両35台、人員139名の応援を受けた。芦屋市では17日から2月10日まで、延べ12消防本部、6消防団、車両230台、人員1,146名の応援を受けた。

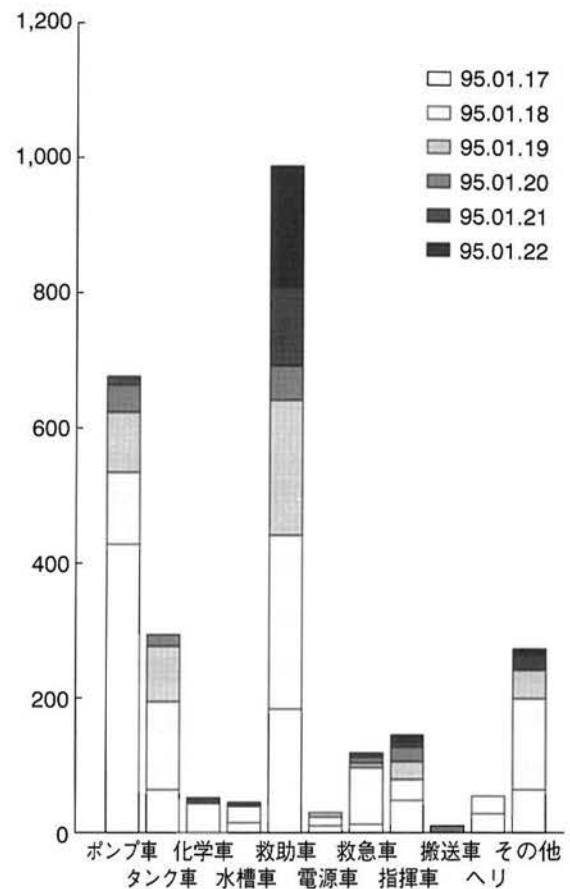
(2) 他都市応援隊の活動

他都市応援隊は、消防本部から指定された消防署で救急、救助、消火活動、物資搬送等の業務に当たった。

図26のように他都市応援隊は、地震発生当初は主としてポンプ車、タンク車部隊及び救助隊が多数投入され、火災鎮静化とともに、救助隊及び救急隊が多数投入され、懸命の消防活動が展開された。また、消火栓断水に伴う水利不足が予想されたため、タンク車なども多数投入された。

特に兵庫、長田、須磨管内等の火災現場では、長距離にわたりホース延長、転戦を重ねて、懸命の消火活動を繰り返した。

図26 他都市応援隊の日別車両台数



出典：『阪神・淡路大震災における消防活動の記録』
神戸市消防局

また、多数の生き埋め者の発生した現場では、一人でも多くの市民を救出しようと懸命の救出活動が展開された。救急活動においても、病院からの多数の転院搬送要請があり、応援隊の救急車に負うところが多かった。

(3) 応援消防隊への指揮統制

非常招集した職員で編成した臨時部隊を順次出動させるとともに、9時50分、消防広域応援が要請された後、全国から次々と応援消防隊が神戸に駆け付けた。

本部指揮所では、市役所24階から観察した災害状況、監視カメラからの映像、消防隊の無線、テレビ放送の映像等を基に、次の地域に重点を置き、応援隊の投入を行った。

応援隊投入重点地区

〈消火活動〉

長田区、須磨区、兵庫区

(炎上地域の水利の確保)

〈救助活動〉

(1) 長田区、兵庫区、須磨区

(延焼前の早期救出・西市民病院倒壊)

(2) 中央区、灘区、東灘区

(家屋倒壊地区の救出)

〈救急活動〉

長田区(倒壊した病院からの転院搬送)

全国の消防本部が応援要請に応じ、速やかに応援に駆け付けたが、全国から集結するため、いつ、どこの隊が、どのくらいの人員で応援に来るのか、把握ができない状態であった。応援隊を把握できたのは応援隊が到着してからとなるため、他都市応援隊の指揮については、一度、警防課が装備、人員を把握したうえで災害の状況に応じて各署へ

投入するという方法で対応した。

他都市消防隊に対しては、神戸市役所3号館前を集結場所とし、各消防署まで誘導を行った。しかし阪神高速道路神戸線が倒壊し、東西に走る幹線道路(第2神明道路、国道2号線、国道43号線)は、避難や救護に向かう自動車などで渋滞していた。これにより、全国からの応援隊の到着は予定よりも大幅に遅れたため、事前に関線で連絡が入った隊については直接、指定した消防署へ向かってもらう場合もあった。災害現場の出動については、各消防署でそれぞれ指示することとなった。

消防署に到着した応援隊は、所轄消防署長の指揮下に入り、次の配置方針に基づき、担当現場を指定され消防活動に当たった。ただし、消防署では、他都市応援隊の活動する災害現場を指定することしかできなかったため、各災害現場では、それぞれの応援隊が独自の指揮により活動を行う場合もあった。



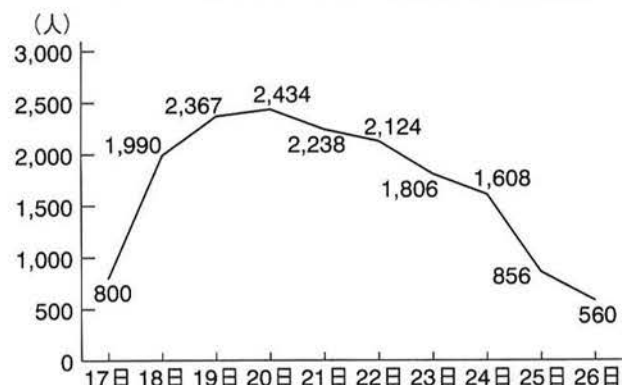
全国451消防本部から応援隊が兵庫県に入った

現場配置方針

- (1) 人命（多数）危険方面
- (2) 延焼危険度の大きな方面
- (3) 延焼阻止線（避難所・福祉・医療施設）
- (4) 水利不足方面
- (5) 分散配置後の手薄方面

他都市応援隊の人員推移状況は図27のとおりである。1月20日、応援隊は、506隊2,434名と最大となり、その後徐々に応援体制を縮小しながら3月末までに、41都道府県、451消防本部、延べ7,602隊、車両7,628台、約3万2,400名の消防職員が応援活動を実施した。

図27 神戸市消防局における他都市応援隊の人員推移



出典：「阪神・淡路大震災における消防活動の記録」
神戸市消防局

2 自衛隊

自衛隊による応援活動は次のとおり実施された。

(1) 初動時の対応

陸上自衛隊では第3師団において、1月17日6時30分、伊丹警察署との情報交換により、同師団第36普通科連隊が直ちに隊員招集し、出動準備を行った。

さらに、中部方面総監部が第3種非常勤務態勢（全員）に移行した。

7時14分、中部方面航空隊が偵察機による現場

状況の把握を実施するとともに、第36普通科連隊が伊丹市に7時35分48名、西宮市に8時20分206名、それぞれ派遣を行った。

また、陸上自衛隊第3特科連隊（姫路）も6時45分の情報交換により、隊員招集し、出動準備を始めた。

そうしたなか、第3特科連隊から神戸市災害対策本部事務局への連絡が8時10分に通じ、被害状況の照会と兵庫県庁へ向けて連絡要員を派遣した旨の連絡を行った。

これに対し、兵庫県からは、「7時に災害対策本部を設置した。被害の全容は不明であるが、大災害である。支援を依頼することになる」旨の回答を得た。

海上自衛隊では、輸送艦「ゆら」、護衛艦「とかち」が9時40分から同50分の間に広島県呉港を出港した。また、航空自衛隊では、9時33分に救援機、輸送機等の待機、出動準備を整えた。

自衛隊は10時に兵庫県の派遣要請を受けたことに伴い、陸上自衛隊第3特科連隊（姫路）が10時15分に出動し、神戸市では13時10分215名が、淡路島内では16時35分85名が救助活動を開始した。

陸上自衛隊第36普通科連隊（伊丹）は、芦屋市に15時45分に出動し、118名が救助活動を実施した。また、陸上自衛隊第15普通科連隊（善通寺）では、14時7分に86名を淡路島へ派遣した。



組織的救助活動を行う陸上自衛隊

(2) 自衛隊の主な活動

災害派遣された自衛隊（陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊）は人員約1万8,000名、車両約4,000両のほか、航空機約150機、艦船約10隻の体制で実施された。自衛隊の主な活動は、表64のとおりである。

自衛隊では、震災直後から偵察活動による被害状況の把握、出動準備、兵庫県をはじめ関係機関との連絡を行い、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊がそれぞれ災害派遣を実施した。兵庫県庁内に「震災対処自衛隊調整室」を設置するとともに、県災害対策総合本部会議にも出席、緊急な連携のもとに活動を展開した。

出動部隊の勢力は、1月17日当日は人員3,300名

（陸自）、航空機57機、（3隊）、艦船15隻（海自）、車両600両（陸自）により救助活動、緊急輸送に取り組んだ。人員がピークとなった2月8日は、3隊で即応待機等を含め人員約1万9,800名、航空機167機、艦船12隻、車両約4,330両となり、1カ月間の規模（延べ派遣勢力）は、人員約54万3,300名、航空機約3,800機、艦船約490隻、車両約10万3,400両となっている。

災害派遣の内容は、人命救助・行方不明者の捜索活動、消防活動の協力、損壊道路の警戒、被災者の応急診療等の医療・衛生活動、救急患者・医師等の人員や救援物資の緊急輸送、給水・炊飯支援、物資提供のほか、兵庫県の要請に基づき、倒壊家屋の解体・瓦礫等の処理を含め幅広い被災者

表64 自衛隊の活動

(平成7年3月24日現在)

	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
動員・投入数	人員：約16,100人 車両：約3,400両 航空機（待機含）：53機 （即応待機約11,400名、約1,800両を含む）	人員：約1,700人 艦船：1隻 航空機（待機含）：10機 （艦船、航空機による支援）	<現地活動分> 人員：84人 車両：41両 航空機（待機含）：37機 <後方支援等> 人員：約3,800人
主な活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 人命救助：157名（遺体収容：1,220体） ● 医療支援：23,923名（医官28名、看護婦等177名）へりによる輸送67名 ● 天幕設営：684張 ● 道路啓開：34,759m ● 炊飯支援：57万5千食 ● 給水支援：33,065トン ● 入浴支援：434,360名 ● ゴミ処理等：4,879.4トン ● 倒壊家屋解体：1,894戸 ● 物資輸送 糧食：588万7千食 援助物資：57,080箱等 ● 航空偵察：淡路島及び神戸地区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人命救助：8名（遺体収容：17体） ● 患者輸送：1名 ● 遺体輸送：9体 ● 給水支援：25,003トン ● 給湯支援：野外浴場 ● 物資輸送 非常用糧食：約19万食 飲料水・糧食等：75トン 牛乳：20トン 弁当：12万5千食 医薬品等：1,600箱 ● 航空偵察：淡路島及び神戸地区 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人員輸送：3,325名 ● 医療支援：345名 ● 患者輸送：13名 ● 遺体輸送：22体 ● 炊飯支援：4,900食 ● 給水支援：3,910トン ● 物資輸送 糧食：90万6千食 資材等：277.3トン （伊丹空港における米軍機卸 下支援を含む） ● 倒壊家屋処理：26.1戸 ● 航空偵察：淡路島及び神戸地区
今後の対応	被災民に対する生活関連救援、応急復旧活動の実施	給水支援	輸送支援、航空偵察の継続、施設処理活動の継続

出典：「防災白書」平成7年版 国土庁

に対する生活救援、応急復旧活動を展開した。

活動地域は神戸市をはじめ、芦屋市、西宮市、宝塚市、伊丹市、尼崎市、明石市、淡路島地区と、広範囲に及んだ。

1カ月間の主な活動実績は、次のとおりである。

- 人命救助165人（遺体収容1,236体、遺体輸送394体）
- 医療支援 1万7,466人（患者輸送99人、うち空輸78人）
- 道路警戒 3万4,759m
- 炊飯支援55万9,000食
- 給水支援 4万9,670 t
- 入浴支援18万7,368人
- 物資輸送：食料等626万7,000食、飲料水等95 t、毛布12万1,000枚、援助物資、医療品等 4万2,172箱、資材272 t
- 人員輸送1,739人
- 倒壊家屋解体350戸
- ゴミ処理等3,944 t

3 警察

警察による主な活動状況は、次のとおりである。

(1) 活動概要

地震の発生に対して警察庁及び近畿管区警察局では、直ちに「災害警備本部」を設置するとともに、兵庫県警察、大阪府警察をはじめ被災地を管轄する14府県警察本部もそれぞれ災害警備本部等を設置した。

兵庫県内には全国から機動隊員など約5,500名のほか、ヘリコプター及びパトカー、移動交番車など約200台並びに白バイ、捜査用車両など約80台が投入された。これら応援部隊と兵庫県警察は一体となって、以下のような災害警備活動に当たった。

- 被災者の救出・救助、地域住民の避難誘導、行

方不明者の搜索活動。

- 緊急輸送路、復興物資輸送路の確保等の交通対策。
- 被災地における各種犯罪防止等のための被災地域集団パトロール隊、避難所緊急パトロール隊及び婦人警察官で編成された、のじぎくパトロール隊（「のじぎく（野路菊）」は兵庫県の県花）による警戒・警ら活動等の諸対策。

また、兵庫県警察に対する支援のため大阪府警察では、「兵庫県南部地震対策本部」を設置して、兵庫県警察に応援派遣された警察官の宿泊所や補給等の支援活動に当たった。

警察関係の主な活動は表65のとおりである。

(2) 救助・救援・搜索活動

兵庫県警察では、地震発生後、直ちに県下の警察職員に非常招集を発令し、いち早く警備体制を確立して被災者の救出・救助活動をはじめ、地域住民の避難場所への誘導等、災害警備活動に当たった。

また、全国の警察からは国際緊急援助隊、レスキュー部隊員を中心とした機動隊員などと、兵庫県警察を合わせて、約1万6,000名の体制で、各種装備資機材や大型工作機械等を活用して被災者の救出・救助活動、行方不明者の搜索等に当たった。

救出・救助者、行方不明者は搜索活動の進展とともに減少していったが、地震発生10日後の1月28日に警察官約7,000名、自衛隊員約8,000名の1万5,000名が消防機関と合同で9警察署管内の被災地において一斉に救出・救助、搜索活動を実施、生存者の救出には至らなかったが、6遺体を発見収容した。その後も搜索活動を進めた結果、12月27日現在行方不明者2人となった。

(3) 交通対策

地震により、高速道路や建物の崩壊、道路の損壊等が発生し、道路網が多大な被害を受けたため、

表65 警察関係の活動

<p>警備体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県警察等の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県警察では1月17日「災害警備本部」を設置。各都道府県警察からの特別派遣を含む約16,000人体制で警備。また、これと並行し、2月10日には「地域安全推進本部」を設置し諸対策を推進。 ●各都道府県警察からの特別派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・全国から機動隊員等約5,500人を特別派遣。 ・全国からヘリコプター及びパトカー、移動交番車等約200台並びに白バイ、捜査車両約80台を特別派遣。
<p>救助救援活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●救出救援活動 <ul style="list-style-type: none"> ・特別派遣した全国の警察国際緊急援助隊メンバー、レスキュー隊員等機動隊員による大型工作機械を活用した行方不明者、負傷者等の捜索、救出救援活動を実施。 ・また1月28日、行方不明者発見のため、警察、自衛隊合同（約15,000人）による一斉捜索を実施。1月29日には、警察官約3,500人による大規模捜索を実施。 ●危険箇所の把握及び立入禁止措置の実施 ●救援物資の輸送 ●警察船舶による被害調査と救援物資の輸送 ●火災地域等被災者の警察施設への収容
<p>交通対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送ルートの確保（1月18日～2月24日） ●復興物資輸送ルート等の確保（2月25日～） ●東西物資輸送路の確保 ●国道43号の直通バス運行に伴うバス優先通行対策の実施
<p>住民のニーズに応えた諸活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民心の安定を図るための諸対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「被災地域集団パトロール隊」の編成と捜査車両による被災地等の機動警戒 ・避難場所等における相談活動 ・「あじさい少年相談所」の開催 ・婦人警察官による「のじぎくパトロール隊」の巡回活動（2月10日～） ・「ボランティア防犯パトロール隊」と連携した諸活動 ・地域安全情報の提供 ●被災地域における悪質商法の未然防止と特別取締り ●「行方不明者相談所」「外国人相談コーナー」の設置 ●各種情報サービスの実施（1月18日～） ●被災者の足として自転車約3,000台を防犯協会から提供 ●町を明るくするライトアップ作戦（防犯灯整備の実施） ●運転免許証の再交付・更新に対する特例措置 ●被災者保有に係る車両の駐車等の特例措置（1月25日～）
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡被災者の身元確認や遺族への引き渡し ●遺体の収容、安置場所での献花など ●被災地における銃砲の確認及び適正保管

出典：「防災白書」平成7年版 国土庁

その直後に、道路の被害状況を確認し、通行が不可能な道路、危険な道路の通行制限を実施した。

隣接府県警察においては、被災地への車両の乗り入れを制限するとともに、交通情報板などを活用して通行禁止状況やう回路等の情報を提供し、被災地への車両の流入抑制のための広報を行ったほか、(財)日本道路交通情報センターや関係団体を

通じた広報や情報提供を行った。

通行可能な道路の確認後、1月18日早朝には、救助・救援活動の車両の通行を確保するため、緊急輸送車両以外の通行制限、パトロールカーによる先導、警察官の誘導等により、広域的な緊急輸送ルートを設定した。

その後、道路の復旧に合わせて随時ルートの見

直しを行うとともに、全国から白バイ50台、サインカー3台等の応援派遣を得てルートの実効的確保を行うなど、より効率的な緊急輸送の確保に努めた。

1月28日には、被災地の市民の足を確保するため、不通となった鉄道の代替バスのための専用レーンを幹線道路に確保し、その円滑な運行を確保した。

このほか、被災地域は、東西を結ぶ交通の要衝であることから、国道9号線を利用する広域的な迂回路に関する情報を提供するなどして東西の物流・旅客輸送路の確保を図った。

その後、被災地域における瓦礫処理、ライフライン施設の復旧、応急仮設住宅の建設等の復興事業の本格化に伴い、交通需要が緊急物資等の輸送から復興事業のための資材、生活関連物資等の輸送需要に移行した。

このため、関係省庁・自治体の要望を踏まえ、復興物資の輸送を行う車両の通行の円滑化を図るため、2月25日に復興物資輸送ルートを設定した。また、同時に、生活関連物資等の円滑な輸送を確保するため、生活・復興関連物資輸送ルートを設定するなど総合的な交通対策を実施した。

(4) 住民のニーズに応えた諸活動

震災直後から、被災住民のパニック防止と治安維持のため、警察官の2交替勤務制をとったほか、地域安全ニュース（1月19日から毎日2万部発行）の避難所への配布・掲示や、全国の警察から約200台のパトカーの応援派遣により、被災地域における重点警戒、広報活動を推進した。

1月20日からは、24時間パトロールをはじめ、警察官3名、兵庫県職員2名による「避難所緊急パトロール隊」によるパトロールを実施した。また、被災住民の不安を少しでも解消するため、規模が大きい避難所に移動交番車を常駐又は駐留して警戒・広報活動を実施した。特に、兵庫県警察



避難所に立ち寄り避難者に声をかける「のじぎくパトロール隊」

から50名、県外の8都道府県警察から100名の総勢150名の婦人警察官から成る「のじぎくパトロール隊」を発足させ、避難所などに対する立ち寄り、連絡活動を行い、女性の持つ優しさや細やかな心配りなどを生かしながら、とりわけ高齢者、婦人など災害の影響を受けた被災者の心のケアに努めた。

2月10日には、被災地域の安全を守り被災住民に安心感を与える活動をより効果的に推進するため、安心ニーズ・情報班、安心生活班、特別取締り班等からなる「地域安全推進本部」を設置して、災害警備本部とともに諸対策を強力に推進した。

具体的には避難所生活による不在家屋を狙った窃盗事件や災害に乗じた悪徳商法の発生、暴力団介入等の懸念に対応するため、被災の激しい地域での24時間パトロール、移動交番所、警察官と県職員合同の避難所緊急パトロールや街を明るくするライトアップ作戦等を実施するとともに、地域安全ニュースの避難所への配布等の広報活動を推進した。

4 海上保安庁

海上保安庁では、1月17日7時に第五管区海上保安本部に「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置し、全国から海上保安官、巡視船艇など、航空

機の応援を受け、発災日から5月31日までに人員延べ約9万5,085名、巡視船艇等延べ約2,912隻、航空機延べ約939機を投入して、被災者の救助救援・捜索活動、消火活動、液化石油ガス漏洩に対する警戒活動、海上交通の安全確保、海底調査等の業務を行ってきた。主な活動は表66のとおりである。

(1) 救援物資、要員の輸送

発災当日から神戸市、淡路島等へ巡視船艇・航空機により食料品、医薬品、毛布、衣料等の援助物資を輸送した。さらに、陸上からの輸送が困難な地域については、ヘリコプターによる輸送も実施した。

[輸送実績]
 毛布1万2,000枚、布団150枚、無線機100台、飲料水ペットボトル約80t、空ポリタンク3,000個、食料品・衣料品・医薬品等約2万4,600箱、おにぎり4万2,000個、ゆで卵3万5,000個、牛乳約10kℓ

また、断水による水不足を補うため、巡視船延べ144隻により神戸市深江浜、西宮市鳴尾浜及び六甲アイランドに清水約1万2,300tを輸送し、給水作業を実施した。

被災地の患者を医療施設に收容するため、ヘリコプターによる急患輸送ルートを確立するなどして、ヘリコプター7機及び巡視艇1隻により急患7人、医師等11名を搬送した。

表66 海上保安庁の活動

投入勢力等	海上保安庁では、1月17日本庁に「海上保安庁地震災害対策本部」及び第五管区海上保安本部に「第五管区海上保安本部地震対策本部」を設置、当日中に巡視船艇36隻、航空機13機を投入、捜索救援や緊急輸送等を組織的に実施する体制を確立。5月31日までに海上保安官延べ約95,085人、巡視船艇等延べ約2,912隻、航空機延べ約939機を投入して様々な災害応急活動を実施。
捜索救援活動等	巡視船艇、航空機等による海上での捜索活動、消火活動、ガス漏洩に対する警戒活動、航路障害物調査、危険海域における航泊禁止措置等を実施
急患、救援要員等の輸送	急患輸送：18人（急患7人、医師等11人） 救援要員輸送（他県派遣職員等）：669人
救援物資等の輸送	清水（給水支援）…約12,300トン 毛布…約12,000枚 飲料水（ペットボトル等）…約80トン 食料品、日用雑貨品、衣料品、医薬品等…ダンボール箱7,261箱及び173トン（ダンボール箱概ね24,600箱相当〈1箱10kg換算〉） 空ポリタンク…3,000個 無線機…100台 布団…150枚 牛乳…約10kℓ（1ℓパック入り×10,000本） おにぎり…42,000個 ゆでたまご…35,000個 その他…エンジンカッター4台、チェンソー1台
救援活動に対する支援	県外等から被災地に派遣された医師等の宿泊施設等として巡視船を提供 ●宿泊状況：宿泊者801名、入浴者594名
地震予知のための海底地形の把握等	測量船により震源域付近を中心に海底変動地形調査を実施

海上保安庁資料

[ヘリコプターによる急患輸送ルート]

- ①神戸港(ヘリコプター搭載型巡視船)～八尾・大阪国際空港
- ②西宮市民運動場～八尾・大阪国際空港
- ③津名臨海グラウンド～姫路陸上競技場、八尾・大阪国際空港

また、被災した地域において救援支援活動に従事する他府県等の派遣職員及び医療活動に従事する医師、看護婦など計669名を巡視船艇延べ87隻、航空機延べ10機により大阪港及び関西国際空港から神戸、淡路島に輸送した。

被災地域において医療活動に従事する県外から派遣された医師・看護婦等延べ801名に対して、ヘリコプター搭載型巡視船延べ7隻により、宿泊の提供を行った。

(2) 航行安全対策

測量船の五管本部「あかし」、六管本部「くるしま」、海上保安庁水路部「海洋」及び特殊救難隊員、潜水士により、損壊した岸壁から流出・沈没したコンテナ、車両等の航路障害物について潜水調査、水深確認調査を実施した。

液化石油ガスの漏洩、ガントリークレーンの倒壊、コンテナの流出・沈没等に伴い、神戸港等の一部海域を航泊禁止とした。



海上保安庁の活動風景

(3) 海底地形調査

震源域の明石海峡付近及び大阪湾の海底地形及び海底地質構造を解明するため、測量船「海洋」「明洋」により海底変動地形調査を実施し、断層8本を確認した。

(4) 航路標識等の復旧

淡路島及び神戸港周辺において、26基の航路標識が送電線の断線、傾斜等の被害を受けた。消灯した防波堤灯台5基については、1月20日までに応急的な措置を講じてすべて点灯させ、その後、被害を受けた全標識の灯火については、3月31日までに従前の機能に復旧させた。

また、大阪湾海上交通センターのレーダーの送受信機が倒壊したことにより、播磨灘海域のレーダー監視が不能となったが、予備装置の搬入により、2月6日に従前の機能を復旧させることができた。

5 海外の救援・救助隊

今回の震災に際しては、海外から次のような救援・救助隊が派遣された。

(1) スイス災害救助隊

スイス災害救助隊は、スイス政府より派遣を受け、隊員25名と捜索犬12頭で編成され、神戸市灘消防署をベースに、4チーム(1チーム隊員4名と犬3頭)に分かれ、神戸市東灘区、灘区、長田区で1月19日から22日まで捜索活動を行った結果、9遺体を発見した。

この隊は、消防士、医師などがボランティアで登録して活動しており、今回の活動に当たっては、神戸市消防局が現場の案内を、兵庫県職員と県・市の国際交流員が連絡調整・通訳を担当し、また富山県の山岳救助犬チームがボランティアでそれぞれ参加した。

なお、捜索犬の入国に当たっては、捜索に支障がないよう、動物検疫について特別措置が講じられた。

(2) フランス災害救助特別隊

フランス災害救助特別隊（フランス内務省所属の組織）は、フランス政府より派遣を受け、隊員60名と捜索犬4頭、自給自足の装備10tで編成され、西宮市消防局をベースに西宮市、神戸市灘区、兵庫区、長田区で1月21日から24日まで捜索活動を行った結果、2遺体を発見した。

21日に来日した同隊は、当日、西宮市の甲子園口のビル倒壊現場で兵庫県警察、西宮市消防局とともに救助作業を実施した。1月22日以降の3日間は神戸市の災害現場で活動し、25日に帰国した。

活動に当たっては、警察本部が現場案内を、フランス総領事館が通訳を担当し進められた。

(3) イギリス国際救助隊

イギリス国際救助隊は、NGO（非政府系団体）として隊員15名で編成され、熱感知器、音探査機、ファイバースコープ等の装備を伴い、神戸クラブをベースに西宮市、神戸市東灘区、中央区、兵庫区、須磨区で、1月23日から26日まで捜索活動を行った。

この隊は、2年間の訓練を受けた消防士、医師、エンジニアなどがボランティアで参加している。活動に当たっては、阪神大震災地元NGO救援連絡会議のメンバー、英国総領事館、県職員が現場案内等を行った。

なお、これらの救助隊から、帰国に際して一様に、大震災にもかかわらず被災者の沈着冷静な対応、勇気、助け合い、復興に向けての順調な活動などに対する評価のコメントがあった。

6 企業自衛消防隊

今回の震災に対して、企業等における自衛消防隊も目覚ましい活動をしている。特筆される企業自衛消防隊の活動状況は次のとおりである。

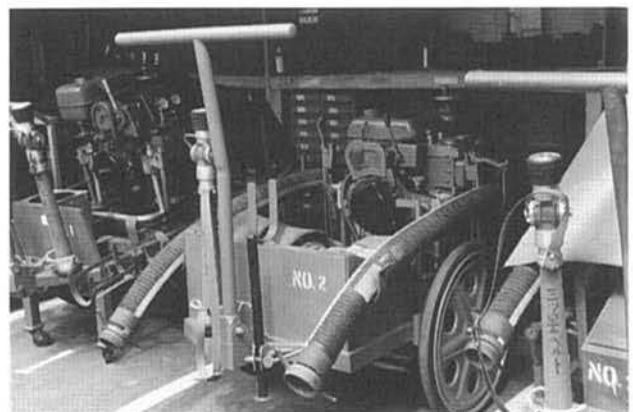
神戸市長田区東尻池7丁目の火災には、工業用ベルト等の大手メーカー、三ツ星ベルト神戸工場の自衛消防隊が住民と一体となって消火活動を行い、民家等への延焼を食い止めた。

地震発生後、火災発生の知らせを受けて、夜勤で工場に勤めていた自衛消防隊員60名は、工場内の可搬式動力ポンプを工場の貯水槽（200t）に設置、ホース10本を延長して、消火活動を開始した。貯水槽の水を使い果たした後、工場北側道路にある公設防火水槽50tに部署替えし放水を続けたが、この防火水槽の水も使い果たし、さらに工場内にある井戸に部署替えし、2線放水を継続した。

12時15分に消防隊が到着し、消火活動を開始してからも、自衛消防隊は消防隊と協力して消火活動を実施し、20時に鎮圧した。

同工場は日ごろから消火訓練を実施しており、地震が起こる2カ月前にも、多くの参加者による防災訓練を実施していた。

神戸市東灘区御影浜町で発生した液化プロパンの漏洩事故に際し、他都市のダイセル工業姫路製



三ツ星ベルト株式会社の可搬式動力ポンプ

造所網干工場の防災組織をはじめ10事業所等の石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織から、大型化学車など13台の応援を受けた。

7 自主防災組織

兵庫県においては、これまでも自主防災組織の育成強化に努めてきた。しかし、火災や風水害の災害時においては組織的活動が可能な自主防災組織も、今回の震災においては、組織を構成している世帯の多くが被災するという状態となった。

そうしたなか、自主防災組織の隊員のなかには、平常時に訓練、研修してきたことを生かし、地域において率先して初期消火活動、家屋の下敷きになった人々の救出活動などを実施した事例が多数みられた。

震災に際して、多数の住民・住民組織による自発的かつ懸命な生き埋め者の救出救助活動、消火、延焼の防止活動が各地で行われ功を奏している。特に神戸市の長田区、東灘区、灘区等、火災の発生した地域においては、住民によるバケツリレーや地域企業の自衛消防隊の防災資機材を用いた消火活動により、火災の延焼が防止されている。

長田区戸崎通では、通行人を含む住民約100人が一致協力して、燃え上がる家並みを囲むように50mにわたり防火水槽の水をバケツリレーした。家々に水をかけ、あるいは延焼路となる倉庫を取り壊すなど、懸命の活動を行い、延焼を食い止めることに成功している。

また、西宮市では、発災から3日間における火災は41件（再燃火災6件を除くと35件）で、住民が初期消火を実施している火災は28件、全体の80%を占める。このうち4件が消防隊の手を経ずに、付近マンションの消火器や家庭の消火器を持ち寄り、あるいは付近の河川、井戸、側溝、学校のプールなどからバケツリレーを行い、消火に成功している。住民が初期消火を行った28件の器具等の使用状況は、表67のとおりである。

また、生き埋めによる災害現場も随所で発生し、次々と救助を求めて住民が消防署に駆け込んできた。消防署員が出払った消防署では、状況を説明し住民の求めに応じてハンマー、鳶口、はしご、スコップ、ホース、防火衣など、各種資機材を提供して住民自らの作業を依頼した。道具を受け取った住民は、積極的に救出活動を行うなど、全市域において大きな成果を上げた。

主な事例を紹介する。

- 神戸商船大学白鷗寮自治会（有田俊晃・自治会長、神戸市東灘区）は、震災当日、自治会長の指揮のもと、寮にいた約250名の寮生が、それぞれ海洋実習で使用する安全靴、軍手、懐中電灯を準備し、2～3名1組でチームを組み、組織的な救助体制を確立し、倒壊した家屋から約100人の生き埋め者を救出するなど、人命救助活動を実施した。
- 海技大学校（米澤弓雄・校長、芦屋市）の在寮学生等は、発災直後、大学校付近の倒壊家

表67 西宮市の初期消火器具等の使用状況

		総数	建物火災	車両火災	備考
初期消火実施件数		28件	25件	3件	
器具別	粉末消火器	18件	15件	3件	うち3件は、約100本使用した現場 河川、側溝、プール等使用 マンション会社寮等使用
	水バケツ（バケツリレー）	14件	14件		
	屋内消火栓	4件	4件		

西宮市消防局調べ



住民自らの積極的な救出活動がみられた

屋に急行し、約50人の生き埋め者の救出をするとともに、負傷者に対する応急処置、病院への搬送等を行った。

- 藤堂工務店（藤堂敦義・社長、神戸市灘区）は、自社所有のパワーショベルを社長自ら操作し、救出活動を展開した。
- 高羽自主防火推進協会（尾花白峰・会長）は息子さんと2人で、高德町1丁目付近において倒壊建物の下敷きになった人の救出活動を行った。その後、避難所（児童館）を開設するとともに、避難所における救援物資の配給等を行った。
- 医療法人神戸健康共和会東神戸病院（日高隆三・院長、神戸市東灘区）は、震災により発生した救急患者を昼夜を通して受け入れたうえ、病院を挙げて避難所等を巡回した。
- 医療法人一高会野村海浜病院（神戸市須磨区）は、地震発生後、いち早く診療体制を整え、

迅速に診療を実施した。地震当日には300人、1週間では1,300人を診察した。ほかに救急隊の受入れ回数は1週間で37回、傷病者56人の搬送を受け入れた。

- 北淡町町内会連合会（松田弘實・会長、津名郡北淡町）は悪天候、余震、火災等のもと、町内会として安全かつ的確な避難誘導、行方不明者の捜索を行うとともに、住民の自主的な避難所運営体制を確立し、避難生活の安定を図るなど、被害の軽減に多大な貢献をした。
- 花山台自治会（村井文彦・自治会長、神戸市北区）は、1月22日2時30分ごろ、花山台の避難勧告（9地区、123世帯369人）に際し、関係住民への避難の呼びかけ、関係機関との連携、家屋・宅地の危険度のチェックなどを実施した。

表68は、阪神間6市の自主防災組織の概要であ

るが、今後は、初動期の人命救助、消火活動等におけるコミュニティの役割を考慮して、防災意識の高揚に努めながら、コミュニティに根ざした自

主防災組織の充実に一層取り組み、住民総ぐるみの防災体制づくりに努める必要があると考えられる。

表68 阪神間6市の自主防災組織（概要）

クラブ・団体名	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	伊丹市	川西市	6市合計	
自主 防災 組織	婦人防火	66クラブ 4,518人	25クラブ 551人		6クラブ 136人	6クラブ 119人	3クラブ 124人	106クラブ 5,448人
	少年消防	41クラブ 36,270人	1クラブ 25人	1クラブ 39人	2クラブ 43人	9クラブ 1,366人	1クラブ 20人	55クラブ 37,763人
	幼年消防	37クラブ 3,633人	9クラブ 925人		27クラブ 1,624人		10クラブ 615人	83クラブ 6,797人
	シルバー防火	7クラブ 403人	3クラブ 1,255人					10クラブ 1,658人
	その他消防	11クラブ 1,307人						11クラブ 1,307人
	防災会	16団体 12,230世帯	31団体 36,914世帯			1団体 99世帯	1団体 306世帯	49団体 49,549世帯
	自主防火町	18団体 6,603世帯						18団体 6,603世帯
計	162クラブ 46,131人 34団体 18,833世帯	38クラブ 2,756人 31団体 36,914世帯	1クラブ 39人	35クラブ 1,803人	15クラブ 1,485人 1団体 99世帯	14クラブ 759人 1団体 306世帯	265クラブ 52,973人 67団体 56,152世帯	



平時の訓練が功を奏する事例が数多くみられた

8 婦人消防隊

今回の震災に際しては、婦人消防隊の活動も見逃さない。神戸市では、婦人消防隊は昭和39年に北区において発足し、現在、北区に道場・八多・大沢・長尾・上淡河・淡河の6隊があり、隊員数は365名である。

婦人消防隊は、災害時には消防団員の支援や被災家族に対する援護活動を、平常時には地域の婦人会などを通じて家庭での防火、応急処置の普及、広報に努めている。

阪神・淡路大震災では、地区婦人会等と協力して、表69のように1月17日からおにぎりの炊き出しを行い、東灘、兵庫、北区対策本部等を通じて被災住民などに配付したり、2月から避難所でおにぎりや味噌汁等の炊き出しを行うなど、避難所暮らしの続く市民に温かい食事を提供することで元気づけ、被災者から喜ばれた。

表69 神戸市北区婦人消防隊の活動状況

月 日	1月17日	1月18日	1月19日	1月20日～1月31日	
炊き出し内容	おにぎり 2,000個	おにぎり 6,050個	おにぎり 4,550個	毎日、おにぎりの炊き出し 計61,930個	
搬 送 先	北区対策本部	兵庫、北区対策 本部	北区対策本部 長田消防署	東灘、灘、兵庫、長田区対策本部他	
月 日	2月1日	2月2日	2月3日	2月5日	2月10日
炊き出し内容	味噌汁1,000食	豚汁7,000食	豚汁9,000食	豚汁1,000食	おにぎり、味噌 汁各1,000食
実 施 場 所	生田中学校	東須磨、板宿小 学校	長楽小学校	長田区民勤労セ ンター他	旧長田区役所
参 加 人 員	1隊10名	5隊25名	4隊20名	6隊30名	1隊15名
備 考	自治会と合同	日本防火協会主 催、他都市防火 クラブ員と	日本防火協会主 催、他都市防火 クラブ員と		
月 日	2月21日	2月23日～28日		3月13日	
炊き出し内容	おにぎり、味噌 汁各1,000食	毎日おにぎり、味噌汁各1,000食 計6,000食		ぜんざい 3,000食	
実 施 場 所	真陽小学校	都賀川中公園、真陽小学校 長楽小学校、長田高校他		真陽、長楽 二葉小学校	
参 加 人 員	2隊10名	延べ9隊45名		6隊30名	
備 考	婦人会と合同	婦人会と合同			

神戸市消防局調べ

9 ボランティア活動

災害発生後、国内外から多数のボランティアが駆け付け、救援物資の搬出・搬入、避難所の運営、安否確認、炊き出し、水くみ、医療介護など各種のニーズに対応する多種多様な活動が行われ、これらボランティアの活動は災害時における救助等の活動及び復旧活動を迅速かつ的確に実施していく上において重要な役割を担った。その主な内容は次のとおりである。

(1) ボランティア活動の概要

発災後1カ月間に活動した一般ボランティアは、延べ62万名と推計される。

活動区分ごとで1日当たりのボランティアの数

は避難所1万2,000名、物資搬出入3,700名、炊き出し準備・地域活動など4,300名と推計され、1日平均ボランティア数は2万名にのぼる。(なお、この推計は兵庫県が、避難所緊急パトロール隊による実態調査、各市町対策本部への電話照会、活動団体への電話照会を基に算定。)

混乱した状況下でのボランティアの目覚ましい活動ぶりは、被災者に多くの勇気と希望を与え、その人間愛から出た献身的な姿に内外から賞賛の声が揚がった。また、被災者同士が互いに励まし合い、分かち合う姿も地域の随所で見受けられた。

兵庫県では、県下の全市町ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを設置し、ボランティア活動の推進体制の整備を図ってきた。しかし、予想をはるかに超えた今回の災害では、大量のボランティアニーズと活動者を効果的に結

び付けることはなかなか困難であった。そのため、市町での取り組みに加え、県ボランティアセンターと一体となり、ボランティア活動の広域調整やニーズの把握等を行うこととした。

(2) ボランティア活動受入体制等の整備

阪神・淡路大震災の発生とともに、救援物資の搬出・搬入や避難所の運営、被災者の在宅支援など、多種多様なボランティアのニーズが生じた。兵庫県には、住民のボランティア活動の拠点となるボランティアセンターが全市町社会福祉協議会に設置されているが、被災地ではセンターの職員が被災したり、センター自体が避難所になるなどして、災害発生直後は、その機能を十分に発揮できない状況となった。

しかし、今回の震災が広範囲にわたったことや被害の甚大さから、ボランティアの活動範囲が広域にわたるとともに、ボランティアのニーズも日を追うにつれて増えていった。また、こうした状況がマスコミ等で報道されると、兵庫県内はもとより全国から、ボランティアの申し出が殺到するようになった。

例えば兵庫県社会福祉協議会ボランティアセンターにおいても、震災直後からボランティアの申し込みが殺到したので、被災地の市町社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図りながら、ボランティアの相談、調整を行った。特に、兵庫県社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、個人からのボランティア活動の申し出に加え、各種団体からの問い合わせが多かった。

こうした殺到するボランティアの申し出に対応すべく、ボランティアの受入れ体制も、日を追うごとに整えられていった。

1月18日には神戸市をはじめとする被災市町村は、被災市町村福祉協議会、民間のボランティア団体等の協力を得て、ボランティアの受入れ窓口の整備を行った。1月20日、兵庫県は災害対策本

部にボランティア推進班を設置した。

1月23日には、厚生省、全国社会福祉協議会、近畿ブロック府県社会福祉協議会、大阪府等が中心となり、大阪府社会福祉協議会内に「社会福祉関係者兵庫県南部地震対策救援合同対策本部」を設置し、西宮市に現地事務所を設置してボランティア活動を展開するとともに、県外からのボランティアについては、大阪府社会福祉協議会が窓口となって需給調整を行うようになった。その後、加古川市、津名郡一宮町、芦屋市、神戸市兵庫区に次々と現地事務所を開設し、地域の福祉ニーズに対応したきめ細かい活動を展開した。

一方、兵庫県内外及び海外のボランティア団体やNGO団体が、続々と現地に入り、活動を開始した。1月20日には「地元市民(NGO)救援連絡会議」(後に「阪神大震災地元NGO救援連絡会議」)や「阪神大震災被災地の人々を応援する市民の会」などが発足し、それぞれの団体間でネットワークを組織し、連絡を取り合いながら、独自の救援活動の輪を広げていった。

一般にボランティア活動においては、活動中に活動者自身がけがをしたり、第三者の身体等に損害を与えた場合などに、金銭的な保障をするボランティア保険制度があるが、兵庫県では従来から、県社会福祉協議会が「兵庫県ボランティア災害共済」等を設けている。今回の震災後、新たに余震によるけがを保障対象とする「天災危険担保付行事用保険」を設置するほか(1月26日)、特例措置として電話連絡のみで加入できることとなった。

なお、2月1日から(社)日本損害保険協会では、被災市町におけるボランティア活動者の保険料(余震によるけが等も対象)の1カ月分を負担し、各自治体への義援金とすることとした。神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、北淡町がそれぞれ協会に申し出を行い、これらの市町におけるボランティア登録者はこの保険の対象とされた。

2月に入ると、兵庫県では、各被災地の社会福

社協議会を訪問して現場の活動状況を把握し、兵庫県下の被災地以外から被災地へのボランティア派遣システムを構築するなど、広域的なボランティアの支援体制を組織した。

(3) ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容としては、炊き出し、救援物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所における手伝い、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送、夜間防犯パトロール、交通整理等の広範な活動が行われた。また、震災日以降、1月22日までに19件、1月23日から30日の間に26件など、兵庫県外の医療機関や個人から医療ボランティアの申し出が兵庫県に寄せられ、避難所や救護所での献身的な活動に従事した。

兵庫県では、医療ボランティアの宿泊施設として、1月21日に海上保安庁の協力により、ヘリコプター搭載型巡視船等を確保し、1月23日には国の現地対策本部における医療ボランティアの一元的管理体制を整備して救護センター、救護所への派遣を確保した。

さらに、1月17日、被災病院や転送患者を受け入れた病院からの看護婦の応援要請を受けて、県看護協会に協力体制を依頼するとともに、翌18日、関係市の災害対策本部において、個別のボランティアの申し出に対応することとした。

1月20日になると、日本看護協会が「兵庫県南部地震対策本部」を設置、兵庫県立看護大学に「日本看護協会現地対策本部」、兵庫県看護協会に「兵庫県看護協会ボランティア調整本部」をそれぞれ設置するなど支援体制を整備し、1月23日から日本看護協会現地対策本部が窓口になって、看護ボランティアの派遣を開始した。現地対策本部の主な業務は、派遣要請の取りまとめ、ボランティアの宿泊先の確保、ローテーションの編成、派遣先のフォローアップなどであった。その間、兵庫県

では派遣要請施設、ボランティア宿泊施設等の情報提供、関係医療機関等の調整などに努めた。

この結果、地震発生から2月17日までの間、民間の中小病院への派遣を中心に、ピーク時には1日100名前後が派遣されるなど、被災地の病院や避難所等に延べ55施設1,728名の看護ボランティアが派遣された。

このほか、特殊技能を生かしたボランティアとしては、前述した医師等の医療救護活動のほか、薬剤師による医薬品救援物資の仕分け、建築士による建築物の応急危険度判定、弁護士による法律相談、手話通訳・外国語通訳等による情報提供等の活動が行われた。

これらの多岐にわたるボランティア活動を行ったボランティアの数は、兵庫県の調べによると4月18日までの3カ月の間に延べ117万名にのぼった。



混乱した状況下でのボランティアの活動は被災者に勇気と希望を与えた